

令和 6 年 第 3 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

総務企画委員会記録（第 2 号）

開会の日時、場所

年月日 令和 6 年 10 月 25 日（金曜日）
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午後 2 時 18 分
場 所 第 7 委員会室

議 会 事 務 局 長 平 田 正 志
総 務 課 長 棚 原 なおみ

本日の委員会に付した事件

- 1 令和 6 年 令和 5 年度沖縄県一般会計決算
第 3 回議会 の認定について（企画部、出納
認定第 1 号 事務局、監査委員事務局、人事
委員会事務局及び議会事務局所
管分）
- 2 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎		
副委員長	高 橋 真		
委 員	宮 里 洋 史	徳 田 将 仁	
	島 尻 忠 明	呉 屋 宏	
	島 袋 大	幸 喜 愛	
	照 屋 大 河	仲宗根 悟	
	渡久地 修	大 田 守	

欠席委員

委 員 当 山 勝 利

説明した者の職・氏名

企 画 部 長	武 田 真
交 通 政 策 課 長	平 良 秀 春
交 通 政 策 課 長	佐久本 愉
公 共 交 通 推 進 室 長	
交 通 政 策 課 副 参 事	西 垣 紀 子
県土・跡地利用対策課	池 村 博 康
跡 地 利 用 推 進 監	
科 学 技 術 振 興 課 長	大 城 友 恵
地 域 ・ 離 島 課 長	島 袋 直 樹
会 計 管 理 者	友 利 公 子
会 計 課 長	仲宗根 園 子
監 査 委 員 事 務 局 長	茂 太 強
人 事 委 員 会 事 務 局 長	森 田 崇 史

○西銘啓史郎委員長 ただいまから総務企画委員会
を開会いたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監
査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務
局長の出席を求めています。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項
の調査について」に係る令和 6 年第 3 回議会認定第
1 号の決算の調査を議題といたします。

それでは、企画部長から企画部関係決算事項の概
要説明を求めます。

武田真企画部長。

○武田真企画部長 委員の皆様おはようございます。

それでは、企画部の令和 5 年度歳入歳出決算説明
資料について御説明いたします。

資料の 1 ページをお願いいたします。

企画部は一般会計のみとなっており、所管の歳入
決算総額は、予算現額（A）欄になりますが、321億
6878万 4032円に対し、調定額（B）欄 269億 2651万
4972円、収入済額（C）欄 269億 2591万 1772円、不納
欠損額（D）欄 0 円、収入未済額（E 欄）60 万 3200 円
となっております。

（款）ごとに御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額 534 万 9000 円、
調定額、収入済額ともに 237 万 3030 円であります。こ
れは主に行政財産使用許可に係る使用料収入であり
ます。

（款）国庫支出金、予算現額 290 億 3715 万 5032 円、
調定額、収入済額ともに 244 億 2741 万 7111 円であり
ます。これは主に（項）国庫補助金の沖縄振興特別推
進交付金や、（項）委託金の統計調査総務費であり
ます。

（款）財産収入、予算現額 2 億 7337 万円、調定済
額、収入済額ともに 2 億 9697 万 4313 円であります。
財産収入の主なものは、（項）財産運用収入（目）財
産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地等内土地
貸付料であります。

資料 2 ページを御覧ください。

(款) 繰入金、予算現額10億8890万5000円、調定済額、収入済額ともに10億6987万3109円であります。これは主に、沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金からの繰入れであります。

(款) 諸収入、予算現額5億6190万5000円、調定済額が4億9647万7409円で、収入済額が4億9587万4209円で収入未済額が60万3200円となっております。収入済額の主なものは、(項) 貸付金元利収入の地方総合整備資金貸付金元利収入であります。収入未済額は、(項) 雑入、(目) 雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取消しに係る返還金であります。

(款) 県債は、予算現額12億210万円、調定額、収入済額ともに6億3340万円であります。これは主に、離島地区情報通信基盤高度化事業に係る起債であります。

資料3ページを御覧ください。

令和5年度一般会計歳出決算について御説明申し上げます。

企画部の予算は、(款) 総務費に計上されており、歳出決算総額は、予算現額(A) 欄400億2373万4460円に対し、支出済額(B) 欄338億2573万3181円、翌年度繰越額(C) 欄47億9478万6760円、不用額(D) 欄14億321万4519円となっております。予算現額に対する執行率は84.5%、繰越率は12.0%であります。

翌年度繰越額(C) 欄について御説明申し上げます。

(項) 企画費の繰越額21億1559万760円のうち、(目) 企画総務費1億1035万4000円は、通信施設改修事業において、台風6号の影響による設計業務の遅れなどにより、必要な工期が確保できなかったことに伴い、年度内完了が困難となったことによる繰越しであります。

(目) 計画調査費20億523万6760円は、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業や、大東地区情報通信基盤整備促進事業などにおいて、計画変更等に伴い、年度内完了が困難となったことによる繰越しであります。

(項) 市町村振興費の繰越しは、(目) 沖縄振興特別推進交付金26億7919万6000円となっており、主な要因としては、市町村事業における実施設計の見直し、資材の納入遅延等に伴う事業期間の見直しなどが生じたことによる繰越しであります。

不用額の(D) 欄の主なものについて御説明申し上げます。

(項) 総務管理費の不用額1419万4343円は、主に

特定駐留軍用地等内土地取得事業における公有財産購入費の執行残によるものであります。

(項) 企画費の不用額6億4807万7440円のうち、

(目) 企画総務費に係る主なものは、職員費(企画調整課)における人件費の執行残によるものであります。

(目) 計画調査費に係る主なものは、令和4年度から繰り越した沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業の執行残や、離島地区情報通信基盤高度化事業における、経費節減に伴う不用などによるものであります。

(項) 市町村振興費の不用額6億8090万6852円は、主に(目) 沖縄振興特別推進交付金において、市町村事業における事業計画の変更等による交付金の執行残であります。

(項) 選挙費の不用額253万4149円は、主に選挙啓発費における旅費、役務費等の執行残であります。

(項) 統計調査費の不用額5750万1735円は、主に職員費(統計課)における人件費の執行残であります。

以上で企画部所管の令和5年度一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から出納事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

友利公子会計管理者。

○友利公子会計管理者 おはようございます。

では、出納事務局所管の令和5年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、スマートディスカッションに掲載されております令和5年度歳入歳出決算説明資料に基づきまして、御説明いたします。

ただいま表示しました令和5年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは資料の1ページを御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

予算現額の計(A) 欄は29万4000円で、(款) 使用料及び手数料、(款) 財産収入、(款) 諸収入の合計となっております。

調定額(B) 欄は17億2337万9044円で、収入済額(C) 欄も同額となっております。

(款) 使用料及び手数料の(項) 証紙収入については、各部局で予算を計上していることから、予算現額の計(A) 欄は0円となっております。

証紙収入の調定額及び収入済額については、出納

事務局売りさばき分を計上しております。

次に、資料の２ページの歳出決算状況について御説明いたします。

予算現額の計（Ａ）欄は８億６７８６万９０００円で、内訳は（款）総務費、（項）総務管理費となっております。支出済額（Ｂ）欄は８億３７７８万６４５０円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は９６．５％となっております。不用額は３００８万２５５０円で、その主なものは、役務費、委託料、人件費等の執行残となっております。

以上で、出納事務局の令和５年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

茂太強監査委員事務局長。

○茂太強監査委員事務局長 委員の皆様、よろしくお願いいたします。

監査委員事務局の令和５年度歳入歳出決算概要につきまして、今、表示している説明資料に基づいて説明いたします。

初めに、歳入決算の状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示しました令和５年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳入総額は、予算現額（Ａ）欄２万３０００円に対し、調定額（Ｂ）欄、収入済額（Ｃ）欄と同額で２万８６６８円となっております。その内容は、会計年度任用職員等に係る雇用保険料本人負担分の受入れであります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示しました、令和５年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳出総額は、予算現額（Ａ）欄の１億９６７８万２０００円に対し、支出済額（Ｂ）欄は１億９１０３万８７３７円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は９７．１％となっております。不用額は５７４万３２６３円で、その主なものは、委託料及び旅費等の執行残となっております。

以上で監査委員事務局所管の令和５年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 監査委員事務局長の説明は終

わりました。

次に、人事委員会事務局長から、人事委員会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

森田崇史人事委員会事務局長。

○森田崇史人事委員会事務局長 おはようございます。

それでは、人事委員会事務局所管の令和５年度歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

まず、歳入決算状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示いたしました令和５年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

人事委員会事務局の歳入総額は（款）諸収入の収入済額（Ｃ）欄が、１６９万８８２２円となっております。その主な内容は、公平審査・苦情相談業務の受託料、警察官採用共同試験の実施に係る経費でございます。調定額に対する収入済額の割合は１００％となっております。

続いて、歳出決算状況について御説明いたします。

ただいま表示いたしました令和５年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

（款）総務費、（項）人事委員会費の歳出総額は、予算現額（Ａ）欄１億７８７２万３０００円に対し、支出済額（Ｂ）欄１億７４１３万４５２５円、執行率は９７．４％となっております。また、不用額は４５８万８４７５円であり、その主な内容は、人件費及び旅費の執行残でございます。

以上で人事委員会事務局所管の令和５年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から、議会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

平田正志議会事務局長。

○平田正志議会事務局長 おはようございます。

それでは、議会事務局所管の令和５年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しました令和５年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳入総額は、（Ｂ）欄、調定額の２５７万３１４１円に対し、（Ｃ）欄、収入済額が２５７万３１４１円、収入済額の割合は１００％となっております。

収入済額のうち（款）使用料及び手数料４１万６９９７円は、議会棟１階ラウンジなどの建物使用料であります。（款）諸収入の２１５万６１４４円は、１階ラウンジの

電気代等の雑入であります。

次に、歳出決算について御説明申し上げます。

ただいま表示しました令和5年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳出総額は、予算現額（Ａ）欄、14億1976万6000円に対し、支出済額（Ｂ）欄、13億8057万4874円、右端の不用額が3919万1126円で執行率は97.2%となっております。不用額の主な内容は目別に御説明しますと、（目）議会費の不用額2163万9480円は、旅費や政務活動交付金の執行残となっております。

次に、（目）事務局費の不用額は1755万1646円は、職員費、共済費、旅費等の執行残となっております。

以上が議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようにお願いします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡について確認）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮里洋史委員から質疑時間の全てを呉屋宏委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席をする必要がありますので、御承知おきください。

それでは、これより直ちに企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、議会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 それでは、企画部をよろしくお願

いいたします。

主要施策の45ページです。離島航路船員確保・育成支援事業ですが、これは令和5年度から始まった新規事業ということで、13年度までの事業期間なんですけれども、この内容についてお聞きしたいと思います。

○西垣紀子交通政策課副参事 この事業は、離島航路の船員不足等の課題解決に向け、県内高校生を対象に、船員に必要な国家資格受講にかかる受講費用や交通費などの支援に加えて、船員の就業体験、この体験に関しては水産系以外の高校生となりますが、就業体験に加えて、現在、船員として働いている方々への質の向上を目指して、研修に係る費用を支援している事業となっております。

○仲宗根悟委員 目的・内容を読みますと、離島航路の確保、船員の確保ということで、私たちの認識といいたいでしょうか、水産高校を修了しますと、おのずとそういった船員として就職するというふうに考えているんですが、水産高校のみでは確保できないというんでしょうかね。それで、水産高校以外の高校生にも対象を広げて体験をしていただくようなことなんでしょう。現状はどうなんですか。水産高校の卒業生で、船員の確保というのは非常に難しいんでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事 委員おっしゃるとおり、水産系、水産高校とかを卒業した方々というのは、やはり船会社であったりというところで就職して、ほぼほぼ就職しております。

ただ、やはり県外の船会社に就職するというのが多くて、県内の離島の船会社への就職というのがまだまだ、やはり足りていないというところで、今回、県として令和5年度から新規事業として立ち上げております。

以上です。

○仲宗根悟委員 この事業の効果の中でなんですけれども、研修受講や海技免許取得に必要な講習費用を補助するというようなことがあるんですが、この事業の中で、そういった海技免許取得まで至るといような内容なんでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事 委員おっしゃるとおりで、海技免許、要は国家資格ですね、これに関する受講に係る費用も支援をしております。実際、この国家資格以外に無線であったり、救命救急であったり、そういった資格に関する支援、受講もしております。実績としましては、延べとなりますが68人の方が、実際にこの資格の試験を受けているという

形となっております。

以上です。

○仲宗根悟委員 課題の中で、今度は少なかったというようなお話をしているんですが、今お話しいただいた受講資格か、68名が受けたと。これ全体で応募したのがその数なのか、応募数の中から68名が受けたというような内容になっているのでしょうか。恐らく、水産高校以外の県内の全校の高校に募集をかけたと思うんですけれども、どんな内容になっているのでしょうか。どのぐらいが集まって68名に至ったのかなと。

○西垣紀子交通政策課副参事 すみません、ちょっと私の説明がよろしくなかったのかもしれませんが、この資格取得に関しては水産系の高校生も対象としております。希望者の方は68人全員がその資格試験を受講したという形となっております。

ただ、やはり、ちょっと課題に書かせていただいておりますが、県が想定していた人数よりも少なかったというところは、やはりまだ周知が足りていなかったのかなというところは、今後の課題として記載させていただいているところです。

以上です。

○仲宗根悟委員 今回、初年度ということもあったと思うんですけれども、これから年度を重ねるにつれて、受講される方々、応募する方々は多いと思います。ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

あとは、53ページなんですけど、離島・過疎コミュニティビジネス支援事業。これ令和元年度から6年度までということなんですけれども、共同売店の支援だと思うんですけれども、これの内容についてぜひお聞きしたいと思いますが。

○島袋直樹地域・離島課長 お答えいたします。

離島や過疎地域における持続可能な地域コミュニティの維持・再生のため、地域住民の創意工夫によるコミュニティビジネス構築に向けた地域団体の活動に対して、その費用を補助するとともに、専門家を派遣して助言などの支援を行っております。コミュニティビジネスの構築に向け、将来性、発展性のある団体を先導モデル団体として選定しており、経営改善に係る相談対応、事業計画、収支計画の策定支援などを行っております。支援期間は最長2年、補助上限額は1事業者150万円としております。具体的には共同売店の経営改善だとか、ヤンバル山菜の販売促進、地域住民の交流を活性化するための健康長寿教室の開催など、また必要な備品の購入などの取組を支援しており、令和4年から6年度まで

8団体へ伴走支援を実施しているところでございます。

○仲宗根悟委員 過疎地域の共同売店というのは、こちらでしかできないところというのはいっぱいあると思うんですよ。こっちが消えるとまた不便をきたすと。生活する上で必要な商品といいましょうか、その取得ができなくなるというようなことで支援をしていると思うんですが、これが6年度までということと、もう一つはモデル事業なんですと。あとは皆さん、市町村に活動を広めていく必要があるというように結んでいるんですけれども、モデル事業として県がやりました、そして市町村がどうぞまた引き継いでやってくださいというものなんでしょうか、そういうこと。

○島袋直樹地域・離島課長 お答えします。

令和7年1月頃に、シンポジウムを開催しようと計画しております。類似市町村や他の地域団体のコミュニティビジネス構築に向けた取組を紹介する一方、今回支援した8団体もシンポジウムに呼んだり、そのほか離島の地域でも、共同売店とか、取組とか進んでいる地域もございますので、その地域も呼んだりしてシンポジウムを開催しようと思っております。その際は会場で集めて、会場に来た中でまた議論もできますし、またオンラインでも配信しようと思っておりますので、幅広く横展開しようと考えております。

○仲宗根悟委員 共同売店の何ていうんですか、運営そのものというのが非常に厳しい状況だと私は思うんですけれども。それを簡単に言えば、周辺の皆さんの生活のために支援をして運営をずっと続けていってほしいと、そういうのが一番の目的だろうと思うんです。だから、今後この共同売店へ支援しながら、やはりなくてはならない部分だと思うんですが、県の支援の対応というんでしょうか、そういうのを将来にわたってどういうお考えなのか。よろしくをお願いします。

○島袋直樹地域・離島課長 本事業では、地域団体等が作成した短期的な計画に基づく活動を支援しているところで、その後の活動とか実施体制を維持することに課題があるというのは、委員御指摘のとおりだと思っております。

このため、地域住民創意による中長期的な将来ビジョン作成だとか、持続的な組織体制の構築を支援することについては、どうしたらいいのかというのをまた今後、本年度検討していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 ぜひお願いしましょうね。

あと、これは企画の課題かな、土木かなと非常に悩んだんですが、与那国の祖納港の活用なんですけれども、海上輸送あるいは旅客輸送の港だと思うんですが、ただ、港内の工事がまだ進んでいなくて、大体活用しているのが久部良かな、久部良漁港のほうを使っていると伺ったんですけれども、祖納港の活用方法というんでしょうか、交通政策としてはどういうお考えなのかなと思ってですね。

○武田真企画部長 これは、所管は土木部のほうになっていて、ちょっとこちらのほうでは特に対応していないです。

○仲宗根悟委員 何ていうんでしょう、港湾内の工事が進まないことには、皆さんの海上輸送はできないと思うんですよね。土木が所管だとは思いますが、ただ、ここで言う海上輸送ですか、物流ですか、あるいは旅客輸送の面からすると、企画の皆さんも実際に使わないといけない港なんだと。こちらの工事が進まない関係上、漁港を使わざるを得ないような状況ですよということだとすると、皆さん側からもやはりアプローチするとか、要請をするとか、今予算が止まっていて、どうも工事が進まないという状況は土木から伺っているんですよ。企画の関わりというんでしょうか、そういった面からすると、やはり皆さんも関わらないといけない部分じゃないのかなというふうに思っているんですが、その辺のところはいかがでしょう。

○平良秀春交通政策課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、離島の航路というのは非常に重要な役割を果たしています。特に与那国ということとございますと、物流の面で非常に大きな役割を果たしております。

交通政策課としてはフェリー、この離島航路の維持について、与那国町とも連携しながら、国とも連携して支援しているところでございます。この与那国町、あとは与那国町の中のいろいろな団体の方々、あと県、国も入って、実はこの地域の分科会というのがありまして、その中で航路の維持の在り方だけではなくて、利活用に合わせたこの環境について、地域の御意見等も聞きながらこれまで進めてきているところでございます。

今のお話もこの分科会の中でも上がっていた部分もございまして、これについては土木部のほうにも、我々のほうから共有しながら改善策を対応していただくということで進めていきたいと思っているところでございます。

○仲宗根悟委員 ぜひ、提携して頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長 高橋真委員。

○高橋真委員 すみません、決算書を見ていたら質疑をしたくなったので、決算書から質疑をさせていただきたいと思います。

令和5年度歳入歳出決算説明書企画部の1ページ目になります。

(款) 使用料及び手数料ですね。項目が証紙収入298万円、当初の予算現額であります。調定収入ともゼロで推移して、執行率もゼロであります。この歳入の性質、こういったものか教えていただきたいと思います。そして、ゼロで決算した理由ですね、教えてください。

○仲宗根園子会計課長 お答えします。

証紙収入につきましては、証紙収入の調定額と収入済額については、地方自治法におきまして、証紙の売りさばき代金をもって歳入とすると定められておりまして、証紙の売りさばきを行う証紙取扱い者となっております出納事務局のほうで、調定、収入を行っております。

予算のほうは、使用料及び手数料を証紙による収入の方法で徴収している各部局において、予算を計上しているところです。ですので、予算の計上は今、各部でやっていただいているんですけれども、実際に証紙取扱い者が売りさばき人に売りさばいた代金を、そこの売りさばき代金について、調定、収入するというのが地方自治法で定められておりますので、予算と決算が分かれているような状況となっております。

以上です。

○高橋真委員 では、298万と見込んだのはどういう理由からですか。

○武田真企画部長 主な証紙収入としては、県土保全条例による申請手数料とか、不動産鑑定の更新手数料、そういったものが証紙収入として入る用途になっておりますので、例年の執行状況を見ながら、それで予算計上させていただいているというところになります。

○高橋真委員 では、決算出納閉鎖期間まで、この項目がゼロになるまで分からなかったというものでありますか。

○友利公子会計管理者 先ほど会計課長のほうからも説明させていただいたんですけれども、調定と収入というのが、先ほどあったように地方自治法で定

められていて、証紙売りさばき人へ証紙を売り渡した際の代金ということで計上していくんですね。ですので、各部局で証紙で使用料、手数料を徴収するようなものについては、予算をそれなりに計上するわけですが、実際には、県が証紙を売りさばいた額でしか決算には出てこないということになります。ちなみに、この証紙を売りさばくときに売り払うんですけども、その証紙の取扱い者というのはうちの会計課だけではなくて、また名護県税事務所だったり、コザ県税事務所だったり、県税のところ、証紙もやっているんですけども、それを全部合計した額で最終的な県の決算のときの収入というところに出てくる形になりますので、各部局ではこの調定とか、収入は出てこないです、決算ではということになります。

以上です。

○高橋真委員 ということは、これはもう出納閉鎖期間でしか分からないという、款項目になるんですか。

○仲宗根園子会計課長 証紙取扱い者が販売して、随時売りさばき人に販売していますので、調定と収入は毎回上がってきていて、毎月毎月上がってきた分、当然、分かるところなんですけれども。予算で管理していらっしゃる各部局のほうでは、実際に証紙を張りつけて、申請したりするときのものも見込みながら予算を立てていらっしゃると思いますので、決算としては3月にしか分からないわけではなく、その都度、調定と収入済額は分かるということになります。

○高橋真委員 今回はゼロ決算をしているんですよね。であれば、補正で落とせるという見込みとかもできたんじゃないですかと聞いているんです。それが難しいということなんですか。

○仲宗根園子会計課長 各部局だけでこういう形で分けてみると、今、企画部のほうは決算がゼロに見えますけれども、県として全体で歳入歳出決算書のほうで見た場合には、予算があって、決算の収入済額が大体同じ、今ちょっと……。

○友利公子会計管理者 先ほど課長が言っていたんですけども、出納整理期間の前に、年度の中でその都度その都度、調定はしていきますので、調定して収入という形になりますので、出納整理期間にしか分からないものではないです。その都度、ちゃんと調定をして収入をしていきます。県全体としても、この証紙収入の予算が20億余りありますけれども、調定として21億2992万1450円調定をし同額を収入し

ていると。県の決算書の中ではそうなります。

以上です。

○高橋真委員 後で聞きます。

同じ項で1ページ目、(款) 財産収入、項目でいきます。特許権等運用収入34万2000円、予算現額であります。調定、収入ともに27万4051円の歳入であります。この歳入の性質について教えていただきたいと思います。そして当初立てた予算現額の見込みと、少しだけ金額の相違があります。これはなぜでしょうか、教えてください。

○大城友恵科学技術振興課長 特許権等運用収入といますのは、県立試験研究機関の研究者が行った職務発明に係る特許権について、企業ですとか、第三者がその権利を使用する際に、その権利使用料として県が得るものでございます。

○高橋真委員 その見込み、34万2000円と立てた見込みについて教えてください。

○大城友恵科学技術振興課長 見込額につきましては、過去数年間分の実績を勘案しまして予算額として立てております。それに対して実績が若干異なるというところでございます。

○高橋真委員 この特許権を使用する方々って、どれぐらいいらっしゃるんですか。

○大城友恵科学技術振興課長 実際、この特許権等は令和6年9月現在で56件となっておりまして、特許権自体が26件、それから農林水産部が育成している品種について30件となっております。実施許諾の件数はこのうち19件となっておりまして、育種について例えば菊の種苗ですとか、その辺が企業さんが活用しているところでございます。それから具体例としましては、園芸施設の防風カーテンを職務発明として発明されておりまして、それが農業資材メーカーが製品化している事例などがございます。

○高橋真委員 ということは、県が持っているその特許権を使用して、様々なそういう産業の、この農林水産部のお話が主だったと思うんですけど、こういう効果が出ているわけですよね。具体的にほかにそういう農林水産部以外のものの特許権もあるんですか。

○大城友恵科学技術振興課長 あと商工労働部ですと、工業技術センターがいろんな機能性成分、食品のいろんな農産物等の機能性に係る部分を特許化している事例があるかと思います。

○高橋真委員 後で資料関係ください。沖縄県が持っている特許一覧と、どのような利用状況かというものを資料請求したいと思います。

○大城友恵科学技術振興課長 了解いたしました。

○高橋真委員 ということは、先ほど同じものかもしれないかもしれませんが、お尋ねします。これも令和5年度歳入歳出決算説明資料、今度はお納事務所の1ページ目の使用料でいきます。使用料及び手数料、これも項目でいきます。証紙収入でありまして、調定額収入額がともに一緒、17億2175万3400円。ところが予算現額、当初予算ともにゼロなんです。このいわゆる歳入の性質について、お尋ねしていいですか。

○友利公子会計管理者 すみません。先ほどの説明と重複すると思うんですが、証紙収入の予算額は使用料及び手数料、証紙による収入の方法で徴収している部局のほうで計上しております。会計課、お納事務所においてはそのような使用料、手数料等ありませんので、予算のときはゼロになります。

以上です。

○高橋真委員 これは例年、ここは決算のときには上がってくる数字なんですか。

○友利公子会計管理者 当初予算はゼロで、調定額、収入済額、決算のときに数字が入ってくることは、ずっと今まで法律で決まっている仕組みなのでそのようになっています。

○高橋真委員 ということは、これ費目存置でもなく、最初からもうゼロで計上するという法律のルールがあるんですか。

○仲宗根園子会計課長 調定額及び収入済額については地方自治法第231条の2第2項によりまして、証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とすると定められていることから、証紙売りさばき人への証紙売渡し調定収納を行っている証紙取扱い者において計上しているんですけれども、予算については各部局で計上するというところで取り扱っておりますので、お納事務所の予算額としてはゼロとして計上しております。

○高橋真委員 これは財務のルール上、毎年計上される割には、当初予算はゼロで計上するというところは適切なんですか。お尋ねします。

毎年入ってくるのに、分かっているのに費目存置でもない。想定見込みも立てない。何か違和感を感じるんですけれど。

○仲宗根園子会計課長 先ほども申し上げたのですが、県全体としては歳入予算があって、決算があるという形になっておりますので、そこでバランスは取れているものと考えております。

○高橋真委員 要するに、財務の計上の在り方と、

ルールとしてはいいんですかと聞いているんですよ。要は毎年あるわけですよ。費目存置もしない、もう全くゼロでいくというのに違和感を感じるんですけど、それでいいですよと言っているわけです。いいんですよとか、いいんですよと答えてください。

○仲宗根園子会計課長 証紙収入の仕組みとしては、このような形になると考えております。

○高橋真委員 ありがとうございます。

すみません、初めてのケースだったので、大変勉強になりました。ありがとうございます。

あと最後1点、主要な施策で質疑させていただきまします。39ページと40ページに掲載されております鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業(継続)の部分であります。令和5年度の実績、そして今年度、次年度に向けた課題等、見込みについて教えてください。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 お答えします。

県では平成24年度に鉄軌道の導入に係る調査を開始して以降、構想段階の計画書策定ですとか、費用便益の精緻化に取り組んでおります。

一方、国におきましても令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、取組を進めているところでございます。そうした中、令和5年度でございますけれども、県は鉄軌道の導入に向けて国が課題としています費用便益比等のさらなる向上に向けた調査検討に関する調査ですとか、国に対し事業化検討を行う計画段階への移行に関する要請等を行ってございます。

令和6年度でございますけれども、県は鉄軌道の導入に向けまして、国が課題としています費用便益比等のさらなる向上に向けた調査・検討のほか、鉄軌道と有機的に接続するフィーダー交通の導入可能性検討ですとか、各種導入効果等の調査を行っているところでございます。

一方、国におきましても費用便益比等の課題や上下分離方式等による特例制度の調査を継続して行っているところでございまして、県といたしましては鉄軌道の早期導入に向けて、引き続き国への提案ですとか、意見交換を行うなど取組を進めていくという考え方でございます。

以上でございます。

○高橋真委員 ありがとうございます。

では、令和5年度の事業成果というのは、鉄軌道導入に向けて今進んでいるという認識でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 国及び県ともに課題の解消に向けまして取組を進めて、一步一步着実に進んでいると認識しております。

○高橋真委員 優先的に、県として国に働きかけて解決を図っていききたいという項目はありますか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 県といたしましては、国のほうから鉄軌道導入に関しましては、ビー・バイ・シー、費用便益比の改善が問題であると言われてしていると認識しておりまして、一方、県のほうはこちらのほうについては、過年度の調査におきまして、費用便益比1.04となっていると県の調査では算出しておりますので、このような考え方に沿って、国のほうでも検討していただきたいということで要請をしているところでございまして、この点につきまして、引き続き国に対して県の考え方を踏まえて、検討を進めていただきたいと要請するところ、重点を置いておいて、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋真委員 国に要請している関係部署はどちらになりますか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 内閣府でございまして。

○高橋真委員 内閣府に要請をするときは、どういう体制で要請をされていますか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 県におきましては、毎年度の次年度沖縄振興予算要求のタイミングに合わせまして、鉄軌道の早期導入に向けた要請を行っておりますほか、沖縄担当大臣が交代される際を捉えまして要請等も行っているところでございます。

以上です。

○高橋真委員 その際は担当課で行かれていますか。それとも知事、副知事も一緒に行っていますか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 知事、副知事等から要請させていただいております。

○高橋真委員 分かりました。

引き続き、国との協力関係が必要だと考えておるところであります。では、今現在の要請の在り方も含めて、実際に進捗が図られている状況なのか、県の感触をお伺いさせていただきます。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 県のほうでは毎年要請させていただいております。国のほうでどのように受け止められているかはちょっと、なかなか一概に県のほうでちょっと判断できるところではございませんけれども、県といたしましては、引き続き要請を続けてまいりたいと考えております。

○高橋真委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に渡久地修委員。

○渡久地修委員 42ページ、バス路線の問題ですけど、これは新規の沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会でもずっと質疑してきましたけれど、あのときにバス路線の維持、公共交通の維持とそして経済活性化、福祉の向上、そういったものを一体的に捉えるために、高齢者の敬老パスを導入すべきだということで議論提起をずっとやってきました。そのときの県側の答弁として、非常に大事なので県庁内に検討チームかな、プロジェクトチームをつくって検討していくという答弁が1つあった。

もう一つは、県として6月か何月かに、水曜日と日曜日に無料の実証実験を行うと、この2つ答弁があったと思うんですね。ですから、まずこの実証実験、もう終わっていると思いますので、大まかな検証結果を教えてください。

○平良秀春交通政策課長 お答えいたします。

9月に毎週水曜日と日曜日、バスを無料化するという実証実験をさせていただきました。感触としてたくさんの方々にバスに乗っていただけたのではないかと捉えているところでございます。

この事業の効果については、大変恐縮で今取りまとめをして検証している、分析をしている途中でございまして、現時点で答弁することはちょっと難しい状況でございます。早急に取りまとめ、御説明できるようにしたいと考えているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員 私が聞いた範囲でバス、とにかくたくさん乗ったということと、それから高齢者が相当利用したと。そして那覇の公設市場、開南通り、いつもはそんなにないけれど県民が相当来たと。そして公設市場には、特に島尻方面から高齢者が連れ立って買物に来たと。市場はね、ふだんは観光客が多いって。県民がたくさん来て、ふだんの2倍のお客様だったんですよ。だから高齢者の社会参加、経済効果、これは相当あったと思う。だから、以前、提起した高齢者の敬老パス割引制度というのも非常に大事で、次の議会でもまた質問したいと思いましたが、経済効果はどうだったのか、高齢者の社会参加にどんな効果があったのかというその辺も含めて、しっかりと調査してほしいんですがいかがですか。

○平良秀春交通政策課長 ありがとうございます。

ぜひ、いろいろな面から、この事業の効果を分析して御説明できるようにしたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員 それで、高齢者の割引制度敬老パスについては、早急に県の中に検討チームかな、プロジェクトチームがつくり上げるということだったんです。これは設置してもう検討は始まっていますか。

○平良秀春交通政策課長 お答えいたします。

委員の御指摘のプロジェクトチームにつきまして、6月に関係部局が連携して、福祉、教育、観光も含めて、施策を相互連携しようということで、バス利用促進に向けた連絡会議を設置したところでございます。これまでも複数回開催しておりまして各部局の施策の状況、課題、あと交通政策課が有する全体的な課題の共有を図っておりまして、その中で敬老パス、高齢者支援という観点も加えた形で意見交換、議論しているところでございます。

以上でございます。

○渡久地修委員 ぜひ、さっき述べましたとおり、この9月の実証実験で、この効果はもう端的に現れていると僕は実感しているのです、その辺もしっかり検証してください。

それから44ページ、大規模駐留軍用地。これ執行率96.2%ということなんでしょうけど、多分、今の用地は70%ぐらいだと思うんですけど、県の取得率は。今度、補正予算もつけていますけれど、これが実行されると何%までいきますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
お答えします。

令和6年度、9月補正で基金を取り崩しております。それで合計で、今年度1.7ヘクタールの取得を目指しております。この場合、累計取得面積は約17ヘクタールとなりまして、取得率は77%となる見込みであります。

以上です。

○渡久地修委員 これぜひもっともっと推進するように頑張ってください。

そして、次に49ページ、石油製品。もうこれ、何度も何度もずっと議論をし続けてきているんですけど、県の皆さんも頑張っているけれど、今の制度の下では、僕はなかなか改善できないんじゃないかなと思う。それで、この制度そのものを抜本的に見直して、例えばもっともっと補助の額を上げるか、そういったものにしないといけない。

それともう一つ、受ける側、離島の側の、今のスタンドを維持している人件費とかそういうがあるので、これもこれまで何度も提案してきたけれど、

これはもう1業者に任すのではなくて、役場、農協、郵便局、スーパーなど一体となった、いわゆる共同売店方式、その辺も考慮してやらないと進まないんじゃないかなと思うんだけど、その辺はいかがですか。

○島袋直樹地域・離島課長 お答えいたします。

全国の離島過疎地域では、資源エネルギー庁の補助事業を活用して、地元自治体がSSの維持存続に向けた計画を策定し、同計画に基づき施設整備等を行った上で、民間事業者や自治体出資の第三セクターによるSS、ガソリンスタンドの運営が行われている事例があるところでございます。

県内では東村において、令和5年6月に村内唯一のSSが閉店したことに伴って、新たなSSの設置に向けた東村SS過疎地対策計画を本年2月に策定しております。同計画では運営コストの削減を目的に、村内で共同売店等の商店の閉鎖が続いている状況も踏まえて、商店を併設した複合施設としてのSSの設置が検討されているところです。

県としましては、石油製品輸送等補助事業の補助金検査の際に、離島市町村の職員にも同行してもらうなど、SSの経営状況や課題を共有するとともに、定期的に開催している県離島市町村との意見交換の際には、資源エネルギー庁の補助事業や東村の取組状況などの情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員 部長、これもうずっと議論してきたけれど、思い切った手を打たないといけないので、僕は役場も絡む、それから事業者も絡む、郵便局も大変だと思う、農協も大変だと思う。とにかくいろんな公共サービスをやっているところはみんな維持するのが大変だと思うので、どういう一体的なものにするのか、第三セクターにするのか、共同売店方式にするのか含めて、思い切った手を打たないともうこれは維持できないと思う。今、東村が動き出しているというから、ここに県がどう絡むかも含めて検討しないと、なかなかこれ改善できないと思うので、その辺ぜひ検討していただきたいんですけど、どうですか。

○武田真企画部長 委員の御指摘は、そういう過疎地域であったり、離島地域においてユニバーサルサービスをどう提供するかという観点だと思っております。そこは離島地域、そういった過疎地域の人口の問題もございますので、そういった中でのユニバーサルサービスの提供をし続けるということの観点か

ら、どういうふうな形の工夫ができるかというのは、他府県の事例も見ながら研究させていただきたいと思っております。

○渡久地修委員 もうこれ一步踏み込まないと、なかなか解決しないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 企画部について、私はこの主要施策の成果に関する報告書の中からちょっと質問したいんですけど、まず初めに事業名から話していきたくて、1つずついきたいと思います。

離島航路船員確保・育成支援事業についてなんですけれども、先ほどもちょっと話があったんですけど、これはちょっとこの事業に対して質問する気はなかったんですけど、ちょっと提言したいなと思っていて。沖縄といえばやっぱり海というイメージが、日本、世界からもそういった目で見られるぐらいの場所ではあるじゃないですか。だからそういった意味で、船員の人材不足とか、船員を確保したいのであれば、やはり水産科とか、海洋サイエンス水産高校を本島中部とか北部とか、そういった離島とかにも新設していくことがやっぱり大事なかなと感じるんですよ。そういったことを各部局連携取って、今日は決算の話ではあるんですけど、連携を取りながら横断ししっかり通してから未来を見据えて、しっかり取り組んでほしいなと思いました。答弁はいいですよ、決算には関係ないことなので。

石油製品輸送等補助事業についてお聞きしたいと思います。この事業は国庫支出のみなのか答弁ください。あと県の支出はあるのか答弁ください。

○島袋直樹地域・離島課長 本事業は石油価格調整税というのを基に事業が組まれております。それで約10億円、事業費がかかっており、離島の輸送補助に係る部分については、この事業で支出しているところでございます。

○徳田将仁委員 僕が聞いたのは国庫支出のみなのか、県のお金も入っているのかということをお答えください。

○島袋直樹地域・離島課長 県の一般財源から出ている事業でございます。

○徳田将仁委員 分かりました。

この10億は県の単費で行っているということでしょうか。

○島袋直樹地域・離島課長 そのとおりでございます。

○徳田将仁委員 分かりました。

国庫事業でも3年、軽減措置事業とか延長されているんですけど、これはつなぎつなぎではあると思うんですけど、引き続きしっかりとまた延長延長、これもまた大事だと思うので、それもしっかり見据えながら頑張っていってほしいなと思います。

その次に事業名で、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業なんですけれども、この実質の財源もどこからなのか教えてください。

○西垣紀子交通政策課副参事 この事業は、国のソフト交付金、国の補助金と県の一般財源を活用して実施を行っております。

以上です。

○徳田将仁委員 すみません、一括交付金ということですか、答弁ください。

○西垣紀子交通政策課副参事 一括交付金のソフト交付金でございます。

以上です。

○徳田将仁委員 分かりました。

この効果、今やっていて離島の方々も助かっていると思うんですけども、この事業を今までなされてきた中で検証して、この離島地域の声として、住民の方々の反応ですか、どんな感触で受け止めていますか。

○西垣紀子交通政策課副参事 離島住民にとって、航空路であったり航路であったりというのは、やはり交通コストというのは負担がかかっているというところを、この事業でやはり負担軽減するということは、かなり離島の住民の皆様には、すごい助かっているというお声はいただいているところです。

ですので、県としては引き続きこの事業を継続していきたいと考えているところです。

以上です。

○徳田将仁委員 一括交付金ということで、今、離島の方から喜ばれているという声はあるんですけど、しかし、離島の場所場所によっても、やはり航空運賃でも高いところがあったり、これぐらいだったらどうにかなと思えるところもあったりばらばらですので、毎日毎日、例えば離島のほうでも、本島からの食事とか送られてきたりとか、そういった場所のそういう事業者に対しての補助もあるとは思いますが、このライフラインというか、そういった意味では非常に重要な事業であると思いますので、もうさらにもっと高いところとかという場所、これはさすがに毎回2万円、3万円は出してられないなというところもやっぱりあると思うので、そういっ

たところにはもう少し補助とか、しっかりとまた地域の声聞いて、予算増額できるところはしてほしいと思うんですけど、再度答弁ください。

○西垣紀子交通政策課副参事 県としましては、この事業というのは安定的に、継続的に実施することが一番重要だと考えております。今、国の動きとしまして、今回、令和7年度の内閣府の予算としまして、国の補助事業として、このコスト事業が計上されているところです。

県としましては、この計上されたことについては、やはり事業の継続性につながるものと考えておまして、国としっかり意見交換をしながら進めていければと考えているところです。

以上です。

○徳田将仁委員 ぜひ、これがなくなったら離島の方も、もう沖縄本島に來れなくなるぐらい厳しくなるような場所も出てくると思うので、ぜひとも継続して頑張ってもらいたいと思います。

次に離島・過疎地域の持続可能な地域づくりについての場所について聞きたいんですけど、今回8地区が増えて、8地区に支援、専門家の派遣、助言を行ったと書かれているんですけど、どんなことを助言して、またこの地域からどんな声が上がっているのか聞かせてください。

○島袋直樹地域・離島課長 お答えします。

支援団体の取組については、例えばで申し上げますと、国頭村安波区については区の成り立ちとか、歴史や風景、産業など、暮らしに関する情報を発信するホームページの作成とか、ホームページに掲載する情報を収集するためのワークショップとか、野菜等の収穫体験を通した地域外からの収入の確保などという取組を実施してきました。その取組等に対して、経営支援とか、経営計画だとかというのを専門家の意見を踏まえながら実施しているところでございます。

その効果といたしましては、先ほども申し上げましたが、雇用が4名増えたり、共同売店での上売りが増加したり、地域住民の交流の活性化や地域外からの訪問者の増加につながっているということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 ありがとうございます。

この過疎地域をしっかりと持続可能な地域づくりにしていきたいという事業であると思うんですけど、なかなか専門家が野菜をこうだよとか、あーだよと言ったとしても、それで継続していくというこ

とにはなかなかつながらないのかなと思っています。やっぱり地域づくりをしていく上では、やはりその地域のエリアづくりをしていくとか、そういったことのほうに力を入れて、その場所にこういったものをつくっていくんだ、そしたらその周辺には住宅ができていくんだとか、そういった方向の地域づくりの方向性も考えてほしいんですけど、そういった提案はどうですか。

○島袋直樹地域・離島課長 本事業では事業計画2か年ですので、短期的な計画に基づく活動を支援しているということになっております。

委員のおっしゃるとおり、地域の中にはそういうこともまだつながっていないところもございます。そのため、地域住民の総意による中長期的な将来ビジョンだとか、持続可能な組織体制の構築を支援することが今後の課題だと考えていますので、それをどう進めていくかというのを今後検討していきたいと思っています。

○徳田将仁委員 ぜひ、こういう小さいことももちろん大事ですけど、大きく抜本的に解決していくようなしっかりとした政策を部局には期待したいと思います。よろしくお願いします。

続いて鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業についてお聞きしたいんですけど、今、高橋委員がいろいろお聞きして、ある程度は聞いたので、そこでこの鉄軌道以外の交通、LRTなどフィーター交通の話があったと思うんですけど、市町村との協議というのはどういうふうになっていますか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 市町村との意見交換でございますけれども、県のほうでは沖縄本島の北部、中部、南部圏域ごとに市町村の皆様及び交通事業者の皆様と、それぞれ圏域別の検討の場を設けてございます。そこで鉄軌道以外の交通についても、在り方等、どうすべきか等について定期的に議論を行っているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 定期的に行っているということですので、この市町村自体はどういったことを言ってきたとか、例えば枝が欲しいよとか、そういった生の声でどういったことが課題として挙がっているとか、そういう具体的なことを答弁ください。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 市町村のほうからは、まず検討の内容としましては、それぞれの市町村ごとに抱えている、認識されている交通関係の課題は様々である中で、特に今年度につきま

してはコミュニティーバスの市町村外との連結、連携、ある程度広域的な移動が、より利便性が高まるような方法はどのように考えられるかというところに関心を持たれている市町村が多いということで、その辺りを検討しているというのが大まかな方向でございます。

以上です。

○徳田将仁委員 市町村はもちろん、今それが人気というか、それしか今できないからそれをやっているわけですよ。コミュニティーバス、デマンド型だったりとか、そういったものも、例えば枠を絞って高齢者に対してだとか、それぐらいじゃないと今できない状況だから人気というか、こうやってみんな声が上がっていると言うんですけれど、それしか今、枠がないからそれに申請して、その事業を引っ張ってきて、少しでも地域の方に乗ってもらおうという努力しているんですよ。だから、やっぱり沖縄県はそれを統括する意味で、どの場所に大きな枝を入れていくとか、小さい場所は市町村とまた連携していくかというのを、またしっかり市町村と連携できればなと思っていますので、そこら辺はしっかりやってほしいと思います。答弁ください。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 今年度の各圏域別の会議で議論されている主な内容は先ほど御説明申し上げたところなんですけれども、県といたしましては、当然そういった市町村のエリア内にとどまらない、より広いエリアでの交通について検討する責任がございます。そういう観点から、県といたしましては、鉄軌道と各地域のほうをつなげるフィーダー交通、今委員がおっしゃられました枝のほうですね。これについて今年度、調査事業を行っているところでございます。今年度、ある程度調査を進めまして、鉄軌道に連結するフィーダー交通の枝について、幾つか有力なイメージをまとめました上で各市町村さんのほうに御提示して、その辺りについてもともに検討する予定にいたしているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 この有力のやつは何かすごい気になるので、しっかり教えてほしいなと思います。L R Tの話なんですけれど、24年から協議して、先ほど言っていたのが費用便益、ビー・バイ・シーが沖縄県は1.04でしたか、おっしゃっていたと思うんですけれど、国はどれぐらいと言っているんですか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 国のほうでは、鉄軌道を含む公共交通システム、L R Tに限

らないんですけれども、いろいろ調査・検討を進めている中で、国のビー・バイ・シーとしましては、令和5年度直近の数字で0.75という数字になってございます。

以上です。

○徳田将仁委員 0.75と1.04では大きな乖離があると思うんですよ。だから、この路線が出した1.04の場所というのは、今言える範囲でどこからどこなのか、どの路線なのかちょっと教えてください。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 県が出した1.04の路線につきましては、那覇一名護間ということになってございます。

以上です。

○徳田将仁委員 真つすぐ、那覇から名護、南北のそのまま、東にはないということですか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長 大まかなイメージでの1.04という算出になっているんですけれども、那覇から出発しまして浦添、宜野湾、沖縄市、うるま市を通りまして、恩納村を通りまして名護までという感じで、少し蛇行するような形になってございます。

以上です。

○徳田将仁委員 その間で1.04だったら、もちろんこの南北も大事ですけど、東にも行くような形でもう少し検討していただきたいなと思います。特に、今高橋さんが言ったように、国に対しての申請のやり方、知事、副知事も含めて要請しに行ったよということではあるんですけれど、ただ要請するんじゃないくて、やはり本当に中身の濃い、本当に取りに行くという覚悟を持って、しっかりと要請をもっともっといっぱいやってほしいと思います。お願いします。

それでは、続いてバス路線補助事業費についてお聞きしたいと思います。全部で何系統あるのか、そして維持困難な38系統、19市町村の詳細と、今後この確保・維持の体制でいくのか、そして水・日の無料検証を踏まえて、新たな策を検討しているのかお聞かせください。

○平良秀春交通政策課長 お答えいたします。

まず、路線バス全体としては系統数だと214系統ございます。そのうち、この支援事業については国と県と市町村で連動しているということですが、基本的には国の補助制度、全国制度になります。これをベースにしておりますので、国側のまた一定の基準というのがございます。それに合致する、またそれについては県と市町村で連携する路線として39系統

を支援しているというところがございます。まだ全体と補助している路線ということでございます。あと当然、これはなぜ支援しているかということでもありますけれど、生活路線として非常に重要であるというところがまず観点でございます。そういった意味で県、国もそうですけれど、国、県、市町村で支援するという観点で協議をしながら路線を決定して支援をしております。当然、生活路線、生活の維持に必要な路線でございますので、県としてはしっかりと引き続き支援していきたいと思っておりますし、当然、国、市町村とも連携しながら取り組んでいきたいというところがございます。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、徳田委員から、答弁漏れの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開します。

○平良秀春交通政策課長 38系統を支援しているというお話をさせていただきました。例えばで申し上げますと、例えば1つ事例でいうと糸満新里線という線があります。これは糸満市から始まって八重瀬町、あと南城市、与那原町へ行って南城市に戻るという路線でございます。また与勝線、系統番号でいうと52番という名前がついています。これは那覇から始まって浦添、宜野湾、北中城村、沖縄市、うるま市、そういったルートでございます。これがそれぞれ路線でありまして、38路線が走る市町村が全部で19市町村。本島南部だと6市町村、中部で2、北部で6、離島市町村が5というような構成になっております。

あとバス無料化につきまして、実は非常にたくさんの方々に乗っていただいたなという実感を持っておりますけれども、実数としての効果検証は今、分析中でございます。ちょっと今日は手元ございません。早めに取りまとめて御説明させていただくということと、それを踏まえて次の展開というのを早急に検討したいと思っております。

○徳田将仁委員 この水・日の無料期間に使った予算は幾らでしたか。

○平良秀春交通政策課長 概算ですけれど約2億円でございます。

○徳田将仁委員 約2億円、水・日の無料で使って、今回この1年を通して補助事業で2億2157万、それについてどう考えていますか。

○平良秀春交通政策課長 まず、このバス路線の当該事業につきまして、国と県と市町村で協調補助な

ので、これは県の予算として計上させていただいていまして、プラス国の補助金が別途入る。あと市町村からも入る、そういう構成ですので、全体としてはもう少し大きな額で支えているという形になるのかなと思います。限定された38路線ですので、バス無料化につきまして、ぜひ多くの方々に乗っていただいて、利用者を増やしていくというところも一つの観点でございます。これは先行事例が佐賀県のほうでございまして、この効果としましては同様の事業をやった際に、翌月では乗車数が1.4倍に増えたとか、半年後でも1.2倍程度に利用者が増えている、そういった成果もあつたりしますので、それを今後、効果検証の中でしっかりと整理していくということになります。維持していくというこの事業の観点と、もう一つ、利用を促進していくという観点で今回バス無料化の実証実験をさせていただいたと、そういう整理で捉えているところがございます。

○徳田将仁委員 無理してまでバスに乗ってもらうのか、乗りたいバスにさせたいのか、またLRTも無理してまでこれに促すのか、それとも交通網をもっとしっかりやっていくのかという検証も、車乗る人が多いので、車のほうをもっと強くしていく、路線を増やしていく、車道を増やしていくとかという方向性もいろいろ考えながら、しっかりまた検証してほしいなと思います。答弁ください。

○平良秀春交通政策課長 ありがとうございます。

ぜひそういった観点で、特に中南部都市圏だと渋滞が非常に多いというところもございます。今の考え方としては、過度な自動車利用から適切な公共交通の活用と、全員公共交通バスを使えというそういう強制的な話をしているわけではございませんで、非常にバランスのいい道路空間の活用というか、移動の仕方というのをやっていきたいと。

ぜひ、このバス無料化実証実験の成果を分析した上で、在り方というか、望ましい姿に向かって進められるよう頑張りたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 それでは、よろしくをお願いします。

まず、42ページと48ページ、49ページなんですけれども、沖縄復帰して、一時、沖縄振興予算とかいろいろあったと思うんですけど、この3つの予算、多分、最初からずっと継続しているような、47年となっているものですから、これまでのいろんな変遷を踏まえて、いろんな事業も、いろんな名称等々も変えてやってきているんですけど、ただこの3つ

の予算についてもいろいろ委員からありますが、もうそろそろ次の補助メニューとしての在り方を考えていかなければならないのかなと思っております。

その一つ、バス路線もいろんな補助をやっていますが、間引きして走ったり、一番交通弱者である——ちょっと田舎と言うと怒られるかな、あの辺に行きますと、ちょっとやっぱりそこにいる住民の皆さんに大変不便をかけているところもあるし、石油に関しても、前回も総務委員会に属していましたが、なかなか石油、各離島に行くと大変厳しい。いろんな要素があると思いますけれど、もう厳しいのがあって47年からずっと続いておりますが、そろそろこれまでのことを考察しながら、どういうふうに持っていくのかということを考えなければいけないのかなと思っております。先ほど、やっぱりこういう事業は継続しなければならないというお話もありましたので、確かにそれは理解できます。今般、次期沖縄予算も、離島にも別枠でしっかりと手当ををしているというのは皆さんの御案内のとおりでありますけれど、やはり国もいろんな意味でやっぱり考えていくと思います。今のバス路線に関しても、国のいろんな指針があるという話なんですけれど、皆さん、本会議では沖縄は沖縄、国は国と大きな声を出しているんですから。これまではいろんなデータとか、いろんなのがなくて国の指針に沿ってやってきたと思うんですから、そろそろ今、やっぱり少子高齢化の波で、大変、免許証も七十何歳ですか、返納とか、また継続して取る場合もいろんなのがありますよね、試験、適性検査ですか。そういう中で、沖縄はまだまだ車社会ですので、まずこの3点、まず施策の趣旨と、これでずっと47年間、この3つ、今探したらあるもんですから、やはり地域住民に密着する施策だと思えます。そろそろいろんな思考を持っていかないと厳しいのかなと思うんですけれど。はっきり言って、時代の求められているものに反映されているかどうかを、ちょっと答弁をいただいてから個別に質疑をしたいと思えます。

○平良秀春交通政策課長 お答えいたします。

今の主要施策の成果報告書でいうと42ページと48、49ですよね。ちょっと石油製品はちょっとおいて、交通に関してですけれども、これについては御承知のとおり、国土交通省のほうで推進している交通政策の一環でございます。これ全国都道府県、市町村も含めてみんなで使っているという制度でございます。基本的には地域の公共交通、バス、さらに離島航路、航空路等もございます。そういったところを

支える、そういう国の政策に基づいて、我々としても地域で必要なバス路線、また離島航路、こういったところは制度を活用しながら支援していきたいというところでございます。

当然、時代の流れは大きく変化していった、地域公共交通を抱えるという課題としては、例えばコロナが明けて人流が増えてきて、その中で運転士等の人手不足と、また課題も出てきております。こういったところやあと物価高騰、こういった時代の流れに合わせて出てきた顕在化してきた課題等についても、この制度と加えてプラスアルファでいろんな制度を組み合わせ、しっかり利便性の高い公共交通というのを維持していきたいと考えているところでございます。

まず交通政策課としては以上でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、島尻委員から、いろいろな環境も変わる中で、昭和47年から全く同じような政策をしているのか確認したいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開します。

○平良秀春交通政策課長 政策の性質は非常に歴史のある国交省の制度で、事業名も非常に歴史的にずっと続いている経緯はありますけれども、支援している内容とか条件等についてはその時々で変化してきていると思っています。ここは当然、国の考え方の変化等もございますので、我々としてはこういった地域の実情等も踏まえながら、国というと基本的には総合事務局の運輸部になりますけれども、そういったところとも意見交換をしながら、よりよい事業になるように進めていきたいと思っています。他の都道府県についても、この制度を活用しながら同様な形で公共交通を支えていると認識しているところでございます。

○島尻忠明委員 僕が聞いているのは、昭和47年からですから全く変化はない。普通、変えたらまた新しい年度になるじゃないですか。全くそれを使ってやってきたのかと。この基本項目も新時代沖縄の到来というの、これ前と違っているんですよ。こんな言葉なかったですよ、47年時代は。多分、変化をしていれば、この年度もやっぱり変わってきますよね。新しい、皆さんが提言するのか、総合事務局が提言するのか。全くもう47年前の規則でやって、そのままなのかということをお願いなんですよ。

○平良秀春交通政策課長 ちょっと手元に詳細の資料を持っていないので、少し詳細に説明できないん

ですが、当然、時代の流れに合わせて国のほうの制度も変わってきていると思いますし、それに合わせて各地域での施策も変わってきていると思います。こういった変わってきているところというのが、また御説明というか、しっかり皆様に伝わるように、また今後の説明の仕方、考え方については整理していきたいと考えております。

○島尻忠明委員 先ほど徳田委員からもありましたけれど、やはり地域というのはワンコインバスとか、いろんなそういうコミュニティー、何とかこれまでバス路線で行っていたところが行けない、行けないと言ったらそこがちょっと廃線になったりとかして、その地域にはやっぱり御高齢の方もいる、交通弱者もいるということで、いろんな知恵を出してやっているんですよ。だけど、なかなかやっぱり運営が厳しくて、今、浦添のほうはストップはしているんですけど、ただいろんな知恵を出していますので、ぜひそのニーズに合ったことをやっていくと、もう復帰から同じような感じでやっているのかなという。皆さんのいろんな御苦労も分かりますよ。ただ、やっぱりしっかりその地域の、今地域が一生懸命なんです、地方自治体は。やっぱり身近ですから。

その辺も踏まえて、何とかこの辺を石油は別ですけど、ただあれも47年ということなんですけれど、さっき言った地域に、やっぱり離島航路から北部へ行ったり、南部へ行ったりとか、またそこから船に乗っていったりとか、いろんなのでやっぱりしっかりそれを安定して整備することが、沖縄は離島を抱えるところとしていろんな御苦労があると思いますけれど、ぜひその辺は、もう今年5年目ですけど、次の振計もきて5年か、折り返しかも含めていろんなことを、今までといたらちょっと語弊があるかもしれない、皆さんもいろんな協議をして臨んでいると思うんですけど。やはりこの振興策についても、いろんなものについても、県民の環境が変わっていることをしっかりと認識をして、僕はやっていただければと思いますが、その件についていかがですか。

○平良秀春交通政策課長 ありがとうございます。

委員おっしゃるとおりでございまして、世の中の大きな変化もございます。5年の中間見直し等につきましては、御指摘のとおり、今の取り巻く現状を踏まえながらしっかり検証して、次の展開につなげていきたいと。あと市町村の皆様、市町村の動き、コミュニティーバスにつきましては、こういった国交省の枠組みの一環ではあるんですけども、プ

スアルファでコミュニティーバスに対する補助事業についても、ここ数年、新たに設置されたりしてきております。そういう意味では、委員おっしゃるとおり、国の交通政策についても、時代に合わせたいろいろな展開というのが広がっているところでございます。こういった補助事業を使って、今、市町村のほうで協議会をつくりながら、地域ごとに協議会をつくりながら、コミュニティーバスというのを徐々にまた増やしていったり充実させたりというところがございます。

先ほど別の御質問でもありましたけれど、またそういったところの接続というんでしょうか、コミュニティーバスの接続等で効率的にというお話も市町村の皆様から伺っております。こういったところを例えば県のほうで今、基幹バスを動かしております。那覇からコザまで動いていますけれども、コザから今度はうるま市までどうつないでいくか、そういったことも市町村の皆さんと連携しながら今、議論しているところでございます。

こういった国交省の新しい施策等も、我々また市町村とも情報共有しながら新しい課題、もしくは地域の実情に合わせたいろいろな取組を広げていけるように、また新しい後期の計画のところでも充実できるように頑張りたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

○島尻忠明委員 ぜひ皆さんの企画部に147万人がかかっておりますから、頑張ってください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩します。

午前11時47分休憩

午後1時9分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 議会事務局に質問したいと思うんですが、今、我々は公式に東京出張なんかすると宿泊費が1万3000円なんです。これ相場と合わないんだ。これどう感じている。

○棚原なおみ総務課長 お答えいたします。

物価が高くなって宿泊費用がかかっているというのは承知しているところです。今、知事部局のほうでの旅費の取扱いに準じまして、増額する部分に関して増額して支給できるようにということで取り扱っているところです。

○呉屋宏委員 ということは、上がったということ。

○棚原なおみ総務課長 お答えいたします。

基準は上がっていないということなんですけれども、必要に応じて特別な協議を行って対応していくということになっております。

以上です。

○平田正志議会事務局長 本来は、旅費については基準をもって支払う形になっておりますけれども、今般の物価高騰に当たりまして、これは執行部も同じですけれども、人事課の通知に基づいて上限2万円までは調整の上、支給できることになっております。実際上、議員の皆様が公費で出張する場合に、宿泊する施設についてはその調整が可能になっておりますので、2万円までの上限の範囲内で支給できるということになっております。

○呉屋宏委員 分かりました。

これ各議員がもやもやしていたので、ここはしっかりと委員会での答弁ですから、しっかり理解しました。

そして、我々の会派では、今14期の総務企画委員会をやっていてやっぱり感じているのが、この離島過疎地域の対策を話し合っているわけですよね。それで総務企画委員会の規定がどうなっているか分からないけれど、総務企画委員会が全ての離島とは言わないにしても、宮古、石垣の大きな離島は別としても、小さな離島、小規模離島全部行く、あるいは過疎化をしているところに行くということになると、これは議会から予算の要求ができますか。

○平田正志議会事務局長 議会としての必要性を説明の上、予算要求をしていくということになるかと思います。

○呉屋宏委員 それでは、あとは議長から要求していきたいと思います。

この企画部の午前中の議論を聞いていて、非常にこの決算委員会で、今もう限界を迎えているなという感じが私はしています。縦型は縦型、だからそこ以外に行かないというのが今の企画部じゃないのかな。なぜ僕はそんなことを言うかということ、主要施策の中の23項目の11が離島なんだよ。極端に言えば、企画部はそこに全部集中してもいいぐらいと思っているぐらいなんです。ところが何も変わらない。昨日、僕は消防防災ヘリの話をしました。これが一番恩恵を被るのはどこかと言ったら、小規模離島、過疎化しているところなんです。この消防防災ヘリの協議会、協議というかこの話合いに皆さんは入っていますか。

○武田真企画部長 入っておりません。

○呉屋宏委員 だから、この体制でいいのか。離島

過疎というか、地域・離島課、市町村課もありながら何をやるの、皆さんがやるのはこれだけ。あとは別に俺なんかとは関係ないよという、そういうような考えでいるのか。それでは絶対的にできないんですよ。だから縦型社会では駄目だと言っているわけ。少なくともそこだけでも横につながっていかないと。同じ離島をやるのに、全然違うからといって今の体制で本当にいいのかな。

部長、これどうなの。課長が答えられないでしょう。

○武田真企画部長 防災ヘリの議論については、我々も議会を通したり、また様々な機会に耳にしたり、目にしたりすることもございますが、今現在、委員の御指摘のとおり、そこの中に企画部として参加はしておりませんという状況です。

○呉屋宏委員 参加するつもりはありますか。

○武田真企画部長 必要に応じて、我々としては参加させていただきたいと思っております。

○呉屋宏委員 僕は、もう今の消防防災ヘリの在り方って市町村を無視した、とにかく全国的にそうなんだけれど、まずは全国、このヘリ事業というのは、実は消防防災ヘリから入っていくんですよ。全てそこから入っていくわけ。後でドクターヘリというのが追加して入ってくるわけですよ。ところが沖縄は、消防防災ヘリじゃなくてドクターヘリから入っていったもんだから、今まで自衛隊が担ってたもんだから、そこのところはもう省いていたわけですよ。今頃になって消防防災ヘリをやり始める。だけど現実合わない。これが今の皆さんの知事公室でやっているようなことです。だから市町村が必要としているから、あなた方が本当は企画部が中心になって、中心とは言わないけれども、やっぱり両方でこれをやっていくかといけないと思うんだけど、このところはもう一度、御答弁をお願いできますか。

○武田真企画部長 ドクターヘリ、消防ヘリどちらから先に導入してきたのかというのは、ちょっと私のほうで承知はしておりませんが、防災ヘリの導入に関する市町村と県の協議会、そういったものも行われているのは承知しております。離島振興の必要な観点から我々が関与するのであれば、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 昨日も言ったんですが、那覇から通報を受けて、県を通して通報がいった、陸上自衛隊が伊平屋に行くまでに1時間半です。夜、そこで頭の血管が切れたり心筋梗塞で倒れた人がこの1時間半でもちますか。そういうところこそ、そういう苛

酷なところが離島であり、過疎地域なんです。ですけど皆さんは、表だけの小っちゃいと言ったら失礼だけれど、そういうところだけを拾って、生活、生命、財産、そこを本当にどうするかというのは今、全く僕は拾われていないと思っているわけ。だから、本来だったら皆さんが中心になって救命救急をどうするかということは、考えなければいけないんじゃないのかなと思っているから、そこら辺は知事公室ともよく話してください。

次に行きます。44ページの大規模駐留軍用地跡地利用推進費、これ中身を教えてください。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
お答えします。

本事業は、普天間飛行場等駐留軍用地跡地の円滑な利用を図るため、返還前の早い段階から跡地利用計画の策定に向けた調査・検討を行う事業となっております。具体的には、普天間飛行場を対象とした普天間飛行場跡地利用計画策定調査、それと嘉手納より南の返還予定の6施設を対象としました中南部都市圏跡地利用及び周辺整備検討調査という2つの業務を実施しております。

以上です。

○呉屋宏委員 午前中に渡久地委員に皆さんが答弁した70%、前の事業で特定軍用地跡地の取得事業がありましたけれど、これ何か70%が終わっているとか、77%に今度なるとかと言っていたんだけど、これはどこが対象ですか。この77とか70というのは。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
県は普天間飛行場の道路用地22ヘクタールを目標に先行取得をしております。その中で、令和5年度末は15.4ヘクタールを取得して70%だったんですけれども、令和6年度は1.7ヘクタールの取得を目標としておりまして、累計で17ヘクタール、取得率は77%となる見込みを持っております。

以上です。

○呉屋宏委員 ということは、皆さんはもうこの普天間飛行場にどれぐらいの道路が引かれるということは想定しているわけですね。だからその目標の70%になるわけだよね。どれぐらいを想定しているの。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
現在、構想段階ではありますが、普天間飛行場内に中部縦貫道路、それと宜野湾の横断道路という縦横の道路を想定しておりまして、その面積が一応22ヘクタールということになっております。

以上です。

○呉屋宏委員 本当にこれだけで足りるの、22ヘク

タールで。476ヘクタールある普天間飛行場。私はある程度ベースがあって、今、横断と縦断だから縦横に造るんだろうなという感じはするけれども、宜野湾はたくさんの道路の中間地帯なんです。ここで全部詰まっているから渋滞が中部で起こっているんです。だからそういうことを考えたときに、僕は思うんだけど、この普天間飛行場の再開発というのかこの協議会は、もうそろそろ始めなければいけないんじゃないかと思うんだけど、どうですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
現在、道路用地として構想されているのが22ヘクタールということです。今後、宜野湾市と協同で跡地利用計画を検討しているんですけれども、今後、計画がより具体化する中で、新しい公共用地が必要になった場合は、検討しながら取り組みたいと考えております。

○呉屋宏委員 44ページのところの事業内容に、普天間飛行場跡地利用計画策定調査を実施したとあるんだけど、これはいつ頃やったのか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
昨年度の調査ですけれども、大体7月から3月までやっております。

○呉屋宏委員 これ提出できますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
後ほど提出したいと思います。

○呉屋宏委員 お願いします。

それでは、次に行きます。主要施策の53ページ。離島・過疎地域コミュニティビジネス支援事業、この事業内容を教えてください。

○島袋直樹地域・離島課長 事業概要についてお答えいたします。離島や過疎地域における持続可能な地域コミュニティ維持・再生のため、地域住民創意工夫によるコミュニティビジネスの構築に向けた地域団体の活動に対して、その経費を補助するとともに、専門家を派遣して助言を行っているところです。将来性や発展性のある団体を用い、先導モデル団体として選定して、経営改善に係る相談、事業計画、収支計画の策定支援等を行っているところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員 事業費が2500万、今、皆さんの見ても、僕はもう18年ヤンバルに通っているから分かるけれど、多分、何かこの2500万というのは無駄とは言わないけれども、これ成果どうなるのか。どのようなアドバイスをしているのか。支援を行ったのか。

○島袋直樹地域・離島課長 具体的には、共同売店の経営改善だとか、先ほどもちょっと午前中に申し上げましたが、ヤンバルの山菜の販売促進、地域住民の交流の活性化のための健康長寿教室の開催など、必要な備品の購入等を支援しております。令和4年度から6年度までで8団体の伴走支援を実施しているところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員 先月、国頭、東、大宜味の3副村長と飲みながらゆっくり話をしましたよ、部長。これ、彼らが今、欲しているのは何かと言ったら、実は大宜味村の塩屋、あの埋立て、結の浜、あの辺り。あの辺りに大きなスーパーを欲しがっているんですよ。例えばかねひでとか、ユニオンとか、サンエーとか。みんなどこに行っているかといったら、名護まで行くんですよ。だからその中間に、例えば平良からこっち側に、塩屋に来れば、塩屋にあるわけだから国頭からもこっちに来られるわけだよ。名護まで行かなくて済むわけだよ。だからこういうのをまずは造って、そこから共同売店との連携じゃないの。名護のスーパーが連携するわけがない。だからそういうことを考えていかないと、ただ安田の共同売店に、安波の共同売店にだとかということで、与那にだとかって、ただ売店に何かを出せば、それで離島・過疎対策をやっているというのはお金の無駄遣いですよ。やるんだったらどんとやって、そこからどういうネットワークで売店をつなぐかということを真剣に考えないと、今、皆さんは知らないかもしれないけれど、東村の高江の共同売店も1回閉めて、また復活して、こんなことばかりやっているんだよ、みんな、苦しんでいる。

皆さんはここにいて何か買うのでも、どっか二、三分行けば買えるんだろうけれども、あそこはそうはいかないんだよ。だから、さっき誰だったかな、ガソリンスタンドと何かをやるとかって言っていたけれど、ガソリンスタンド1つ造るのに、危険物の免許を持った人を置かないといけないんだよ。あの平良だけに造ったからといって、じゃ高江はどうするの、安波はどうするの、そういうふうになるから総体的な政策づくりをすべきだと僕は言ってきたんですよ。その辺はどう思っているの。

○武田真企画部長 国頭3村、私も8月だったと思いますが回らせていただきました。そのときのテーマは、どちらかというと住まいのほうのところで、空き家を活用した住まいづくりについていろいろ勉強させていただきました。

委員から御提案のあった市外のほうに大型店舗のスーパー、商業店を立地させて、共同売店のある意味、卸売をするようなイメージなのかと思いますが、今後また来月も国頭3村のほうを尋ねる予定になっております。そこでまた市町村の皆様とも意見交換をさせていただきたいと考えております。

○呉屋宏委員 トップにいる人がどんどんやったほうが僕はいいと思います。

それとちょっと飛びますけれど、59ページのSDGsと書いてあるんだけど、これの下にEVカーシェアリング実証事業というのがありますよ、まさにこれなんだよ。これは名護から国頭の東海岸、ガソリンスタンドがあることは安波に少しだけあるんですよ、あれ何のためにあるかという皆さん勘違いしているけれど、車にガソリン入れるためが中心じゃないんですよ。あれは耕運機だとか草刈り機だとかそういうもののものが中心なんだよ。だから僕はこの間、東村の副村長に聞いたけれど、あなた方がガソリンスタンドを造るんだってねと聞いたら、いや呉屋さん、あれはほとんどが農業用が中心なんですよ。1000リッターぐらいしか入れないんだと。そんなもんなんです。これは抜本的な対策にならない。だからみんなの足をつくるためには、自分のお家で充電ができるようなそんな車、小規模のもの、皆さん環境部がつくっているものにしても、温室効果ガスがどうたらこうたら言うけれども、2年経っても何も動いていないよ。だからそういうことではなくて真剣にそこはネットワーク、今の話をもうやるのであれば、また来月行くというのであれば、これしっかりやってください。そこは大事なことです。

さっきの定住のところに戻しましょうね、57ページ、移住定住促進事業、まさにさっき部長がお話をしました。私は長く行っていて感じるのは、お家がない。なかなか空いているお家があっても貸さない、これは自分の肌で感じてきましたから。

ところが、この間一般質問でも僕は話をしましたが、伊平屋の村長に電話を入れて、普通にお家を民間が造るんだったら坪幾らぐらいで造れますかと言ってから280万だよ。坪280万、10坪の建物造って2800万。これが現状で、役所が造ったらどうなるのと言ったら、210万から20万ぐらい、それでも200万余る。ここら辺の相場の2倍だ。これどうする。皆さんがそこに何かできるのか。

○島袋直樹地域・離島課長 お答えします。

本会議でも、土木建築部のほうが伊平屋の件については答弁させてもらいましたが、離島・過疎地域

で、特に北部の国頭、大宜味のほうで、空き家の改修、先ほちょっと部長から話がありましたけれど、空き家の改修について今積極的に取り組んでいるところでございます。総務省の国庫事業だとか、あと移住定住促進住宅の件で、高知県の四万十川がサブリースという形でうまくいっている事例等を紹介したところ、今年度、大宜味村が四万十のほうに勉強しに行くというお話もありました。それでうまく空き家を活用する動きが2村から出てきているなという印象でございます。

以上です。

○呉屋宏委員 先進地を見るのは悪いことだとは言いませんけれど、僕が今、葛藤しているのだけ部長に教えましょうね。僕の周辺に3Dプリンターでお家を造る会社がありますよ、これ坪60万だ、坪60万だよ。伊平屋に行ったらそれだけでいけるというわけ。ところが、これが爆発的に広がると今度、沖縄県内の建設業に迷惑がかかるんだよ。ここの葛藤なんだよ、これもある。だけど僕は離島に限定だけするのであれば、それを推進するのは別に問題ないよという話をした。だけど本当に、これから新しい3Dプリンターが衰退することはないんです。上がることはあっても、どんどんどんどん発展していきます。だから、新しいところに建築がどう対応していくのかというところは、今後、みんな本当に考えなければいけないものになっていく。これ人が要らないからこんなに安いんです。

こういうこともいろいろ考えながら離島対策というのをやっていかないと、新しい部分だから、EVも新しい分野、3Dプリンターも新しい分野だ。ということになるとこれをどう生かしていくかが僕は離島対策じゃないのかなと思っている。

それともう一つ、これはもう忘れてもいいんですが、例えば定住のための久米島。久米島ね、夏休みに、僕は予約をしようといつも泊まっているホテルに予約したんです。幾らしたと思いますか。久米島のホテル、大体でいいです。

○島袋直樹地域・離島課長 ちょっと夏休みには行っていないくて、9月に行ったときは、通常の1万以内の値段でございました。

○呉屋宏委員 どこのレベルの話をしているかよく分からんけれども、あっちの大きなホテルが3つある。久米アイランドって昔からあるホテル、夏休み1泊5万円ですよ。もともと地元がやっていたものを本土企業に売ったんだよ。だから3つとももう本土企業になっている、足並みを合わせているんです。

今、久米島でどんなことが起こっているかといったら、観光客はみんな民宿ですよ。イーフに1つだけ4階建ての建物がある。この4階建ての建物、今空いているんです、ホテルが売りに出ている。僕は県と一緒にタイアップして、久米島で買えと。買って、指定管理でこれを出したほうがいい。このホテルは今でも1万2000円、観光客であれば1万8000円ぐらいするんですよ。これでは高体連なんかも頭にきて、頭を抱えているんだけど、基本的に久米島でマラソンをやったり何かやるとなっても、もうここに来て宿泊できなくなっているんだよ。余計衰退していく。彼らの考えは、同じ100名だったら高いほうがいい。100名来なくても50名来てこの金額で取れるんだったらいい、そういう考えなんだよ。だから前みたいにお客さんをたくさん呼ぶというようなイメージは全くない。その辺の離島の住宅事情とかホテル事情も、皆さん多分、掌握していないんじゃないかと思うんだけど、どうなのか。

○島袋直樹地域・離島課長 先日、久米島町に行ったときに、呉屋委員からそのようなお話があったというようなお話をしたら、いろいろ体育大会とか、やはり泊まる宿泊施設が少ないということで、一時的に満杯になるという話がありました。地元の観光協会の話では、うまく民宿とかをやりくりして、今、対応していますというようなお話でございました。

○呉屋宏委員 多分、それは十分分かっている人ではないと思う。僕ら泊まる側の人間だから、この辺はしっかり分かっていると思うんだけど、今度、久米島、いわゆる離島では大規模、7000名の島ですから、基本的にはこれから産業をどう盛り上げていくかということを真剣に考えなければ定住ができない、逃がすことになる。

52ページに離島ブランディング（島あっちい・島まーる推進）というのがある。これ対象は誰になっているのか。

○島袋直樹地域・離島課長 島あっちいは県外の方がターゲットです。それで離島で体験しながら、離島の状況を理解してもらおうと。島まーるのほうは県内の方がターゲットです。島あっちいと違うのはボランティアですね。島の課題、例えば直近だと、11月の初めに行われる伊是名トライアスロンだとか、そういう大会にボランティアで、参加費は少し安めるんだけど、そのボランティアで大会をサポートしていくというような事業になっております。

以上です。

○呉屋宏委員 部長、ちょっと考えてみてください。

だから僕はさっきから、縦割りでは行政はなかなか前に行かなくなっていますよと。例えば今、久米島高校は生徒が少なくなって困っている、外に応援を求めて外から入れているんだよね。ところが、この寮が1学年10名しか入居できない、30名しか入らないんですよ。もっと受け入れたいんです。これは教育委員会がやるかといったら、やりきれない。これを企画部の市町村対策、離島対策、過疎対策でどうにかならないのかと。これも一つの考えだと思います。

だからさっき言っているのは、この久米島で、ちょっとそこに行く子どもたちは、やっぱり都会ではなかなかついていけない子どもたちがそこに行つて、ゆっくりしている子どもたちが多いんですよ。でもなかなか面白い子どもたちが多いい。でもこの子どもたちがブランディング事業を使って、もし久米島に体験で2日、3日行つて、いいところだね、じゃやっぱり来年、久米島高校に行こう、そういうものに使ったほうが私はもっと島が活性化するんじゃないかと、過疎から脱却できるんじゃないかと思っている。本土から来て、久米島で高校を出て、沖縄国際大学を出て、久米島町役場に就職している人もいる。だから、こうやってどうやって過疎を過疎じゃないように持っていくかということは、もっと真剣に考えるべきだと思うけれど、こういう教育委員会との横のつながりはできないのか。

○武田真企画部長 久米島のほうで留学生を受け入れて、子どもたちを学校に通わせているという話は私も存じております。今、委員から御提案があった内容も、話を聞いていて面白い取組だなというふうに思ったところです。教育委員会との連携も図らないといけないと思いますけれど、1つ大きな提案という形で受け止めさせてください。

○呉屋宏委員 そういうのを企画の部長のところの中心の部が、もう少し全体の部を見ながら調整するということは、僕はとっても大事だと思う。諦めたわけじゃないけれど、今、伊計島にN高校がありますけれど、N高等学校を立ち上げたときに一緒にやりましたよ。だから十分、あそこの中身は分かっています。今でも年に2回、意見交換していますけれど、この高校を久米島高校に半分入れようかと思った、サテライトで。そうしたら学校には通うけれど、私学でやるわけだね。そのスペースだけがあればいいんだよ。これは中国も非常に興味を持っている。だから内陸側の中国はこれを使いたい、そういうぐらいまで今、行っているわけですよ。今の沖縄の子

どもたちの環境をどう変えるか。もう集団生活に合わない子どもたちが出てきている。じゃどうしたらこの子どもたちを将来、沖縄を担えるようなそんな部分に持っていけるかということは、いろんな方面から考えたほうがいいと思う。だから、まずは一度、大規模ではあるけれど、大規模でもない中規模の島だけれど、1回久米島へ行つて意見交換してみよ、どうね。

○武田真企画部長 今日、明日というわけにはいきませんが、時間を見つけて久米島のほうとも意見交換させていただきたいと思っております。

○呉屋宏委員 ぜひ行つてください。これは久米島だけじゃなくて、例えば辺土名の高校も人員不足していますよ。これが本土から来る子どもたちを、その周辺で受け入れるということも1つの手だと僕は思う。今後の沖縄のためにもこれは随分プラスになっていくと思いますから、全体的に考えて、横の結びつきをもう少し強化して欲しいなと要望して終わります。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、島袋大委員。

○島袋大委員 委員長、やりません。

○西銘啓史郎委員長 分かりました。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 委員長、時間28秒ぐらい余っていたと思うけれど、離島対策で、ちょっと知事に総体的な部分を質問させてほしい。

○西銘啓史郎委員長 じゃ、これはまた後ほど話しましょう。

以上で企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

午後1時44分休憩

午後2時8分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

それでは、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から改めてその理由の説明をお願いします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元にあります総括質疑委員会協議用の順番でお願い

いたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いします。

では、まず項目1、私立学校の所管を含め教育部門を教育委員会に一元化することについて、呉屋委員、再度、簡潔にこの理由をお願いします。

○呉屋宏委員 公立学校の所管を含め、教育部門を教育委員会に一元化することについて知事にお伺いします。

○西銘啓史郎委員長 これは私立学校でいいですか。

○呉屋宏委員 私立。

○西銘啓史郎委員長 私立でいいんですよね。趣旨をまとめなきゃいけないので理由をもう少し。要はこれがもともとそういう時代もあったけれど、戻したみたいなのがありましたよね。

○呉屋宏委員 僕が後から打って渡してもいいよ。

○西銘啓史郎委員長 じゃ、次に2番の項目で、消防防災ヘリコプターの導入に関する知事の見解について、これも呉屋宏委員、お願いします。

○呉屋宏委員 今現在、消防防災ヘリの協議がストップしている状況、この原因がどこにあるかということは十分に理解はしていないと思うので、今後、この考え方をそのまま踏襲するのか、あるいは地域に合わせて見直すのかを聞きたいということです。

○西銘啓史郎委員長 じゃ、次3項目行きます。ビザの申請手続及びワシントン駐在の位置づけに関し、知事からどのような指示をし、それに対しどのような報告があったか。これは島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 先日も質疑をさせていただきましたが、ビザの取得にL-1とか、ちゃんとした正式なビザ申請がなされていないということで、その疑義について知事に答弁をいただきたい。その前段になるのは、いろいろ委員会でも言いましたが、2017年3月に初代の所長であります平安山さん。要するにビザを申請して、正式なビザが取得できず、不適切な商用ビザで活動を続けて、これ帰されているわけですよ。だからそれもありますから、その辺もさっき言った前提というそういう趣旨も踏まえて、前もそういった2017年度はそういうふうに、これはしっかりと報道機関、新聞にも載っていますので、2017年ね。平安山氏は適切なビザを取得できず、不適切な商用ビザで活動を続けて帰されているんですよ。ですからその辺もありますので、その辺も真摯に受けて答弁をいただきたい。そういうことでビザの確認等をしたいということで、総括質疑にお願いをしたいということです。

○西銘啓史郎委員長 この正式な手続を経ていないんじゃないかということ、それからビザの申請書にワシントン沖縄インク。名称確認しましょうね。

○島尻忠明委員 ワシントンインクというのは株式会社で、あとは委員会ではプレジデントとか言うけれど、あれは社長でもないし、答弁の中でも責任、決裁権はないと言っていますから、その辺を含めて我々会派から題目はこれで出します。あとは我々総務委員から、我々会派からも行きますから。その辺を含めて質疑をさせてください。

○西銘啓史郎委員長 これは高橋さんとも少し絡んでくるのが、このワシントン沖縄インクが、要は県の100%出資した会社でということでしたよね。

○高橋真委員 単純に言うと、今言ったように、ワシントン沖縄インク設立の経緯についてでいいんじゃないかなと思います。その中に県が100%出資していたという事実があったりとか、適正な事務手続が取られていたかとか、そういった内容が含まれますので、それでシンプルでいいかなと思います。

○西銘啓史郎委員長 じゃ、この3番の中に入ってもいいのかな。別に構わないでしょう。

○島尻忠明委員 一緒に入れて。

○高橋真委員 一緒でいいですよ。単純に事務手続だけだから。

○西銘啓史郎委員長 まず、ビザ発給に対する正式な手続ができたかどうかということと、ワシントン沖縄インク設立の経緯と事務手続について確認したい。

○島尻忠明委員 ワシントンインクと僕は言っているけれど、途中の英語が読めないからインクと言っている。途中のあれがあるからさ、正式な名称が。

○西銘啓史郎委員長 なかったよね。これは後で確認しましょう、いいです。

4項目がワシントン駐在員活動に係る委託先であるワシントンコア社の内情と現地の専門弁護士について。どういう弁護士なのかということですね。島袋大委員、ちょっと補足をお願いします。

○島袋大委員 駐在員に対して調整役はワシントンコアですから、このワシントンコアがどういった経緯をもって、弁護士の間に入ってビザを取ったかですから、この弁護士がどういった種の専門分野の弁護士なのか、誰なのかというようなことを聞きたいなと思っています。

○西銘啓史郎委員長 5項目は呉屋委員、お願いします。過疎地域のどうぞ。

○呉屋宏委員 この離島過疎地域の対策、問題解決

には、もう企画部だけでは限界を感じていると。だからこれは総務部や知事公室や横との連携の組織をつくるべきではないのかということを知事に質問したい。

○西銘啓史郎委員長 これは先ほど、学校の問題だったり、住宅の問題だったりいろいろありましたけれど、そういったことも含むということで。

提起理由の説明を終わります。

それでは、今、各委員から提案がありました総括質疑について、いろんな御意見、まず反対意見がありましたら項目番号を述べてから発言をお願いします。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 では、意見なしと認めます。

以上で総括質疑に係る提起理由の説明と反対の意見表明を終結いたします。

先ほど協議いたしました総括質疑につきましては、決算特別委員会に報告することといたします。

次に、申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上御発言をお願いいたします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結します。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は10月29日火曜日、正午までにタブレットに格納することにより決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月30日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 西 銘 啓史郎

令和6年第3回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年10月25日（金曜日）
開 会 午前10時0分
散 会 午後2時58分
場 所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県一般会計決算認定第1号 令和5年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び文化観光スポーツ部所管分）
- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について 認定第2号
- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について 認定第8号
- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について 認定第9号
- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定 認定第10号 について
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 新垣 淑 豊
副委員長 次呂久 成 崇
委 員 仲 村 家 治 座 波 一
花 城 大 輔 儀 保 唯
上 原 快 佐 喜友名 智 子
上 原 章 瀬 長 美佐雄
當 間 盛 夫

欠席委員

委 員 大 浜 一 郎

説明した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長 前 門 尚 美
農 林 水 産 総 務 課 長 比 嘉 淳
流 通 ・ 加 工 推 進 課 長 本 永 哲

営 農 支 援 課 長 能 登 拓
園 芸 振 興 課 長 長 嶺 和 弥
糖 業 農 産 課 長 金 城 吉 治
畜 産 課 長 真喜志 修
村 づ くり 計 画 課 長 島 袋 進
水 産 課 長 七 條 裕 蔵
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長 諸 見 里 真
観 光 政 策 課 長 大 城 清 剛
観 光 振 興 課 班 長 金 城 達 雄
観 光 振 興 課 班 長 照 屋 亮
M I C E 推 進 課 長 小 浜 守 善
文 化 振 興 課 長 佐 和 田 勇 人
空 手 振 興 課 長 桃 原 直 子
交 流 推 進 課 長 仲 村 卓 之

○新垣淑豊委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和6年第3回議会認定第1号、同認定第2号、同認定第8号から同認定第10号までの決算5件の調査についてを一括して議題といたします。

それでは、農林水産部長から、農林水産部関係決算事項の概要の説明を求めます。

前門尚美農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長 おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

農林水産部関係の令和5年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

まず初めに、令和5年度の農林水産部の取組について、しばらく御説明いたします。

農林水産業は、県民生活に必要な食料を生産・供給するとともに、観光産業や食品製造業などの域内経済や雇用への波及効果、農林水産物の移出や輸出による域外所得の獲得など重要な役割を担っており、県農林水産部は足腰の強い農林水産業を推進し各種施策に取り組んでまいりました。

令和5年度は、長引く物価上昇による生産資材高

騰対策など生産者支援に機動的に取り組んだほか、令和5年7月に襲来した台風6号への対応を余儀なくされることとなりました。

そのような中、魅力あるブランド子牛生産への期待として、県有種雄牛美百合が産肉能力評価で歴代最高記録を更新したこと、次代の担い手の育成確保を図るため令和6年4月に県立農業大学校を移転整備したこと、さらに新品種のゴーヤーを冲農G7や県内初のヘチマ新品種美らへちまの育成、農作物等台風対策マニュアルの更新など県の取組が話題となった事例がありました。

県としましては、今後も引き続き地域経済の活性化や農林漁業者の所得向上など、魅力と活力ある持続可能な農林水産業のさらなる実現のため、各種施策を展開してまいります。

それでは、令和5年度歳入歳出決算額について、タブレットに掲載されております説明資料により御説明させていただきます。

それでは、ただいま通知しました農林水産部の令和5年度歳入歳出決算説明資料をタップし、資料を御覧ください。

説明資料の1ページを御覧ください。

農林水産部における、一般会計及び特別会計の歳入の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額616億152万6294円に対し、調定額458億9135万8768円、収入済額455億352万9293円、不納欠損額120万9201円、収入未済額3億8662万274円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.2%となっております。

2ページを御覧ください。

農林水産部における、一般会計及び特別会計の歳出の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、予算現額790億9225万4839円に対し、支出済額589億6436万3535円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は74.6%で、翌年度繰越額174億8383万3080円、不用額26億4405万8224円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

予算現額611億6066万294円に対し、調定額446億9865万3538円、収入済額446億6747万6297円、収入未済額3117万7241円で、収入比率は99.9%となっております。

歳入科目についてですが、(款) 分担金及び負担金、(款) 使用料及び手数料、(款) 国庫支出金、4ページになりますが(款) 財産収入、5ページになりますが(款) 繰入金、(款) 諸収入、(款) 県債となっております。

収入未済額について、御説明いたします。

(款) 諸収入、(項) 雑入の3117万7241円でございます。

6ページを御覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

予算現額786億5138万8839円に対し、支出済額586億903万6411円、執行率74.5%、翌年度繰越額174億8383万3080円、不用額25億5851万9348円となっております。

予算科目の項別に申し上げますと、上から3行目の(項) 農業費については、予算現額230億8283万6791円に対し、支出済額199億9987万9097円、執行率86.6%、翌年度繰越額20億229万2979円、不用額10億8066万4715円となっております。

次に、下から4行目の(項) 畜産業費については、予算現額52億7260万151円に対し、支出済額39億8068万7142円、執行率75.5%、翌年度繰越額8億8977万8990円、不用額4億213万4019円となっております。

7ページになりますが、(項) 農地費については、予算現額346億2898万7274円に対し、支出済額242億4413万7054円、執行率70%、翌年度繰越額99億8274万1861円、不用額4億210万8359円となっております。

次に、表の中段の(項) 林業費については、予算現額22億5000万3200円に対し、支出済額18億2241万4055円、執行率81%、翌年度繰越額3億6457万4000円、不用額6301万5145円となっております。

8ページになりますが、(項) 水産業費については、予算現額114億2218万4323円に対し、支出済額80億3916万6078円、執行率70.4%、翌年度繰越額30億7802万3550円、不用額3億499万4695円となっております。

次に、(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費については、予算現額19億9477万7100円に対し、支出済額5億2275万2985円、執行率26.2%、翌年度繰越額11億6642万1700円、不用額3億560万2415円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

9ページを御覧ください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出

決算の概要について御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4783万3000円に対し、調定額 3 億9734万7967円、収入済額 1 億187万7949円、収入未済額 2 億9547万18円、収入比率は25.6%となっております。

収入未済額の主なものは、下から4行目の（款）諸収入の（目）農林水産業費貸付金元利収入の2億1712万6117円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

10ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額4783万3000円に対し、支出済額3135万8297円、執行率65.6%、不用額1647万4703円となっております。

不用額の主なものは、上から5行目の（目）貸付事業費の978万7918円で、国へ償還金の減によるものであります。

11ページを御覧ください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額256万円に対し、調定額 3 億4632万1124円、収入済額 3 億1994万345円、収入未済額2638万779円で、収入比率は92.4%となっております。

収入未済額の主なものは、下から3行目の（款）諸収入の（目）農林水産業費貸付金元利収入の2629万2329円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

12ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額256万円に対し、支出済額173万9650円、執行率68%、不用額82万350円となっております。

不用額については、全額が（目）管理指導事務費であり、主に委託料の執行残等によるものであります。

13ページを御覧ください。

次に、中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額 3 億6639万円に対し、調定額 3 億2068万4581円、収入済額 3 億1542万3906円、不納欠損額120万9201円、収入未済額405万1474円で、収入比率は98.4%となっております。

収入未済額の主なものは、（目）雑入の224万4646円で、実費徴収金が延滞となっていることによるものです。

14ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額 3 億6639万円に対し、支出済額 3 億1367万977円で、執行率85.6%、不用額5271万9023円となっております。

不用額の主なものは、（目）中央卸売市場管理費の5242万7455円で、修繕費の計画変更に伴う執行減などによるものです。

15ページを御覧ください。

次に、林業・木材産業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額2408万3000円に対し、調定額 1 億2835万1558円、収入済額9881万796円、収入未済額2954万762円で、収入比率は77%となっております。

収入未済額の主なものは、一番下の行の（目）違約金及び延納利息の1645万8096円で、違約金が未納となっていることによるものであります。

16ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額2408万3000円に対し、支出済額855万8200円、執行率35.5%、不用額1552万4800円となっております。

不用額の主なものは、一番下の行の（目）貸付事業費の1500万円で、新規貸付がなかったことによるものであります。

以上、農林水産部関係の令和5年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣淑豊委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに農林水産部関係決算事項に対する質疑を行います。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 お疲れさまです。

私からは2点、お伺いいたします。

まず、肥料価格高騰緊急対策事業と、もう一点が270ページの農漁村指導強化事業の2点です。

まず初めに、共通してはいるんですけれども、執行率が非常に低くなっております。

まず、肥料価格高騰は、令和4年度、5年度の緊急事業ですけれども、ニーズが非常に高かったとは思いますが、執行率が残念ながら17.9%であったというところで、ニーズが高いにもかかわらずこういう執行率になったのかということと、これ4年度はどうだったのかということが1点です。

もう一点が、農漁村指導強化事業です。これは平成12年度から行われていますけれども、これも14%と執行率が非常に低い状況になっています。平成12年度からやっていますけれども、実際に、本当にニーズに合った事業なのかなというところがちょっと疑問ですね。

課題で、今後いろいろとやっていくということですけれども、その課題で挙げたことが本当にこのとおりであって、執行率が上げられるのかどうかということと、ちょっとここまで執行率が低いと、周知に関しても課題があるんじゃないかなというところがありますので、どのように改善していくのかという、この2点お伺いさせてください。

○能登拓宮農支援課長 お答えいたします。

まず、肥料価格高騰緊急対策事業についてお答えします。

この事業の経緯も含めて、少し御説明をさせていただきたいと思うんですが、本事業につきましては、令和4年度に肥料価格が急騰した際、新型コロナ対応地方創生臨時交付金のうち、物価高騰対応分を活用して当時の補正予算で計上をさせていただいた事業となっております。

事業の中身としましては、同じタイミングで創設をされました国が行う肥料高騰対策に、さらに県も上乗せをして支援するといった内容になってございます。

当初、令和4年度の単年度事業として実施をする予定でありましたが、その後、国のほうが令和5年度にも継続して実施をするということになりまして、県事業も併せて令和5年度に繰り越して実施をしたというものになってございます。主要施策の250ページに書いてございますのは、要するに繰越分の事業になります。

御指摘のように不用額が出た理由としましては、

繰越額を算定をする際に、その時点で国の支援金の単価が決まっていなかったという状況がございます。それから、国の事業がいつまで継続されるのかということも、その時点でまだ明確になっていなかったということで、万が一にもその県事業が不足になってはいけないということで、その時点で想定される最大額を計上して繰越しをいたしました。

結果として、国の支援金の単価が想定よりも低く設定をされたということと、国の事業も年度の途中で終了したというようなことがございます。あとは、繰越しの予算ですので、令和5年度の途中で減額補正などの対応もできなかったといったことが大きな要因として挙げられると考えております。

この肥料高騰対策は単年度では執行率が低くなっておりますが、令和4年度からの経過で申しますと延べ約1万件、総額で約4億円の支援を国、県合わせて実施することができましたので、一定程度の効果は上げられたのかなというふうには考えているところでございます。

続きまして、農漁村指導強化事業につきましては、県の農業改良普及センターにいます普及指導員の調査研究と、それから、技術の確立を踏まえまして、農村地域における女性リーダーの育成など、農業者への指導強化を目的としております。

主に農業改良普及センターにおいて、家族経営協定の締結ですとか、再締結の推進、女性リーダーの育成、若手女性農業者発掘などに取り組んでいるところでございます。

あわせて、国の補助事業を活用しまして、女性農業者グループなどが行う家族経営協定の相談会ですとか、研修会の開催、それから事業調査などの活動費用を助成をする内容になってございます。

特にこのうち、国の補助事業を活用できるようにということで、補助金の枠を確保していたところですが、なかなかこの補助金について現場からの要望がなくて、今回については不用額が大きくなったというような事情がございます。

委員御指摘のとおり、PRなども含めて周知が十分でない部分もあろうかと思います。引き続き周知に努めていく必要があろうかと思います。

一方で、やはり現場の農業者の皆様が自分たちで申請書類を作成をして申請までこぎ着けるというところに、やっぱりハードルが高い部分もあるかと思いますので、そういったところに対する支援の強化といったことも含めて、現場の活動の強化に取り組んでいきたいというふうに考えています。

いずれにしても、女性農業者の活動を支援するという自体は非常に重要な取組だと考えておりますので、執行率の向上を含めて、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○上原快佐委員 分かりました。

肥料価格高騰に関しては理解できて、ある程度の効果があったという形であります。

ただ、2番目の農漁村指導強化事業については、女性の就農者を発掘していくと、育成していくという意味では非常に大切な事業だと思うので、そこを実際に関わっている方とかとのヒアリング等も含めて、どう効果的にこの事業を使っていくのかということが大切だと思うんですけども、実際、現場等とのヒアリングというのは行っているんでしょうか。

○能登拓営農支援課長 まず、実際の女性の農業者の皆さんに対する直接的な支援としましては、県内各5地区に農業改良普及センター、または北部農林振興センターの中に農業改良普及課を置きまして、そこに配置されている普及指導員が現場を回りながら、要望等も伺いながら活動しているところです。

トピック的に申し上げますと、昨年度につきましては、女性農業士、指導農業士、青年農業士という知事が認定する制度がございますが、その中で女性農業士として認定された皆さんと、前門部長との意見交換を行うなど、積極的に意見交換に努めていたところでございます。

○上原快佐委員 部長も中心になってやっていらっしゃるということで、その点については評価したいと思うんですけども、ただ、実際には執行率がちょっと低くて、この事業の意味というか、効果というのが、やはりちょっと疑問符がつく部分ではあると思うので、せっかくいい事業をしていらっしゃるんで、さらにニーズをしっかりと調査した上で、もっと効果的な事業になるように今後取り組んでいただければと思います。

以上です。

○新垣淑豊委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お願いします。

主要施策の中から幾つかお尋ねをいたします。

最初は、先ほど上原委員からもありました肥料価格高騰緊急対策事業ですけども、執行率が低かった理由を聞きたかったので、答弁は恐らく同じでしょうから、こちらのほうは取り下げます。

次に、255ページの農林水産物条件不利性解消事業についてです。

こちらも執行率が低くなっているのが気になっております。低いときも、一応90%弱はあるんですけども、できればこういう事業は95%は行ってほしいと思うぐらいにはニーズはあると思っています。90%を切って、少し低めだった理由を教えてください。

○本永哲流通・加工推進課長 お答えします。

まず、生産者団体のヒアリングを基に、補助対象となる農林水産物の出荷を6万トンと、予算計上のときに見込んでおりました。

しかしながら、県外出荷の実績が予算計上時の見込みを下回る5万7000トンとなったため、約2億6000万円の不用額が生じております。

出荷実績が見込みを下回った主な要因ですが、天候不良等の影響により期待された生産量が確保できなかったこと、それから、鮮魚等の県内需要の増加により県外出荷の減少等がございました。

以上でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

これ、いろいろ国の制度や予算の枠組みも少し変更があるようなことも感じているので、どういう事業が現場の皆さんにとって一番いいのかというところを少し追っていききたいと思います。

あと、次が263ページの農業次世代人材投資事業です。次世代の農業者の育成ということで、大変重要な事業だと思います。

まず、農業をやる方は、例えばその普通の職場のように新卒でいきなり就業するという方はすごく少なく、30代半ばとか、退職前とか、人生1周、2周終わった頃に、次の生き方を考えようというときに就農する方も一定数おられるのかなという業界だと思っています。

この次世代の人材投資事業ということではありますけれども、支援を活用している方の年代、何か傾向がありますでしょうか。

○能登拓営農支援課長 本事業で、交付対象としている方の年代別の割合でお答えをさせていただこうと思いますが、まず、20代が11%、30代が37%、40代が47%、50代が5%ということで、30代、40代といったところが比較的多い状況かなというふうに考えております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

この数年、コロナ禍で仕事をなくされた方で農業に転職しようというお話が結構増えていたという印象がありました。

今回、令和5年度の決算審査ではあるんですけど

ども、この事業は平成29年度から始まっております。コロナ禍で、この支援事業の利用者に傾向の変化というのはありませんか。

○能登拓宮農支援課長 コロナ禍前の令和元年度からの新規採択させていただいた人数でお答えさせていただきますと、令和元年度が39人、令和2年度が70人、令和3年度が84人、令和4年度が83人、令和5年度になりまして55人というような状況になってございます。

○喜友名智子委員 コロナ禍が明けた頃から何か少しずつ減っているのかなという印象を持ちました。時代によって、やはり農業というのは浮き沈みが激しいかと、食べ物を生産しているにもかかわらず、やはり厳しいということで、就業者の数にもこの傾向が現れていると思いました。

この事業とは別になるんですけれども、一般論で構わないんですが、労働市場でこういった農業の従事者を増やしたり支援するときに、ほかの労働市場との兼ね合いや傾向というのはあるものなんですか。

○能登拓宮農支援課長 一例で申し上げますと、農業経済学会のほうで、不況期になると農業従事者数が増加するといった研究が行われたというような論文もございます。

そういった研究も踏まえて、過去10年間に限定してですが、県内の有効求人倍率と新規就農者数の関係を調べてみたところ、比較的高い負の相関、要するに、有効求人倍率が上がると新規就農者が減少するという関係が、かなり明確に出ているというような状況がございます。

○喜友名智子委員 どういう産業構造、それから、就業人口の構成がいいのかということころは、県の経済政策を考えるとときにもとても重要な点だと思うんですね。

産業というのは、やはり浮き沈みがありますし、ただそれでも、どんな仕事をしていても食べていけないといけないという意味では、農業は土地の限られた沖縄で、やっぱり一定数、従事者数と生産者数、それから、生産高、生産量がマッチした目標を立てる必要があるかなと思います。

ぜひこの次世代の人材投資をするときにも、沖縄で必要な農業の生産者数というのは一体何名がいいのかということころは、食料自給の観点を優先して計画を、ぜひ視点として入れていただきたいと思います。

次が273ページ、特別栽培農産物認証等推進・普及事業です。

私、前期、沖縄県農産物種苗生産条例に取り組んだこともあって、少しこの事業が気になっております。

まず、ここでいう特別栽培をしている農産物というのは何でしょうか。目的と併せて確認させてください。

○能登拓宮農支援課長 県では、有機農業も含めた環境保全型農業を推進しているところでございます。

この環境保全型農業の推進を目的に、特別栽培農産物につきましては、国のガイドラインに基づいて、農薬の使用回数と化学肥料の使用量が県の慣行栽培、従来の栽培の方法と比較して、5割以下で栽培された農産物のことを指しておりまして、これに対して県のほうで認定を行っております。

○喜友名智子委員 主要施策を見ますと、2種5品が技術検証されているということですが、この2種5品を決めた経緯はどんなものがあつたんでしょうか。

○能登拓宮農支援課長 今回、ピーマン、キュウリ、ニンジン、レタス、それから、葉野菜のチンゲンサイ、コマツナといったものの技術の検証などを行っているところですが、このうち、ピーマンとキュウリ、ニンジン、レタスにつきましては、まず、県の戦略品目であって、特別栽培農産物さらには有機農業といったところへの移行が期待される品目ということで選定をいたしました。

それから、チンゲンサイとコマツナにつきましては戦略品目ではありませんが、特別栽培農産物なり有機農業への移行が期待できる種目ということで選定をさせていただいたところでございます。

○喜友名智子委員 私も周囲に有機野菜の栽培をしている農家さんが非常に多くおられます。

ただ、この物価高騰の中で、なかなかほかの農家さんみたいにこの有機農家への支援、資材を買うときの支援が対象外だったんじゃないかという話を聞いたんですね。

実際、県のほうで有機栽培している農家さんへの、この価格高騰への支援というものはあつたんでしょうか、なかったんでしょうか。

○能登拓宮農支援課長 先ほど上原委員のときにお答えさせていただいた肥料価格高騰緊急対策事業で、各種肥料を対象に支援金を交付させていただきましたが、基本的には肥料法に基づいて登録されている肥料につきましては、有機肥料も含めて全て対象にさせていただきましたので、基本的には対象になっていたものと考えてございます。

○喜友名智子委員 じゃ、有機野菜の農家さんから対象外だったんじゃないかという話は、少し誤解というか、タイミングの違いもあったかもしれないなと今思いました。

今後、この特別栽培の支援の在り方、この事業の進め方として、何か県のほうで想定をして広げていこうというような部分はありますか。

○能登拓宮農支援課長 特別栽培農産物に限らず、その前段階のエコファーマーですとか、さらに進んだ有機JASを進めるに当たって、やはり生産量の確保、販売額の確保、認知度の向上みたいなものが非常に重要になってくるというふうに考えております。

例えば、今回、この特別栽培農産物に向けてのマニュアルの作成をさせていただいたところですが、このマニュアルの目標として、慣行栽培と同等以上の収量、品質を確保できるようにするといったことを目標に作成しております。

それから、販売店等でPRに使えるようにPOPですとか、プライスカードなどのPRツールなども作成していますので、そういったものの活用もお勧めしながら、総合的にPRを進められるように考えているところでございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

最後の質問になりますが、289ページ、沖合操業の安全確保支援事業です。

この事業で、漁業者の安全操業の確保のために無線機の設置を支援するという内容になっております。設置した箇所はどういったところがあるか、お聞かせください。

○七條裕蔵水産課長 お答えします。

沖合操業の安全確保支援事業で設置する漁業用無線機は、漁船に設置するものを対象としております。

○喜友名智子委員 ちょっとある離島で——南北大東のうちの一つなんですけれども、何か水難事故があったときに、やっぱり海上保安庁も警察も遠いので自分たちの自助努力での助け合いをするほかないと。船をはじめ、漁協のほうにも無線機の機械を設置して、できるだけ島の周辺で事故に対応したいというような相談を受けたことがありました。

この事業では、船舶ごとの申請というふうに一応理解はしているんですが、こういった地上への無線機の設置の支援というのは対象外なんですか。

○七條裕蔵水産課長 沖合操業の安全確保支援事業では、対象外となります。

ただし、陸上での無線機器の整備については、水

産課で所管している水産業構造改善特別対策事業における水産情報高度利用施設の整備として、陸上固定局の整備の補助が考えられます。

なお、この補助率は国費3分の2、県費6分の1、合計6分の5であります。残る6分の1が事業主体、受益者の負担となっております。

以上です。

○喜友名智子委員 これを活用しようと思ったら、どういうプロセスになるのかだけ、最後にお聞かせください。

○七條裕蔵水産課長 当水産課では、毎年1回、県内漁業協同組合と市町村に対して事業要望調査を行っております。

現在のところ、大東村から無線機器整備に係る要望はありませんが、相談があった際には施設整備計画の内容を精査し事業実施について検討してまいりたいと考えています。

○喜友名智子委員 要望がありましたらぜひ御対応よろしく願いいたします。

私からの質疑は以上です。ありがとうございました。

○新垣淑豊委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしく願いします。

私も主要施策の251ページ、特殊病虫害特別防除事業について伺いたいと思います。

まず、執行率と不用額の要因について伺いたいと思います。

○能登拓宮農支援課長 お答えいたします。

特殊病虫害特別防除事業ですが、まず、当初予算額15億7571万4000円に対して、最終予算額が15億2571万4000円、決算額が12億7074万7000円で、執行率が83.3%というふうになってございます。

不用額の主な要因ですが、ミカンコミバエの誘殺が継続して確認をされまして、緊急的な防除に対応できるよう、一定額の予算を確保しておく必要がありまして、減額補正などの対応が難しかったというようなことがございます。

○次呂久成崇委員 課題のほうにもあるんですけども、この近年、誘殺が多い傾向があるということで、私たち八重山ほうでもこのウリミバエが市街地の民家のほうでもちょっと確認をされたりとか、あと今年になって沖縄本島のほうでもセグロウリミバエとかというのが確認されたりということで、今後さらにまたこういう誘殺数というのは増えていく傾向があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それについてさらにまた増額していくとい

うような必要性というのは考えているのでしょうか。

○能登拓宮農支援助課長 まず、ミバエ類の対策につきましては、大きく3段階で実施をしているところでありまして、まず、ミバエ類を侵入させないための水際対策、それからミバエ類が侵入していないか確認するための進入警戒調査、さらにこの侵入が確認された場合には緊急的な防除対策という形で実施をしているところです。現段階ではウリミバエとミカンコミバエを対象にした部分については、予算額が足りないというような事態に陥っていませんので、継続して行っていくと。

ただ、先ほどありましたセグロウリミバエについては法律上の位置づけが若干違うといったこともありまして、ちょっと直ちに本事業での対応が難しいところもございましたので、今回の9月補正予算を提示をさせていただいたというような状況でございます。

○次呂久成崇委員 不用額のほうも、この緊急的措置を取るためということなので、やはり必要に応じてしっかり補正等も含めて検討していただけたらなというふうに思います。

次に、259ページ、さとうきび生産総合対策事業について伺いたいと思います。

こちらのハーベスタの導入の件なんですけれども、委員会のほうでもこのハーベスタ導入計画のほうで資料等をちょっと頂きました。この導入に伴って、やはりオペレーター、育成というのも非常に大事かと思えます。結局、ハーベスタを導入してもオペレーターが今不足しているという状況も聞いていますが、そのオペレーターについてのこの人材育成や人材育成計画とかというのはどうなっているのでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長 お答えします。

県のほうでは、農業機械を利用する人材育成の強化を図るため、昭和55年度から農業機械士養成研修を実施しております。これまで、2677名の農業機械士を認定しているという状況になっております。

また、機械士のほうで構成されます沖縄県農業機械士協議会におきましては、毎年農作業安全研修や技能研修を開催し、知識及び技術の向上を図っております。

それに加えて、収穫機械の効率的かつ安全な利活用を図るため、機械メーカーの協力の下に収穫機械オペレーター養成研修を毎年実施しており、令和5年度につきましては、うるま市の伊計島、多良間村にて研修を開催いたしました。今年度につきましては、本島南部と石垣市で開催を予定しております。

す。

県としましては、引き続き農業機械士の養成を推進し、収穫機械の効率的、安全な利活用を図っていきたくて考えております。

○次呂久成崇委員 このハーベスタの収穫率ですね、こちらのほうにあるように地域によってかなり差があるなというふうに私も感じております。

南北大東島のほうは100%ということなんですけれども、例えば八重山の離島のほうでは62%というような差があるんですけれども、県としてはこの機械を導入して、このハーベスタ収穫率という、何か目標設定というのはあるのでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長 令和10年を大きな目標ということで、令和10年度にハーベスタの収穫率につきましては、89%ということで目標を掲げています。

○次呂久成崇委員 これは89%、県全体でということですかね。例えば、地域によってはかなり差があるものですから、今、低いところをちょっと重点的にやっていくということも考えていらっしゃるんですか。

○金城吉治糖業農産課長 89%につきましては、県全体ということになります。

委員がおっしゃる、八重山と離島地域につきましては含蜜糖地域ということで、もともとハーベスタ収穫ということではなくて、手刈りとか刈り倒し機を中心に収穫を行ってきたということで、ハーベスタの収穫率が低いということなんですけれども、近年はやっぱり労働力不足ということがございまして、そういった地域からもハーベスタの導入の要望が出ていますので、そういったものを考慮しながら、また、導入について検討していきたいと考えています。

○次呂久成崇委員 ぜひ、検討をいただきたいと思います。

4月、5月まで製糖期を延長して結局は——数年前もあったんですけれども、大雨等によって機械を入れることもできずに、そのままの状態とかということもあったものですから、なるべくこの製糖期の時期以内に終わるような形での機械の導入、そういう計画というのも非常に大切なことというふうに思いますので、ぜひこのオペレーター人材育成も含めて取組をしていただきたいなというふうに思います。

次に、266ページの新規就農者支援事業についてちょっと伺いたいと思います。

267ページの課題のほうで、実績や計画を下回ったというふうにあるんですけれども、この下回った要因についてちょっと伺いたいと思います。

○能登拓営農支援課長 お答えいたします。

新規就農者支援事業につきましては、市町村による青年等就農計画の認定を受けた新規就業者を対象に、施設や機械の導入に向けた補助を行うという事業になってございます。

今回、計画を下回った理由としまして、事業要望のあった方からの辞退があったりですとか、事業要件を満たさなくなってしまうといったような事案が数件ございましたので、全体としては想定を下回ったという状況でございます。

○次呂久成崇委員 この事業は、市町村も窓口になっているかと思うので、やはり私たちの周りのほうにも新規就農を希望する方もいるんですけども、せっかく事業の申請をして認定をされても、途中で辞退とか要件を満たさなくなるというところでは、やはり最初の申請の事前の段階で、しっかりこの計画も含めて精査する必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。それにはやはり市町村との連携というのは欠かせないと思うんですけども、市町村によってもかなり熱量が違うのかなというふうにちょっと感じていますが、そこら辺は実際どうなんでしょうか。

○能登拓営農支援課長 本事業につきましては委員からありましたとおり、市町村を窓口を実施をさせていただいておりますので、市町村の体制などによりまして実施の状況が若干異なるところがあるかと思いますが、市町村にただ任せただけではなくて、県の普及指導員も計画の策定などを一緒に取り組むなどして支援体制を整えておりますので、引き続き市町村の支援も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○次呂久成崇委員 この事業はニーズがあるかと思っておりますので、ぜひ、その辞退とか途中でこの事業要件を満たさなくなったとかということがないように、市町村としっかり連携していただきたいというふうに思います。

最後に、289ページの沖合操業の安全確保支援事業についてなんですけれども、先ほど喜友名委員のほうからもありましたが、まず対象となる船舶の基準について、ちょっと伺いたいと思います。

○七條裕蔵水産課長 対象となる漁船は、まず、沖合操業する漁船ということ。つまり、マグロやソデイカ漁、あるいは深海底魚一本釣り等、そういった漁業をされていて、かつ水揚げが年間100万円以上あることを条件としております。

○次呂久成崇委員 現在普及率が66%ということな

んですけども、これは毎年多くの要望があるということなんですよ。

この事業自体は、令和7年で一応終了というふうになっているんですが、この目標普及率というのはどれぐらいまでという設定とかあるんでしょうか。

○七條裕蔵水産課長 現在の66%という数字でございますが、まず沖合操業を行う船ということを想定して、県内の3トン以上の漁船を分母としております。ただし、3トン以上の漁船であっても潜水器漁業とか、近場で操業する船が相当数、3割程度含まれております。当時の事業の目標率設定したときに、その普及率は約1000隻の3トン以上の漁船のうち80%の漁船に整備がされるように実施していこうという趣旨でやっております。

それで、現在もその考えに基づきやっておりますが、一応多くの要望がある中で、沖合操業を行っていると確認できる漁船あるいは年収100万以上が確認できる漁船が非常に少なくなってきておりまして、事業としましては、一定程度ほぼ充足しているのかなという考えであります。

○次呂久成崇委員 次年度、令和7年度で終了ということではあるんですけども、この漁業者の安全操業の確保という観点からすると、この事業自体が終了したとしても、やはり基準等を見直しながらさらにこの類似の事業というのを考えていくということが必要ではないかなというふうに思っているんですけども、ぜひ今後、類似の事業等についても考えていただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○七條裕蔵水産課長 了解しております。

無線機器を含めて、そのほか安全を確保するための機器が出てきておりますので、それらの活用も含めて漁業者の安全が確保されるよう検討してまいりたいと思っています。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡確認)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

仲村家治委員から、質疑時間の全てを座波一委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、質疑を再開いたします。

上原章委員。

○上原章委員 お願いします。

私も主要施策の成果に関する報告書のほうから、少し確認したいなと思います。

決算ということなので、先ほどのちょっと質問とも重なりますが、250ページの肥料価格高騰緊急対策事業なんですけど、もう一度執行率が低い原因をお聞かせ願えますか。

○能登拓営農支援課長 先ほどと同じ答弁になりますが、事業の経緯から少し説明させていただきますと、もともとは令和4年度に国の行う肥料高騰対策に県も上乗せをする形で、国が7割支援するところに県も15%上乗せをさせていただくという形で補正予算で対応させていただきました。

当初は令和4年度限りの事業として考えていたところですが、国事業が令和5年度まで継続をするということが決まりましたので、県のほうも令和4年度から5年度に繰越しをして、事業を実施することになりましたので、繰越しをするに当たっては繰越額を決定しないといけないんですが、その時点で、1つは国の支援金の単価がまだ示されていなかった、市場価格がまだ動いていたという状況でございますので、なかなか国も示しにくかったと思いますが、まず国の支援金単価が示されていなかった。

それから、国事業が半年で終わるのか、1年しっかりやっていただけるのかといった事業の期間も、まだその時点では確定をしていなかったという状況がありまして、県としては、想定される最大額を繰越しをさせていただきました。

実際に、その事業の執行に当たっては、国の支援金単価が我々が想定した最大額よりは低く設定をされたということと、国事業自体も半年で終了をしてしまったといったところで、この事業での支援が難しくなったということがございます。

さらに、繰越しの予算ですので、令和5年度になってから減額補正などの対応が基本的にできませんので、そういった不用額圧縮の取組が難しかったというようなこともございます。

以上です。

○上原章委員 ちなみに令和4年度は、何世帯というか何戸の農家に支援されたのか、成果の結果は数字は分かりますか。

○能登拓営農支援課長 令和4年度、5年度と合わせての形になりますが、延べで約1万戸、国、県を合わせて総額で約4億円の支援をさせていただきました。

○上原章委員 これ、本当に必要な事業ということで、2年間、国の分に上乗せと。要するに、これだ

け80%以上も執行できなかったという、国のせいになるということですか。

○能登拓営農支援課長 先ほどお答えしたとおり、我々としては繰越しの予算額を確定しないといけない状況の中で、この事業の立てつけの問題なんですけど、肥料価格自体もそのときはまだ動いていますので、物価統計を基に国が支援金の単価を確定するのが年度を明けた5月というのはもう最初から分かっていたんですね。

なので、国の責任というよりは、もう事業の立てつけ上、なかなか難しさがあったというふうに理解をしております。

○上原章委員 皆さんも、もう令和4年度からスタートした事業なので、ある程度その価格の決定も国の動向も分かる中で、結局、この年間を通してこれだけの支援しかできなかったというのはちょっと私もなかなか理解できないんですけどね。

こういった事案というのは、結構あるんですか。

○能登拓営農支援課長 我々もこの事業執行に当たって非常に苦慮したところもございます。

もともとが、令和4年4月、5月で飼料価格が非常に急騰して、当時のウクライナの情勢などで海外からの原料価格が非常に高くなったといった中で、国も県も支援の在り方を非常に模索しながら対策を検討していたと。

当初は、国の対策も示されない中で、我々も補正予算をお願いをしたような状況がございますが、その中で国の支援も出てきたということで、急遽その対応を変更して国に上乗せをするという形を取ったというようなことで、非常に走りながらつくり上げてきたような状況もあって、このような状況になっております。

なかなかやっぱり通常あるかというふうなことであれば、個人的には経験のないような事業だったかなとは思っております。

○上原章委員 分かりました。

この時期の高騰支援というのは、非常に現場の農家さんにとっては本当に大事な事業なので、届く知恵をしっかり絞るのもやっぱり大事ななと思いました。

次に、配合飼料価格差緊急対策事業。281ページなんですけど、こちら1点だけ確認したいんですけど。

この281ページの翌年度繰越額5200万円、不用額1億7000万円という形になっているのですが、この事業もまだまだ必要な事業だと思っていたんですけど、あえて翌年度繰越額と不用額で分けて計上したとい

うのは、ちょっと御説明いただけないですか。

できれば、全部繰越しにしてもよかったのかなと思ったんですが。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

まず、翌年度繰越額についてですが、国の11月補正の追加提案によるもので、実際、この金額については、第4・四半期の分の支払いで、年度を越えて実績に基づき支払うものですから、繰り越しております。

不用額につきましては、本事業は、国の配合飼料価格安定制度に加入している農家に対して、当制度の契約数量というものを上限として購入数量実績に基づいて補助を実施しています。

各農家は、配合飼料の前年度の購入数量を参考に、給与する配合飼料が不足しないよう数量に余裕をもって契約する傾向にあります。

そのため、本事業における補助対象数量よりも農家の購入数量実績が下回ってしまうことがあることから、それに伴い、この不用額が出ているという状況です。

○上原章委員 ありがとうございます。分かりました。

あと、もう一点。255ページの農林水産物条件不利性解消事業について。

257ページにあります課題等について、少し確認したいんですが、このモーダルシフトの促進等で輸送コストの削減を図ることが重要だということなんです、この推進状況、進展はあるんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長 お答えします。

コールドチェーンの構築等をモーダルシフトの推進の一つとしてやっております。

2つの事業がありまして、幹線コールドチェーン構築事業ということで、これは民間事業への補助をさせていただいている事業が1つあります。

それから、離島市町村向けの離島市町村のコールドチェーンの事業もやっております。

それぞれ実証事業的なことなので、すぐに成果が出るわけではありませんが、徐々に成果が出てきているのかなということでございます。

以上です。

○上原章委員 コールドチェーンというのは低温に保ちながらの物流方式だと思うんですが、これは理解できるんです。

このモーダルシフトは環境負荷の低い輸送手段と理解しているんですけど、これコスト削減に確かにつながるのかなと思うんですけど、この事業につい

て促進というのは、具体的にもし進んでいる事案があれば教えてほしいのですが。課題ということに書いてあるので。

○本永哲流通・加工推進課長 モーダルシフトの促進というところで、沖縄県の中では、特に船舶輸送への移行というか、船舶輸送の比率を高めていくというところが1つあります。

その中で、船舶比率を高めることによって品目別の輸送単価を低減していくという中で、令和3年度は輸送単価が、例えば41円だった実績が令和4年度は28円になるというふうな、目標の船舶比率を高めることで輸送コストを削減してきているという状況です。

以上です。

○上原章委員 この輸送コストの削減、これは理解できますけれども、生産者さんに対して負担がかかるということではないということによろしいんですよね。

○本永哲流通・加工推進課長 今の委員の御質問は、補助単価がちゃんと見合っているのかという御質問と受け止めました。

補助単価につきましては委員御承知のとおり、令和3年度までは航空単価と船舶単価は別々でやっておりましたが、令和4年度から船舶比率に応じて、1つの単価でやってきているところです。

その単価につきましては3年をめどに見直すということでやってまいりましたので、令和6年度において輸送コストの実勢運賃の調査をさせていただいているところです。

その今年度の実勢調査を踏まえて、令和7年度で輸送単価を決めていきたいと考えております。その中で、先ほど申し上げたとおり、農業事業者の方の負担にならないような単価にしていきたいと考えております。

○上原章委員 皆さんの課題のところに、補助事業者に対し、販売価格に合った合理的な輸送方法等の選択を促していくというふうに書いてあったので、ちょっと今言ったように、その補助を受けている事業者の負担にならないようにしていただければと思いました。

最後に、この事業が来年度から国の方針で新規事業として新たなスタートが切られると理解していますが、これに対する皆さんの認識というか、評価とかがありましたら教えてもらえませんか。

○本永哲流通・加工推進課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、令和7年度より内閣府新

設の補助事業を財源としてこの事業を実施する予定です。国庫要求としましては、総事業費で27億円、国庫ベースで21億6000万円の要求をしているところです。

事業内容としましては、これまで同様の県外出荷促進事業、北部離島市町村対象の北部離島地域振興事業、これは2つとも輸送補助、それから、流通環境整備事業ということで、これは先ほど言ったワールドチェーンの構築等の事業をやる予定です。

いずれにしても、内閣府直轄の補助事業となることで、一括交付金の交付額の増減に左右されず、継続的な予算確保が期待できると考えております。

以上です。

○上原草委員 評価を少し聞いたんですけど、あまり評価はないということですか。

○本永哲流通・加工推進課長 繰り返しになりますけれども、まず、増額の要求をさせていただいたところで、そこは一つ、事業執行としてはありがたいなと思っているところと、あと、先ほど申し上げましたように、一括交付金の額の増減に左右されず、その予算確保が期待できるところで評価をしているところです。

以上です。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、畜産課長から先ほどの答弁を訂正したいとの申出があった。)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

真喜志修畜産課長。

○真喜志修畜産課長 すみません、先ほど答弁した281ページの配合飼料価格差緊急対策事業の翌年度繰越額の理由について、第4・四半期分のものを次年度に支払うということで繰越しと申しましたが、3月分のものを次年度に支払うことで、そこを修正でよろしく願いいたします。

○新垣淑豊委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

まず、物価高騰対策で8次にわたる補正が組まれました。

農林水産部関係で、この物価高騰対策に係る当初予算であったり、補正予算の金額、事業執行の状況と、速やかな事業執行への努力や上乘せなど県独自に予算対応された事業や金額、成果について伺います。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

令和5年度は生産資材価格の高騰等に伴う生産者に対する県独自の支援として、国の重点支援交付金

を活用し、配合飼料価格差補助緊急対策事業など合計6事業、総額28億1183万6000円の補正予算を措置し事業を実施してきたところであります。

また、支出済額は19億9146万3000円、執行率70.5%となっており、令和6年2月補正で予算措置した粗飼料価格高騰緊急対策事業など3事業、4億22万8000円を令和6年度に繰り越したところであります。

また、物価高騰に苦しむ生産者に対して、一定程度、経営的な支援もできたということも成果として考えております。

県としては、引き続き関係団体と連携し、速やかな事業執行に努めるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 この物価高騰対策という性格づけで言うと、今年度に国の事業が継続されているということなのか。あるいは前年度比で、物価高騰の予算は補正も含めて前年度はこれだけの金額を対策したと、今年度はそれに見合うあるいはそれ以上の予算となっているのか、いやそこまで届かないという予算額になっているのか伺います。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

物価高騰対策の令和5年度の予算が19億3700万円程度、令和6年度は当初予算と補正予算を含めて21億円強ということで、物価高騰対策について農林水産部としては引き続きしっかり支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 今言うのは、国の制度に乗っかってということなのか、県独自にという額なのか、その性格づけを確認します。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

配合飼料については国の補助金もありますので、そういうものを活用しつつ、県独自の支援として重点交付金を活用して、令和6年度の予算も含めて充てていくというようなことで、しっかり農家の支援に努めていきたいと考えています。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 主要施策の成果報告書の281ページ44番、配合飼料関係で、当初予算よりも倍以上の決算額というふうになっていて、頑張りが分かるわけですが、これで言うと国の補正予算で今年の額もこの配合飼料価格に対する予算は増えているということなのか、減っているということなのか、どんな状況ですか。これも、この事業としての前年度比較で言うとどのような状況ですか。

○真喜志修畜産課長 県では飼料価格高騰対策として、本事業において令和4年度は11億2000万円、令和5年度は約9億円を支援しております。

しかし、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、令和6年当初予算に加え、6月の補正予算により約14億1000万円の予算を措置しているところです。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 あと、この間一括交付金が予算減額されて、農業者団体も国にこの増額要請をしています。

この一括交付金事業の予算の推移が、前年度比でどの程度なのか。影響がどういうふうな形で、全体として農林水産分野に出ているのか伺います。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

農林水産部における過去3年間の沖縄振興一括交付金の当初予算の状況については、令和6年度は134億2000万円で、前年度と同程度の約700万円の増となっております。令和5年度は134億1300万円で、前年度比の10.4%増、12億円程度を増額しております。令和4年度は121億4500万円、前年度比で18.9%の減となって、28億円の減となっていると。若干の増減はあるんですが、こういう状況になっていると。

一括交付金は、本県農林水産業の振興に必要な不可欠な財源となっているということもあり、そのうち、農業農村整備に係るハード交付金は、予算減額の傾向が続き、事業効果の発現の遅れなどが懸念されております。

県は、沖縄振興予算の確保に向け、国と意見交換を重ねるほか、国に対する要望をするなど、理解を求めています。

引き続き国の動向を注視しつつ、必要な予算確保に向け、関係機関と連携して、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 農林水産の、この成果の評価で（30）農業次世代人材投資と（31）新規畑人資金支援事業ということで、総括の部分で、要するに新規で300名の目標が305名になったと同じような記述があって、この2つの事業とも年間300の目標に対する事業というふうに理解をしています。

結論的に言いたいのは、令和3年度に終わった農業次世代人材投資事業と、また新規に名前を変えて同じような事業が継続ということだと思うので、伺いたいのはこの10年遡って目標どおりの新規の就農者支援をやったと、目標年間300だと、10年でいった

らその10倍というのが実態として到達したのかどうか、その実績についての確認です。

○能登拓宮農支援課長 新規就農者の推移ということで、県では年間300人の新規就農者確保を目標に、各種施策に取り組んでいるところでございます。

直近の10年間で申し上げますと、10年間で3000名の目標に対して2974名ということで、若干の未達というような状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

引き続き努力をお願いします。

沖縄農業の現状認識と今後の展望や食料自給率の向上という点では、もう次の予算議会に回しまして、最後に33番、268ページ、県立農業大学校の移転整備が行われたと。

私も農大卒業で、新規の移転に係る構想とかの審議に加わったので、完成してよかったなと喜んでいきます。

全寮制の2年制であり、私が入っていた頃は専攻科は野菜、花卉、畜産と3つしかなかったのですが、短期の教育実習とか様々発展してきていることは分かるのですが、一つはこの担い手育成の教育施設として新たにつくったわけで、新たなメニューというか、拡充の方向がこの施設整備で図られたのかという件について伺います。

○能登拓宮農支援課長 宜野座村のほうに移転した新校舎での授業が本年4月から開始をされているところであります。

新校舎の開設に向けて、農業を取り巻く外部環境の変化ですとか、県民のニーズに適切に対応していくために、県立農業大学校カリキュラム編成方針というものを策定をいたしまして、有識者への意見照会やワーキングチームの開催などを重ねて、カリキュラムの見直しに取り組んできたところでございます。

種々、変わってきているところがございますが、新規に開設をする科目として農業キャリアパスですとか、スマート農業、ICT概論、それから農業生産工程管理演習といった最近のキーワードをしっかりと取り入れた形で、学生さんにまさに最新の知見を学習してもらう環境を整えたところでございます。

○瀬長美佐雄委員 最後に、新卒者の進路ですね、もし分かるのであれば。要するに直接就農される方、あるいは農協関係団体、あるいは上の大学というか、進路がそれぞれだと思いますが、特徴的に分かるのであれば伺います。

○能登拓宮農支援課長 県立農業大学校の卒業生の卒業後の進路ですけれど、直近の令和5年度で申し

上げますと、卒業者数39名のうち24名が就農ということで、就農率が64.1%となっております。

過去5年間を見ますと、就農率が72.4%ということで、九州各県の農業大学校と比較しても、比較的高い数値になるかなというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○新垣淑豊委員長 座波一委員。

○座波一委員 主要事業にない酪農の関係で聞きます。

まず、国の方針は、牛乳の生産を抑制していくという方針だということでも聞きました。

沖縄県の方針はどのようになっているんでしょうか。

○真喜志修畜産課長 沖縄県では、酪農・肉用牛生産近代化計画というものを定めていまして、その中で乳用牛の総頭数、それから1頭当たりの年間搾乳量、生乳生産量の目標を立てております。

現在の目標でいきますと、令和12年度の目標で生乳生産量3万585トン为目标としております。

平成30年度の数値で生乳生産量が2万4118トンのところを、増産して3万585トンという目標を立ててございます。

○座波一委員 今、この生乳が不足しているという現象が沖縄県内で起こっていると思うんですね。例えば子どもの学校給食乳が加工乳に一部変わっていたということで、それが示しているわけですね。それで、なぜこの加工乳が悪いかというと、悪いと言っていいかわからないけど、子どもたちの残渣率が高くなっていると、残す率が高くなっているということなんですよ。

だから、これせっかく酪農家が頑張って100%、子どもの学校教育に生乳を支給したということがあったわけで、達成したわけですね。これが崩れた、それについてどう考えているのか。

○真喜志修畜産課長 現在、生乳の生産量のほうが実際減少してきておりまして、主に飼養戸数の減少による飼養頭数の減少、あと経営環境の悪化による搾乳牛の更新遅れ等が搾乳量の減少につながっていると考えております。

○座波一委員 先ほど、令和12年までの計画があるわけですが、だからその計画の中で現状維持していったら、今のこの子どもたちに対するこの牛乳をちゃんと確保しようとか、そういう方針は持っているのかなという疑問があるわけですが、どうですか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

沖縄県では、これまで乳用牛の導入支援事業等を実施してきました、乳用牛の導入への支援、それから沖縄県家畜改良センターというところが国頭のほうにございますが、そこのほうで農家で生まれた約4か月齢の雌子牛を預かって、そこで17か月間飼育して、妊娠後、初妊牛を農家に供給するというふうな事業もやっております、その中で、沖縄県に合った乳用牛の育成、改良、それから増殖について取り組んでいるところでございます。

○座波一委員 先の質問に進んでいるような感じがしているんだけど、そうじゃなくて、だからその絶対量を確保するという方針を立てているかということなんですよ。この学校給食もしっかり100%確保するという方向性での計画があるかということを聞いています。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

学校給食への牛乳供給については、学校給食牛乳の協議会等がございまして、その中で県酪組合、県、それから学校関係者の方が入ってその現状等について話し合っているところでございます。

その中で、もちろん学乳100%を目指していきたいところですが、先ほどお話しした現状で頭数の減少等がございまして、現在は100%には満たないところとなっています。

○座波一委員 問題は優良乳用牛の育成事業ですよ。

先ほど答弁であったとおり、これ取り組んでいるものの、そこが問題じゃないかなと私は思っているんですね。

現在、この北海道辺りからの導入牛と育成の割合はどうですか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

令和5年度の実績でございますが、北海道からの導入牛が224頭です。

それから先ほど、沖縄県家畜改良センターのほうで育成して供給されている、引渡し頭数については201頭となっております。

○座波一委員 沖縄の暑い夏を乗り切るような乳牛は、やっぱり北海道牛では結構厳しいと聞いているんですね。人間で例えると、暑い夏に毎日フルマラソンを走っているような状態で乳を搾っているんだと。その絞れる期間も2年とか、そういう非常に効率が悪い状況が続いているという状況なんですよ。

だから、在来沖縄県で育成するほうがいいんだということなのに、沖縄県家畜改良センターがしっかり機能していないと思われるんですね。それでそういう質問しているんですけどね。

例えば、その施設の問題とか人員の問題とか、かなりこれ非常に惨たんたる状態じゃないかなと、今心配しているんですけど、その状況についてどうですか。

○真喜志修畜産課長 お答えします。

家畜改良センターの課題として、現在、従業員の確保等が難しい点がございましたが、令和6年10月から沖縄県酪農協同組合の職員が育成牧場に常駐するなどして、課題解決に取り組んでおります。

今後も、県酪等と意見交換を重ねながら、どういった方向で沖縄県家畜改良センターを活用していくかというところについては、いろいろ検討していきたいと考えています。

○座波一委員 沖縄県の食料自給率も含めて、この地産地消という点で、この牛乳は最たるものですよ。しかも、これまで酪農界はしっかり取り組んできて、100%達成していたわけ。そういったものが崩れているということに、沖縄県は危機感を持たないといけない。そういうことをするために、何が必要かということがもう分かっているわけだから、そういうことを私は指摘しております。

次に行きます。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業、232ページについて。この事業は、非常に有効だと考えています。

しかしながら、今一部でしか導入していない、補助を受けた施設に対しての補修事業なんですけれども、これ耐用年数が切れたものに対してもやっているということなんですけれども、せっかくだいいこの有効な事業、今、限定的な地域でしかやっていないけれども、今後の方針はどうなんでしょうか。

○長嶺和弥園芸振興課長 お答えします。

この沖縄型耐候性園芸施設整備事業ですが、今委員おっしゃったように、この事業は平成24年度から主に施設の新設、強化型パイプハウスですとか、平張施設の整備ということをやっておりましたが、今お話にあったとおり、令和5年度からは、新たに耐候性園芸施設の補強改修事業というものをスタートさせています。

令和5年度につきましては、今帰仁村のマングローとスイカ、あと豊見城市のマングローとトマトの2地区で実施しております。この補強改修、昨年度からスタートということで、どのような要件が合うのかですとかいろいろと調整するのに時間が要したというところもありましたし、ほかの市町村からもこの事業については高い関心がございますので、この事業については引き続き強力に推進していきたいと考

えています。

○座波一委員 それにしては執行率が悪いんだけど、48%はなぜでしょうか。

○長嶺和弥園芸振興課長 この事業につきましては、昨年度は、令和4年度からの繰越しが3地区ありました。それに加えて、令和5年で計画していた分が9地区、合わせて10市町村12地区で計画をしておりましたが、近年の資材価格の高騰ですとか、あと、それに伴って費用対効果が出ないというような事案が出ています。それについてこの事業の中では、現状では費用対効果が、資材が上がってしまって建設単価が上がってしまって、なかなかそれに農産物の価格の上昇が追いついていないというところで、なかなか厳しい状況がありましたが、過去5年の建設単価と比べて費用対効果が出ていれば事業実施を可能とするという特例措置を3年間、昨年度から適用していますので、それによって全地区事業実施が可能となりましたが、そのような調整に時間を要したために、結果として昨年度実施できたのは繰越し分の3地区を含めて、最終的に5市町村6地区での実施となって残りを繰り越したというところになっています。

この執行率が低いというところにつきましても、費用が高騰していることで、農家のほうが事業を取下げたいというようなところで、再度調整をしないといけないような場面も多々ありましたので、そこで年度内に事業が完了できないということもあって、執行率が低いという状況となってしまったところになっています。

以上です。

○座波一委員 沖縄農業は厳しい面もありますけど、非常に元気な部分もあって、今言っている今帰仁とか豊見城が率先してそれを導入した、以外にもまだあるわけですよね。例えば、具志頭辺りのピーマンとか、そういったところも、この事業を非常に興味を示しているわけですね。それ以外もあります。だから、そういう元気のあるところを伸ばすという点でも、非常に重要な事業ですから、これをしっかりとやらなければいけないと考えています。

問題は、耐用年数は終了しても適用する、この事業継承した場合も該当するんですかね。

○長嶺和弥園芸振興課長 先ほど建設単価が上昇していく中で、既存の施設の長寿命化を図ろうというところで、この事業の中では、国庫補助事業で整備されて耐用年数を過ぎた施設について、補強改修をして長寿命化を図ろうということで進めているとこ

ろです。

先ほどありました、具志頭ピーマンについてもこの事業で対応しているほか、農水省の沖縄向けの事業、特定地域経営支援対策事業などでも施設の整備のほうを支援しております。その中でこれからまたその補強改修に対してはニーズも増えていくと考えていますので、しっかり対応していきたいと考えていますし、それぞれの事情に応じて、どの事業が適用できるかについては個別に相談に対応して適切に対応していきたいと考えています。

経営されている農家の方が、後継者の方に引継ぎたいという部分につきましては、事業のほうは継続しているというふうに捉えることができますので、この事業でしっかり対応できると思います。

○座波一委員 次に、沖縄型みどりの食料システム戦略構築事業で、耕畜連携という部分の中で、やはり畜産農家の最大の課題であるふん尿処理という問題があるんですよね。そのふん尿処理の取組が、令和5年度もまだまだ、ちょっと寂しいんじゃないかと。これだけ、畜産が最大の課題と言っているが、一部では国の補助金を入れて八重瀬町辺りでやっているんだけど、県としての姿勢がまだ出ていない。このふん尿処理の総合的な計画について、そういった計画を持ち合わせているのですか。

○比嘉淳農林水産総務課長 委員のおっしゃるとおり、県としてどういう計画があるかと言いますと、まず最初に国において安定的に食料供給を目指す持続可能な食料システムの構築の実現に向けて、令和3年度にみどりの食料システム戦略というのをつくっております。その中で1事例として挙げれば、耕地面積の約25%を有機農業に変えとか、そういう目指すべき姿をしっかりとうたっていて、その中で令和4年7月にみどりの食料システム法を施行しております。

それを受けて県としては、地域の実情や特性に合わせた、令和5年3月に沖縄県みどりの食料システム基本計画を策定しました。

これは、市町村と一緒に策定しているのですが、その中に環境保全型農業の促進、地域の未利用資源の活用——ここが多分畜産廃棄物とかになるのですが、地域の未利用資源の活用を取り組むこととして計画をつくっております。

さらに、令和5年度は、今回の事業名である沖縄型みどりの食料システム戦略構築事業の中で、沖縄型耕畜連携実行計画というのを策定しました。

これについては、委員おっしゃるように耕種部門

と畜産部門との連携をどういうふうに形づくっていくかということで課題を洗い出し、その計画の具体的な策定をワーキングチームをつくって進めているところであります。

以上です。

○座波一委員 南部地域は、畜産が沖縄で一番盛なんですよ。ただ、南部地域は宅地需要も高いところで、非常にその混在が目立ってきています。だから、まちづくりにも影響が出始めていて、重要な畜産にもまた影響が出ているという非常に悪循環が始まっている。

これをしっかりと、県が誘導的に集中的に処理する方向でこういった施設を造って、国の戦略と併せてやるのが重要なんですよ。

ですから、そういうことが今非常に遅れていますよ。ここから出てくるエネルギーであったり、あるいは堆肥であったり液肥であったり、非常に好評なんですね。だからいい結果を出しているけれども、計画と財源がないという話です。そこら辺どうでしょうか。

○比嘉淳農林水産総務課長 今、委員がおっしゃるように、計画それから予算について、特に農林水産総務課としては、やっぱり今課題となっている耕種部門と畜産部門の連携をどうするか。

先ほどおっしゃっていた、その畜産廃棄物をどのような形で利用していくかということ、ワーキングチームの中でしっかり議論していきながら、次年度の取組について関係課と連携しながら進めていきたいというふうに考えています。

○座波一委員 沖縄の畜産農家のこの非常に大きな課題に対応としていかなければいけない。だから、これを短期的にというのは本当に難しい状況ではあるけれども、計画的に、中長期的にやるべきものはこれであるというふうに明確に示してほしいんですよ。

そうすれば、じゃ、どこにこの畜産関係をまとめていく、あるいは、まちづくりに影響がないように都市開発の問題もできるというふうになりますので、大きな課題ですから、一つ総合的な視点でよろしくお願ひしたい。

次に、274ページの赤土等流出防止営農対策促進事業。

これですね、私、昨年までは土木環境委員会にいたものですから、再三、この問題を取り上げてきたんですよ。

やはりこの原因は80%が農地からだということは

あったわけなんです。ですので、環境部ではもうこれ以上のことは農地関係ではできないというような感じの対応しかできなかったわけですね。開発行為についてはやっていますよと、ちゃんと赤土等流出防止条例に沿って開発行為に対しては対策を取っていますと。

しかし、耕作地については、はっきり言ってその条例が及ばないところがあるわけですよ。そういうことについて、この担当の農林部においてね、どのように赤土防止を図ってきたか。一応、政策を見ているとある程度分かるんだけど、しかし、それ効果が上がってきているのかなということです。

○能登拓営農支援課長 県では、農家への赤土等流出防止対策の支援や指導などを行う農業環境コーディネーターの配置ですとか、グリーンベルトの設置、沈砂池の整備など、営農的対策と土木的対策の両面から、農地からの赤土等流出防止対策に取り組んでいるところでございます。

その結果としまして、令和3年度の農地からの赤土等の流出量については、平成5年の条例施行前と比較しますと、約4割削減をしてきたところでございます。

引き続き農地からの赤土等の流出防止対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○座波一委員 この農地をしっかりと補助を整備すると、どうしてもこの現象が出てくるといふ、悪循環の繰り返しがあるところも事実なんですよ。

北部のほうで言われていることは、用水路を通して河川に流入して、河川から出ていくというのはもう確認できている。それをどうするかという話なんです。今、ベチバーを植えたりして対応するという話なんですけど、もうこれだけでは全然対応できていない。

だから、まずはその流出元を特定する、これは作業としてできますよ。どこから出ているかということ特定して、その特定したところに対して、どのような指導をして対策を取るかという話ですので、そこら辺まで視野に入れているかということです。

○島袋進村づくり計画課長 農地からの赤土等流出防止対策については、土木的対策と営農対策があります。その両面から総合的に取り組む必要があることから、まず、土木的対策として、水質保全対策事業等によって、圃場の勾配抑制とか、沈砂池等の整備を行っております。農地からの赤土の流出が直接河川に流れ込むことを防止するために、同事業を活用しまして、まず、末端のほうに沈砂池等を整備し

まして、赤土等をこの池の中で沈殿対策させることによって、河川への流出を軽減しております。

以上です。

○座波一委員 だから、流出源の特定調査というのが、これは海だけを調査してこの地域でこれだけ出ているという調査の方法があったようだけど、改めてこの河川から来ているんだということで、河川はどこから来ているんだと、どの用水路から来ていると特定していきながらやらないと、これ効果が上がらないんですよ。

調査方法も含めてそれを見直して、対策を——今、沈砂池とか、それを本当に効果が出ているのもあるわけだから、そういうふうはこのハード面と、そういうソフト面とやっていかないと、協議会で幾ら協議しても決まらないよ、こんなの。

いつまでも赤土は流出するし、それがサンゴを駄目になっているし、悪循環の繰り返しですよ。沖縄の海の最悪の状態。

だから、農地をしっかりと管理して、赤土対策をしないといかんですよということ。これ、防止条例でね、農地まで及んでないわけ。

○能登拓営農支援課長 委員御指摘のとおり、これまで流出源の特定といったところまで十分できなかったところはあるかと思えます。

そういった状況を踏まえて、市町村を通して設置をしていただいている農業環境コーディネーターの皆さんの活動を通して、流出源をしっかりと特定をしながら対策を具体的に打っていかうというようなことで、陸域だけではなくて、海のほうからも一緒に農地を回っていただくといった取組を今、開始をしているところであります。

そういった中で、流出源の特定を図りつつ、有効な対策を取っていきたいと考えております。

○新垣淑豊委員長 以上で、農林水産部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時25分再開

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係決算事項の概要説明を求めます。

諸見里真文化観光スポーツ部長。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 本日はよろしくお願いたします。

文化観光スポーツ部所管の令和5年度一般会計歳

入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

それでは、令和5年度一般会計の歳入歳出決算額について、お手元にお配りしております令和5年度歳入歳出決算説明資料により御説明申し上げます。

ただいま通知いたしました、1ページをお開きください。

1ページは款ごとの歳入決算状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和5年度歳入決算として、予算現額の合計（A欄）265億4268万860円に対し、調定額（B欄）253億7447万2830円、収入済額（C欄）253億7447万2830円で、調定額（B欄）に対する収入済額（C欄）の割合は、100%であります。

なお、不納欠損額（D欄）、収入未済額（E欄）はございません。

次に、款ごとに御説明いたします。

（款）使用料及び手数料の収入済額（C欄）を御覧ください。

使用料及び手数料の収入済額は613万1978円で、その主な内容は、博物館・美術館における建物使用料等であります。

次に、（款）国庫支出金の収入済額（C欄）を御覧ください。

国庫支出金は243億3512万6507円で、その主な内容は、おきなわ彩発見キャンペーンの経費である観光庁補助金となっております。

それでは、2ページをお開きください。

（款）財産収入の収入済額（C欄）は990万7695円で、その主な内容は、大型MICE施設整備用地貸付料などであります。

次に、（款）繰入金の収入済額（C欄）は3億7236万1230円で、その内容は、沖縄県観光振興基金からの繰入金となっております。

次に、（款）諸収入の収入済額（C欄）は2億954万5420円で、その主な内容は、観光庁事業による雑入となっており、観光庁から委託を受けた民間事業者から受け入れたものです。

次に、（款）県債の収入済額（C欄）は4億4140万円で、その主な内容は、沖縄コンベンションセンター改修工事によるものであります。

以上が、一般会計歳入決算の概要となります。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページは、一般会計歳出決算の状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和5年度歳出決算は、予算現額の合計（A欄）335億916万8040円に対し、支出済額（B欄）312億2707万7718円、執行率93.2%、翌年度繰越額（C欄）3億3592万7795円、不用額（D欄）19億4616万2527円となっております。

翌年度繰越額（C欄）の主な理由は、令和5年度に補正予算で計上した貸切バス活用支援事業の経費となっており、令和6年4月以降も切れ目なく事業者支援を実施するためであります。

続きまして、不用額（D欄）の主な内容について、款ごとに御説明いたします。

（款）総務費の不用額（D欄）は4094万7535円で、その主な内容は、ウチナーネットワーク次世代継承キャラバン事業について、当初予定していた海外訪問について、一部が延期となったことに伴う旅費の執行残等によるものであります。

次に、（款）商工費の不用額（D欄）は18億1910万8187円で、その主な内容は、繰越事業である観光事業者受入体制再構築等緊急支援事業など事業者支援のための補助事業について、申請数が当初見込みより下回ったことによる補助金の執行残等によるものであります。

次に、4ページをお開きください。

（款）教育費の不用額（D欄）は8610万6805円で、その主な内容は、芸術大学への退職金に係る交付金について、理事長の再任など退職者が見込みより下回ったことに伴う執行残によるものであります。

以上で、文化観光スポーツ部所管の一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○新垣淑豊委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔にお願いいたします。

それでは、文化観光スポーツ部関係決算事項に対する質疑を行います。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 ちょっと時間が限られているので幾つか。今ですね、宿泊税を議論されていますけれども、観光分野ではビューローさんいろいろと事業を行っております。

県とビューローの役割分担がどうなっているのか、

改めて聞かせてください、現状で構いません。

○大城清剛観光政策課長 沖縄県と沖縄観光コンベンションビューローは、車の両輪のように連携して観光振興に取り組んでおります。

具体的な役割として、沖縄県は観光の現状や動向の把握、調査、分析を行い、観光振興に関する諸計画の策定や制度の創設に取り組むとともに、観光振興施策を企画立案し、事業を展開しております。

沖縄観光コンベンションビューローは、沖縄観光のプロフェッショナルとして、誘客受入れ、地域活性化、人材育成、危機管理等に取り組むとともに、県全体の観光地域づくり法人として、関係省庁、地域、観光業界及び観光関連団体をつなぐ役割を担っております。

沖縄県としましては、引き続きOCVBと連携しながら取り組んでまいります。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

ここからは幾つか、ちょっと主要施策を個別に伺わせてください。

まず、426ページ、沖縄食文化保存普及継承事業です。

伝承人175名、それから店舗認証12件とありますけれども、それぞれどうやって決めているのか、基準などがありましたら確認させてください。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えします。

琉球料理伝承人には、調理師または栄養士の資格を有する10年以上の実務経験がある者のうち、有識者などによる選定の上決定した受講者に対し、琉球料理担い手育成講座を実施し、5日間の全カリキュラムを受講した者を琉球料理伝承人として認証しております。

同講座では、沖縄の伝統的な食文化についての歴史的、地理的背景や行事食の由来、器などに至る総合的な理解を深める座学、調理法や味を受け継ぐための知識及び技術を習得する調理実習を実施しております。

同講座は、平成29年度から始め、令和6年度までに97人を認証しております。令和5年度は琉球料理伝承人に対し、フォローアップ講座を3回実施し、延べ175人が受講しております。

以上です。

○喜友名智子委員 伝統を見直すという意味でも、意義のある事業だと思います。

ただ、これ農林水産部との関係だと思うんですが、今伝統料理に使われる食材の生産基盤が危ういというお話を聞いております。

例えば、昆布の生産量なんかも非常に壊滅的になくて、ユネスコにこの琉球料理が無形文化財として登録されたら、その途端に食材がなくなったという可能性もあります。

ぜひ、生産まで目を向けて伝統文化を守ってほしいんですけども、いかがでしょうか。見解を伺います。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えします。

農産物に関しては、一義的に農林水産部の所管と理解しておりますけれども、沖縄食文化保存普及継承事業において、農林水産部あるいは商工労働部と連携しながら進めているところでございます。

御質問のある懸念内容も含め、今後とも関係部局と情報共有を図っていきたいと考えております。

以上です。

○喜友名智子委員 次が、428ページの沖縄文化芸術の創造発信支援事業です。

一般質問でも聞いたところは質問を取り下げます。

気になったのが、一般質問で文化芸術行政の専門家配置についてお尋ねをしたところ、答弁の中で総合プロデューサー的な方の登用という内容がありました。私の質問の意図は、政策をつくる実務家系を想定してましたので、少しこの専門家配置の意図について、改めて確認させてください。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えします。

10月9日に行われた一般質問で、知事のほうから、総合的なプロデュース的な役割の方が外部から県内で様々な事業へとつなげていく、文化的に取り組むための役割とそのチームが必要だと認識している、そういう意味でも外部の有識者と意見交換を積極的に進めていきたいと答弁しておりますが、任用の形態など様々な課題もあることから、文化芸術団体などとの意見交換を行いながら、文化芸術行政の専門家配置について検討していきたいとの趣旨であると考えております。

なお、専門家の配置につきましては、現段階では具体的に決定していることではございません。

以上です。

○喜友名智子委員 分かりました。

382ページの観光危機管理体制構築支援事業です。

コロナ禍の経験から、感染症対策と観光の在り方について、今どのような現状になっているのでしょうか。

○金城達雄観光振興課班長 お答えします。

県では、第2次沖縄県観光危機管理計画において、観光危機管理とは観光客や観光産業に甚大な被害を

もたらず観光危機をあらかじめ想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機管理発生における迅速な対応、観光危機発生後の風評被害対策、観光産業の早期復興、事業者継続支援等を組織的、計画的に行うことなどと定義しております。

想定される観光危機として、地震、津波、台風等の自然災害危機、大規模火災、事故、武力攻撃、テロ等の人員災害危機、新型コロナウイルス感染症等の健康危機、大気汚染や海洋汚染等の環境危機等を定めております。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染を受け、パンデミック対策として各空港におけるPCR等検査体制の整備、観光客の相談窓口となる旅行者専用相談センター、TACOの設置等をはじめとする各種水際対策を行ってまいりました。

コロナ禍の経験も踏まえて、今後とも観光客にとって安全・安心な沖縄観光の形成に努めていきたいと考えております。

○喜友名智子委員 資料の提供も頂きました、ありがとうございます。

ちょっとほかの質問できなくて恐縮です。

また、一般質問等で取り上げていきます。

ありがとうございました。

○新垣淑豊委員長 次に、次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 主要施策の389ページになります。

観光人材育成・確保促進事業なんですけれども、現在、この観光関連業者、業界でどれだけの人材不足なのかということは、現状把握されておりますか。

○金城達雄観光振興課班長 お答えします。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、観光需要が急速に回復してきたことにより、県内観光産業の人手不足は喫緊の課題であると認識しております。

人材不足について、沖縄県では令和5年7月と令和6年6月に県内観光関連産業を対象に行ったアンケート調査を実施しております。

令和5年7月の調査では約70%、令和6年6月の調査では約65%の観光事業者の方が、人手が不足しているとの回答を得ております。

こうした調査を踏まえ、令和5年度、令和6年度においても、観光事業者が実施する無人化、省人化に向けた取組や国内外からの観光人材の受入れ促進に関する取組の支援、観光事業者と求職者のマッチング、県外からのバス乗務員確保などに取り組んでいるところです。

○次呂久成崇委員 この事業内容を見ますと、158事業者が参加したと、この数から見ても需要はあるのかなと思うんですけども、実際に、このマッチングして人材確保できたという実績というのはどうなっているのでしょうか。

○金城達雄観光振興課班長 お答えします。

本事業では、観光人材育成・確保促進を目的として、キャリアに応じた研修会の実施、専門家派遣、各種セミナー、ジョブフェアなどを実施したところであり、延べ158事業者に参加いただいております。

このほかにも、観光需要に対応する体制の構築、生産性向上に関する取組への支援、観光現場の魅力発信、観光事業者と求職者のマッチングを図るための合同就職説明会などの開催に取り組んでまいりました。

こういった取組を通じて、481人の求職者と観光事業者がマッチングを行い、127名の参加者が就職したい企業が見つかったとアンケートで回答を得ています。それらのうち、令和6年3月末時点で36名の方が就職に結びついたという結果を得ております。

以上です。

○次呂久成崇委員 この学生とのマッチングのほうもあるんですけども、学生さんのほうはどうなっているのでしょうか。この実際に、出展企業が21、来場者125とあるんですが、その実績というのはこれとは別でありますか。

○金城達雄観光振興課班長 学生も含まれていると思うんですけど、ちょっと詳細な内訳がないので、後で確認します。

○次呂久成崇委員 人手不足が今でも65%ということでやはり深刻だと思いますので、ぜひこの事業周知も含めて実効性のある事業にぜひしていただきたいというふうに思います。

次、416ページ、このウチナーネットワーク次世代継承キャラバン事業なんですけれども、これ具体的な取組と今後の方向性についてちょっと伺いたいと思います。

○仲村卓之交流推進課長 第7回世界のウチナーンチュ大会での成果を踏まえ、それを各大陸の県人会の皆様の慰労と大会前年に通常キャラバン隊というのをやるんですけども、それが今回コロナでできなかったのが、昨年にキャラバンということで、世界3か所に知事、副知事が訪ねて慰労等を行ったところでございます。

○次呂久成崇委員 事業の目的・内容のほうで、この次世代を担う若者ウチナーンチュ等と経済面を含

めた交流というのがあるんですが、南米側というんですかね、北米とかという若者なのか、それとも県内の若者というのが対象になっているんでしょうか。

○仲村卓之交流推進課長 このキャラバン事業に限らず、交流推進課のほうで行っているウチナーネットワークの次世代育成の事業は、県民の若者を育成する事業もございますし、海外に住んでいるウチナーンチュ子弟等を育成するという事業、両方ございます。

○次呂久成崇委員 日常的につながる機会を創出するという事なんですけれども、これまでは、例えば舞踊の指導者等が現地に赴いて指導をしたりということをやっていたんですけれども、私が実際にハワイとかに行って保存会の人たちにお話を聞いたところ、この指導者が来て指導するのもいいんですけれども、例えばここで保存会とか青年会とか、実際に芸能に携わっている若者とあちらにいらっしゃる若者との交流をぜひ今後展開していきたいと。

それが私は、この日常的につながる機会、次世代のつながりになるのかなというふうに思うんですけれども、今後はぜひそのような取組というのも、この事業の中で盛り込んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○仲村卓之交流推進課長 現在、世界に広がるウチナーネットワークのシンボルとして、またウチナーンチュの心のよりどころとして、世界ウチナーンチュセンター、仮称でございますが、センターを設置する予定となっております。

同センターには、県内外、海外からも多くの県系人やウチナーンチュが集い、お互いが、県民または海外からのウチナーンチュ同士が交流することで、さらなるウチナーネットワークの継承・発展につながっていくものと考えております。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

次、最後になりますが、417ページの多文化共生推進調査事業なんですけれども、この多文化共生型社会というものについて、具体的に何のことなのか教えていただきたいと思います。

○仲村卓之交流推進課長 多文化共生というのは、県民と在住外国人が相互理解をし快適に共存できるようにするために、日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障を来している在住外国人の自立の支援、在住外国人、観光客を地域に受け入れる環境づくりを行うものでございます。

令和5年度は、県内の在住外国人への支援や交流活動等を行う団体に対して、ワークショップ形式の

ヒアリング調査を行ったほか、過去に多文化共生モデル推進事業に関わった市町村を中心に、この多文化共生の推進に関する現状や課題、要望等を把握するための調査を行ったところでございます。

○次呂久成崇委員 この県内のモデル地域となった市町村及びまたこの取組を実施している市町村数というのは、どれぐらいなんでしょうか。

○仲村卓之交流推進課長 これまで3市町村で実施をしております。

○次呂久成崇委員 課題の部分で、この令和2年度の調査では約6割というふうにあるんですが、現在はどれぐらいなんでしょうか。

○仲村卓之交流推進課長 多文化共生という分野が、比較的新しい行政分野でございまして、6割というのは恐らく、41市町村のうち市部を除いた部分——専門の担当の職員を置いて対応していくのが難しい部分があるので、そういった意味で、市部では多文化共生というの進んできておりますが、町村部ではなかなか進んでいないのが現状でございます。

○新垣淑豊委員長 次に、上原章委員。

○上原章委員 お願いします。

私も主要施策の中から、少し質問したいと思えます。

まず、367ページの観光2次交通利用促進事業についてなんです、この事業の内容をちょっとお聞かせ願えますか。

○金城達雄観光振興課班長 お答えします。

観光2次交通利用促進事業の内容ですけれども、観光客、特に外国人を含む車の免許を持たない方や運転に不慣れな方々の交通移動の利便性向上を図るため、バス事業者等が行う観光地間を結ぶバス運行に対して補助金を交付したものであります。

○上原章委員 コロナが収まって、まだ油断はできませんけど、国内外から多くの方々が来沖しているんですけど、この事業が令和5年度からスタートして、非常に私も期待をしてこの2次交通利用促進というのは、今後拡充してほしいなと思っているんですけど、当初予算が3100万円余りが、最終予算が153万となって、決算が144万円と、非常に目標とされていた事業とはもう程遠い結果になっている、この背景を教えてくださいませんか。

○金城達雄観光振興課班長 おっしゃるとおり、当初予算に3000万円余り計上したところなんですけれども、新規事業ということもありまして、準備段階のところ、例えば補助金交付要綱の制定であったり、事業者さんへの説明会等にちょっと時間を要

してしまいました。

また、あと特に秋口なんですけれども、バス事業者さんの乗務員の不足が顕著になりまして、想定をした補助件数を下回るような結果になっております。

○上原章委員 今年度は、どういう状況でしょうか。

○金城達雄観光振興課班長 今年度は、1800万円余り予算を計上しているんですけれども、3つの事業者が申請していて、ほぼ満額を執行するような予定となっております。

具体的な内容としましては、県議会前を発着して美浜にあるアメリカンビレッジ、首里城、ウミカジテラスに向かうようなバスツアーであったり、県が実証事業を行っている北谷ゲートウェイを発着点とする、北谷と那覇空港間、あと北谷と北部リゾートエリア間を結ぶようなバス事業に対して補助を行っているところです。

○上原章委員 分かりました。

ぜひ、その効果を期待したいと思います。

次に、同じ2次交通なんですけど、377ページの観光2次交通結節点機能強化事業、こちらちょっと内容を教えてもらえますか。

○金城達雄観光振興課班長 観光2次交通結節点機能強化事業については、観光客の多様な交通手段の確保、移動利便性の向上を目的とした、観光2次交通結節点設置の実証事業に係る事前調査及び那覇空港におけるレンタカー等の不適切な受渡しの対策として、警備員を配置する取組を実施いたしました。

以上です。

○上原章委員 効果を教えてもらえますか。

○金城達雄観光振興課班長 事業実施の効果として、結節点設置に向けた事前調査を実施したことにより、今年度、令和6年度から観光2次交通結節ゲートウェイ実証事業をスタートすることができております。

あと、那覇空港のレンタカー等の不適切な受渡しについて、関係機関と協力連携して対策を講じることができたと考えております。

○上原章委員 私も那覇空港をよく利用するんですけど、このレンタカーとの不適切な受渡し及び交通渋滞対策ということで、警備員さんを立てると。

これも本来那覇空港内に、このレンタカー等の受渡しができるちゃんとした場所をしっかりと確保しておけば、これからはもっとも多くの国際線も含めて来る可能性があると思うんですけど。特に国内の方々もレンタカーを借りるために、那覇空港から大分時間をかけてレンタカー会社まで行って、またその手続をして、せっかくの観光の時間が相当やっぱ

り制限されるということで、もう少し改善できないのかなということもあるのですが。今後の那覇空港内でのそういった受渡しの場所の確保とか計画はないんですか。

○金城達雄観光振興課班長 この那覇空港の構内道路というんですけど、それを所管しているところは国土交通省大阪航空局の那覇空港事務所というところになるんですけれども、那覇空港事務所さんと、あと空港のビルディングさん、そして、県の関係部署と一緒に対応策を検討しているところです。

以上です。

○上原章委員 県はこういう課題に対して問題提起、こういった関係部局とやっているということで理解していいですか。

○金城達雄観光振興課班長 失礼しました。

実際にやっている取組としまして、レンタカーの不適切な受渡しを防止するために、先ほどもありましたけれども交通誘導員の警備員を配置したり、レンタカー受渡し事業者に対して警告のチラシを配布したり、注意喚起を行っているところです。

あと、県においても、また追加の警備員配置を行い対策強化を行っているということです。

○上原章委員 それはもう理解しているんですけど、根本的なこの改善というか解決を目指すためには、県もこれだけ内外から来ているものに対する、世の中の要望というか、声があるんですよね。

それは、やっぱりしっかり県も主体者として、国の管理とはいえ、問題提起してしっかり一緒にこの解決を目指していただきたいと思うんですけど、これは全くやっていないということですか。認識がないということですか。

○金城達雄観光振興課班長 お答えします。

繁忙期における、那覇空港1階のレンタカー送迎乗り場の混雑緩和に向けて、県観光振興課、大阪航空局那覇空港事務所、レンタカー協会、バス協会と連携して、バス協会が使用する北側バスプールを活用したレンタカー送迎のための臨時乗降場を今設置しているところです。

○上原章委員 部長、ぜひ、ちょっと部長としての見解をお聞きしたいんですけど。確かに警備を配置するのも大事なんですけどね、限られた那覇空港内で受渡しの場所がなかなか確保できないのは重々承知なんですけど、本来、今後、国際観光を目指している沖縄県にとって、これしっかり取り組む必要があると思うんですけども、どうですかね。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 班長が説明は若

干したんですけど、従来の去年までやっていたような取組に加えて、当然県の企画部交通政策課とも連携して取り組んでいます。

今言ったのが、少し抜本的な対策で、大阪航空局も一緒になってやっていますので、レンタカー協会、バス協会、一緒にやって、北側のバスプールの部分を今年度からレンタカー送迎のために臨時の乗降場として設置するという形で取り組んでいますので、その状況を見て、次年度以降もそれを継続する、また、今後のどういう形でできるかというのは、抜本的な解決策を検討していきたいと思っています。

○上原章委員 今後、ますます離発着が増える中で、この駐車場の確保とか、また受渡し場所等の確保、総合的な計画を今後進めると僕も聞いていますのでね。国と、またビルディングさん、いろんな関係機関ともしっかり、またレンタカー、タクシー等、総合的な計画の中で進めていただきたいと思います。

ちょっと時間もあれなんですけど、382ページ、観光危機管理について、図上訓練をしていると聞いていますけど、この内容を教えてもらえませんか。

○金城達雄観光振興課班長 お答えします。

図上訓練なんですけれども、今年も11月を予定しております。毎年、大規模災害を想定した図上訓練においては、実際に帰宅支援——災害が発生した後に、観光客が県外ないしは海外に帰宅するに当たっての支援というものを図上訓練で行っているところです。

○上原章委員 これは、どこがリードしてやっているんですか。

○金城達雄観光振興課班長 沖縄県とコンベンションビューローで事業を実施しておりまして、昨年度は34団体114名が参加しまして、今年度は非常に関心がありまして200名以上が御参加いただけるような内容になっております。

○上原章委員 ぜひ県がしっかり、主体者となってやっていただきたいと思います。

最後に、434ページの沖縄空手ユネスコ登録推進事業の内容をちょっと教えてもらえますか。

○桃原直子空手振興課長 お答えします。

県におきましては、沖縄空手を保存・継承し、空手発祥の地・沖縄を世界に発信するため、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録に必要な調査・研究及び県民等の機運醸成に向けた取組を実施しております。

令和5年度におきましては、空手が祭礼行事などの地域の生活文化に取り入れられている実態を把握

するための民俗学的調査を実施するとともに、県民等の機運醸成に向けたシンポジウムを開催したところであります。

○上原章委員 これ空手のみだけの登録ですか、それとも沖縄文化を絡めた内容ですか。それで、見通しはどうなっていますか。

○桃原直子空手振興課長 今、空手振興課としては、空手の登録に向けて取り組んでいるところですが、加えて、今年度からは沖縄空手を含む沖縄の伝統文化として、琉球舞踊や琉球料理等の食文化などの分野と連携しながら取り組んでいるところでございます。

見通しとしましては、ユネスコの無形文化遺産への申請に当たっては、国の重要無形文化財への認定、または生活文化としての国の登録無形文化財について位置づけられていることが前提となっております。沖縄空手としても国の登録無形文化財として生活文化として登録されるように、現在、調査に取り組んでいるところでございます。

ただ、国におきましても、その提案自体が2年に1回でかなりの時間を要するものとなっております。今後継続的な取組が必要と考えております。

県としましては、調査結果を踏まえて今後とも取り組んでいくとしております。

○上原章委員 頑張ってください。

終わります。

○新垣淑豊委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

まず1点目は、一括交付金事業で文化観光スポーツ部に係る事業がどういうふうな状況なのか。

この間、一括交付金も予算が減らされてきている傾向があるかと思いますが、その辺の状況を伺います。

○大城清剛観光政策課長 文化観光スポーツ部における令和5年度の沖縄振興特別推進交付金事業は33事業を実施しており、予算額28億2794万5000円に対し、決算額26億9215万3000円、執行率は95.2%となっています。

前年度のソフト交付金については、現年35事業と繰越し2事業を合わせた37事業を実施し、予算額29億5794万9000円に対し、決算額28億2984万4000円、執行率95.7%となっており、令和4年度及び令和5年度については、ほぼ同額の予算額となっているところです。

なお、文化観光スポーツ部における令和5年度のソフト交付金事業の予算額は、コロナ禍前の平成30年

度より約31%の減額となっているところではありますが、事業内容の見直し等による予算の縮減を図りつつ、観光誘客に向けたプロモーション活動の展開や、文化や空手などソフトパワーの魅力発信などに取り組んでいるところです。

また、ソフト交付金以外の財源として観光振興基金のほか、観光庁など他省庁補助金の活用など、新たな財源の確保にも取り組んでいるところです。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、県立芸大の卒業生の進路の支援、文化の担い手としても頑張ってほしいという皆さんですので、事業としてどういう支援をやっているのかという点で伺います。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えします。

沖縄県立芸術大学では、就職支援アドバイザーを2名配置いたしまして、学生からの就職相談業務、また、就職の啓発活動、就職先の情報収集、学生の専門性を生かせる企業開拓など、就職活動に関する様々な支援を行ってございます。

学生に対する具体的な取組として、履歴書やエントリーシートの添削指導、キャリア構築のためのカウンセリング、そして、求人情報の提供、就職ガイダンス、企業合同説明会、行政の行う学生向け就職支援事業など、きめ細やかなサポートを実施しております。

令和5年度の大学全体の就職率は88.9%で、就職先は広告、印刷、ウェブコンテンツ制作、そして、演奏家、音響関係などの専門分野の技術・技能を生かせる一般企業への就職や自営業となっております。

文化芸能の分野では、卒業後すぐに活躍できる就職先は少ないところではございますが、陶芸や紅型などの工房、琉舞教室、音響演出の起用などへの実績がございます。

また、県のほうでは担い手の育成を目的として、沖縄県文化振興会に対して補助を行い、40歳以下の若手実演家を対象としたかりゆし芸能公演を実施し、県立芸術大学の卒業生が多数出演することで、活躍の機会を提供してございます。

また、今年度から、芸術家の将来の可能性に期待し、活動費用の支援を通じて、創作活動に専念できる環境整備を図り、本県の文化芸術の進展を担う人材を育成する目的で、文化芸術奨励支援事業を実施することとしております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 成果の報告書の409ページ、世界のウチナーネットワーク強化推進事業があります。

これについて幾つかの事業があるようですが、(4)

沖縄文化芸能指導者派遣事業というのがありますが、これについての内容と実績を伺います。

○仲村卓之交流推進課長 沖縄文化芸能指導者派遣事業につきましては、海外県人会が取り組む文化活動のニーズに応じて、エイサー、琉舞、三線等の指導を行うことで、県人会の継続的な活動を支援し、現地における沖縄のソフトパワーの発信に取り組んでいるところでございます。

令和5年度は、4つの海外県人会で芸能指導の実施をいたしました。

1つ目がブラジルのカンボグランデ沖縄県人会にエイサー、それから、カルガリーオキナワクラブに三線、パース沖縄県人会に三線、エイサー、獅子舞、オハイオ州沖縄友の会に三線の指導を行ったところでございます。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、413ページにあります次世代ウチナーネットワーク育成事業。

ジュニアスタディー事業とコンシェルジュについて、コンシェルジュは世界のウチナーンチュ大会の受皿というか、あるいはウチナーンチュセンターをつくったときの機能を日常的にやっていこうということだと思います。

この2点の成果等々について伺います。

○仲村卓之交流推進課長 それでは、まずウチナージュニアスタディー事業について御説明します。

沖縄県の海外移住者子弟を本県に招待し、県内の同年代の青少年と生活を共にしながら、沖縄の歴史や文化を学ぶことにより、海外移住者子弟の母県・沖縄への理解と絆を深めるとともに、世界のウチナーネットワークを担う次世代を育成することを目的としております。

内容なんですけれども、12歳から20歳までの海外県系人子弟及び県内外の高校生含めて、沖縄県で集まりまして、県内の同世代の中学生、高校生と生活を共にしながら、沖縄の歴史、文化、自然などを学習するプログラムを実施するというものでございます。

この事業は平成29年度から始まっておりまして、令和5年度までに海外から12か国、延べ81名が参加をしているところでございます。

続きまして、ウチナーネットワークコンシェルジュ運営業務なんですけれども、ウチナーネットワークの継承・発展を目的として、JICA沖縄センターと連携しながら、5つの機能を担ったコンシェルジュを設置しております。

まず、1つ目が人的ネットワークの検証、2つ目

が情報発信と集約、3つ目が交流活動促進、4つ目が相談窓口、5つ目が歴史継承、この5つの機能を総合的に担うところをウチナーネットワークコンシェルジュとして設置をしているところでございます。

令和5年度の実施内容なんですけれども、日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語からの相談に多言語で対応したほか、約6000名の対面オンライン交流や世界10地域のウチナーンチュに研修や交流プログラムの機会を提供したところでございます。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 コンシェルジュの役割は、とても重要だと思っています。

あと、世界のウチナーンチュ大会に来られるときに、自分のルーツ探しについて県立図書館が担ってくれていると思いますが、それをうまくコーディネートしたりできるという点では、とても重要であると。

世界のウチナーンチュ大会も次回行おうと思いますが、聞くところによると、委託費の形でいうと、もっと拡充させて、人的にもそろえて、次の世界のウチナーンチュ大会に臨むという点でも重要な部署ということを知っていますので、そこら辺についてこの位置づけと拡充の方向性について、もし部長が答えられるのであればお願いします。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 今、委員から御指摘のとおり、非常に重要な部分だと思っています。

今回、新たにMICE施設の中にそういう物理的な施設も造り、今あるソフトと合わせて、非常に発展性のある施策が打てると思っています。

そのためには、限りある財源ですので、その辺も見ながら、その事業の進捗も合わせながら、検討していきたいと思っています。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、411ページのおきなわ国際協力人材育成事業。

今回、JICAとの関わりとか、メニューも豊富になっているかなと思ひまして、その成果と実績、内容について伺います。

○仲村卓之交流推進課長 お答えいたします。

このおきなわ国際協力人材育成事業というものは、県内の高校生を発展途上国へ派遣しまして、我が国の政府開発援助、ODAの実施機関、それから、JICA海外協力隊、NGO等が行う国際協力活動現場の視察や現地の人々と交流を行うことにより、本県の国際交流と国際協力活動を担う次世代の人材を育成するとともに、併せて、県内で国際協力の意義や現状等を学ぶ機会を提供することで、本県若者の国際感覚、グローバルな視点を涵養するという事業

でございます。

2つに分かれてまして、まず、(1)国際協力レポーター事業が先ほど言いました途上国に高校生を派遣して行う事業でございます。平成25年度に始まりまして、令和5年度までに11か国、331名の高校生を既に派遣をいたしたところでございます。

それから、(2)国際協力理解促進事業ですけれども、これ県内で国際協力の理解を促進するために出前講座を実施しているものでございますが、これも平成25年度から実施してまいりまして、県内の中学校、高等学校、延べ240校に合計2万5681名が参加した実績がございます。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 引き続き頑張ってもらいたいと思います。

最後に433ページ、空手世界大会が開催されたということなので、その内容と総括をお願いします。

○桃原直子空手振興課長 お答えします。

第2回沖縄空手少年少女世界大会は、8月8日から12日まで沖縄コンベンションセンターにて開催し、県内予選を含め27の国と地域から、競技大会に1438名、セミナーに407名が参加いたしました。

本大会の開催を通じて、県外や海外を含めた空手に励む空手愛好家が空手発祥の地・沖縄に結集して、お互いに刺激を受け、交流を深めたことは大変意義深いことであつたと感じております。

○瀬長美佐雄委員 少年少女という大会と、一般を分けて取り組まれています。それについては、毎年やってくれたらという希望もあつたと聞いていて、そことの兼ね合いでいうと、毎年はやっぱ厳しいということで隔年なのか、方向性について伺います。

○桃原直子空手振興課長 15歳以上の大人の大会と、14歳以下の子どもの大会を4年に1回開催するというところで定期開催を目指しておりまして、令和4年度はコロナで少しずれたものですから同時開催となりましたけれども、今後、4年に1回を中間年にずらしながら、2年に1回、子どもの大会と大人の大会ということで、ずらしながら定期開催をしていきたいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員長 座波一委員。

○座波一委員 マリントウン大型MICE施設整備について伺います。

まず、令和5年度の周辺環境整備の取組について伺います。

○小浜守善MICE推進課長 令和5年度の周辺環境整備の取組につきまして、主要施策報告書の内容

の周辺環境整備の取組としましては、実施方針や要求水準書案の策定におきまして、大型MICE施設と周辺施設を高架で結ぶペDESTリアンデッキの整備でありますとか、H1ゾーンでのホテルの整備運営、あと、ビーチやマリーナ、あと、マリーナ隣接地での収益施設の提案、施設の外構整備における周辺エリアとの回遊性、散策空間の演出、災害等非常時の配慮について検討しまして、実施方針や要求水準書案を公表しております。

それ以外にもまた、交通の充実等を目的としまして、企画部や土木建築部の関係課で構成します会議を開催するとともに、副知事と東海岸サンライズ推進協議会の会長が――与那原町長でございますけれども、が主催する大型MICEエリア振興に関する協議会におきまして、東海岸地域の振興と魅力あるマリンタウンMICEエリアの形成に向けて、県と地元が一体的に取り組めるよう連携しているところ です。

○座波一委員 この周辺環境整備というのは、MICEがここに決定したときからも再三にわたり、この周辺環境整備をしなくてはMICEも実現が難しいんじゃないかというぐらい指摘していたわけですが、周辺環境整備に向けたこの計画というのが見えてこない。そういうことも含めて、非常に問題なんですよ。

この与那原町あるいは西原町のほうとしても、まちづくりに相当影響が出ているということ、これは大きな問題なんですよ。むしろ、この責任もあるよというぐらいの話ですよ。

そこら辺はどう感じていますか。

○小浜守善MICE推進課長 大型MICE施設整備ですね、残念ながら入札不調となりましたが、県としては再度の入札公告に向けて取り組んでおります。

今後、事業者の聞き取り等、また、MICE需要調査等を行った上で、有識者で構成する委員会等を開きまして、可能な限り、早期の入札公告を目指すこととしております。

また、環境整備につきましても、例えばアクセス道路の整備としては、国直轄の与那原バイパス、南風原バイパス、あるいは空港から直結する小禄道路というところの整備が進んでいるところでございます。

もちろん、こういうハードのアクセス整備だけではなくて、ソフト的な取組、先ほど庁内、土木建築部や企画部の関係課等と調整する会議を持っている

と申しましたが、中南部地域からのシャトルバスであるとか、空港からのシャトルバス、あと、信号機の調整とか、あるいは分散した移動というようなところの効果も含めまして考えているところです。また、今年度は、地元の大型催事、与那原大綱引きのときの人の移動の状況というところもいろいろ調査しながら、今後参考にすることとしております。

地元、東海岸地域のサンライズ推進協会と連携いたしまして、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○座波一委員 我々、議会もですね、先日、東海岸の出身議員が議員連盟をまた継続しようということ で決まりました。これはMICEを推進するだけのものではないんですけれども、サンライズベルト構想を推進する中で、MICEをしっかりと推進したいということです。

だから、そういう意味では全て関係があるということですよ。道路整備においても、振興策においても、MICEにおいても、そういうふうなことからいって、先ほど説明があったとおり、もうこれは企画、土木と、沖縄県の一体的な政策として、このMICEに位置づけられているわけですから、MICE事業がですね。そういう意味では、やっぱり先ほどの与那原バイパス、南風原バイパスのみではなく、地元から要望のある交差点の立体化とかありますよね、329号の立体化の要請とか、与那原糸満線の新設とか、そういったものも取り入れながら、やっぱり周辺環境整備をしていかないといけないと思っているわけですね。

そこはどうでしょうか。

○小浜守善MICE推進課長 先ほど申し上げました庁内の会議、大型MICE施設受入環境整備推進会議と申します。副知事をトップに関係部局で構成します。その下の幹事会は、13課ほどの関係課で構成するものを持っております。

また、これも先ほど申し上げました大型MICEエリア振興に関する協議会ですね。副知事と与那原町長をトップにサンライズ推進協議会の各首長さんの皆様と県の関係部局長が構成する会議でございます。

こういう会議の中でも情報共有しながら、意見交換しながら、しっかり進めてまいりたいと考えております。

○座波一委員 議連に対する期待はないんですか。

○小浜守善MICE推進課長 超党派の東海岸議連を、この閉会日ですかね、立ち上げたということ で

お伺いしております。

議連の皆様ともぜひ連携して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○座波一委員 また、この要件の中にホテルというのがあって、やっぱり報道でもありましたとおり、どうやらそれが原因じゃないかということなんですけど、その要件をもう一回確認したいと思います。

○小浜守善MICE推進課長 先ほど申し上げました要求水準書の中に、ホテルの要件というところを定めております。

この必須提案の民間収益事業であるホテルの要件としましては、客室面積が平均40平米以上、客室数が250室以上、スイートルームが客室の3%以上、あと、レストラン、バーラウンジの設置、コンシェルジュデスクの設置としております。

以上です。

○座波一委員 今の概要だけど、一部ではこの要件という点で入札不調の要因と言われている。

そのホテルの件については、これからもう少しそこを突き詰めていかなければ、この入札の問題でどうやって解決するのかなということ心配があるんですよね。

その中で、ホテルがなければMICEは駄目なのか、要するに成り立たないのか。逆もあるわけ、ホテルはMICEがあることによって成り立つのか。そこら辺はどう見ているんですか。本当に必ずしも必須要件になるのかな。

○小浜守善MICE推進課長 事業者や有識者の聞き取りでは、MICEのインセンティブトラベルや国際会議、学会等の誘致については、ホテルの存在というのがやっぱり大きい、誘致に当たってホテルがあったほうがいいというようなお話がございます。

県は、このホテル整備によるMICE開催時の宿泊だけではなくて、大型MICE施設へのケータリングサービスの充実やMICE参加後の東海岸地域への観光の波及効果、いわゆる通過型ではなく滞在型観光というような波及効果も期待しているところでございます。

もちろん大型MICEのお客さんだけでホテルの運営は成り立つかというと、厳しいという御意見もございます。

我々、それも含めまして、また、隣接するマリーナの整備とか、こういうところも関係部局とまた連携していくとともに、この東海岸の観光コンテンツとか、魅力の発信などについても意見があったところでございますので、サンライズ推進協議会や関係

機関と連携して、検討したいと考えております。

今後、このホテルの必要性や望まれる整備条件等を含めて、事業者に聞き取りを行いまして、事業の検証を進めてまいりたいと考えております。

○座波一委員 必須要件にしては、今の話では、ないよりはあったほうがいいぐらいの話にしか聞こえないところがあるわけですよ。

そうではなくて、このホテルは逆に、段階的にホテルを建ててもいいんじゃないかと。要するに、まずはMICEを造る——これは決まっているわけだから、これに向けて条件整備していったって、ホテルが可能なようにしておいて、後で、段階的に造っていくという発想はないのかな。

○小浜守善MICE推進課長 現在の入札公告の内容は、先ほど要求水準書で申し上げたクラスのホテル、そして、同時整備というのが条件でございます。今回、入札不調となりました。

今後、再度の入札の公告に向けまして、事業者への聞き取りを行いまして、いろいろ事業手法、事業範囲、ホテルの整備手法も含めて、検討することとしております。

その検討の中で、また考えていきたいと思っております。

○座波一委員 当然、MICE施設だけではホテルの運営は厳しいですよ。これは誰でも分かっている。

また、MICEとしても、必ずしもホテルが絶対的に必要だということでもないような部分もある。そこは、しっかりとその辺の必須的な条件に本当にそうなのかという疑問を今持っている中で、ぜひ検討してほしいと思っています。

あとは、与那原海岸のマリーナは、大型ヨットが寄港できる沖縄唯一の場所ですので、この大型ヨットというのは、今、世界的にも寄港地が少ないんですよ。日本は特に少ないし、沖縄もない。だから、そういう意味からいうと、十分可能性があるところであるわけです。

中城湾というところは非常に年間を通して静穏度の高い湾で、大型ヨットが停泊できるという意味では、非常に可能性のあるところですので、そういったことを視野に入れたホテルの運営というふうに向けていけば、MICEもあって、それはまたさらに上等だというふうなことにならないかなと期待しているわけですよ。

そういう考えの方向でどうですか。

○小浜守善MICE推進課長 我々、事業者の聞き取りの中では、このマリーナの整備、委員おっしゃ

るスーパーヨットというところの話も出てきているところ。非常にこのスーパーヨット、マリーナの整備というのは、そこに立地するホテルというのは魅力的であるというようなお話も伺っております。

こちら、所管部局とは我々、連携、調整しながら、このマリーナの整備、また、ビーチも含めたところをいろいろ検討してまいりたいと考えております。

○座波一委員 では、再入札の時期はいつ頃になるのか。

○小浜守善MICE推進課長 少し繰り返しの部分でございますけれども、今後、この再入札公告に向けまして、先ほどホテルの望まれる整備条件等を含めて、事業者の聞き取りを行いまして、MICE需要調査や事業手法、事業範囲、事業効果を検討しながら、可能な限り早期の入札公告を目指してまいりたい。今具体的な、なかなかいつというところを申し上げられなくて恐縮ですが、いろいろ検証の上、可能な限り早期の入札公告を目指してまいります。

○座波一委員 そこでは、当然、ホテルの必要整備条件等々も議論されると思いますから、ぜひそれをしっかり検証してほしいと思います。

あと、県有地の一部が与那原町から譲渡の申入れがあるということですが、その対応はどうするんですか。

○小浜守善MICE推進課長 委員おっしゃるとおり、マリンタウンの県有地の一部について、与那原町から有償譲渡の申入れがあるというところを聞いております。

この土地ですね、大型MICE施設整備におきましても、H2、H3ゾーンと呼んでおりまして、民間収益施設の任意提案の用地となっております。

現在の考え方としては、この大型MICE施設とこの周辺公有地を一体的に事業化することで、統一感とか、機能の重複を防いで、効率的な景観形成とか開発を実現することを目指して任意提案というようところでやったところでございますけれども、先ほど申し上げましたが、現在、再度の入札公告に向けた検討を進めているところでございます。

その検討結果を踏まえまして、この土地は現在、土木建築部所管の特別会計予算となっておりますから、土木建築部とも連携しまして、今後対応してまいります。

○座波一委員 次に、マリンレジャー事故防止調査対策事業。

これはもうさきの常任委員会でも、この今の沖縄

の現状、この死亡事故の多さは非常に悲惨な状況であるということですが、本当に水難事故で死亡者を出さないという、ゼロを目標にした取組をぜひ要望したいんですよ。

そのためには、死亡事故の原因を調べていったら、さきの委員会では、個人で遊泳する、自然海岸で遊泳する、シュノーケリングを使ったケースが一番多いんだと。最近もまた起こっていますよね。

だから、先にその対策を考えないといけないんじゃないかな。そこをどう考えていますか。

○照屋亮観光振興課班長 お答えします。

県では、観光客の水難事故のうち、シュノーケリングが一番多いことから、その危険性、対策について様々な情報発信を行っております。

現在、沖縄本島、座間味島、宮古島及び八重山圏域におきまして、自然海岸における巡回を実施しているところですが、その際に海の安全啓発のリーフレットを配布しながら、シュノーケリングの心得として、ライフジャケットの着用や基本的な機材の使い方を習得しておくことなど、注意喚起を行っているところです。

また、シュノーケリングを楽しむ場合には、安全・安心な事業者、特に沖縄県公安委員会が指定しておりますマル優事業者の利用を呼びかけているところです。

加えて、県のほうで作成しましたポータルサイトにおきまして、シュノーケリングの心得を発信するとともに、スマートフォン等で簡単に自然海岸の危険情報や、波の高さや風の強さがリアルタイムで確認できるハザードマップを作成しまして、観光客をはじめ、周知を図っているところです。

○座波一委員 沖縄県としては、今後も海上での死亡事故を防止する窓口として、安全を担う窓口として、これはもうどこがというふうに——これ観光振興課がやることに決めていくんですか。

○照屋亮観光振興課班長 文化観光スポーツ部としましては、水難事故を防止するためには、事業者を含めまして様々な主体が対策を適切に実施し、連携して取り組むことが重要と考えております。

管理海岸におきましては、海岸の管理者、運営者が、適切な対策を実施することが水難事故防止のために不可欠であると考えております。

一方で、水難事故の約7割が発生しております自然海岸では、まず、マル優事業者を利用していただくことが安全上、効果が高いと考えておりますので、文化観光スポーツ部としましては、特に事業者、マ

ル優事業者の利用について情報発信を行っているところと
ころです。

他方ですね、実際には自然海岸で個人でのマリン
レジャー活動を行う観光客が多数いることから、引
き続き自然海岸における事故の発生状況などを様々
な情報発信ツールを使いまして、周知広報を図って
いきたいと思っております。

○座波一委員 だから、まだ、その海岸管理者がす
るべきところもあると言っていますが、例えば土
木建築部あたりが、その安全管理にどのようなこと
ができるかって言ったら、土木建築部はほとんどやっ
ていないですよ、これどうするんですか、それ。今
もこんなこと言っていたら、これ一歩も前進しない
んじゃないかな。

○照屋亮観光振興課班長 県庁内におきまして、水
難事故におけるワーキンググループチームという関
係者間での会議を開催しておりまして、その中で各
部局における役割分担を行っているところとす。
土木建築部におきましては、土木建築部で管理を
しております管理海岸の管理であることと、あとは、
自然海岸における海の危険情報を記載しました看板
等の設置の取組を行っているところとす。

以上です。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員から総括質疑の申出が
あり、委員長から座波委員に対し、誰にど
のような項目を確認するのか改めて説明す
るよう指示があった。)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 そうということで、これはもう文化観
光スポーツ部だけの問題じゃないというのがよく分
かっていますから、それに対して、今後、問題提起
していこうと思っています。

これ総括質疑を提案したいと思っていますけど、
県知事をはじめ、県首脳部に対して、とにかくこの
沖縄から水難事故、死亡事故をなくすために、県ぐ
るみで取り組むべきだということとあります。

これは安全管理に対して所管する課が、非常にば
らばらですので、今、いろいろ審議していても、こ
の安全管理に徹底して専ら取り組むような専属的な
部署も必要じゃないかというぐらいの危機感を持つ
べきだと思います。

だから、これはもう政策ですから、この部署を横
断的に取り組めるような取組がないのかという点で、
県知事、あるいは県首脳部に政策的な対応を要請し

たいということで、総括質疑事項ということにしま
す。

○新垣淑豊委員長 ただいま提起のありました総括
質疑の取扱いについては、本日の委員会質疑終了後
に協議をいたします。

以上で、文化観光スポーツ部関係決算事項に対す
る質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題
といたします。

それでは、決算調査報告書記載内容等について、
御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起
した委員から改めてその理由の説明をお願いいたし
ます。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありま
したら御発言をお願いいたします。

それでは、まず項目1、沖縄から水難事故をなく
す取組は複数の部局にまたがるため、全庁を挙げて
政策的な対応を行うことについて、座波委員、願
いいたします。

○座波一委員 今議会の常任委員会、あるいは決算
審議の委員会において、沖縄の水難事故、特に死亡
事故が、この令和5年度の決算審議においても減っ
ていないということが明らかになったわけですが、
それをなくすために取り組むには、この文化
観光スポーツ部だけではもう限界があるということが
分かりました。

よって、全庁を挙げて政策的に取り組む必要があ
るということで、これは知事、あるいは知事公室、
あるいは県警、土木建築部、観光部等々、関係する
部署に対しての政策的な考えを問うべきだと思っ
て、それを総括質疑としたいということとあります。

○新垣淑豊委員長 それでは、反対の御意見があり
ましたら御発言をお願いいたします。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 意見なしと認めます。

以上で総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見
の表明を終結いたします。

次に、総括質疑の整理等について、休憩中に御協
議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑の必要性及び整理等に

ついて協議した結果、1項目について提起
することで意見の一致を見た。)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 提案なしと認めます。

以上で特に申し出たい事項についての提案を終結
いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等
につきましては、委員長に御一任願いたいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月29日火曜日正午ま
でにタブレットに格納することにより、決算特別委
員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月30日水曜日に
総括質疑の方法等について協議を行う予定となっ
ております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 新 垣 淑 豊

令和6年第3回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年10月25日（金曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後3時46分
場所 第4委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県一般会計決算認定第1号の認定について（保健医療介護部所管分）
- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について認定第20号
- 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県病院事業会計決算の認定について認定第21号
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 新垣 新
副委員長 松下 美智子
委員 比嘉 忍 新垣 善之
新里 匠 小渡 良太郎
米須 清一郎 山里 将雄
西銘 純恵 平良 識子

欠席委員

委員 仲村 未央

※決算議案の審査等に関する基本的事項
3（6）に基づき、監査委員である仲村未央委員は調査に加わらない。

説明した者の職・氏名

保健医療介護部長 糸数 公
保健医療総務課長 山里 武宏
医療政策課長 古堅 宗一朗
医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 大仲 浩二
健康長寿課長 伊野波 和子
感染症対策課長 平良 勝也

薬務生活衛生課薬務専門監 中村 章弘
高齢者介護課長 七條 優子
地域包括ケア推進課長 高嶺 公子
病院事業局長 本竹 秀光
総務企画課長 宮里 勉
総務企画課病院総務事務センター所長 平田 いずみ
経営課長 宮平 直哉
管理課長 三和 秀樹
北部病院長 久貝 忠男
中部病院長 玉城 和光
南部医療センター・こども医療センター院長 福里 吉充
宮古病院長 川満 博昭
八重山病院長 和氣 亨
精和病院長 屋良 一夫

○新垣新委員長 ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、保健医療介護部長及び病院事業局長の出席を求めています。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和6年第3回議会認定第1号、同認定第20号及び同認定第21号の決算3件の調査について、一括して議題といたします。

それでは、保健医療介護部長から、保健医療介護部関係決算事項の概要の説明を求めます。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長 おはようございます。

それでは、保健医療介護部のほうから、所管の令和5年度決算概要について御説明をいたします。

ただいま通知いたしました歳入歳出決算書説明資料をタップし、資料のほうを御覧ください。

資料の1ページ目を御覧ください。

表の右端の欄は、令和5年度沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので、御参照ください。

それでは、一般会計歳入決算の状況について御説明いたします。

表の一番上、保健医療介護部計の欄ですが、予算

現額の計（Ａ欄）440億8049万5000円に対しまして、調定額（Ｂ欄）は388億4928万1037円、そのうち収入済額（Ｃ欄）は388億4220万5256円、不納欠損額（Ｄ欄）は０円、収入未済額（Ｅ欄）は707万5781円、収入比率99.98%となっています。

次に、歳入決算について、款ごとの主な内容を御説明いたします。

欄外に通し番号を振っておりますので、こちらを用いて御説明をいたします。

まず、通し番号の１番、（款）分担金及び負担金の収入済額（Ｃ欄）７万8494円は、精神障害者措置入院費負担金となっております。

次に、通し番号４番、（款）使用料及び手数料の収入済額131万3435円は、精神保健福祉センター使用料などとなっております。

次に、通し番号12番、（款）国庫支出金の収入済額268億9118万3272円は、精神疾患を有するもの及び難病患者の扶助費に充てるために交付された負担金並びに新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などとなっております。

２ページをお願いいたします。

通し番号の20番、（款）財産収入の収入済額573万8037円は、健康づくり財団への土地貸付料などとなっております。

通し番号の26番、（款）寄附金の収入済額２万円は、新型コロナウイルス感染症対策支援に係る寄附金となっております。

次に、通し番号29番、（款）繰入金の収入済額22億1666万7454円は、離島や北部地域の医師確保、医療介護体制整備等に要する経費に充当するため、保健医療介護部で設置した各基金からの繰入れなどとなっております。

続いて３ページを御覧ください。

通し番号34番、（款）諸収入の収入済額95億5780万4564円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、令和４年度に各医療機関で実施されました自主点検により、過大交付が判明した病床確保料の一部返還金などとなっております。

通し番号48番、（款）県債の収入済額１億6940万円は、看護大学施設整備補助金に係る県債などとなっております。

次に、収入未済額について御説明をいたします。

お手数ですが、１ページのほうに戻らせていただきます。

表の一番上、保健医療介護部計の右から３列目、収入未済額（Ｅ欄）707万5781円について御説明をい

たします。

通し番号４番、（款）使用料及び手数料の収入未済額112万8238円は、県立首里厚生園使用料に係るもので、沖縄県が平成20年度まで運営していた特別養護老人ホームにおける食費や施設サービス費の自己負担分の未納額が、扶養義務者の転居先不明などにより徴収困難なため収入未済となっております。

続いて３ページを御覧ください。

通し番号34番、（款）諸収入の収入未済額594万7543円は、高齢者居室整備資金貸付金、看護師等修学資金貸付金、元職員への損害賠償請求金に係る弁償金、沖縄県老人福祉医療助成金に係るもので、債務者の経済的理由等により徴収困難なため収入未済となっております。

次に、一般会計歳出決算の状況について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

表の一番上、保健医療介護部計の欄ですが、予算現額の計（Ａ欄）1275億6755万4800円に対し、支出済額（Ｂ欄）は1157億9871万965円、翌年度繰越額（Ｃ欄）は32億9273万5000円、不用額（Ｄ欄）は84億7610万8835円、執行率は90.8%となっております。

次に、歳出決算の内容について御説明をいたします。

まず、通し番号の１番、（款）民生費の支出済額563億1974万222円は、介護保険制度及び後期高齢者医療費制度に係る負担金に要した経費などとなっております。

次に、通し番号７番、（款）衛生費の支出済額585億9396万1616円は、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策、ハンセン病や結核対策、精神保健、健康増進の推進、難病対策、衛生環境研究所及び保健所の運営、食品衛生、医務・薬務及び病院事業会計への繰出金に要した経費などとなっております。

次に、５ページを御覧ください。

通し番号35番、（款）教育費の支出済額８億8500万9127円は、看護大学の運営等に要した経費となっております。

次に、翌年度繰越額について御説明いたします。

お手数ですが、４ページのほうにお戻りください。

表の一番上、保健医療介護部計の右から４列目、翌年度繰越額（Ｃ欄）32億9273万5000円について、その主なものを御説明いたします。

通し番号の４番、（目）老人福祉費については、その中の介護職員処遇改善事業において、国の経済対策に伴い令和６年２月補正を行っており、補助金支

給の事務処理等を年度内に完了することが困難となったことにより繰越したものです。

次に、5ページを御覧ください。

通し番号29番、(目) 医務費については、その中の沖縄医療施設等施設整備事業において、工事現場で発見された不発弾や、台風の影響により工事の進捗が遅れたため、年度内の完了が困難となったことにより繰越したものであります。

次に、不用額について御説明いたします。

お手数ですが、4ページのほうへお戻りください。

表の一番上、保健医療介護部計の右から2列目、不用額(D欄) 84億7610万8835円について、その主なものを御説明いたします。

通し番号の1番、(款) 民生費の不用額、12億3924万5778円であります。主なものを申し上げますと、通し番号4番、(目) 老人福祉費については、その中の新型コロナウイルス感染症対策事業において、感染に備え予算を確保しましたが、事業者の申請実績が下回ったこと等により不用が生じたものであります。

次に、通し番号7番、(款) 衛生費の不用額、72億2569万6184円ありますが、その主なものを御説明いたします。

5ページ目のほうを御覧ください。

通し番号の29番、(目) 医務費については、その中の新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業において、5類感染症への位置づけ変更後も補助が継続されることとなったため、年度末の感染拡大に備え、必要な経費を確保しておりましたが、入院患者数が見込みを下回ったことに伴い、確保する病床が減少し不用が生じたものであります。

通し番号35番、(款) 教育費の不用額、1116万6873円については、看護大学特定運営費交付金事業において、普通退職者がいなかったことによる不用が主な理由であります。

次に、6ページを御覧ください。

沖縄県国民健康保険事業特別会計の決算について、御説明いたします。

まず、歳入ですが、予算現額の計(A欄)は、1687億7055万6000円に対し、調定額(B欄)は1699億1423万5398円、そのうち収入済額(C欄)が1699億1423万5398円、収入比率100%となっております。

6ページ目、7ページ目は、特別会計の歳入決算状況を示しておりますが、不納欠損額(D欄)及び収入未済額(E欄)ともに0円、収入比率100%となっておりますので、目別の説明は割愛をさせていただきます。

きます。

次に、8ページを御覧ください。

沖縄県国民健康保険事業特別会計の歳出ですが、予算現額の計(A欄)は1687億7055万6000円に対し、支出済額(B欄)は1656億3130万6328円、不用額(D欄)は31億3924万9672円、執行率は98.14%となっております。

D欄の不用額31億3924万9672円は、主に通し番号4番、(目) 保険給付費等交付金において、保険給付の実績が見込額より減少したことにより普通交付金に不用が生じたものであります。

なお、特別会計においては、収入済額と支出済額に差額が生じた場合、決算剰余金として翌年度に繰越しすることとなります。

以上で、保健医療介護部所管の令和5年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 保健医療介護部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から、病院事業局関係決算事項の概要の説明を求めます。

○本竹秀光病院事業局長 おはようございます。

よろしく申し上げます。

病院事業局の令和5年度決算の概要について、掲載されております令和5年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明いたします。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

1、概況の(1)総括事項について。ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、県立精和病院の6病院及び16か所の附属診療所を運営し、イ、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師・看護師等の医療技術員の確保、施設及び医療機器の充実に努め、医療水準の向上に努力しております。エ、業務状況については、入院患者延べ数が56万8289人、外来患者延べ数が70万6689人で、総利用患者延べ数は127万4978人となり、前年度と比べて1万9440人の増加となりました。

次に、決算書について御説明いたします。

恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計686億6773万4000円に対して、決算額は648億9742万8057円で、予算額に比べ

て37億7030万5943円の減となっております。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減に伴うもので、第2項の医業外収益において23億6646万9180円減少したことによるものです。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計739億1064万2800円に対して、決算額は713億6660万2114円で、不用額は25億4404万686円となっております。

その主な要因は、給与費、経費などが当初の見込みを下回ったため、第1項の医業費用において、22億8594万830円の不用が生じたことによるものです。

2ページを御覧ください。

(2) 資本金収入及び支出について、収入の第1款資本金収入は予算額合計68億1830万8000円に対して、決算額は60億3137万4012円で、予算額に比べて7億8693万3988円の減となっております。

その主な要因は、建設改良費の執行減及び繰越しに伴い企業債借入れが減少したため、第1項の企業債において、7億9810万円減少したことによるものです。

次に、支出の第1款資本金支出は、予算額合計89億7648万5023円に対し、決算額は81億9941万8340円で、翌年度への繰越額が2億9881万6967円で、不用額が4億7824万9716円となっております。

不用額の主な要因は、施設整備費における入札執行残や整備内容の見直し等により、第1項の建設改良費において4億7724万946円の不用が生じたことによるものです。

3ページを御覧ください。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの損益計算書に基づき、経営成績を御説明いたします。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した505億6392万227円に対して、2の医療費用は、給与費、材料費、経費などを合計した649億5688万9912円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は143億9296万9685円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、117億1505万5420円となっております。

4ページを御覧ください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した29億1324万836円で、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引きしますと、88億181万4584円の利益が生じております。

これに医療損失を加えた経常損失は55億9115万

5101円となっております。

5の特別利益は、25億1061万7012円で、6の特別損失は、34億2185万1円であり、差し引き、9億1123万2989円の損失を計上しており、当年度純損失は65億238万8090円で、前年度繰越利益剰余金38億9639万4468円を差し引きしますと、当年度未処理欠損金は26億599万3622円となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高が121億4490万1019円に対し、前年度処分額が0円、当年度変動額はマイナス64億1138万5994円で、したがって当年度末残高は57億3351万5025円となっております。

下の欠損金処理計算書について、御説明いたします。

1行目、当年度末残高の未処理欠損金は、26億599万3622円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページを御覧ください。

令和6年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で、439億4655万6257円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で、286億7976万194円となっております。

1の固定資産、2流動資産を合わせた資産合計は、726億2631万6451円となっております。

8ページを御覧ください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で、400億1703万5606円となっております。

4の流動負債は、(1)の企業債、(2)のリース債務などを合わせた合計で、134億5645万9051円となっております。

5の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、134億1930万6769円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせて負債合計は、668億9280万1426円となっております。

9ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は、18億7858万4732円

となっております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計で、38億5493万293円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、57億3351万5025円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は、726億2631万6451円となっております。

以上で、認定第21号令和5年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○新垣新委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に係る基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に関しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに保健医療介護部及び病院事業局関係決算事項に対する質疑を行います。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 お願いします。

病院事業局からお願いしたいと思うんですが、今、決算の御説明いただいたんですけれども、赤字になっていますね。

決算書で行くと4ページ、損益計算書のところで当年度純損失65億円、そして当年度未処理欠損金26億円ということで、改めてその要因、御説明もあったと思うんですが、一通り。

こういう結果に至った主な要因をお願いしたいと思います。

○宮平直哉経営課長 まず、要因ですけれども、大きく分けて4つほどあるというふうに考えております。

1つ目が、新型コロナウイルス感染症関連の他会計からの補助金が減少したということが一つ。

それから、新型コロナウイルス感染症の病床確保事業に係る国への補助金の返還があったことに伴って特別損失が発生したこと。

それから、給与改定であったり、職員数の増に伴って給与費が増加したこと。

それから、物価高騰に伴いまして、材料費が増加したこと、この4つが主な要因ではないかというふうに考えております。

○米須清一郎委員 ちょっとなかなか細かいところまでは見切れないんですけども、要因からすると、流れるにもそういうものが避けられないような、そういう意味で今後大丈夫かという、そういう傾向が続くんでしょうか。

令和6年度以降ですね、これは令和6年度も半ばですので、いかがでしょうか。

○宮平直哉経営課長 令和6年度の途中ではありますが、今申し上げたような傾向というのは大きくは変わっておりませんので、令和6年度の経営についても非常に厳しい状況であるというふうに考えております。

○米須清一郎委員 聞き方を変えるんですが、病院別に見たら特にという赤字に至る要因もありますか。

それとも全体共通のことなんでしょうか。

○宮平直哉経営課長 先ほど申し上げた要因ですけれども、県立病院全体で同じような傾向が見られます。

○米須清一郎委員 そういう中で、厳しい状況が続くというところで一般的に収支といったところで、支出で抑制し、収入で上げていくというところ、単純にですね。中身はいろいろだと思うんですが、厳しい中で今後どんなふうに数字的なものを、赤字を出さない方向に持っていく経営をしていくんでしょうか。

○宮平直哉経営課長 今、委員おっしゃったように、端的に収益を増やして費用を抑えていくということに尽きるわけですけれども、例えば収益の確保については、診療報酬の改定への対応であったり、レセプトというのがありますけれども、その手戻りを未然に防止するための研修会の実施であるとか、そのレセプトの点検による請求漏れであったり、逆に過剰請求がないようにといったことに努めております。

また、費用の縮減ですけれども、これまで未着手であった検査委託の価格交渉を行っておりまして、費用の徹底的な縮減に努めております。

また、費用の大部分を占める人件費なんですけれども、御承知のように今、医師、看護師の働き方改革が進んでおりまして、そういった改革を通じて、時間外勤務の縮減に努めたりとか、また、人員配置の最適化を図るなどして、費用の縮減、人件費の縮

減に取り組む必要があるというふうに考えております。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

もう一点、ちょっと分からなくてお聞きするんですが、当年度未処理欠損金26億円、これは最終の数字かなと思うんですけれども、会計的にどういう扱いになるんですか、この後というのは。

○宮平直哉経営課長 当年度未処理欠損金ですけれども、これは令和6年度に繰越しをして、令和6年度を含めて令和7年度、令和8年度以降の料金収入であったり費用の縮減を行うことで、これを地道に解消していくという形になります。

○米須清一郎委員 そうすると、大体その行政というのは幾らか残るイメージですので、剰余金という形で翌年度に持ち越す、その逆のパターンという、そういう理解でいいですね。

○宮平直哉経営課長 そのとおりでございます。

○米須清一郎委員 そうすると、単純に最初からそのマイナス26億円を持った状態でスタートするということと、当年度に赤字が出ないようにするだけじゃなくて、もともとある26億円を解消していくということもやっていくということで本当に大変だなと思いますけれども、その見通しを立てながらやっていくことがより必要なということになってくるかと思うんですが、どうでしょうか。

○宮平直哉経営課長 先ほど申し上げたことの繰り返しになるんですけれども、とにかく収益を確保すること、それから費用の縮減に全力に取り組むことになるんですけれども、沖縄県病院事業局では令和4年度に沖縄県立病院の経営強化計画を策定しております、これに伴った取組をしております。

その中でも様々な取組がありますけれども、例えば、修正医業収支比率改善であるとか、単年度の資金収支の黒字化とか様々な取組を行ってまいりますので、県民の皆さんも含めて、議会の皆さんも含めて御支援をいただければというふうに思っております。

また、我々現場の職員一丸となって病院事業の改善に取り組んでまいります。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

大変だと思いますけれども、また引き続き頑張っていたきたいと思います。

次の質疑に移りますけれども、医療体制ですね。

これもまた大変だと思うんですけれども、監査意見書の6ページ、下のほうに医療体制のことが出てきます。

(2)、医師等をはじめとする医療スタッフの確保等についてということで、7ページの頭に職員数とか記述しながら、一部においては医師の欠員等により診療科の休診や診療の制限が行われているということもあります。

大きな組織でいろんな診療科があつてあれなんですけれども、よくというかちよくちよく見聞きすることがあつて、たまたまかもしれませんけれども、腎臓内科の医師が、もうあちこち辞める、いなくなる、今後を見据えたときに回らなくなるというお話が入ってきているんですよ。

その点、令和5年度の継続的な体制の話ということでお聞きできればと思うんですが、腎臓内科の医師の体制が県立病院の中でちょっとやばいぞというお話があることについてはどうでしょうか。

○三和秀樹管理課長 お答えいたします。

県立病院の腎臓内科医師につきましては、現在、全体で14人勤務しておりますけれども、現在の状況においては直ちに不足しているというふうには認識はしてございません。

ただし、今後、退職等も見込まれておりますので、そのままでは不足するという状況になりますので、病院事業局としましては、腎臓内科医がしっかりその業務に応じた職員数を確保できるように、取組としましては県立病院間での応援体制の検討ですとか、県内外の大学病院等への専門医の派遣の要請、それから人材紹介会社を通した確保等のそういった様々な取組を行っているところでございます。

○米須清一郎委員 全体で14名というのは、現員でしょうかね、定数でしょうか。その両方を改めてお聞きしていいですか。

○三和秀樹管理課長 今申し上げた14名というのは現員でございます。

定数につきましては、腎臓内科医の定数というふうな定めはございませんで、内科という単位での定数はあるんですけれども、腎臓内科医の定数というのはないので、その内科の定数の範囲内で各病院において必要な人員を配置していただいているところでございます。

○米須清一郎委員 ちょっとなかなか分かったとは言えないんですけれども、内科というところで、全体でやり繰りする部分もあるのかもしれないんですが、ちょっとお聞きしたところでいくと、やっぱり専門医が必要で、専門医がいないと、その次の指導医というんですか、指導医専門医、これから専門医になる方々がそろっていないと、そういう体制がな

いと専門医になっていけない。結果的に回らなくなるみたいなお聞きしております、内科全体でやり繰りすることじゃなくて、やっぱりこの専門としての配置、確保が必要なのかなということで理解しているんですけども、先ほど御説明いただきましたので、現状としてはすぐということではないけれども、今後のことを考えたら辞める、いなくなるお話があるんだと、そういうふうに聞いているものですから、辞める、抜けるということではない、回らなくなる、今後ですね。ということが、出てくるというお話ですので、ぜひ、これだけじゃないんでしょうけれども、しっかり、特に離島医療のほうで、この話も八重山のほうからの話になっていまして、八重山で直面する話、そして全体としての話でもあるということですので、確保に困ることにならないように、しっかりお願いしたいと思います。

次、保健医療介護部のほうに移りたいと思います。主要施策のほうなんです、173ページ。

介護予防市町村支援事業ということですが、事業の中身で研修とアドバイザーというのが出てくるんですが、その中身をもうちょっと具体的に聞いていいですか。

研修はどのような方を対象にどのような研修を、また、アドバイザー派遣はどのような方を対象にどのようなアドバイスをしたというところの御説明をお願いします。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

まず初めに、研修の概要のほうを御説明させていただきます。

研修は、地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村の職員、そして、地域包括支援センターの職員の資質の向上などを目的としまして研修を開催しております。

研修の内容としましては、大きくは国の政策動向などの総論でありますとか、市町村包括の新任向け、現任向けなどレベルに応じた研修。そして、介護予防や権利擁護など、テーマ別の研修などを実施しております。

そして、アドバイザー派遣につきましては、市町村が実施をしています地域包括ケアシステム構築の取組の支援のために、市町村からの派遣依頼や相談依頼に応じまして、理学療法士や栄養士などの専門職を派遣しまして、市町村が実施をしている介護予防事業へのアドバイスでありますとか、地域包括支

援センターが実施をしていますケアマネジメントに対する助言や相談への対応などを行っております。

以上です。

○米須清一郎委員 この報告資料の下の方に効果と課題とあるんですが、効果のところでは政策目標と出てくるんですけども、これどういうことを言っていますかね、政策目標とは。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

市町村では地域の高齢者の介護予防でありますとか、適切な支援の提供などに取り組んでおります。

県及び市町村では、3年間の介護保険事業計画を策定しまして、その中に必要な取組でありますとか数値目標などを定めて取組を進めております。

その計画の推進に当たって、計画で定めた目標を推進するというような目標を共有して、その市町村の取組を支援するために、県としましても研修内容の設定などを行って支援をしています。

以上です。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

その後の課題のところでは、また、地域の実情等を踏まえた総合的な支援が必要とあるんですが、今のこの政策目標にしても、課題のところでは書いてあることにしても、地域包括ケアシステムの全体のことと言っているんですよ、恐らく。何が言いたいかというと、ちょっと具体が見えてこない。本当にたくさんの方のことをやる、総合的なものになっているのでこういう記述かと思うんですけども、先ほどお聞きしました研修、それからアドバイザーのところ、今やっていることだけじゃなくもっと地域の生活を支援することを掘り起こすようなことの研修とか啓発、アドバイス、そういうことが必要なんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

市町村が設置をしています地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、本人や御家族からだけではなく、地域の方からの情報提供などを受けまして、訪問による総合相談なども実施しております。

県が実施をしています研修においても、高齢者の生活支援、権利擁護でありますとか、多職種によるケアワークなどの研修も行っております。

包括は、地域の多様な関係者、民生委員や地域住民も含めまして、アウトリーチによる支援も行うこととしておりまして、県としましては、このケアマ

ネジメントの研修も実施をしているところです。

以上になります。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

この地域包括ケアシステムは、本当に地域それぞれで実践をされて、今始まった話ではなくて以前からあるものなんでしょうけれども保険とか介護とか制度で動いている、いわゆる介護保険サービスとか、そういうのに乗っかって動く部分は分かりやすいですし、あと市町村のやっている予防事業とかいいと思うんですけど、それだけじゃないですよ。地域の人がボランティアでもやっていく、地域でみんなで生活を支えていくということを、果たして全体でできているのかという視点を持って県としての普及啓発してほしいなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

高齢者の多様なニーズに応じていくためには、フォーマルな支援だけではなく、地域におけるインフォーマルな関係づくりが大変重要と考えております。

日常生活におけるつながりづくりでありますとか、居場所づくりのための市町村の取組も推進していく必要があると思います。

県では、今後の高齢者の増加を見据えて、今年度、万国津梁会議というもので、公共私連携をテーマにした議論を行っているところです。

行政と地域の住民、団体、そして民間事業者の参画も得て、高齢者に必要な支援の創出についても検討していくこととしております。

そういった取組を通じながら、県として必要な市町村と共働した取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○新垣新委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 それじゃ、よろしく願いいたします。

まず、病院事業局のほうからお伺いしたいと思うんですけども、病院事業局決算審査意見書の7ページ。今出してありますけれども、財務に関する事務において是正改善を要する事項。

これに関連して、病院総務システムのことについてお伺いをいたします。病院総務システム開発についてですね。これは23日の決算特別委員会でも質疑があったようなんですけども、こちらでも幾つか確認をしたいと思いますので、よろしく願いします。

今年の8月に本格運用が開始されたこのシステムなんですけれども、これ総務管理システムとか勤務管理システムとか言ったりするようなんですけれども、これの9月分と10月分にエラーが生じて、いわゆる6病院の時間外勤務や夜間、休日勤務などに未払いあるいは過払いが生じたと。これ新聞にも報道がありました。令和4年度から当該決算年度であるこの令和5年度ですね。そして、現年度の令和6年度にかけて、同システム開発に係る業務が行われているわけなんですけれども、この関連の契約が令和4年から令和6年に4件あって、この審査の対象である令和5年には、令和5年度病院総務システム追加改修及び運用保守業務というものが委託されているんですね。

まずお伺いしますけれども、この契約の内容、令和5年度の契約内容、どんな目的で行われたのか、何を改修するものであったのかお答えいただけますか。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

病院事業局では、令和4年11月に各病院の職員給与事務等総務事務の集約化を進める方針と合わせて、知事部局の総務事務システムの導入を決定し、令和5年3月に調達いたしました。

令和5年度病院総務システムの追加改修契約につきまして、目的は、県立病院の勤務形態等に合わせる等のため、令和4年度に調達した病院総務システムの追加改修等を行うものです。

内容は、まず交代制勤務、変形労働時間制勤務、宿日直、オンコール当番など、県立病院特有の勤務形態に合わせるための勤務管理機能の追加改修です。そのような中で、改正労働基準法、医療法施行に向けた医師の働き方改革への対応を行うものとなりました。また、テスト版を稼働する中で、各病院現場からの要望等に対応するため、勤務実績の見える化、ユーザーインターフェースの改善、職員の事務負担軽減につながる追加改修を行いました。

○山里将雄委員 そういった内容で令和5年には発注しているわけですね。

これ令和4年度から令和6年度にかけて、このシステム開発や改修業務が委託されているわけなんですけれども、令和5年には今言ったこの契約が1つだけです。

先ほど答弁ありましたけれども、令和6年から医師の働き方改革が始まることになっていて、それに対応する改修もこの中で行ったということです。この医師の働き方改革が令和6年から始まるというこ

とは、もうこれ既に分かっていたことですから、令和4年当初の開発時点で、最初のほうでこれを盛り込んでいるべきだったのではないですか。令和5年度では、遅かったのではないかというふうに思います。働き方改革への対応は令和6年4月からもう既に始まっていますけれども、令和6年にもこの改修を行っているんですね、今年度も。どうしてもっと早く対応できなかったのか、その辺いかがでしょう。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

委員がおっしゃる病院総務システムに係る4つの契約とは、1つ目が令和4年11月の物品売買契約、こちらが沖縄県病院総務システムの購入。

そして2つ目が、令和5年8月の令和5年度病院総務システム追加改修及び運用保守業務委託契約。

3つ目が、令和6年4月の令和6年度沖縄県病院事業局病院総務システム運用保守業務委託契約。

4つ目が、令和6年5月の令和6年度病院総務システム追加改修業務委託契約と受け止めております。

他方、令和3年5月に成立しました、医師の働き方改革関連法の令和6年4月に向けた施行準備スケジュールは、国の政省令の公布が令和4年1月。そして運用通知等のQ&Aの最終更新が令和5年6月。その後、法施行に向けた国の審議会の資料の提供が令和5年12月。そして、法施行通知が令和6年4月。法施行後のQ&Aの更新が令和6年7月でございました。

振り返ってみますと、病院総務システム調達に係る令和4年度予算を調製した令和4年2月の時点及び、同システムを調達した令和4年11月の時点で、医師の働き方改革対応に関するシステムの仕様の詳細部分を含めて確定することは困難であったと考えております。

○山里将雄委員 令和4年の段階では、医師の働き方改革に関する分はまだ確定していなかったもので、対応ができなかったということでの理解でよろしいんですね。分かりました。

今年に入って、これは8月から稼働したわけなんですけれども、今年に入ってすぐではなくて、先ほど言ったように医師の働き方改革は4月から始まっているはずなんですけれども、すぐではなくて、8月から、ちょっと遅くなってるわけですね、稼働がね。これは恐らくシステムをしっかりと完成させて、エラーが出ないようにするためだったと思うんですけれども。しかし、しょっぱなから、9月からこういうトラブルが出てしまった。当初の契約段階から開発の計画をしっかりと立てていれば防ぐことができた

のではないかというふうに考えるんですけれども。少なくとも令和5年までには修正することもできたのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

病院事業局では、令和4年度に調達した病院総務システムについて、医師の働き方改革を含む病院独自の勤務管理機能の改修を行い、令和5年9月からテスト版を稼働し、勤務状況の見える化、ユーザーインターフェースの改善などに取り組んできました。

病院現場の追加改修要望を踏まえ、稼働時期を令和6年2月から8月に変更し、8月から本稼働させたところであります。

昨年以降、テスト版を稼働する中で、病院現場の要望等を踏まえ、稼働時期を変更して、さらなる追加改修を行うこととしたため、令和5年度の追加改修に加え令和6年度の追加改修を行い、本稼働をすることにいたしました。そのため、昨年度の情報連携テスト、また、今年度の稼働前の勤務実績の集計及び情報連携テストの際には、確認できなかったプログラムエラーが本稼働後に確認されたものと考えております。

○山里将雄委員 そこなんですよね。令和4年からその前の準備段階から始めているわけですから、その対応の仕方ですね。計画してシステムを構築していくその過程といいますかね。これ今おっしゃっていましたが、その4つの契約を合わせて、保守まで含めると2億円近い予算が使われているんですね。こういった大きな事業ですので、その過程で何らかの問題がなかったのかというふうに思うんですね。今回のシステムトラブル、当初の仕方、これは問題ではあったということが考えられるんですけれども、病院事業局として、これしっかりと何が問題だったのか明らかにしなくてはならないというふうに思っているんですけれども、その上で再発防止とかの取組が当然ながら必要となってきます。その辺についてお考えをお聞かせください。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

令和4年当時の契約締結に関する監査委員からの指摘を受けております。こちらにつきましては、決裁者を含む担当職員の法令等に対する理解不足及び局内のチェック体制の不備が主な要因であったと考えております。

病院総務事務センターにおいては、令和5年度以降は再発防止の取組として、法令等に基づく適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の整備等、

適切な運用を図っているところでございます。また、追加改修に至る経緯を振り返りますと、本来はシステムの事前の検討段階を含め、病院現場との意思疎通をより丁寧に行う必要があったものと考えております。

今後も引き続き、法令等に基づく適正な事務処理を行うとともに、病院現場との意見交換をより綿密に行いつつ、適正な予算執行に努めてまいりたいと思っております。

○山里将雄委員 ぜひお願いします。

この件については、一般質問等々でも取上げられていましたけれども、さっきから言っているように、開発当初から何がしかの問題が生じていたのではないかと。結果としてこういうことが生じているんじゃないかという見方があります。この使った予算を無駄にしないようにですね、今後しっかりとこのシステムの運用をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この件については以上とします。

それでは、保健医療介護部に一つだけ聞きますけれども、これは主要事業のほうから、178ページです。

今出していますけれども、特定技能1号外国人マッチング支援事業ですね。これ令和5年度の新規の事業になっているんですけれども。この件ちょっと確認したいなと思って、聞きたいと思います。まず、この事業の概要について教えてくださいませんか。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

この事業は、介護施設等々、特定技能1号外国人材の就労希望者とのマッチング支援や、介護施設等への受入れに向けた支援を委託し、実施する事業となっております。

以上です。

○山里将雄委員 そうなんですね。これ2018年の改正入国管理法による在留資格ですね、特定技能という在留資格が新たに設けられて、2019年から受入れを開始しているということだと思います。この特定技能は1号と2号があるんですね。2号のほうは、より高度な技能を持つものとなっているんですけれども、なぜこの1号だけがマッチングの事業の対象となっているのでしょうか。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

特定技能には1号と2号がございますけれども、1号は16分野、2号は11分野の職種が設定されております。介護は1号のみに設定されておりますので、本事業においては特定技能1号だけを対象としております。

なお、特定技能1号、2号の制度の大きな違いとしましては、介護が属する1号は、在留期限が最長5年に対して、2号については、在留期限の更新に上限はありません。しかし、介護につきましては、在留期間の更新の上限がない在留資格の介護がございますので、その移行先があることから、2号の対象外とされております。

以上でございます。

○山里将雄委員 分かりました。

1号だけなんですね。下のほうの事業内容のほうに、就労希望者のマッチング、これ17名行ったというふうになっているんですけれども、何人ぐらいこの1号の希望者がいて、その中の17名なのか。何人が希望してきたんですか。

○七條優子高齢者介護課長 本事業では、まず、介護施設等が外国人材の採用を希望した場合に、当該施設を希望する外国人材とのマッチングをスキームとして行っておりますので、例えば、沖縄県への就労希望者数については把握しておりませんが、当該受託事業者においてはインドネシア、フィリピン、ネパール、スリランカ等で、常時150名ほど育成していると聞いております。令和5年度におきましては、採用を希望した施設は8施設ございまして、1施設が採用を見送ったという事情がございますけれども、それを除きまして7施設で合計17名のマッチングが成立しております。

以上でございます。

○山里将雄委員 これを聞いたのは、これは介護事業、いわゆる介護従事者といいますかね、職員は日本国全部そうですけれども、沖縄も相当不足しているんですよね。介護事業者は、職員がなかなか集まらないということで、その確保に非常に苦労八苦している状況があるわけですよ。これ技能実習制度というのがありますよね。それでも、この技能実習制度が始まった頃に、介護の受入れができるようになったはずですよ。ですから、それに対する期待も非常に大きかったんですよね。その後、この特定1号ができて、ますますそれで介護業界としてはその受入れに積極的になるのかなというふうに思っていたのが、ここに書いてあるように介護施設等の数が少ないというふうになっている。これがちょっと疑問で、なぜなんだろうと思ったわけですよ。

そもそも、この技能実習のほうの介護の受入れというのは、これは皆さんの担当ではないですかね。

分かりましたらお答えください。その技能実習というのはまだあるのでしょうか、その制度として、

介護の部分です。分かりませんか。

○七條優子高齢者介護課長 制度としては、現在も
ございます。

以上です。

○山里将雄委員 ですから、その技能実習だったり、
この特定1号だったり、国内の介護の職員を補うた
めに、非常に大きな力になると思うんですけれど
も。なぜ、希望する介護施設等が少ないということ
になっているんですか。なぜだと思いですか。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

採用を希望する施設が少ない理由としましては、
介護施設等の経営者や介護従事者において、外国
人材に関する情報不足等により、就労後の不安が
あるのではないかと考えております。また、外国
人材の採用に当たりましては、採用権限を持つ
施設の経営者の理解が不可欠でございますけ
れども、採用担当者は外国人材を確保したい
意向があっても、経営者のほうは日本人を
採用したいということで、マッチング希
望に至らないと聞いております。

以上でございます。

○山里将雄委員 そうなんですね。ちょっと意外
ですね。確かに介護は直接、いわゆる御老人とい
いますかね、高齢者の方と接しますから、言葉の
壁というのはどうしてもあると。技能実習制度
でも最初、受入れができるようになったとき
も、その壁がやっぱりかなり問題になって
いたんですね。この特定1号でも、やっぱ
りそういうことなんでしょうかね。

ただ、先ほど言ったとおり、今、介護人材
は相当不足していますので、やはりこれは大
きな人材確保のための力になると思いま
すので、ぜひ県としてはしっかりとその
マッチングを進めていただいて、それは
介護事業者にきちんと説明しながら、
県内の介護施設の安定につなげてい
っていただきたいと思っておりますので、
よろしくお願いします。

以上です。

○新垣新委員長 松下美智子委員。

○松下美智子委員 保健医療介護部の皆様、また
病院事業局の皆様、おはようございます。

人の命と尊厳に関わる大切な事業への取組、御
苦労さまでございます。少し質疑をさせてい
たきます。よろしくお願いいたします。

まず、主要施策の(1)の介護予防市町村支援
事業、173ページ。

米須委員のほうからも質疑があったんですけ
れども、1点だけお伺いしたいと思います。

事業が開始をされて、令和5年は5年目になっ

ているんですが、このアドバイザー派遣、26
市町村というふうになっているんですが、これ
はどのようにして、この市町村を決められて
いるのか。先方からの要望なのか、ちょっと
その辺の説明をお願いしたいと思います。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答え
いたします。

県のほうから、このアドバイザー事業につ
いての説明会を市町村に実施をしているところ
ですが、市町村から専門職の派遣依頼や、相
談依頼などの依頼を受けて、職員を派遣して
いるというような流れになります。

○松下美智子委員 5年がたちますので、一
応41市町村は全部、一度は終わられているとい
うか、要望があるという理解でよろしいです
か。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答え
いたします。

市町村によっては、役場のほうに理学療法
士でありますとか、専門職の配置をしてい
るところもありますので、独自でそういった
専門職が活動している市町村からは、あ
まり派遣依頼はないというような状況も
ございます。

以上です。

○松下美智子委員 そういう理由なら大丈
夫なんですけれども、県全体を見られて41
市町村、こういう支援があるので、行き渡
っているという理解でよろしいですか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答え
いたします。

おおむね市町村からの御要望にはお答え
できているというふうに考えておりますけ
れども、派遣依頼がない市町村につきま
しては、どういう理由で派遣依頼が、御
要望がないのかというところは、県とし
ても把握して必要な支援を行ってい
きたいと考えております。

○松下美智子委員 介護認定に至らない
高齢者の方の介護予防等に地域包括支
援センター、結構若い職員の方が多くて
一生懸命頑張られていますので、ぜひ
全体を見ていただいて、そういうもし
派遣事業を受けておられないところ
があるようでしたら、県としてもし
っかり支援をしていただきたいと思います
ので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)の176ページ、介護
支援専門員資質向上事業について質疑
させていただきます。

介護支援専門員の資質向上という、大
変すばらしい事業に取り組んでいただ
いているんですけれども、

課題の中に法定研修の質的改善や、講師等を担う指導者層の育成を図る必要があるというふうに書かれております。

これについて、どのように図っていかれるのかを伺いたいと思います。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

質の向上のために、フォローアップ対象としてましてケアマネを対象にキャリアアップですね——保健福祉、介護サービス分野に従事する中堅職員及び再就職を希望するものを対象に、そういったキャリアアップの研修を個別に実施しております。

○松下美智子委員 5400万円もかけて取り組んでいる事業で、とても大切な資質向上の事業かと思うんですが、課題のところにそれを教える側の法定研修の質的改善や講師を担う指導者の育成を図る必要があるということで、そこをどのように今後図っていかれるのかということを伺っているんですが……。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

先ほど申しましたフォローアップ研修を、この指導者になる方を育てるために、対象として行っている研修でございます。

○松下美智子委員 ごめんなさい、じゃ、課題としてこの法定研修の質的改善とか、講師等を担う指導者層の育成を図る必要があるんで、それに取り組んでいるということでしょうか。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

先ほどのものは法定研修ですけども、それとは別に、主任ケアマネの資質向上のためのフォローアップ研修を実施しております。講師となる方を育成するために、主任ケアマネに対して、さらに法定研修とは別に研修を行っているものでございます。

○松下美智子委員 それだと効果のほうかなと思うんですが、課題に挙げられているので、これの課題があるのかなと思って伺っているんですけど。その育成を図っている、というのは効果のほうかなと思うんですけど……。

○七條優子高齢者介護課長 講師を担う指導者層の育成ということで、主に主任ケアマネ等を対象に、フォローアップ研修ですね。その資質向上をする育成のためにやっているのが、先ほど御説明したフォローアップ研修となっております。

○松下美智子委員 分かりました。

すみません、次に行かせていただきます。

(4)の介護役職者向けマネジメント研修事業、177ページをお願いします。

事業内容のところで、各種セミナーを7回開催して259人受講とあります。また、下のほうにも、各種セミナーを6回開催して77人受講とあります。1回にすると上のほうは37人ぐらいで、下の12人ぐらいになっていて、割と少ない参加になっているように思うんですけども、どのように取り組んでおられるのかお伺いしたいと思います。

○七條優子高齢者介護課長 こちらの研修は全てオンラインで開催しておりますので、北部、離島を含めまして、全域から参加はいただいているものと考えております。

○松下美智子委員 オンラインだと余計、もう少し多くの方が参加できるのではないかなと思うんですけども、この各種セミナーの取組についてお伺いできますか。

○七條優子高齢化介護課長 この事業は、介護施設等の経営の安定、人材の定着等を支援するため、県内の介護施設や事業所の所長等、代表などの役職者を対象にセミナーを行っております。

まず、経営安定に関するセミナーでは、ICTの導入、処遇改善加算の取組、BCP計画策定などのテーマで7回開催しております。下のほうの介護人材の確保及び定着を目的としたセミナーでは、働きがいのある職場づくり、人事評価制度、外国人雇用などのテーマで6回開催しております。

○松下美智子委員 とてもすばらしい事業だと思うので、私はちょっと少ないのかなと思って、この主要施策を見せていただいたんですけども、継続をされているので、必要な方々はオンラインできちんと受けられているというふうに理解していいんですか。

○七條優子高齢化介護課長 マネジメント研修のセミナーのテーマにつきましては、事業所等からの希望を踏まえてテーマを設定しておりますので、今度も必要なテーマが何か聞き取りをしながら求めているテーマを設定して、引き続きオンラインで開催したいと思っているんですけども、委員おっしゃるように、確かにもう少し参加者が増えるように、もう少し働きかけ、いい方法がないか検討したいと考えております。

以上です。

○松下美智子委員 すばらしい事業ですので、周知をもう少し工夫していただいて、参加者が増えるような取組を期待したいと思います。

続きまして、(6)、179ページ、老人福祉施設整備事業について質疑させていただきます。

執行率が1%ということで、これに関しては上の広域型特別養護老人ホーム改築整備のほうでゼロというふうになっていて、ちょっと効果のところでは台風により被災した特別養護老人ホームの災害復旧事業に要する費用を補助することによって、入所者の福祉の確保が図られたということで、これは下の広域型特別養護老人ホームの災害復旧に関しては、令和5年度でしっかりやっていただいたということだと思いますが、上のほうは次年度以降に整備する方向でというふうにありますので、これは令和6年に完了したという理解でよろしいでしょうか。

〇七條優子高齢化介護課長 令和5年度に、当初、中部圏域1施設、南部圏域で1施設、八重山圏域で1施設の計画がございましたけれども、まず、中部圏域1施設につきましては老朽化による改築を予定するものになっております。こちらの理由としましては、開発許可申請の手续に時間を要しましたので年度内に工事を着工できなかったものですが、今年度、工事に着工いたしまして整備を進めております。こちらは2年計画ですので、令和7年度末までに完成予定となっております。

次に、南部圏域1施設につきましては、整備法人において用地取得が難航したことによって取下げになったものでございます。こちらにつきましては、現在、公募を行っております、今年度中に整備法人を決定する予定となっております。

最後に、八重山圏域1施設につきましては、整備法人の資金計画の見直しにより整備が遅れております。現在、整備に向けて、整備法人、関係団体と調整を行っている予定で、こちらはちょっと今、調整中で、完成がいつ頃というのはめどが立っていない状況です。

以上でございます。

〇松下美智子委員 中部圏域のほうは進められているということで、それ以外の南部圏域と八重山圏域、やっぱり改築が必要ということで予算立てをされたと思うんですが、この改築は老朽化とかというあれではないんですかね。病床を増やすという方向の改築なのか、ちょっと確認をさせてください。

〇七條優子高齢化介護課長 南部圏域と八重山圏域における整備につきましては、創設の予定でございます。新しく造る施設になっております。

以上でございます。

〇松下美智子委員 分かりました。

では、進めていただければと思います。よろしく

お願いします。

続きまして、(7)の180ページ、介護基盤整備等基金事業です。

主要施策のほうに、それぞれ事業内容と計画と実績が載っておりますが、計画に対して、それぞれ数が少ない実績になっている理由をお伺いしたいと思います。

〇七條優子高齢化介護課長 計画のほうは22か所ございまして、実績のほうは11か所になっておりますので、11か所が未整備の状況となっております。

こちらの11か所のうち、認知症高齢者グループホーム等4か所につきましては、台風等の影響、あと磁気探査に時間を要したこと等により工期の遅れが生じたため、令和6年度に予算を繰り越し、整備を進めているところでございます。

地域密着型特別養護老人ホーム等5か所について、こちらは複合施設で1法人が整備する予定になっているものですが、法人の資金計画の直しにより、整備を令和6年度に延期したものになっております。現在、整備に向け、自治体と調整を行っているところでございます。

残り2施設、介護職員の宿舎の整備と認知症グループホームにつきましては、整備法人のほうで資金計画の見直しを行いまして、整備及び取下げになっております。

以上でございます。

〇松下美智子委員 分かりました。

それでは、(9)の若年性認知症対策推進事業、183ページ、質疑させていただきます。

この事業の内容の説明をお願いしたいと思います。

〇高嶺公子地域包括ケア推進課長 若年性認知症対策事業では、若年性認知症支援コーディネーターの配置による相談窓口を設置しまして、御本人や御家族、そして若年性認知症の御本人が勤務する企業などからの相談の対応などを行っております。また、若年性認知症の支援ネットワーク構築ということで、関係機関とのネットワーク会議の開催でありますとか、若年性認知症御本人やその御家族の交流の場として認知症カフェの運営などを行っております。

以上です。

〇松下美智子委員 この若年性認知症、かなり世間でも認知をされてきて、私たちも知っているところがとても大事だと思っているんですが、今おっしゃった相談窓口が設置1か所というのは、県内で1か所で、相談に関わっている人が1名ということの理解でよろしいのでしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

現在、相談窓口は宜野湾市に1か所設置をしております。コーディネーターにつきましては、令和5年度までは1名体制で相談を行っておりますが、令和6年度からは2名体制に拡充して、今、活動しているところです。

以上です。

○松下美智子委員 ちなみにこの令和5年度の窓口での若年性認知症の方の相談件数というのは、分かりますでしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 大変申し訳ございません、今、手元にちょっと相談件数の数字がありませんので、また改めて提供させていただきたいと思います。

○松下美智子委員 ぜひよろしく願いいたします。

もし後日というのであれば、令和5年と令和6年のものをいただければと思います。よろしく願いいたします。大切な事業ですので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、14番、189ページ、沖縄県ワクチン接種促進事業について質疑させていただきます。

この事業、執行率が0.2%ということで、かなり低い執行率になっている理由をお伺いします。

○平良勝也感染症対策課長 お答えいたします。

本事業は、市町村における新型コロナワクチン接種業務を補完し、県民への接種機会を提供するため、大規模接種会場として令和3年度から県広域接種センターの常設会場を3か所設置して実施してきたものです。

令和5年度においても、常設会場を設置するための予算を編成しておりましたが、令和5年3月に国の方針として、コロナの特例臨時接種は1年間延長するものの、令和5年度からは大規模接種会場ではなくて、医療機関の個別接種を中心とする体制へ移行するというふうな考え方が示されました。

これを踏まえて、県としましても大規模接種会場の設置を見送るとともに減額補正をしておりましたが、年度末の駆け込み需要、それから新型コロナウイルスの感染症の感染拡大による医療機関での接種体制が逼迫する可能性を想定して、若干予算を確保しておりましたが、そういった混乱もなく、結果として医療機関での個別接種が円滑に行われたことから不用が生じたものということでございます。

○松下美智子委員 分かりました、理解いたしました。

た。

それでは最後に、35番の217ページ、がん検診充実強化促進事業についてお伺いします。

こちらの中にある実績の中で、罹患率、受療率、生存率の数字がありましたら教えていただきたいと思います。

○伊野波和子健康長寿課長 お答えいたします。

まず、罹患率につきましては、全国がん登録罹患数・率報告による沖縄県の令和2年、全部位の人口10万対、年齢調整罹患率の状況を申し上げます。

男性は373.4、女性は314.5となっております。その中で、部位別で罹患率の高いのは男性では、大腸、前立腺、肺の順となっております。女性では、乳房、大腸、子宮の順となっております。また、人口10万対の受療率につきましては、厚労省が実施します患者調査による沖縄県の令和2年の状況は、入院65、外来110となっております。

続きまして、生存率につきましては、国立がん研究センター公表の2009年から2011年生存率報告によるがんの全部位の5年相対生存率では、沖縄県では63.2%となっております。

以上でございます。

○松下美智子委員 分かりました。ありがとうございます。

今、御報告いただいたんですけれども、課題のところに、この要精密検査未受診者について、しっかり取り組む必要があるということを書かれているんですけれども、これの数字が分かりましたらお願いいたします。

○伊野波和子健康長寿課長 お答えいたします。

国民生活基礎調査、令和4年度におけるがん検診受診率の沖縄県の状況といたしまして、5つのがんについて申し上げます。

胃がんは47.6%、大腸がん38.4%、肺がん44.5%、乳がん48.8%、子宮頸がん45.3%となっております。また、要精密検査未受診者数は、令和3年度の実績でございますが、肺がん122人、胃がん233人、大腸がん559人、乳がん88人、子宮頸がん118人の方が要精密検査未受診となっております。

以上でございます。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から先ほどの松下委員の質疑に対して答弁の申出があり、委員長が許可した。)

○新垣新委員長 再開いたします。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 先ほど、松下委

員から御質問いただきました、若年性認知症の令和5年の相談件数につきましては、2209件となっております。

以上です。

○新垣新委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです、お願いします。

最初に、保健医療介護部、179ページ。

特別養護老人ホーム、先ほども質疑ありましたが、実績を聞きました。南部のほうの計画について用地取得の関係でと言われたんですけど、この南部での計画は、令和6年度、次年度に向けて浦添市の計画で用地取得ができなかったということですが、どうなっていますか。

○七條優子高齢化介護課長 お答えいたします。

第8期の沖縄県高齢者保健福祉計画においては、浦添市に特別養護老人ホーム70床を整備することとしておりましたが、令和6年度から令和8年度末までの第9期計画におきましては、那覇市及び浦添市のサービス見込み量を基に、南部圏域に特別養護老人ホーム100床を整備することとしております。そのため、現在、那覇市もしくは浦添市のいずれかに整備するため公募を行っておりまして、今年度中に整備法人を決定する予定となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 今年度中に整備法人といいますと、今年度中に地域を特定して、契約、募集をかけるということになるんですか。

○七條優子高齢化介護課長 現在、計画に基づきまして、浦添市あるいは那覇市ということで、10床公募中でございます。それに応募がありました法人に対して審査を行って決定していくことになります。

以上です。

○西銘純恵委員 法人特定するのは、いつになるのですか、公募中と言われたので。

○七條優子高齢化介護課長 公募のスケジュールが11月25日まで行っておりますので、12月下旬に選定委員会を開催しまして、1月上旬に整備法人を決定、公表しまして、年度内に沖縄県社会福祉審議会に諮ることを予定しております。

○西銘純恵委員 南部地域、浦添、特に特養ホームが足りないということですが、現時点で入所待ち、待機者は何名ですか。

○七條優子高齢化介護課長 お答えいたします。

令和5年度時点で、県全体の待機者は826人となっております。内訳のほうは、今ちょっと数字を持っていませんので、分かりません。

以上です。

○西銘純恵委員 826人、やはり増えていっていると思いますから、施設整備計画、ぜひ待機なしに早くできるように計画を立てて——9期までと言ったんですけど、ちょっと計画が弱いのかなという気がしますので、よろしくお願いします。

それでは、183ページの若年性認知症のところをお尋ねします。若年性認知症の説明をお願いします、年齢ですね。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

認知症は一般的に高齢者に多い疾患でございますが、65歳未満で発症した場合は若年性認知症とされます。若年性認知症の原因疾患としましては、アルツハイマー型認知症の割合が多く、約半数を占めております。

以上です。

○西銘純恵委員 10代未満でも若年性認知症っているんですか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 私が聞いた範囲でございますが、30代後半で若年性認知症を発症されたというお話は聞いたことがありまして、それもありまれなケースというふうにお伺いをしたところです。

以上です。

○西銘純恵委員 推計で、この若年性認知症の方、沖縄県内は何人ほどいるか分かりますか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

県が実施をしました調査によりますと、令和5年度末時点における40歳から64歳の要介護、要支援認定者に占める何らかの支援が必要とされた若年性認知症の方の人数は1017人となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 重症であれば、認知症カフェとか就労は難しいでしょう。でも、働き盛りの皆さんが、そういう発症をしたときに、やっぱり仕事を継続するということで、この就労の支援ってとても重要じゃないかなと、生活を維持するということでは、これについてはどんな取組をやっていますか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

若年性認知症の方におかれましては、現役で働いていらっしゃる方も多いことから、御指摘のように就労に対する支援が重要と考えております。仕事を退職されてしまう前に、若年性認知症相談窓口のほ

うにつながることで、コーディネーターが御本人の勤務先に同行して、残された能力でありますとか、経験を活用して仕事を継続する方法などを御本人、御家族、勤務先などと一緒に検討するなどの支援も行っているところです。

以上です。

○西銘純恵委員 先ほどは1017人、64歳までいると。職場にコーディネーターが同行して、職場の理解を得て、この人ができる仕事を継続してできないかという、そういうとても大事な仕事だと思うんですね。コーディネーターを2人にしたということですが、相談件数とか言えば、年齢も見て、まだ足りないんじゃないですか。増やす計画はありますか。それとも、1か所じゃなくてほかにもそういう場所、相談窓口をつくって、もっとコーディネーターを増やす必要があると思うんですが、いかがですか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えします。

現在は宜野湾市に相談窓口を1か所設置しまして、コーディネーターが相談支援を行っております。令和5年度までは1人体制で相談対応の支援を行ってきたところですが、令和6年度から2名体制に拡充をしておりますので、相談窓口における実際の支援の状況なども確認しながら、相談窓口の増設につきましても、関係機関といろいろな意見交換をさせていただきながら検討したいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 令和5年度で1100万円、現年度では人件費として上乗せされていると思うんですが、その予算上の問題で、国からの公費負担というのは割合的にはどうなるんですか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

予算につきましては、令和6年度の予算は、令和5年度の当初予算と同額の1502万4000円を確保しております。財源の内訳としては、2分の1の国庫補助が入っております。

以上です。

○西銘純恵委員 課題で相談窓口1か所というのを増やしたいとあるんですけれども、窓口を増やし体制をもっと強化する、そしてこの人数、多いと思うんですね、1000名を超えているこの相談者というのが。まだつながっていないというのもあるでしょうから、やっぱりここはとても就労との関係で重要じゃないかと思うので、ぜひ2分の1の国庫補助ということですが、部長、増やしていくということ大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○糸数公保健医療介護部長 沖縄県のほうでは、若年性認知症の方を大使に任命したりとか、あるいはシンポジウムを行って、いろんなこういう疾患があるということとか、かかる可能性があるということとかを周知するとともに、今お話しになっています窓口というのを、その相談の状況を見ながら、その他の医療機関も含めて協力を得ながら、その拡充が必要であれば検討していきたいと考えています。

○西銘純恵委員 よろしくをお願いします。

207ページの薬剤師確保のモデル事業、お尋ねします。

事業内容とこれまでの実績をお願いします。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 お答えします。

薬剤師確保対策モデル事業につきましては、県内への就業を条件としまして、奨学金を借りている方に対して、返還の助成を行っております。事業の実績としましては、6年間で延べ209人の薬剤師に対し——個別でさせていただきますと、平成30年度は補助実績としては15名で663万7000円、令和元年度は35名で1483万6000円、令和2年度は40名で1685万8000円、令和3年度は41名で1704万4000円、令和4年度は42名で1645万9000円、令和5年度は35名で1616万円となっております。

○西銘純恵委員 累計で209人を養成、支援したと。その皆さんは県内で定着していますか。薬剤師不足がとても深刻な状況ですが、いかがですか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 お答えします。

令和5年度に、これまでの平成30年度から令和4年度までに2年間助成を受けた薬剤師のうち、助成期間後に沖縄県内で継続して就業している薬剤師につきましては、延べ152人中142人ということで93.4%定着したという結果となっております。

○西銘純恵委員 効果ある事業ですけれども、県内在住の皆さんのこの活用状況、本土の皆さんもいると思うんですが、割合的にはどうですか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 統計としまして県外、県内というふうな形での分け方はしていないんですけれども、原則としまして県外にいらっしゃる方が沖縄県内に移ってきてから助成することになっておりまして、もちろん県出身者の薬剤師の方もいらっしゃるれば、県外の薬剤師の方が沖縄のほうに来て助成を受けているというような状況もございます。

以上です。

○西銘純恵委員 病院事業局に行きたいと思います。最初に、6病院の院長先生の皆さん、御多忙の中を、今日は1年間の活動報告や成果をお尋ねしたいということでお呼びしています。

本当に令和5年度、今年度も厳しい経営環境だという中で、県民の命や健康を守るというとても重要な役割を担っている皆さんですが、本当に御出席ありがとうございます。早速、病院運営の報告と課題についてお尋ねしたいと思います。

○新垣新委員長 久貝忠男北部病院長。

○久貝忠男北部病院長 北部病院に関しては、医業、経常という順でその場で述べさせていただきますけれど、医業に関しては、令和5年度はマイナス13億円、経常に関しては3億円。しかし、純損益に関してはプラス、黒字です。7億6000万円。これは理由がありまして、空床確保料の返納額が3800万円と少なかったこと。そして、長期前受金戻入という、これは過年度収益損が入っているんですが、それが11億円プラスになっておりまして、純損益としてプラス。

ただし、誤解がないように申し上げるんですが、この長期前受金戻入というのは現金を伴わないものですので、キャッシュとしてあるわけではないということで、あと、トータルで内部留保金としては、現在31億円ぐらいあるんですが、結論として令和5年度は、北部病院に関しては決算はおおむね良好ということです。

以上です。

○新垣新委員長 続きまして、玉城和光中部病院長。

○玉城和光中部病院長 令和5年度の成果と課題についてという御質問ですけれども、令和5年度につきましては、依然として新興感染症の影響が残っているものの、前年度より流行規模が小さかったため、病床確保や診療制限などの影響が減り、入院患者の受入れが増加しております。

外来では、内科は救急受診者が減少した一方、高額薬剤を使用する外来化学療法とか、あとは放射線治療が増え、高単価の医療が増加しております。

事業費用につきましても、人件費や物価の向上に伴い増加傾向となっております、さらなる収益の確保が必要であろうという形で見えております。

また、ハード面の問題につきましては、建物の狭隘化で機能拡張を繰り返す中で事あるごとに空間・面積の確保に加えて、建屋性能や電源容量などの恒常的な問題がございます。また、南棟の耐震基準も、御存じのように満たしておらず補強工事が必要になりますけれども、工事中は入院患者の受入れ等とか

困難が予想されております。

また、ソフト面に関しては、職員定数配置が十分ではなく、欠員や休職者もいて職員に過剰な負担が生じている状況でございます。安定的な人員配置が必要と考えております。今、どういう経営改革をやっているかといいますと、新規施設基準の取得で収益を確保しようと考えておりまして、急性期病院としての役割を継続して果たしていけるようにしていきたいと考えております。

病院経営にとりましても厳しい情勢の中で、質の高い医療の提供による診療単価の向上を目標に収支改善に努めていこうというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○新垣新委員長 続きまして、福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長 お答えします。

当院は、こども病院を併設した子どもと大人の総合医療センターで、救命救急センター、それから脳卒中センターを持ち、高度多機能病院として子どもから大人まで幅広い疾患の診療を行っています。県内唯一のこども病院であり、先天性の心疾患の根治治療を含む小児の重症患者の診療を行っています。

それに加えて、小児救急医療においては、当院が小児救急医療の最後のとりでという気構えで小児部門全員で診療に当たり、県民のニーズに応えております。同時に、宮古や八重山、北部などの医療機関へ定期的に小児科医の応援を送るなど、離島での小児科医の負担軽減に努めております。また、当院は県内8か所で附属の離島診療所を持っており、それらの診療所へ安定的な医師の派遣を行うことで、島民の健康管理、維持に努力しております。

当院の令和5年度の取組としては、SCU——ストロークケアユニットをそれまでの3床から6床へ増床したこと。それから、ハイブリッド手術室を新設したことなどがあります。これらの取組によって、救命救急医療を担う高度多機能病院として、医療提供体制をより充実することができました。

今後の当院の課題としては、医師の働き方改革をどのように進めていくかということ、医師、看護師、薬剤師不足などにどのように対処していくかということ、一次救急患者が逼迫する中、重症患者の診療につながる救命救急医療をどのようにして継続していくかということ、コロナ禍が収束した現在、どうやって入院患者を増やしていくかということ、それ

から最後に、物価高騰、人件費増大などによる医業費用の増加にどのように対応していくかということなどであります。

以上、いろいろ課題はありますが、これまで同様、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○新垣新委員長 続きまして、川満博昭宮古病院長。

○川満博昭宮古病院長 令和5年度の宮古病院の状況に関してですが、宮古病院では令和5年度、入院患者延べ数が7万8303人、外来患者延べ数が10万6980人と診療してまいりました。これは宮古在住の人の入院患者総数の約70%が宮古病院で入院して治療しています。そのほか、救急受診等は1年間で1万4158人、救急車搬送件数は2811件ということで、宮古島全体の70%の救急車を受けています。手術等も一般外科463件、整形外科450件、産婦人科184件等で全体の手術件数は1737件です。また、産婦人科では分娩数が、正常分娩が77件、異常分娩つまり帝王切開が96件で、合わせて173件。

宮古病院は宮古圏域で唯一、緊急手術と重大な疾患に対して対応できる病院として、令和5年度頑張ってきたと考えています。

しかしながら、令和5年度でも、5月から新型コロナウイルス感染症が5類移行となりましたが、実際には病気は変わっていないために、行政サポートが縮小されたにもかかわらず、当院を取り巻くコロナの状況は前年度と変わりなく患者さんを多数受け入れる状況が続きまして、これに対応するために、運営、経営面に対して非常に厳しい状況がありました。特に、医療者の疲弊は顕著で、離島の病院では職員も罹患するので、職員の出勤停止等も発生します。また、院内感染等もありまして、そこでもまた人員がちよっと制限されています。このような中で、特に看護職では非常に厳しい勤務体制がしかれました。疲弊する者が続出して約30人が離職しました。宮古病院の看護職は約300人なんですが、10%が離職するというような事態が、令和5年後は非常に厳しい状況がありました。

そのために、先ほど述べたとおり頑張って診療はしてはいるんですが、それによって診療制限をせざるを得ず、それによって手術なども縮小せざるを得ない状況が起きました。

そういったこともありまして、病院経営のほうも、約21億円の医業損益と、あと経常損益に関しても9億1453万9000円というような状況で、経営も非常に厳

しい状況がありました。それで課題としては、やはり離島で診療を継続していくということが、非常に重要だと考えています。特に、離島における病院職員の安定的な確保、あと病院経営をより改善して黒字を目指していくということが重要と考えています。

それに関しまして、昨年度から今年度にかけて、より経営全般を見直すためにバランススコアカードといったような方法を導入しまして、組織マネジメントに取り組んでいます。病院全体で目標とする未来像を検討して、新たに宮古病院のビジョンを定め、その達成に向けた経営戦略によって経営改善に取り組んでいます。今年度はそういうことで、病院事業局とも協力しまして、病院経営を改善させていきたいと考えています。

以上です。

○新垣新委員長 続きまして、和氣亨八重山病院長。

○和氣亨八重山病院長 八重山病院のほうは、入院の患者数は、コロナ前には及びませんけれども、昨年よりも少しずつ増えてきています。

ただ一方で、昨年10月のコロナへの補助金の制度の改正がありましたので、入院収益という面では減収になってしまいました。

しかしながら、外来のほうでは通院患者は順調に増えてきており、外来の収益もまた増えてきていますので、外来患者が増えてくれば、後を追うように入院の患者もだんだん増えてくるだろうというふうには考えています。

一方で、八重山医療圏の患者が、沖縄本島で入院治療を受けているということも聞いております。地元で受けられる医療の幅を広げること、それから、地元の方に信頼される病院であることが入院患者の増加、結果的には収益の増加につながると考えておりますので、今後、第三者機関による病院機能評価を受けて、診療の質の向上を図り、住民からの信頼を高めていく予定です。

また、コロナで中断されていた地域住民への働きかけも、今後、市民公開講座や地元の新聞やローカルのFM局を利用して、健康講話や病院の紹介といった形で、市民にアピールしていく計画が進行中です。

また、八重山病院は地域の中核病院でありながら、まだ紹介受診重点医療機関や地域医療支援病院といった資格認定を受けていません。この認定を受けるためには、地域医療機関からの紹介率が一定数以上あることが条件なので、今後、当院では紹介率アップの方策として、地区医師会と定期的な勉強会を開催して交流を図り、また、来年の4月から、選定療

養費を増額して、地域の方々にはまず地域医療機関を受診してから、紹介状を持参して八重山病院を受診していただくというふうに誘導することを考えております。

これら収益の増を図ることと並行して、費用の縮減についても取り組んでおり、具体的には、診療材料の物品管理を外部機関に委託して効率化、それから購入費用の低廉化を図っているところです。

そのほか、八重山特有ではありますが、医師、看護師を初めとする職員の確保、それから附属診療所の老朽化、あと、職員住宅の確保、ヘリポートの建設地問題など、八重山病院ならではの課題も山積しておりますが、病院事業局、保健医療介護部と協働して、今後も引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○新垣新委員長 最後に、屋良一夫精和病院長。

○屋良一夫精和病院長 当院についてですけれども、令和5年度は約3年間続いた新型コロナウイルス感染症専用病棟を9月末で閉鎖して、一般病棟として運用を再開しました。これまで3病棟だったのが、一般病棟4病棟となったことで、入院患者数は令和4年度と比較して3046人増加、入院収益は3371万円増加、外来についてはデイクア、歯科診療、歯科外来診療患者数の増加により、令和4年度と比較して1395人増加、外来収益は3807万円増加となり、令和4年度に比べてわずかに増加はしております。

収益確保のために、入院収益に関しては、診療単価の高い急性期病棟の効率的な運用、再開した一般病棟への患者の受入れなどに取り組んで、また、外来収益に関しては地域移行の推進により、デイクアの新規患者獲得、訪問看護の増加に取り組んでおります。また、令和3年度から歯科医師が常勤し、障害者歯科治療も対応しております。

令和5年度は、入院、外来ともに収益増となりましたが、給与費や経費の増加も多く、医業費用は4274万円増となりました。今後も、人件費や物価高騰による医業費用の増加は続くと見込まれ、さらなる収益確保が課題となってきます。

また、医療従事者の安定確保に関しても問題がありまして、現在、医師の現員は定数よりも1人少ない、9名のところが1名欠員で、働き方改革における医師の長時間労働縮減に向けた勤務体制の確立にも、医師の安定的確保は重要な課題であり、また、国の施策である精神障害者の地域移行、地域定着を推進するためには、コメディカルである精神保健福祉士、作業療法士、心理士などの医師以外のスタッ

フの安定確保も重要となってまいります。

あと、また、当院は築38年を経過して、施設や機器整備の老朽化が著しく、施設整備費、修繕費などで対応しておりますが、予算に限りがあり、対応が追いつかない状況であります。耐用年数や新興感染症を含む今後の医療ニーズに対応するために、また、身体合併症を持つ精神疾患患者に迅速に対応できる医療施設の開設が急務であると考えておりまして、そのためには、今現在進行中である沖縄県立精和病院移転・統合基本計画に基づき、具体的な検討を進めている状況です。医師、看護師の医療技術の維持、確保を図りながら、医療機能の分化・連携強化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 本当に病院長の皆さん、言葉ではもっと説明必要だと思うんですけど、私たち県議会でも、まだ直接病院に出向いて現場を視察することができなかったのが、今日いろいろ課題も含めて頑張っているところを知ることができて、本当にありがとうございます。

次に病院事業局にお尋ねします。547ページ、主要施策ですね。

中部病院の将来構想検討業務が、令和5年度に案を作成したとありますけれども、今年度策定をされておりますけれども、簡潔に経過をお伺いします。

○宮里勉総務企画課長 中部病院の建て替えにつきましては、令和5年度から検討委員会を開催しまして、最終的には令和6年の9月に基本構想を策定している状況となっております。

以上でございます。

○西銘純恵委員 現地建て替えの懸念事項、出されていましたが、対応をお尋ねします。

○宮里勉総務企画課長 お答えいたします。

県立中部病院の建て替えに関しましては、これまで検討委員会等で、御意見等で懸念事項等が出されております。

それを踏まえまして、病院事業全体の収支の見通しやヘリポートの設置、現地建て替え工事に伴う影響等の基礎調査を実施しまして、請願や陳情で示されました懸念事項や要望等について、対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○西銘純恵委員 本委員会でも10月16日に、陳情者と請願者、現地か、移転かというところから出されていて、その参考人をお呼びしていろいろ質疑をしました。参考人質疑の中で、土地の提供など、現地建て替えにできるだけ協力しますよと、地元自治会長の

皆さんが協力を惜しまないということを言われました。駐車場とか、工事に至るときもそうかなと思うんですが、協力できるということに対して、皆さんどのように考えていますか。

○宮里勉総務企画課長 地元自治会のほうから請願のほうを出されておりますが、同じような内容につきまして、病院事業局長のほうにも要請のほうが行われています。地元からは、現地建て替えのほうで協力したいというふうなことでございましたので、そういった現地建て替えに際して、協力したい事項等が具体的に発生いたしましたら、その都度検討しながら御相談していきたいと考えているところでございます。

○西銘純恵委員 中部病院、南病棟の早期改築というのが、私は緊急の課題だなと。うるま市長の陳情、参考人に聞きました。うるま市長の要求というのは、この緊急課題に応えることができない、無理な要求だと私は感じました。現地ですね、民間地に鉄塔や高圧線があるんですよ。張り巡らされているんですよ。鉄塔を移動するということを言われました、市長がね。でも、この鉄塔を移動する高圧線の中の20ヘクタールのうちの10ヘクタール、病院事業地にしていいよと言いますが、でもそこは122人の所有者が、民間人なんですよ、地権者が。そこで本当に鉄塔そのものも撤去じゃないと、救急ヘリ、急患ヘリというのがね、その病院の側に入れないうんです、危険だと思うんですよ。そういうことも含めて障害物になっているということも感じました。

市長のほうに質問をして、都市計画事業の中で、産業集積地という都市計画を既に計画を決定して、特区に指定をされたと言われています。その中の半分の用地を病院にしていくと言ったら、それなりに行政手続というのが、時間も要する手続が出るだろうと思うんですけど、その変更にかかる期間については、ちょっとやり取りの中では、年数的なものではなかった。でも、区画整理事業については、来年度、令和7年から10年間かかるということも言われたんですよ。だから、区画整理事業が完成をして、そこを造成をして、それからどこに病院をつくるというところになれば、この病院の移転ということになれば、もう十数年以上、この南病棟そのものがそのままに放置されるということになると、私は思っています。

ですから、この行政手続上の、そういうのを考えても、検討委員会でも現在地建設計画されたということですから、そこで早めに懸念事項、調査事項も

丁寧にやっていただいて進めてもらいたいと思うんですが、見解を伺います。局長。

○本竹秀光病院事業局長 ありがとうございます。

南棟の耐震化の診断で不適格と言われて、もう10年を超えていますね。

何度も、本議会でも申し上げましたけれども、その都度その都度に病院事業局と、それから中部病院側でいろいろ検討を行ってきました。

私も最後、私の4年間のときに懸念事項としてやったのが、いながらにして耐震化をやっているということをやったんですけど、これ令和元年ですね。令和2年に現院長に引継ぎまして、実際、工事の発注が応札できなかったというところから、一つこの問題が派生はしているんですけども、それでもやはり、その土地に関しては、検討委員会で結果を出してもらって十分に対応できるということが分かったんですけども、やはり一番の懸念は、南病棟で今治療している患者さん、それから働いている職員の安全を考えると、やっぱりそこが優先であって、それをどうしていくかということ。

それから、先ほど課長からありましたけれども、やはり最初の検討委員会では収益、いわゆる病院事業の経営の話をしなかったんですけども、先ほども、大きな赤字の話を僕はしたんですけども、やはりそういうことも考えると、総合的に考えていけないといけないということで、それでもやはり南棟そのものを早く危険性の除去をしないといけないから、もちろん各県立病院の院長は、本当にそれぞれの病院、課題が違いますけれども、経営に頑張っている中で、病院事業局としても、それを基に、中部病院の将来構想に関しては対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から答弁訂正の申出があり、委員長が許可した。)

○新垣新委員長 再開いたします。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 先ほどの西銘委員からの御質問の中で、薬剤師確保対策モデル事業についての助成額について、誤りがありましたので修正させていただきます。

平成30年度の助成額が510万8000円、令和元年度が1214万3000円、令和2年度が1433万5000円、令和3年度が1440万円、令和4年度が1381万6000円、令和5年度が1229万8000円で、総額5914万円でございました。

おわびして訂正いたします。

○新垣新委員長 休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後1時45分再開

○新垣新委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

平良識子委員。

○平良識子委員 よろしくお願いいいたします。

保健医療介護部から願いいいたします。178ページの特定技能1号外国人のマッチング支援事業。

先ほども山里委員からもありましたけれども、また少し私からも深めさせていただきたいんですけれども、やはり沖縄県においても介護施設におきましても、外国人の介護従事者が非常に重要な大きな労働力になってきているなというのを感じはしております。今回は、この特定技能1号の外国人の方の就労ということなんですけれども、実績が17名ありましたが、そもそも就労希望者の人数については、何名いらっしゃったのかどうかまずお伺いしたいと思います。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

本事業では、介護施設等が外国人採用を希望した際に当該施設を希望する外国人材の希望を募りまして、マッチングを行っておりますので沖縄県でマッチングを希望している外国人材という数は、把握しておりません。

○平良識子委員 把握していない中での、このマッチングが17名というのは、県としては何名対応したのですか。対応した方については、全員マッチングできたのか、その辺りはどうなっていますか。

○七條優子高齢者介護課長 お答えいたします。

令和5年度におきましては、希望している施設が8施設ございました。施設の都合で採用を見送ったという施設が1施設ございますけれども、それ以外の7施設は全員で合計17名マッチングしております。

以上です。

○平良識子委員 ちょっと角度を変えて、お伺いしたいと思います。

この予算額の積算についてなんですけれども、これは人数に応じて積算をしているのか。どのようにしてこの予算額を決定したのかどうかお伺いいたします。

○七條優子高齢者介護課長 予算のほうは、委託料になっておりまして、支援の内容としまして、セミナーとか説明会のほかに、希望があればマッチングして面接を行うということと。決まった後に、外国人材の支援とか手続とかですね、そういったものを

含めた委託料になっておりますので、一人当たり幾らという積算ではございませんので、人数が増えても委託料が増えるという積算にはなっておりません。

以上です。

○平良識子委員 この事業は、令和5年度の新規事業となっておりますけれども、参考として令和6年、今年はどういうようにして取り組んでいるのか。1年を通じてこのマッチング事業をやっているのか。あるいは、時期を決めてやっているのか。今年はどういう状況なのか教えていただけますか。

○七條優子高齢者介護課長 まず、今年度の事業の予算につきましては、令和5年度と同じ額で委託料を予算に計上しております。

取組としましては、まずセミナー等を開きまして説明会等を行いまして、希望があれば面接を行うと形で通年で取り組んでおります。今年度の進捗につきましては、令和6年10月時点で採用希望している施設のほうは、6施設ございまして、そのうち3施設で面接を行いまして合計5名のマッチングが成立しております。

以上でございます。

○平良識子委員 やはりこの技術を持った外国人の介護人材というのを、しっかり県内でも介護の現場をサポートしていただく人材として、積極的に活用していく方向性になっていくだろうと思いますし、それもまた県が後押しをしていく大事さというのを感じますので、取組を進めて進化していただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、218ページの沖縄県口腔保健支援センター運営事業について、質疑をさせていただきます。

まず、沖縄県の子どもの虫歯の有病者数ですけれども、統計を取られてからもう30年以上、全国で沖縄県がワーストの状況にあるということがあります。

その改善に向けては、やはり沖縄県の取組、そしてこの沖縄県口腔保健支援センターができておりますから、ここがやはり改善させていく上での拠点としてとても重要な役割を果たすと私は考えておりますけれども、そもそもやはりこの沖縄県が、子どもたちの虫歯がずっとワーストであり続ける、そしてまた、ワースト2位と差があるという状況。

そもそもの数が少しずつ改善はされておりますけれども、しかしながら全国との比較においてはそういう状況にありますので、その要因について、まずはどのように分析しているのかお伺いいたします。

○伊野波和子健康長寿課長 お答えいたします。

沖縄県の幼児期、また学齢期等の虫歯の状況につ

いては、やはり全国一悪いという状況が続いております。沖縄県の幼児期の虫歯は、早い時期からの甘味摂取、砂糖等のお菓子等の摂取やおやつの時間を決め切れていないですか、本来であれば小学校4年生ぐらいまでは仕上げ磨きをやったほうがいいんですけれども、この仕上げ磨きの実施状況があまりされていないということが影響していると考えております。また、第2子以降に虫歯が多いことも明らかになっております。幼児期の虫歯が多いものですから、学齢期の虫歯においても、この幼児期からの口腔内環境や生活習慣等が影響を及ぼしている可能性が高いと考えております。

以上です。

○平良識子委員 沖縄県がこれだけ長年ずっと全国ワースト1位であるというのは、沖縄県としてどのように分析していますか。

○伊野波和子健康長寿課長 お答えいたします。

先ほどお答えした幼児期からの早い時期からの甘味摂取とか、時間を決め切れていないとか、そういったことがある状況の中で、同じように状況の悪い、九州のほかの県のほうでは、フッ化物洗口が学校のほうで進められている状況がありまして、それで改善傾向にあると聞いております。

そのため、沖縄県のほうでも、そういった学校でのフッ化物洗口について推進をしているところではありますが、なかなか進めきれない状況にございます。

○平良識子委員 ありがとうございます。

沖縄県は10本以上虫歯を持つ子ども、口腔崩壊している子どもたちも全国で一番多くて、そういう状況を子ども時代に改善させることで、中高年になっても医療費の削減等、また身体的な様々な生活習慣病にも大きく関わってきますし、それはまた、子どもの貧困の問題が2倍ある沖縄の現状だから、これだけ子どもたちの歯の健康に影響を及ぼしているというふうに私は分析しておりますけれども、そこをどのようにして行政が支援していくのかということがとても大事になってくると思うんです、問われていると思います。

那覇市においては、中核市になって保健所を単独で持つようになって、口腔保健支援センターも那覇市で設置して、また、子どもたちの歯科健康について集中的に取り組み始めておりますけれども、やはり県としても沖縄県の子どもたちの歯を守るための新たなる、次なる一步を進めた政策、対策を今後取っていく必要が私はあると思っておりますけれども、

今の分析を踏まえて、どのようにこれから対策をさらに深めていくのかということを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○伊野波和子健康長寿課長 お答えいたします。

令和5年6月に沖縄県口腔保健支援センター、通称歯っぴ〜センターと呼んでおりますけれども、設置しております。この設置に伴いまして、このセンターは県の歯科口腔保健に関する総合窓口として位置づけておりまして、主な事業として、県民や関係団体等からの電話相談ですとか、歯と口の健康づくりに関する出前講座等を行っているところです。

去年、令和5年の途中から始まりましたが、今年度に入りまして、特に子どもの居場所とか、児童相談所等から、そういった出前講座の依頼等が入るようになってきていますので、そういった依頼先、その対象者に応じた、そういった教材をいろいろ工夫しまして、そこに赴いて、対象が親子だったりお子さんだったり指導員だったりするんですけれども、そういったきめ細かい丁寧な出前講座を行っているところです。これは去年から行っておりまして、やっぱりこの歯っぴ〜センターがあることをもっともって県民に認知していきたいと考えております。

また、それ以外にも、乳幼児の虫歯予防対策として乳幼児健診の際に、歯科医師などが保護者に対して行う指導内容の標準化、保護者に対して分かりやすく子どもの歯の健康をどう考えるか、どう対応していくかというようなやり方の説明を、統一して、各市町村に差がないように、県全体にそういった統一的なマニュアルを配布したりとか。また、就学時健診の歯科医師等も利用できるような、そういったマニュアルづくりもしているところです。また、小学生に対しては、学年に応じた保健学習用の資料の作成や活用促進等を教育庁と連携して推進するなど、虫歯予防対策の強化を行っているところです。

以上です。

○平良識子委員 ありがとうございます。

とりわけ、子どもの居場所での講演等、研修の機会をつくっているということは、これもまた大事な取組かなと思いますし、やはりそれも含めてなんですけれども、御家庭で生活習慣の歯磨きを子どもたちに管理するという、あるいは仕上げ磨きもそうですけれども、そこまでの子どもの歯磨きについて見てあげられない御家庭の結果が、小学校6年間一度も——那覇市内での事例ですけれども、虫歯ができて、一度も歯科医師が何とか、担任の先生から保護者に伝えてくださいと、治療させてくださいと言っ

でも、対応されていない子どもたちがいる状況をどう救うのかということにも関わるので、ぜひ様々な、もう少し一步を踏み込んだ、何ができるのかということをお伺いいただき、対策の取組の内容の改善をまた進めていただきたいと要望をいたします。

最後に病院事業局に質疑を移しますけれども、県立中部病院将来構想検討業務についてですが、まず初めに、この検討委員会の実施回数についてですが、当初予定した委員会の開催回数が何回を予定していて、実際行われた回数は何回だったのかお伺いいたします。

○宮里勉総務企画課長 お答えいたします。

県立中部病院将来構想検討委員会の開催数につきましては、検討委員会は、予定の4回に対し4回開催し、将来構想の策定に必要な議論を行っております。検討委員会の開催時期につきましては、当初、令和5年度中に4回開催する予定でしたが、移転用地に関する意見等へ対応するため、4回目につきましては、令和6年5月に開催をしております。

また、検討委員会の部会につきましては、当初予定の5回に対し、3回の開催となっておりますが、委員会からの付託事項となっていない移転用地に関する意見があったため、議論の場を検討委員会のみで絞って開催したところが、下回った理由となっております。

なお、部会開催数が減ったことによって、将来構想の策定自体に支障が生じていない状況となっております。

以上でございます。

○平良識子委員 じゃ、執行率が下がったのは、この検討委員会の開催が減ったということでしょうか。

○宮里勉総務企画課長 県立中部病院将来構想検討業務の不用額693万円の理由につきまして、当初予算額2695万円に対しまして、契約金額が2315万5000円となっており、その差額が379万5000円生じたことと、実績額において、委託事業者との打ち合わせをウェブ等で行ったことにより、旅費等の執行残が313万4670円生じたことが主な理由となっております。

以上でございます。

○平良識子委員 ありがとうございます。

検討委員会の開催の実施回数についてお伺いしたのは、現場視察にお伺いしたときに、現場の病院側のほうから当初9回を予定していたけれども、4回になったというお話がありましたので事実確認をさせていただきました。部会も含めて9回で、結果的

には7回になったということでしょうか。

○宮里勉総務企画課長 開催回数については、そのとおりでございます。

○平良識子委員 もう少し、この部会が、5回から3回に減ったということでもありますけれども、この回数が減ったもう少し詳しい理由を教えてくださいませんか。

○宮里勉総務企画課長 部会におきましては、検討委員会から付託された事項が、中部病院の役割、医療機能の検討ですとか、南病棟の耐震化、建て替え等に対する検討がございました。

そちらを部会の3回の検討を踏まえて、第2回の委員会のほうで、その状況については一旦報告をしております。あと残りの2回は何かというところがございますが、当初予定では、検討委員会の構想案の御説明をするということで予定していたんですけれども、今言ったお話があって、それ自体は取りやめたというふうな形で、基本的な付託事項については部会で検討して、報告は済んでいるといった状況になっております。

以上でございます。

○平良識子委員 じゃ、この2回減って議論されなかったことも含めて、検討委員会においてはそれで了承されたということでしょうか。

あるいは、議論は委員会の中ではもう尽くされたよということで締めたということでしょうか。

○宮里勉総務企画課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、部会に検討委員会から付託された事項については報告をしております。

なので、付託した事項は報告した上で、また検討委員会の中で委員の中から、移転に関する検討というのも踏まえて、4回の検討委員会の中で検討した結果を踏まえて構想案を策定しておりますので、議論についてはなされているものというふうに理解しているところでございます。

○平良識子委員 この検討委員会を経て、結果的に今もう構想まで上げられている段階なんですけれども、その状況に今至る中においても様々な意見があり、そして、委員として参加した方からも県議会に陳情が出されるような状況になっているわけですが、それぞれいろいろ意見がありますから、合意形成するのはなかなか難しかったとは思いますが、やはり大事なものは、この現場の中部病院側の思い、現場の意見をどのように新しい病院を建て

替えていく中で、反映させていくのかということがとても大事だと思うんですね。

だから、そこをやはりこれからさらに注意深くというか、一緒に取り組んでいくんだということを強く進めさせていただきたいわけですが、改めて最後に局長にお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長 ありがとうございます。

先ほども申しましたけれども、南棟の耐震化から始まったこの問題で、将来構想といったときに、私は局長に就任しても機会があれば、実は外科の研修医の教育に時々出かけます、中部病院にですね。そのときにいろんな先生方と時間があつたら、将来をどう考えているのかという話はよくします。

これから、実はこれ大きな問題で、先ほどの病院事業の経営にも関わってきますけれども、これから県立病院の在り方を、構想委員会プラス在り方を考えていかないと非常に厳しい。

というのは、コロナの後にそれぞれの恐らく病院の役割、県立病院が果たしてきた役割というのは非常に大きいんですけれども、沖縄県って民間病院もかなりできてきて、役割分担をしないといけないというのが、コロナ前まではなかなかできていなかったんですよ。このコロナを契機に、恐らくこれは沖縄県だけじゃなくて全国なんですけれども、考えていけないといけないという時期に来ていますので、そういうことも含めて、どういうふうな病院にすべきかということは、やはり現場の特に若い先生方とはそういう話をしていく必要があるかなと考えています。やはり県立病院というのは、沖縄県になくてはならない病院ですので、それを支える先生方が、いわゆる仕事のしやすい、あるいは教育のしやすい、そういう環境をつくっていかないといけないのかなというふうに私は考えていますので、これは病院事業局だけではできませんので、保健医療介護部も支援していただかないと本当はいけないんですけれども、考えていきたいと思っていますので、また御支援よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

○新垣新委員長 比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 よろしくをお願いします。まず、保健医療介護部のほうから、歳入歳出決算説明資料の5ページ、26の保健所施設整備費でございます。

執行率21%でございますが、その中身についての答弁をお願いします。

○山里武宏保健医療総務課長 お答えします。

(目) 保健所施設整備費ですけれども、これは事業概要としては保健所による庁舎とか設備の整備を行う経費になっております。令和5年度は経年劣化、あと台風被害等によって生じる庁舎とか、あるいは設備の修繕に係る修繕料のほか、様々な整備を行っている。不用の理由としては、経年劣化、あるいは台風被害等によって生じる庁舎や設備の修繕に係る修繕料が当初予定よりも少なかったことによって、事業費の残として約664万円等が不用の理由となっております。

○比嘉忍委員 経年劣化とかそういった修繕分に関してはちゃんとできたということと、どこかを新しく建て直すとか改築するものがあって、それが繰越しになったとかというわけではないということでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長 不用の理由としては、今の理由になっておりますけれども。

あともう一方では繰越しのほうもございます。

1300万円くらい繰越していますけれども、繰越しの理由としては、今の南部保健所のところなんですけれども、ここが実施設計終了後に隣接する建物が段差勾配などの改修計画があることが後で分かったということがあって、こちら側の計画に変更する必要が生じて、ちょっと遅れて繰越しになるということもありました。

○比嘉忍委員 この繰越しの分に関しては、今年度で実施できるということでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長 今年度、ずらしてやるように予定しております。

○比嘉忍委員 ありがとうございます。

続きまして、主要施策の資料203ページ。医師修学資金等貸与事業。

医学部の貸与型の件になっておりますが、これは今年度、令和6年度は30名の医師が勤務しているということで、各医学部生に対する奨学金という形でよろしいですかね。この総額というのは1年次から6年次までのそれぞれの学生にという総額という形でよろしいのかということ。そうだった場合に、各年次ごとのそれを受給している学生数はどれぐらいになりますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

まず、何名貸与しているかということをお答えいたします。

令和5年度は108名でございます。

令和5年度医師修学資金貸与事業、203ページにも

記載してございますが、1年から6年まで全てのものとして1億6056万円になっております。

先ほどお答えした108名という数は、1年次から6年次までの総数でございます。

以上です。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から再度質問内容を説明した。)

○新垣新委員長 再開いたします。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 基本的には1学年17名です。ただ、それが留年の方もいますし、休学の方もいますので、そこがどうかというと、プラスマイナス2とか3は出てきますが、トータルしてこういう数になっております。

以上です。

○比嘉忍委員 そこを最初から聞いていたんですけれども、なので、留年した場合も柔軟に対応できているんですよねというのが聞きたかったんですが、これも今、お答えいただきましたので、ありがとうございます。

これは返済というか、勤務の年数があると思いますが、何年になりますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 義務指定医療機関というものがあって、そこには4年になっております。トータルでは9年という形になっています。

以上です。

○比嘉忍委員 9年くらいの義務勤務を終えると、貸与資金の返済はなしということでの給付金ですよ。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 そのとおりでございます。

○比嘉忍委員 これまでの実績で、途中でやっぱりやめたというわけではないんですが、この義務の返済の義務勤務をせずに残額というか、返済したケースとかはあるんですか、ちなみに。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 厳しい質問ではございますが、平成25年度からの累計を見ますと11名。かなり優秀な成績だと自画自賛しております。

以上です。

○比嘉忍委員 そういったものをやはりしっかり利用して、この医師不足解消のための子どもたちが定着していただけたらなと思っているんですが、今日、午前中の議論でもありました、この例えば腎臓内科

とか、足りないと言われている医師の科目の指定までというのは議論したことあるんですか。それともそれはできないんですかね、どうなんですか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 医者の方でも職業選択の自由がございまして、我々からこの学科に行きなさいという科目指定はできません。

ただ、指定医療機関が本県、小規模離島も多く、約20の離島診療所がございまして、そこに行くためには、やはり1人医者という観点からすると総合診療医というものが大きなウェートを占めてくるかなと思っています。総合診療医にいくためにも、PGY3、4で実習して、5、6で2年間の離島という形を生かすようなプログラムを我々はつくっている次第でございます。

以上です。

○比嘉忍委員 ありがとうございます。

次は、病院事業局の決算審査意見書の7ページ、これももう先にいろんな質問されていて、1点だけ、7ページで会計や契約等に係る基本的な財務に関する事務の不適正な処理が確認されたという形で、今後どういった対応をしていくかというか、今、チェック体制を強化しているというのがあったんですが、具体的にこの中身についてだけ答弁をお願いします。

○宮平直哉経営課長 昨年度から、病院事業局では公認会計士をお呼びして、専門的な知見を得ながら、事務の改善であったり、定期監査で指摘されている箇所についてそれを改善していくために、会計士さんの知見を得ながら、様々な取組をしております。

具体的に令和5年度で言いますと、会計事務の手引、それからマニュアルを作成いたしました。これは今年度の話なんですけれども、今年度はこの作成をしたマニュアルとか手引を活用して、実際に各現場でどの修正点があるのかとか、足りないところがあるのかとか、そういったものをヒアリングをしながら、更新であったり、追加の手引であったり、そういったものの取組につながるようにと考えております。

○比嘉忍委員 そういったマニュアル、手引等を準備されて、職員の講習というか、そういった認知を徹底させていくという形で……。ちなみにそれに携わる、該当する職員というのは総数でどれぐらいいらっしゃるんですか。

○宮平直哉経営課長 お答えします。

病院事業局に所属する職員というのは、これは事務方ですけれども、令和5年度で234人おります。手

元に具体的な細かいデータはないんですけれども、その234人の中に本庁職員がおよそ50人おりますので、例えば先ほどのマニュアルであったり、手引を使って、事務の改善に取り組んでいる職員というのは、主に病院で勤務する職員を中心に捉えておりますので、人数としては180人ぐらいいるだろうというふうに考えております。

○比嘉忍委員 総数が234名で、本庁の職員が50名、病院職員が180名ぐらい、大所帯になると思いますが、今後の対応としての答弁もありましたので、このようなことが二度とないような取組をしっかりとお願いしたいと思います。

○本竹秀光病院事業局長 ありがとうございます。

昨年の4月からもうこの職についていて、その前から総務事務センターの契約の話からいろいろもうずっとその質問を受けているんですけれども、来て分かったのは、やはりその契約に不備があったのは分かって、どうしてそれが起こったかというのと、やはり、その課で決めていたことが分かって、これは例えば50名の病院事業局の職員がいますけれども、やはり、みんながそのものを考えるのに関与していないというのは分かったんですよ。

例えば、本議会でも言いますけれど、僕は医療をやるという——例えば外科医なんですけれど、1人の患者さんを診るのは1人で診ないですね。

全体のカンファレンスの中でしかないんです。

そういうことで、やはりここを横串が刺さっていないというのが分かりましたので、いろんなことを決めるに当たっては、各課の少なくとも班長以上が集まって会議する必要があるだろうということで、今年の4月から隣の統括監が始めたことが今、円卓会議をやっています。

つい数日前は、今経営が悪いもんですから、経営改革について2時間半ぐらい議論、局長室の横でやっていますけれども、そういうふうに各課が一つのことに關して關与して共有するということをやり始めていますので、それを続けていけば、かなりそういう、これも病院の現場にも落とし込まないといけないんですよ。

結構ケアレミスがあっても、審査でもしよっちゅう文句を言われていたのは経験もありますので、そういうことからやっていこうということで、今、病院事業局のほうから開始していますので、そういうふうにこれも各県立病院に落としていきながらやっていけば、いろんなところでいい方向になるだろうと、私の考えとして、ちょっとベクトルを1つにし

ないといけないと思っていますけれども、そんな感じですよ。

○比嘉忍委員 局長、ありがとうございました。

先ほどの現場での対応、それから今の局長からの局での対応、しっかり現場と病院事業局の対応という連携をこれまで以上に密にして、しっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 新垣善之委員。

○新垣善之委員 お願いします。

初めに、保健医療介護部のほうから、主要施策の成果に関する報告書の195ページ、197ページ、関連しますのでお願いします。

195ページでは、離島医療体制確保支援事業で執行率が79.7%、不用額が8800万円。へき地診療所運営補助事業費で執行率が91.7%の870万円の不用額が出ておりますが、派遣医師の安定的な確保に向けた取組状況と医療機関の充実について、どのような課題があるか、地域ごとの診療ニーズの把握にどのような手法を用いているかをお願いします。

○古堅宗一郎医療政策課長 お答えいたします。

まず、派遣する医師の安定的な確保に向けてですが、これは実施に当たって年度当初に各県立病院、附属の診療所という意味ですが、ここや市町村へ、現地のほうへ巡回診療実施の要望の有無などについて調査をしたりとか、あと要望がある場合に、この巡回の種類といいますか、診療科ですとか、回数、時期等についてニーズを把握して、マッチングというか、着実に行えるように工夫をしております。

あと、続けて医師を派遣する医療機関の拡充についての取組ということでしたけれど、これは、医師を派遣するのは県から直接ではなくて委託事業でございまして、委託先であります公益社団法人地域医療振興協会というところをお願いしますが、ここで先ほども申し上げましたけれど、これは医療機関自体の協力もそうですけれど、基本的には現在、ドクターバンク——いわゆる医師が一人一人個人というか登録しているところから、医師を派遣して、つまり全国、所属でいうといろんな病院から行っていたくような形で事業を実施します。

今後、安定的にということでの今御提案というか、どうなのかということなので、今後また、県内で代診派遣などの支援を行っている僻地医療拠点病院が幾つかありますけれど、これを増やしながら組合せでマッチングをして、安定的に対応できるようにということでやっております。

あと、その前提となる地域ごとのニーズの把握など、どういうふうにやっているかということですが、これは先ほども出てきましたけれど、委託先であります公益社団法人地域医療振興協会。こちらのほうで細かく各地域の各診療所の地域のニーズを把握する、これは令和5年度の今決算の話なので令和5年度までの話でいうとそこまでなんですが、ちょっと蛇足になりますがこれまで以上にニーズ把握を強化しようということで、今年度からは県の担当職員も、各地域のほうに行って、実情を把握するということを強化しているところまで付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○新垣善之委員 協会に委託して、令和5年度に派遣できなかった診療所、病院などありますでしょうか。

○古堅宗一郎医療政策課長 年度当初に基本的には計画を立てまして、先ほど申し上げたとおりのニーズに合わせて、この時期にこの診療科の専門医に行っていたいて事業を実施するというのを早い時期でやるんですけれども、これがいろんな要因、例えば天候が悪化してそのタイミングで予定していた計画どおりのタイミングで行けなかった場合、これはいわゆるリスクをしてやるんですけれども、それでもなおタイミングが合わないで、あるいは医師の手配というか都合が悪くなって行けなかったというような事例が幾つかあるというのは聞いています。

今、個別にどの時期にどの島でどの診療科というのはちょっと今持ち合わせていないんですが、そういうことがあり得るということは聞いています。

そういうのも含めて、いろんな選択肢が広がるようにという取組を今やっているとところでございます。

以上です。

○新垣善之委員 例えば、小児健診など、定期的な子どもたちの健診があると思うんですけれども、そういったものを定期的に医師を派遣するというのもこの事業に入っているのかな、質問です。

○糸数公保健医療介護部長 乳幼児健診は市町村が母子保健事業として行っていて、これは別のスキームで小児保健協会というところが、医師、それからスタッフの派遣をスケジュールを組んで、離島も含めて、全て小児科医で健診ができるようにということで行っておりまして、こちら医療政策課のほうは、実際の患者の診療とか治療に関わるということで御理解いただきたいと思います。

○新垣善之委員 なるほどですね、市町村と県と分

けてやっているということですね。

続きまして、202ページと、204ページ。

202ページは、県立病院専攻医養成事業で執行率が71.2%、最終予算額が2億7900万円。

204ページでは、医師派遣推進事業で執行率が75.7%の2億3400万円の最終予算額であります。専攻医の研修希望者が減少している中で、研修体制の充実に向けた具体的な取組はどのように進められたのか。医師の確保が困難な地域の派遣を持続可能にするため、今後どのような支援やインセンティブが考えられますか、お願いします。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 ありがとうございます。

まず、専攻医の研修希望者が減少している中で、研修体制の充実に向けた具体的な取組という御質問だったと思います。

その1点目、お答えさせていただきます。

平成30年度の新専門医制度開始以降、症例数が多い大都市圏に専攻医が集中する傾向があり、本事業における専攻医養成は減っていると認識しております。増やすための取組といたしまして、県といたしましては、専攻医及び勤務医の学会や県外とかの研修に行かせる費用を別途事業で設けているのが1点目。

もう一つ、ハワイ大学のほうから招聘して様々な研修を受けるのが2点目。

あと1点は、様々なプログラム、総合診療とか課程を取れるダブルボード的なプログラムを設け、魅力を広く周知する方向で動いております。

続きまして、医師確保が困難な地域への派遣を持続可能にするため、今後どのような支援やインセンティブが必要かにお答えいたします。

まず、困難な地域という観点から言いますと、沖縄本島の北部、宮古、八重山及び小規模離島が、特に医師確保が困難な地域として我々は認識しております。その地域に派遣する大きな事業といたしましては、自治医科大学からの学生の派遣事業、先ほども言いました医師修学資金地域枠等の派遣事業、今回202ページにも書かれている、県立病院専攻医養成事業等を活用して行っております。

そのほかにも様々な事業がございますが、令和5年度、合計約110名の医師を困難な地域へ派遣しております。

以上でございます。

○新垣善之委員 ありがとうございます。

やはり、たくさんのインセンティブ、学生が魅力

ある医師育成について確認が取れました。

また、この医師の偏在対策をより効果的にするために、他県や国との連携や新たな取組があるかをお伺いします。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

機械的に算出された医師偏在指標という中で、沖縄県には、医師多数県ということで、全国5位の医師多数県に分類されてございます。

それに伴って、国による臨床研修医の定員の減や琉球大学医学部地域枠の臨時定員の減と厳しい状況が続いております。

そういった中、これ以上の減少を食い止めるために、今年度初めての取組ではございましたが、7月に県内の臨床研修病院群の代表者の皆さんと御一緒に厚労省のほうにまず臨床研修医の定員減に係る要請を行いました。10月には、鳥取県の呼びかけに基づいて、医師多数県、鳥取県、徳島県、沖縄県等と知事も参加いたしまして、医師多数県の13県で、共に国へ要請を行っております。

以上でございます。

○新垣善之委員 離島を抱えている我々沖縄県にとって、医師が多数というのが、現在の実態と何か合っていないような気がして、これも課題となっていると思いますので、引き続き他県との連携であったり、国への要請だったり、お願いしたいと思えます。

続いて、病院事業局の令和5年度沖縄県病院事業局会計決算審査意見書の中からお尋ねいたします。

5ページの審査意見からなんですけれども、先ほど昨年の純損失が大きく増加しているとありました。

コロナ感染症の影響が継続する中で経営状況が厳しい中にあったんですけれども、コロナ交付金もなくなる中、昨年度、こういった、この経営シミュレーションというのがされていたのか。予算を策定する中で、シミュレーションというのがなされていたのかちょっとお尋ねしたいなど、お願いします。

○宮平直哉経営課長 シミュレーションということではないんですけれども、当然、各病院の職員から、それぞれの病院の経営状況の見通しだとか、そういうものは当然伺っております。

ただ、例えば、経常損益であったり、純損益であったり、令和4年度と比べて大幅に成績が悪化したのかということなんですけれども、繰り返しになりますけれども、見込んでいた収入より費用がかなりかかってしまったということとか。

令和5年度で言いますと、新型コロナウイルス感染症の病床確保補助金というものがございましたけれども、そちらについて27億円の補助金返還というものがあって、それも予想外の支出があったということ。

それから、これは先ほど申し上げましたけれども、今般の人事院勧告等に伴う職員費の引上げの改定であったり、それから、物価高、材料高というものは、いろんな診療材料だとかお薬に影響しておりますので、こういった経費の増加というものもあって、予想以上に経営が悪化したというところは正直あります。

○新垣善之委員 先ほど、それぞれの病院長の先生方からもあったように、本当に課長がおっしゃるように、人件費であったり、物価高騰による病院経営に対する損失の増があったと。また室長からもありましたように、北部、宮古、八重山、小離島の診療における赤字経営もあるというところからも、私の考えでは、離島を抱える沖縄県において、赤字があっというと思うんですよ。

なぜならば、医療体制をしっかりと確保し、充足していなければ、それを我々が充足するべきであって、それはちゃんとした義務であるんですけれども。今現在、観光客も持ち直してきて、離島におけるオーバーツーリズムであったり、いろんな離島を抱え、医療体制の確保をしっかりとやるべきであって、それをしっかりと国に、医師であったり看護師、医療に従事する方々の何パーセントかを持ってくれとか、そういった要請。医師の多数県と言われても、我々からしたら充足していないにかかわらず、育成の部分にもお金をかけないといけないというところで、先ほど室長からもありましたが、もう一度、今、病院事業局が抱えている、国に対してどう県民の命を守る医療体制を構築するための行動を昨年度、起こしてきたのかというところを、ちょっと答弁いただけたらと思います。

○本竹秀光病院事業局長 偏在のお話は先ほどありましたね。沖縄県は総数としては多数県で間違いありませんけれども、ほとんど那覇・南部地区です。だから、北部、それから中部もそんなに多くはないですね、宮古、八重山が非常に少ない。そういうところで、その、ものの考え方はおかしいというのは沖縄県だけでなく、ほかの府県からも出ていて、見直しを求めていますよ。

それから経営の話ですけれども、全国自治体病院は860ぐらいありますけれども、ほぼほぼ赤字ですよ、

今、コロナの後ですね。それで今、自治体病院協議会が今、国に申請しています。何らかの形の補填なり、多分、もしかしたらその特例債みたいな話をしているんですけども、それをしないとやっていけないという状況があることと。

それから、数日前に出たのが国立大学がかなりの赤字を出しています。国立大学もやっていけないところも出ていて、沖縄県は実は比嘉委員は北部の出身ですけども、医師会病院とか、それから那覇市立病院も、かなり、このコロナ後に赤字を今抱えていて、それをどうしていくかということで悩んでいるんですけども、そういう意味では、開業医は赤字ではないんです。あんまり、実は、コロナの補填は病院が問題なんですよ。補填してもらったけれども、それ以上に人が増えて、人件費が増えて、その後補填がないというところで今苦しんでいるところですよ。

これはぜひ、今、先生方からいろいろそういう支援をいただけるという感触をいただいていますので、これから非常にお願ひしていかないとはいえないと思いますけれども、沖縄県の医療を支えるため、ぜひ協力していただければ非常に幸いかなと思います。

ありがとうございます。

○新垣善之委員 自分の考えなんですけれど、医療は手段であって、本来は保健医療介護、生活福祉に関することとしっかり手厚くして健康寿命を延ばすということなんですけれども、チャージンプロジェクトもやっていますが、沖縄の平均寿命は、今全国何位ですか。

○伊野波和子健康長寿課長 お答えします。

国が公表した令和2年都道府県別生命表において、沖縄県の順位は男性43位、女性16位となっております。

○新垣善之委員 もう本当に昭和の時期から沖縄県の持ち味の自然のものを食べるとか、自然のものを食べて健康体、防衛体力をつけさせるというところを、しっかり保健医療介護部、生活福祉部の面から、しっかりと施策を充実していったら、病院事業局は、僕は赤字でも別にいいんじゃないか、それだけ離島医療が不足している、逼迫しているところをしっかりと補っていければ、私はいいんじゃないかなと思います。なので、決算となっているか分からないですけど、引き続きお互いに連携しながらやっていると、沖縄県の健康寿命を本当に引き延ばすためのクオリティオブライフですかね、県民の生活にしていいただければいいかなと思います。

以上です。

○新垣新委員長 小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 今、新垣善之委員も議論していた部分をそのまま引き継いで、経営の安定化について少し、最後なので聞きたいと思っていたことがばんばん聞かれて、残り少なくなっているものですか。

まず、この経営の安定化に対する考え方を改めてお聞かせいただきたいなと思います。病院事業局ですね。病院事業全体の考え方を教えてください。

○宮平直哉経営課長 経営の安定化のためには、先ほど来、申し上げているとおり、収益を確保して支出を抑える、この一言に尽きるわけですけども、具体的に収益の確保については、診療科報酬の改定というのが定期的にありますので、それに向けたそのルールを理解であるとか、また、適切な診療報酬の請求、それから、医師を含む全職員に対して勉強会を開催するとか。また、先ほど来、申し上げましたように公認会計士を入れて、財務事務改善のプロジェクトを立ち上げております。そういった取組も行って、事務の改善を強化することによって収益を確保していくことにつなげていきたいというのがあります。

それから、もう一つの費用の削減ですけども、令和5年度においては、検査委託の削減に向けて安価な医療材料への切替え促進に取り組むなど、経費の削減に取り組んでおります。また、費用の大部分を占める人件費についてですけども、医師の働き方改革が始まったところもありますけれども、時間外勤務の削減については、これまで以上に削減に向けて努めていきたいというふうに考えております。また、人員配置の最適化にも取り組む必要があるというふうに考えておりますので、そういった収益の確実な確保、それから費用の削減、これを徹底して進めていくことに尽きるというふうに考えております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

県立病院、何度も議論されているし、言及もあつたんですけども、採算が取りづらい医療も内包しながら、それでも県民の生命、健康をしっかりと守っていく、ある意味セーフティーネットであり、最後のとりででありというところが役割ですから、それをしっかりと安定した経営というのは非常に重要なことだと思います。

さっきも新垣善之委員がおっしゃっていたんですけども、この安定経営のためには、赤字経営を許

容するというのは、ちょっと言いづらいではあるんですけども、ある程度の許容できる範囲というのは許容すべきだとも思いますし。また、この予算の確保とか、定員もいろいろで、条例とかでも縛られている部分もありますから、この定員の増加とか、政治的な案件が必要であれば、そういうところには、私も関わる委員会の一員としては協力していきたいなというふうには思っています。

ただ、私は今回、文厚5年目という形で、ずっと決算やってきているんですけども、小さい県の――5ページの、県立病院が公的医療機関としての役割を継続的に果たしていくためには、一人一人が収益の向上と費用の縮減、今まさしく答弁出たところ、この不断に取り組むことが必要であるとずっと言い続けられているんですよ。

先ほどの比嘉委員の答弁の中で、局長も自らおっしゃっていたように、経営改善という部分をなかなか念頭に置いていない職員が多いと。これは当然だと思います。患者さんに向き合って医療をしないといけない、人に向き合わないといけない中で、治療しながらどうやって経営を改善できるかなって考えられる人はいないと思います。

だから、経営改善の部分というところと、医療をしっかりとやっていくというところは、ある程度切り離してやっていかないといけないのかなというのを、今までの議論をずっと聞いていて、またこの5年間、いろいろ振り返りながら、ちょっと感じました。令和5年度では会計士を入れて、いろいろマニュアルとか作成したりしたという話があったんですけども、もっと経営の専門家、病院経営の専門家がいらっしゃるはずです。民間の病院は不採算を抱えていないところも、もちろんあるんですけども、十分収益を上げてうまくやっているところもたくさんある中で、経営の専門家を招聘をして、経営は経営でしっかりとセクションと人を置いて取り組んでいく。医療は医療でちゃんとやっていくという形でやっていったほうがいいんじゃないかと。少なくとも毎年毎年、同じような審査意見が出てくるということにはつながりにくくなっていくんじゃないかというふうに思うんですけども、局長どうお考えか。

○本竹秀光病院事業局長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。それで、病院長時代からその当時の局長に、事務方の教育を始めましようと言ったら、できませんでした。

昨年に就任してまず始めたのが、事務方の教育、レベルアップをしようということで、今1人は、日

本病院経営に留学に出しています。今度11月にそこから派遣してもらって、6県立病院の事務長以上を全部集めて勉強会をやりまうんですけども、これは合計3回か4回計画してまして、それは専門家で。実は6つの病院の今の状態も実は今審査してもらってるんですけども、おっしゃるように、それができた暁には、恐らく経営、さっきの監査のところから指摘されるのも大分減るだろうと思いますし。それはもう今やり始めて、これから多分、数年はかかると思いますけれども、今、委員がおっしゃるように、医者は、実は、そのために医者になったわけじゃなくて、管理者になった途端に経営のことを考えろと言われてるわけですけども、考えてはいますよ。

だけど本当は、それができる事務のプロがいれば、今、委員がおっしゃるように、経営は両立して多分いくんだろーと思っていまして、今そこに踏み出したところですので、しばらく様子を見ていただいて、プラス支援もしていただいて、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○小渡良太郎委員 うちも親戚に医者がいる中で、経営が得意な医者もいます。でも、病院事業局は今まで自分たちでどうにかしようとしてきたことっていうのを別に否定するつもりはありません。自分たちで改善できること、やれることをやろうということでやってきたというのは、十分この評価に値するところだと思うんですけども、ただ、社会情勢いろいろどんどん厳しくなっていくし、いろんなものの値段も上がっていくしということで、速度が今後求められていくのかなと。

人材育成もそういったところに携わる人を置きながらやっていけば、例えば、最初のころはよその力を借りないといけない。でも、いずれは生え抜きでできるようになっていくという環境もつくれるはずです。ぜひほかの力を借りて、まずしっかりと立て直しをして、それを維持するという段階で自分たちでやっていくというような体制をつくっていけるように。決算というには少し広い議論ではあったんですけども、ぜひ令和6年は、もう今進行中ですから、この令和7年、令和8年というふうになっていくにつれて、こういう指摘がどんどん減っていく、改善が見られると。大きな改善が見られるという記載が増えていけるように、ぜひ頑張っていただきたいとお願いをいたします。

もう一点、これも先ほど議論出ていた総務事務システムの話なんですけれども、これも以前からいろ

い議論がありました。何で特命随契なのかというのもあったんですけども、行政の事務システムというのは、基本的に法令改正とかいろんな部分で、いろいろ修繕を加えていかないといけない、改修していかないといけないというのが常ですから、国の動きとか情報収集をしっかりやっていくというのはもちろん、当たり前にするべきことだと思っています。

令和4年11月にシステムを導入したという話だったんですけども、これは、今日は令和5年なので、令和4年まで遡ってガーガー言うつもりはないんですが、この導入のタイミングが適切だったのかというところは、先ほど議論を聞いていて少し感じました。導入しました、その後法令改正があって、これに改修の予算をつけないといけない。またその後いろいろあって、改修の予算をつけないといけない。それだったら、国の動きでいきなり法改正をやり出すということにはならないわけですから、導入のタイミングをもう少しうまく考えてやれば、そういう費用というのは圧縮できたんじゃないかなというふうに正直感じたんですけども、担当として、この意見に関して、どのような見解をお持ちか。ちょっとなかなか答えづらいところではあるんですけども、別に追及するつもりではなくて、あくまで今後に生かすという意味での率直な御意見をいただければと思いますので……。よろしくお願いします。

○本竹秀光病院事業局長 自分が中部病院で4年間院長をしているときに、総務の給与係の、余りにも時間外——中部病院ってかなり職員が多いですから、全部紙ですよ、紙でやって、全部、年末調整も全部紙でやりながら、かなり疲弊しているという現場をずっと見ていました。それで総務事務センターの話は、恐らく県立病院の事務長たちの一致した意見だったんだろうと思いますね。

だから、それが令和4年の11月のタイミングでやったんじゃないかと、僕は直接聞いているわけではないんですけども、ただ、現場があまりにも、特に事務方が非常に時間外が多すぎて、あるいはメンタルで休んだりというのを横で見ていて、事務長たちの非常に悩みではあったんですよ。それが恐らくそのタイミングで総務事務センターに集約して、その負担を減らそうということから始まったんだろうと思います。

今、大分負担は減っていると思いますけれども、なかなかシステムが安定するまで多分時間がかかると思うんですけども、タイミングは多分そういう

タイミングでやったんだろうと、これは僕の推測なんですけれども、現場で見ているのは、かなりそういう給与の担当の人たちが疲弊しているのは見ていましたので、事務長たちの一致した意見で病院事業局とそういうことを決めて始めたのかなとは思っております。

以上です。

○小渡良太郎委員 当初の契約の不備の話もさっきあったんですけども、契約の在り方として、ある程度のシステム修繕も含めてのパッケージというものも多分、一般的によくあることなのかなと。

病院の事務に関しては詳しくないですから、ほかの一般的な行政事務のシステムと比べると、そういうのも、ある期間の法改正については、当初の契約金の中で対応できるとか、そういう契約も実際に市町村で行われていたりします。税金がかかっているわけですから、できるだけ改修の頻度は少なくなるように。エラーの回数もできるだけゼロに近いようにシステムをつくっていくというのが、本来、受託業者には求められるんですが、それがあまりにも多いとなると、やはりある程度、そのシステムを使い続けるのか、刷新したほうがいいのかと。どっちがより税金使わなくて済むのかということに、もう来てるんじゃないかなと思います。あまりにもエラーが多いですし、改修の費用も多額になっているような気がします。こちらで少し、今もう導入して運用していますから、別にこれをゼロにしろではないんですけども、今後も同じような形で、同じような頻度で続いていくんだったら、このシステムの導入自体が間違っていたということになりますから、そういうふうになる前の修正というのは、場合によっては必要になってくるのかなと思いますので、これは答弁は要らないですから、ぜひ受けていただいて、中でもしっかり検討して、ついこの間も給与の未払いの話が新聞に出ていました。こういうことがないように、運用しているシステムの問題だったら、システム屋さんに問題があるわけですから、そういうシステムはどうするのかと、使い続けるのかということも考えていただきたいなと思います。

すみません、時間ないんですけども、保健医療部の213ページ、主要施策ですね。

生活習慣病予防に関する部分で、先ほど平均寿命の話が出ました。

生活習慣病予防事業だけじゃないんですけども、私自身も、直近2年で体重25キロぐらい増えて、もう増えすぎ、選挙であった人たちにびっくりされる

と。軍特委の会見をしたときに、大学の友人からも電話が来て、お前やばいなって言われるぐらい増えた。改めて生活習慣病、いろんな形で肝機能以外はまだ正常ではあるんですけども、ただ、ちゃんとやっていかないといけないなというふうに強く感じています。

この長寿県再興に向けた取組というのを、今までいろいろやってきたと思うんですけども、この令和5年度でやった取組の課題、見えてきた課題と今後の展望を最後にお聞かせいただきたいと思います。

○糸数公保健医療介護部長 これまでの取組を含めてお話をしますけれども、平成25年頃から健康長寿復活プロジェクトというのを立ち上げて、その頃もやはりアルコールの量が多いとか、それから肥満が多いとか、検診受診率が低いという、この3つをずっと重点的にやってまいりました。

先ほど、平均寿命の話をしました、あれはゼロ歳で今年生まれた子どもが何年生きるかという話で、順位が下がっていますけれども、今60歳、70歳まで生きていらっしゃる方の今後の平均余命は、沖縄はまだ全国トップクラスで長いんです。

ということは、そこに至るまでの働き盛り世代、いわゆる20代、30代、40代、50代の方がほかの県より余計に亡くなっているというのがあって、その原因が生活習慣病であるというところで、働き盛りの人にどうアプローチするかということで、ずっと健康経営という考え方、職場にいる間に健康づくりとか検診とかを充実させるというのをずっと行ってきたところでございます。

もちろん県民にも訴えたりしていますけれども、土木建築部等、ほかの部局の協力を得て、公共事業の入札に、健康経営に取り組んでいるということで加点をしてもらうという仕組みを、これを取り入れたところ、加入の団体が、それまで200、300だったのが、1300とか1400とか一気に増えて、健康づくりが広がる素地ができました。このタイミングで、令和5年の働く人の職場検診の有病率の割合が、13年ぶりに最下位から46位に上がって、明るい兆しというのがこの10年ぐらいやってきて、初めて数字として動いてきました。これ、やはりいろんな職場の取組で有所見の方がちょっと減っていく可能性があるかというところで、方針としてはそれをどんどん続けていくというところをしたいと思います。個人個人が今、委員がおっしゃったように、やはり肥満というのがいろんな病因のもとになっているということをもっとアピールをする。そのために、どうやっ

たら歩いてしまう環境をつくるかとかですね。本人に言うだけじゃなくて、環境も変えながら進めていくというのを今、健康長寿課を中心に行っているというところで、これはずっと言い続けたいと思いますので、また御質問いただければと思います。

○新垣新委員長 大仲医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 先ほど比嘉忍委員のほうからの答弁のほうで、修学資金の返還事例、私のほうが11名とお答えいたしました。

11名については間違いはございませんが、聞く方によっては、地域枠は全て11名と聞く方もいらっしゃるのかなと思ひまして、11名の内訳を補足させていただきます。

地域枠的には2名でございます。その地域枠以外に、琉球大学の5年次、6年次への貸与もしてまして、そこが4名。地域枠以前にできた修学資金のほうで、平成19年から20年ありますが、そこで5名、合計全体で11名。

以上でございます。

○新垣新委員長 再開いたします。

以上で、保健医療介護部及び病院事業局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣新委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

それでは、決算調査報告書記載内容等について、御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いいたします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

まず、今、お手元にあります提起の理由について、小渡良太郎委員からお願いいたします。

○小渡良太郎委員 令和5年度に実施されている学校給食費実態調査事業に関して、いろいろと他の委

員からもあった中で質疑してきたんですけれども、令和6年5月に発表している方針があります。

その方針づくりの基となった調査であるという形で説明があったんですけれども、教育委員会だけの答弁では、どうもこのつながりがよく見えてこない。どれが、どのような形で、方針の意思決定に反映されたのかというのは、やはり知事御自身に聞く、意思決定をした方に確認をするしかないのかなというふうに思いましたので、今回、この件、総括質疑として取上げていただくという形で提案をいたしました。

○新垣新委員長 それでは、反対の御意見がありましたら御発言願います。

反対の意見はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長 意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、総括質疑の整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、提起理由のとおり報告することで意見の一致を見た。）

○新垣新委員長 再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月29日火曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月30日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

休憩いたします。

（休憩中に、陳情第174号に係る参考人招致について、議題に追加することで意見の一致を見た。）

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第174号全会一致で可決された県立高校生自死事案について全容解明のための再調査等を求める決議に関し取組の推進を求める陳情に係る参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

陳情第174号全会一致で可決された県立高校生自死事案について全容解明のための再調査等を求める決議に関し取組の推進を求める陳情に係る参考人招致について議題といたします。

ただいまの議題について、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、陳情第174号に係る参考人招致について協議した結果、参考人として陳情者の出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。）

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第174号に係る審査のため、本委員会の陳情者を参考人招致として出席を求める意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その他の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、陳情第176号に係る参考人招致について議題に追加することで意見の一致を見た。）

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第176号沖縄県内高等学校導入アプリに関する陳情に係る参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題を追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

陳情第176号沖縄県内高等学校導入アプリに関する陳情に係る参考人招致についてを議題といたします。

ただいまの議題について、参考人出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情第176号に係る参考人招致について協議した結果、参考人として陳情者の出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。)

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第176号に係る審査のため、本委員会に陳情者を参考人として出席を求める意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その他の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 新 垣 新

令和 6 年 第 3 回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第 2 号）

開会の日時、場所

年月日 令和 6 年 10 月 25 日（金曜日）
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午後 2 時 26 分
場 所 第 2 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和 6 年 令和 5 年度沖縄県水道事業会計
第 3 回議会 未処分利益剰余金の処分につい
乙第 14 号議案 て
- 2 令和 6 年 令和 5 年度沖縄県水道事業会計
第 3 回議会 決算の認定について
認定第 22 号
- 3 令和 6 年 令和 5 年度沖縄県工業用水道事
業会計決算の認定について
認定第 23 号
- 4 令和 6 年 令和 5 年度沖縄県一般会計決算
第 3 回議会 の認定について（環境部所管分）
認定第 1 号
- 5 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 仲 里 全 孝
副委員長 糸 数 昌 洋
委 員 喜屋武 力 大 屋 政 善
下 地 康 教 玉 城 健一郎
山 内 末 子 新 垣 光 栄
比 嘉 瑞 己 瑞慶覧 長 風

欠席委員

委 員 又 吉 清 義 中 川 京 貴
※決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である又
吉清義委員は調査に加わらない。

説明した者の職・氏名

環 境 部 長 多良間 一 弘
環 境 政 策 課 長 仲 地 健 次
環境保全課基地環境対策監 與 儀 喜 真
環 境 整 備 課 長 與那嶺 正 人

自 然 保 護 課 長 出 井 航
環 境 再 生 課 長 横 田 恵次郎
企 業 局 企 業 技 監 石 新 実
総 務 課 長 志喜屋 順 治
経 営 計 画 課 長 大 城 貴
経 理 課 長 神 谷 司
配 水 管 理 課 長 又 吉 直 人
配水管理課危機管理室長 國 吉 真 也
建 設 課 長 新 垣 工

○仲里全孝委員長 ただいまから土木環境委員会を
開会いたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出
席を求めています。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項
の調査について」に係る令和 6 年第 3 回議会乙第 14 号
議案の議決議案 1 件、令和 6 年第 3 回議会認定第
1 号、同認定第 22 号及び同認定第 23 号の決算 3 件の
調査についてを一括して議題といたします。

それでは、企業技監から企業局関係決算事項の概
要の説明を求めます。

○石新実企業技監 おはようございます。

本来なら、企業局長の宮城が出席しまして御説明
さしあげるべきところではありますが、体調不良の
ため欠席しておりますので、大変恐縮ではありますが、
私のほうで説明させていただきたいと思います。

令和 5 年度の水道事業会計及び工業用水道事業会
計の決算並びに水道事業会計決算の結果生じた未処
分利益剰余金の処分について、その概要を御説明い
たします。

説明に入ります前に、先日議会へ提出いたしました
令和 5 年度沖縄県水道事業会計決算書の決算附属
書類において、収益費用明細書に食糧費 9197 円の記
載が漏れておりました。おわび申し上げます。すみ
ませんでした。

正誤表を別途提出しておりますので、御確認よろ
しくお願いいたします。

それでは、令和 5 年度沖縄県水道事業会計決算に
ついて御説明いたします。決算書の 1 ページを御覧
ください。

決算報告書の（１）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款水道事業収益は、予算額の欄の合計299億6236万1000円に対して、決算額は312億1487万2121円で、予算額に比べて12億5251万1121円の増となっております。

その主な要因としましては、第２項の営業外収益において、他会計補助金が約10億円増加したことによるものであります。

次に、支出の第１款水道事業費用は、予算額合計332億9042万5300円に対して、決算額は302億4040万1440円で、翌年度繰越額が１億7632万1400円、不用額が28億7370万2460円となっております。

繰越しが生じた主な要因は、関係機関による用地買収に時間を要したことによる現場工事着手の遅延、能登半島地震災害復旧の影響により資機材納期が延長したこと等に伴い、工期延長となったことによるものであります。

不用が生じた主な要因は、第１項の営業費用における動力費の決算額が当初の見込額を下回ったことによるものであります。

２ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款資本的収入は、予算額合計102億9738万9000円に対して、決算額は82億3821万8382円で、予算額に比べて20億5917万618円の減となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第２項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第１款資本的支出は、予算額合計148億3455万8950円に対して、決算額は130億926万7700円で、翌年度への繰越額が15億3125万5207円、不用額が２億9403万6043円となっております。

繰越しが生じた主な要因は、第１項の建設改良費において、入札不調や資材の入手難、関係機関との調整等に不測の日数を要したことによるものであります。

不用額の主な内容は、第１項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、３ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

１の営業収益159億4926万5263円に対して、２の営業費用は277億5185万8461円で、右端の118億259万3198円の営業損失が生じております。

３の営業外収益134億3106万3833円に対して、４ページの４の営業外費用は８億8318万2054円で、右端上のほうの125億4788万1779円の営業外利益が生じており、その下の経常利益は７億4528万8581円となっております。

５の特別利益、６の特別損失を加味した当年度の純利益は、右下３行目の７億3226万2792円となり、この当年度純利益が当年度末処分利益剰余金となっております。純利益を計上した主な要因は、一般会計から電気料金高騰等に対する他会計補助金約10億円を受け入れたことによるものであります。

次に、５ページの剰余金計算書について御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高478億9212万6869円に対し、右端上から６行目の当年度変動額が７億4104万9919円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は右下の486億3317万6788円となっております。

次に、６ページの剰余金処分計算書（案）について御説明いたします。

右端にあります末処分利益剰余金については、当年度末残高７億3226万2792円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て減債積立金に積み立てたいと考えております。

次に、７ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、８ページ右端上から２行目の資産合計4076億1072万9714円となっております。

負債の部については、９ページの中頃、右端上から３行目の負債合計3589億7755万2926円となっております。

資本の部については、10ページの下から２行目の資本合計486億3317万6788円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上が、令和５年度沖縄県水道事業会計決算の概要でございます。

次に、決算書の43ページを御覧ください。

続いて、令和５年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明いたします。

決算報告書の（１）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款工業用水道事業収益は、予算額合計

6億5395万6000円に対して、決算額は6億7127万9005円で、予算額に比べて1732万3005円の増となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益において、他会計補助金が約1000万円増加したことによるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計7億4924万1000円に対して、決算額は6億7216万7889円で、不用額が7707万3111円となっております。

不用が生じた主な要因は、第1項の営業費用における動力費の決算額が当初の見込額を下回ったことによるものであります。

44ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計286万7000円に対して、決算額は416万8200円で、予算額に比べて130万1200円の増となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計5812万円に対して、決算額は4909万8903円で、不用額は902万1097円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の建設改良費において、既設水管橋の移設に係る実施設計を次年度以降に行うことになったことによるものであります。

次に、45ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

1の営業収益3億3237万5120円に対して、2の営業費用は6億2929万9336円で、2億9692万4216円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億20万3884円に対して、46ページの4の営業外費用が638万7482円で、右端上のほうになりますが、2億9381万6402円の営業外利益が生じており、経常損失は310万7814円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純損失は90万8421円となりました。

純損失を計上した主な要因は、災害復旧事業等によりダム負担金が増加したことによるものであります。

なお、前年度繰越利益剰余金はないため、当年度純損失が当年度未処理欠損金となり、翌年度に繰越いたします。

翌年度に繰り越した欠損金については、翌年度以降の営業活動により生じる純利益をもって補填したいと考えております。

次に、47ページの剰余金計算書について御説明い

たします。

右端の資本合計の前年度末残高15億4847万3324円に対し、右端上から3行目の当年度変動額が90万8421円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は、右下の15億4756万4903円となっております。

次に、48ページを御覧ください。

欠損金処理計算書について御説明いたします。

右端にあります未処理欠損金については、当年度末残高90万8421円の減額を繰越欠損金として翌年度に繰り越します。

次に、49ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、50ページの中ほど右側の資産合計54億6229万8710円となっております。

負債の部については、51ページ右下の負債合計39億1473万3807円となっております。

資本の部については、52ページ右下から2行目の資本合計15億4756万4903円となっております。

なお、53ページから55ページは決算に関する注記、また57ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上が、令和5年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要でございます。

決算の概要説明に続きまして、議決議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明いたします。

議案書の31ページを御覧ください。

乙第14号議案令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金7億3226万2792円の全額を将来の企業債償還に充てるため、減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

なお、認定議案及び乙号議案の決算関連の補足として、企業局決算参考資料を提出しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 企業技監の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日同様に行うこととし、本日の質疑終

了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際して、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

それでは、これより直ちに企業局関係決算事項に対する質疑を行います。

山内末子委員。

○山内末子委員 おはようございます。

私も取り下げようかなと思ったんですけど、せっかくたくさんいらしていますので、1点だけ伺いいたします。今タブレットに示しました主要施策の報告書から、北谷浄水場活性炭設備改良事業についてですけど、これについては執行率93.5%、実績減ということで確認してよろしいでしょうか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 北谷浄水場の改良事業につきましては、一般競争入札を行いまして、その執行残が主な不用の要因となっております。

以上です。

○山内末子委員 もうこれ、令和5年度までの事業でしたので、全部完成をしていますか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 北谷浄水場の活性炭の取替えにつきましては、昨年度、令和5年度までで16池、全て完了しております。

○山内末子委員 とても近くで、皆さんたちの心配する命の水ということでね、とても関心が高いところでもありますので、今回のこの事業は、心配していることを本当に少し安心できるような形での水の提供ということで、大変いい事業だと思いますけれど、5年に1回ぐらいの定期的な更新というようなことで、これで十分なんでしょうか。それとももう少し期間を短くしてとか、そのようなことについては、どのようにお考えですか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 北谷浄水場の活性炭につきましては、先ほど申しましたとおり昨年度までで16池完了しております。昨年度もありました渇水のときにも、渇水中、中部水源の取水を行っておりますけども、最大で1リットル当たり5ナノグラムと除去効果があったと考えております。

今後の取替えにつきましては、P F O S等の除去効果をこれから確認しながら、取替え時期を適切に判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○山内末子委員 もうアメリカでは、生活で使っている調理器具であったり、医療器具であったり、いろんなものにこのP F O Sも含有しているということで、相当規制が厳しくなっていますし、厳格なところであって、ちょっと日本の基準があまりにも少し弱いのかなというふうに考えると、この辺のところはもう少し、特にこの沖縄はもう皆さんたちすぐに命の水の近いところにいるところですから、その基準値であったり、それから今これには入っていませんけれど、影響をどう捉えるのか、人体や作物やそういうところへの影響をどう受け止めているのか、その辺のところについてはどのように方向性を持っておりますでしょうか。

○石新実企業技監 アメリカのほうで、確かに厳しい水道の水質基準が設定されたことは承知しております。それを受けまして、日本でも昨年来、食品安全衛生委員会のほうでE P Aの基準も踏まえて議論がなされて、年明けには対応摂取量というものが定められました。それを受けて、新聞報道にもありましたけれども、今後、水質基準逐次改正検討会ですかね、そちらのほうで水質基準への格上げ——現在、法的拘束力のない水質管理目標設定項目というところにP F O SとP F O Aが置かれているんですけども、法的拘束力のある水質基準への格上げも含めて今後議論されるという具合に聞いております。

企業局としましては、その動きを注視しまして、当然ながら、基準となりましてその値を遵守するとともに、できる限り低減する努力というのはですね、P F O Sに限らずほかの水質基準についてもそうですけれども、できる限り低減する努力というのは続けてまいりたいと考えています。

○山内末子委員 ぜひ、これはもう徹底してお願いしたいと思います。

最後に、この全予算額の内訳、国の補助金ですかね、これ。国、県、その内訳だけを聞いて終わりたいと思います。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

北谷浄水場の活性炭の取替えにつきましては、5年度は事業費として3億8400万、そのうち県の負担分は1億2800万となっております。

○山内末子委員 3分の1は県が負担していますけれど、やはりここはもう少し頑張ってください、

国の予算をしっかりと取りながら、もっともう少しその予算の獲得というところにしっかり頑張っていたいただきたいなと思います。その辺について、統括監、決意だけ聞いて終わります。

○石新実企業技監 今後も活性炭というのはずっと効果を発揮するものではなくて、いずれ劣化が進んで吸着能力というのは衰えていくかと思うので、その際の交換につきましても国からの補助が得られるように、現在も協議を進めておりますし、協議は続けてまいります。

以上です。

○仲里全孝委員長 山内末子委員の質疑は終わりました。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、沖縄県水道事業会計決算書のほうから質疑をさせていただきます。3ページ。この中で今回値上げも伴って大変厳しい状況ということで、他会計からの繰入金があって、今、7億3226万2792円の当期利益が損益計算書の中で出ているんですけども、本来、この事業の部分には他会計からの繰入金ができないということでお聞きしていたんですけども、どういう経緯で他会計からの繰入金できたのかどうか伺います。

○志喜屋順治総務課長 お答えいたします。

企業局において一般会計から繰入れが認められる補助金については、災害の復旧、その他特別の理由がある場合に限られております。今般、一般会計からいただいた補助金につきましては、電気料金の高騰が始まったとされる令和3年度からの動力費の増加分、それから、渇水に係る海水淡水化施設の最大運転への経費など、特別な理由、事情によるものの補助となっていて、一時的なものとなっております。

○新垣光栄委員 そうすると、普通、他会計からの繰入金がないとなると、本来この項の部分で収入の部分はどういう処理をしているんですか。科目の部分で、どういう科目で繰り入れているのか。

○神谷司経理課長 お答えいたします。

今、委員はiPadのほうを開いているかと思うんですけど、その前のページ、3ページ目を見ていただきたいんですけど、そこの下のほう、3、営業外費用、その中の(2)他会計補助金と。こちらのほうが約10億余りになっているんですけど、その部分であります。

○新垣光栄委員 この10億というのが、これは臨時交付金ということで理解しているんですけども、これは国からの補助なのか、県からの補助なのか、ど

ういう、一般会計の単費なのかお伺いいたします。

○神谷司経理課長 お答えいたします。

今、iPadの画面のほうをちょっと広げているところであるんですが、この資料2ページ目の上段のほう、(参考)①水道事業収益の推移というところがございます。その中で右上のほう、令和5年度、右上のほうでオレンジの枠になっているところがあるんですけど、それが他会計補助金の内訳になっております。令和5年度につきましては、先ほどの決算書と同じく10億余りが受け入れているところなんですけど、そのうち、今回一般会計のほう、これは他会計補助金とあるんですけど、全て県のほうからの補助金となっております。その中で特に大きかったところが、黄色の蛍光で塗られているところの2つ、特別高压の補助金と、あと水道用水の補助金、この2つが大きかったという要因になっております。

以上です。

○新垣光栄委員 このようにですね、本来であれば私はほかのものにも活用できたんじゃないかなと思う補助金ではあるんですけども、こういった補助金を入れて、今、黒字が出ているわけですから、今電気料金の値上げによって水道料金も上げていく中で、皆さんは10月から減免の措置も考えているということをお伺いしているんですけども、水道料金は当初の値上げ分からどれぐらい減免を考えているのかお伺いいたします。

○大城貴経営計画課長 お答えいたします。

当初、これまで単価102円24銭だったのに対しまして、本年10月から125円24銭へ上げる予定でありました。ただ、受水市町村の皆様や多くの御意見を受けまして、その補助金を活用しまして5円21銭の減免としまして、125円24銭から120円3銭に減免しております。

○新垣光栄委員 そうすると単純で上げ幅はどれぐらいになりますか。

○大城貴経営計画課長 102円24銭から120円3銭としまして、17円79銭の上げ幅というふうになっております。

○新垣光栄委員 そういった中で、本当にもう皆さんの営業の頑張りとかで、どうしても電気料金の値上げ等の費用の部分の負担が賄えないということで、長期的な安定した水を提供するためにはどうしても仕方がないということで、皆さん頑張っていると思いますので、その辺を県民に分かるようにしっかり周知していただいて、皆さんの経営がまたうまくいくように頑張っていたきたいと思っております。

よろしくお願いします。

そして、今取り組んでいる、経営の改善化の部分
を最後にお伺いして終わりたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○大城貴経営計画課長 企業局では昭和60年度以降、
経営の健全化、合理化に取り組んでおります。現在
も中長期計画というものを策定しております。その
中で安全な水の供給に関する各種施策を推進して
いるところでございます。その中で、しっかりと外
部の有識者の御意見等もいただきながら、経営の健
全化、合理化に努めてまいりたいというふうに考え
ているところでございます。

以上です。

○仲里全孝委員長 新垣光栄委員の質疑は終わしま
した。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 よろしくお願いいたします。

自分も山内委員の質疑にほぼかぶっているので、
北谷浄水場を少しだけ聞きたいと思います。国の補
助、防衛省の予算というふうに伺っておりますけれ
ども、その内容を伺いたいと思います。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

企業局では、防衛省の民生安定事業を活用しまし
て、令和元年度から2年度にかけて、P F O S 吸着
効果の高い高機能活性炭の導入に関する設計を行
いました。その後、令和3年から5年度にかけて、粒
状活性炭の取替工事を行いました。防衛省のほうは、
防衛施設周辺の生活環境の整備等に係る法律第8条
に基づく、先ほど申しました民生安定事業を活用さ
せていただいております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

このP F A Sの汚染源が特定に至っていない中で、
しっかり防衛省も予算をつけているということで、
ぜひもう一步、共に連携して踏み込んでいただいて、
汚染源の立入調査も含めて、これからも頑張って取
り組んでいただけたらと思います。

最後に関連して、北部ダムからの取水状況を伺っ
て終わりたいと思います。

○又吉直人配水管理課長 お答えいたします。

現在の取水状況ですが、現在、中部水源のほう
は取水停止をしております。ダムからの取水を
増量する運用を行っております。直近令和6年9月
の実績としましては、北谷浄水場の取水実績が1日
14万6000立方メートルとなっております。そのうち、
北部ダムからは12万8000立方メートルを取水してお

りまして、割合的には約88%となっております。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 水不足の影響など今は解消して
いるということでよろしいでしょうか。

○又吉直人配水管理課長 水事情としましては、昨
年度後半につきましては、渇水状況が大きかったも
のですから、ダムの貯水率のほうも最低貯水率で40%
台まで下がっていたんですけども、ゴールデンウィー
ク以降、まとまった雨もありまして、今日も雨が降っ
ておりますけども、直近の貯水状況としてはもうほ
ぼ100%近い状況となっております。

○瑞慶覧長風委員 分かりました。ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 瑞慶覧長風委員の質疑は終わ
りました。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 水道事業決算ですね、水道料金値
上げについて、今回30%値上げと聞いておりました。
実質の値上額と今後の値上率と金額の説明、また国
からの交付金、補助金利用について説明ください。

○大城貴経営計画課長 お答えします。

令和6年度中の料金につきましては、1立方メー
トル当たり102円24銭から125円24銭へ改定してい
たところを、電気料金高騰対策のための一般会計から
の補助金を活用することで120円3銭とし、5円21銭
の減額をしております。その後、令和7年度からは、
125円24銭、令和8年度からは135円70銭へ改定す
ることとしております。また、一般会計からの補助金
につきましては、企業局は、地方公営企業でありまし
て、法律により独立採算の原則が定められていると
ころでございます。この経費について、一部、一般
会計から負担すべき額を除いて、公営企業からの収
入をもって充てなければならないとされているとこ
ろでございます。一般会計からの補助金が認められ
るものについては、災害の復旧、その他特別な理由
がある場合に限定されておまして、単なる赤字補
填などでは認められないということになっておりま
す。

先ほどから議論がございます今般の一般会計から
の補助金につきましては、電気料金の高騰が始ま
たとされる令和3年度からの剰余金増加分が、渇水
に係る海水、淡水化施設の最大運転への経費とな
っており、一時的なものというふうに考えていると
ころでございます。

○喜屋武力委員 今ですね、この料金は何月まで、
いつまで続いて、その後また値上げがあるのか、こ

れについて。

○大城貴経営計画課長 お答えいたします。

令和6年10月1日から、令和6年度中ですね、令和7年の3月31日までは120円3銭となります。令和7年の4月1日から令和8年3月31日につきましては125円24銭で、令和8年4月1日以降は135円70銭というふうになります。

○喜屋武力委員 これに対しては、この補助金がなくなるというふうなことになるのかな。

○大城貴経営計画課長 一般会計からの補助金については、先ほど申し上げたとおりになるんですけども、昨年度受け入れた電力高騰の増加分については一時的なものであったらというふうに考えているところでございます。

○喜屋武力委員 今後ですね、補助金確保がなくなると県民の出費が多くなりますが、国には、ほかの補助金利用活用は検討できないものか、お願いします。

○大城貴経営計画課長 一般会計からの補助金については、そのような、先ほど申し上げたルールがありますが、片や、施設整備に関してはですね、整備に関する国庫補助金がございます。これについては、この補助金の整備に関する整備の必要性等を丁寧に説明しながら、その確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○喜屋武力委員 それでは、沖縄県のはですね、1立方当たりの金額とですね、ほかの県とのはですね、差額はどのようになっているのか伺います。

○大城貴経営計画課長 全国区の場合は過去のデータとしか比較できないものですから、令和4年度末現在の供給単価なんですけれども、1立方メートル当たり沖縄県は102円24銭というふうになっておりまして、全国平均は81円84銭というふうになっておりまして、全国より約20円程度高いというような状況でございます。

○喜屋武力委員 これからも、やはり沖縄県の供給単価が高くなっているような感じがしますんで、電気をつくるには、石炭、石油を使用してそれなりの経費をかけて売電することで企業経営でですね、県民から、反対の声はあまり多くはないんですが、水はですね、天からの恵みで、新たにつくるものではなく、また、県企業局が供給し利益を利用しているということで県民から多くの反対の声が聞こえますが、今後の対応についてどういった方向性で行っていくのか、お願いします。

○石新実企業技監 水道用水供給事業におきまして

も、沖縄県、縦に長い、南北に長い地形となっております、大きな水源地は北部のほうにしかない、一方で、消費地は中南部のほうで多く水を使うということで、北部の水を中南部へ運んでこなければならないということで、他県の水道用水供給事業と比べて、管路の延長ですとか、増圧ポンプの数ですとか、そういったものを多く所有しなければならないという、沖縄県はそういったハンデがございます。なので、他県に比べ多くの電気を使う構造になっておりますので、電力高騰の影響を受けやすいというところがございます。

ただ、経営努力は引き続き続けてまいりたいと考えていますので、可能な限り削減できるところ、先ほど中長期計画の中で様々な施策に取り組んでいるというお話をしましたけれども、こういったことは継続して、できるだけ廉価な料金で県民に水を提供できるように努力はしてまいります。

以上です。

○喜屋武力委員 それではですね、この南北に長いということで、北部のほうに水源地があるということで、そうしたら水源地に近い市町村は、水道料金のほうは安いんですか。

○大城貴経営計画課長 料金の設定に当たりましては、公共性と経済性の調和を図りながら、安全かつ安定的な水道水の供給を確保するため、能率的な事業経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、公正妥当なものとするとともに、健全な経営を確保できるようにするものでなければならないとされているところでございます。水道は、県民生活や産業活動の維持に必要不可欠なものであり、水源が乏しく、広域的に整備する必要がありました本県水道においては、受水事業体の御理解をいただきながら、現状の料金体系としているところでございます。

本土復帰に伴い、企業局が発足して以降、52年にわたり単一料金を、単一従量料金制としているところでございます。これまでの経緯を踏まえすと、地域別に料金設定をすることにつきましては、各受水事業体等の合意形成や、算定方法などについて様々な課題があるというふうに考えているところでございます。

企業局としましては、経営状況や料金の算定の考え方について、より丁寧な説明や情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○喜屋武力委員 1点だけ、うるま市津堅島はですね、海底水道管工事事業、一括交付金、ハード事業

を利用することで、三、四年前から、うるま市は既に調査、測量、設計について、防衛局と漁業組合などとの交渉が進められておりますが、約10億円の計上等の話聞いております。3年前とは変わってですね、現在はロシア、ウクライナの戦争で資材の高騰で1.5倍ぐらいになっているんですが、それについては、うるま市との協議のほうはどのようなになっているのか。また、この事業の振興をどういうふうに、何年ぐらいからやるのか。これについて分かるんだったら教えてください。

○大城貴経営計画課長 ただいまの質問につきましては、水道行政を所管する保健医療部の所管となりますので、御意見については共有したいというふうに考えております。

○喜屋武力委員 ありがとうございます。終わります。

○仲里全孝委員長 喜屋武力委員の質疑は終わりました。

下地康教委員。

○下地康教委員 おはようございます。

まず、主要施策の成果に関する報告書の549ページですね。事業名が工業用水道施設整備事業、継続事業となっておりますけれども、これの中での業務の内容を説明していただけますか。

○新垣工建設課長 お答えします。

こちらのほうの事業の内容につきましては、導水路トンネルですね、福地ダムと北部5ダムから、水道原水及び工業用水道原水を久志浄水場まで導水するものでですね、昭和50年の供用開始から49年が経過し、老朽化が進行しているところです。令和5年度につきましては、水道事業と共同でトンネル改築事業に係る設計業務を行っております。この設計業務では、事業期間の短縮を図るための工法の再検討を行い、令和24年度までの計画を令和19年度までに見直して事業期間の短縮を図ったところです。

以上です。

○下地康教委員 この報告書の中では事業期間が平成27年から令和6年度まで、10年間という形になっていますけれども、今の説明ではその事業期間を短縮したという話になっているんですけども、これは、短縮をしたこの理由というんですかね、もう一度その計画をお聞かせください。

○新垣工建設課長 この導水トンネルは、沖縄県の用水供給で1日あたりに使う水量の約64%を導水をしているところであります。この東側のトンネルとはまた別に西側にも導水管路が整備をされています

が、この導水トンネルを全て代替するまではいかなくて、この導水トンネルの工事期間中は中南部の浄水場で、水源が安定的に取水することが難しくなるものですから、できるだけ期間を短くしたいということで、今回の設計を行っております。

以上です。

○下地康教委員 要するに、今の事業期間では平成27年から令和6年の10年間というふうになってますけれども、当初はどのぐらいだったんですか。

○新垣工建設課長 当初の事業期間がですね、平成28年度から令和24年度を予定をしておりました。これを平成28年度から令和19年度までに短縮をしたということでありまして。

以上です。

○下地康教委員 要するに事業計画が約10年以上、短縮されていますね。これどういうことなんですか。そんなに、10年短縮できるものですか。

○新垣工建設課長 当初は令和24年度から令和19年度までですので、5年間の事業期間短縮をしているところであります。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、報告書にある事業期間、平成27年度から令和6年度までというのは、当時の補助採択期間が10年間であったことによるものである。令和7年度以降も継続する調整を行っているとの説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

○下地康教委員 それと、設計業務がですね、134万6000円ですけれども、これ少ないんじゃないですか。これでこの設計業務ができるんですか。

○志喜屋順治総務課長 お答えいたします。

ここに記載されている分につきましては、工業用水道事業の負担する費用となっております、実際には水道と工業用水道の共同施設ということですので、水道の負担分もございます。その水道と工水の負担分につきましてはアロケーションをかけまして、それぞれの費用分担として、今回の工業用水道のほうの費用分担になっております。アロケーションの考え方としましては、水道と工業用水道、それぞれの事業計画の計画水量の割合で負担率を定めているところでございます。

以上です。

○下地康教委員 要するに、アロケーションというのは案分のことですね。これ、工業用水と水道用水は何対何ぐらいですか。

○志喜屋順治総務課長 細かく設定させていただいておまして、水道分の負担率としましては0.9184という数字でございまして、工業用水のほうは0.0816という数字で、おおむね8%程度の負担となっております。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から質疑内容の説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

○志喜屋順治総務課長 先ほど数字で細かく言いましたけれども、実際には92%が水道の負担、8%が工業用水道の負担というふうになっております。

○下地康教委員 それではですね、これ全体の委託業務としてはどのぐらいだったんですか。今、工業用水が0.9ということですかね、割合として。それで設計額が134万6000円と、これ全体的にはどれぐらいの業務額というんですかね、予算だったんでしょうか。

○新垣工建設課長 今回の設計業務の契約金額はですね、3278万円となっております。

以上です。

○下地康教委員 企業局においては、この主要施策の成果に関する報告書の中で、今、私が質問しているのは工業用水のみなんです。それで、今回の資料の中においては、工業用水のみの資料が出ているんですけども、これ工業用水が約1割、水道用水が約9割。これ、なぜ水道用水の資料が出てきてないんですかね、主要施策として。

○大城貴経営計画課長 主要施策、企業局は3つありまして、その最後のページ、551ページのほうの水道用水供給施設整備事業というのがございます。この中に、今申し上げた水道と工業用水の共同施設の事業費分も含まれているところでございます。

○下地康教委員 これを見ると、549ページと551ページの比較といいますか、比べてみますと、その事業内容の表記がちょっと違いますよね。

これちょっと表記のやり方がですね——例えば、549ページでは括弧書きで業務内容をこの東系列導水路トンネルというふうにあるんですけども、これ551ページで見ると、これ同じような設計業務とはちょっと理解し難いんですよね。その辺りをですね、しっかりと、同じ設計業務で同時に発注しているわけですから、皆さん方の会計の表記としてこのようになるかもしれないんですけども、関連した事業として理解ができるように、表記をしていただきたいと思いますけど、どうですか。

○大城貴経営計画課長 この551ページ上の水道用水供給施設整備事業は、先ほどの東系導水路トンネルを含め、例えば北谷浄水場の整備事業、石川上間送水管等、水道に関する各種事業が入ってるところでございます。

ただ、御指摘を踏まえまして、その関連する事業というようなことが理解できるような形については、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○下地康教委員 確かに、事業名で別々に表記をするというのは分かるんですけども、やはり委託業務で発注しているわけですから、同じ、同時発注してますね、アロケーションでね。その辺りもしっかりと分かるような表記の仕方をしていただきたいなというふうに思います。

次に、550ページですね。事業名が北谷浄水場活性炭設備改良事業ですね。これが令和元年から令和5年度までの事業というんですけども、その内容をちょっとお聞かせください。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

本事業は、企業局で、PFOS等が出ております北谷浄水場の粒状活性炭を取り替える工事です。防衛省の民生安定化事業を活用して令和元年度から2年度にかけて、PFOS等、吸着効果の高い高機能活性炭の導入に関する設計を行いました。引き続き令和3年度から5年度にかけて、北谷浄水場の粒状活性炭取替工事を行ったところです。

以上です。

○下地康教委員 この防衛省の補助の事業といいますか、そのメニューを使ったということですけども、その使えた根拠というんですかね、防衛省の、これはどんな事業で使えているんですかね。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 こちらの事業につきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条を根拠としまして、基地周辺の整備を行うということで行った事業になります。企業局では、基地にも水を供給しておりますし、基地周辺から水を取水しているということで、この補助事業を採択していただいたと理解しております。

○下地康教委員 この事業というのは、事業期間が令和元年から令和5年というふうにありますね。これ、令和5年、最終年度だというふうになるんですけども、これ令和元年から大体同じような事業規模でされているのか、それともう一つは、令和元年度から防衛省の補助をずっと使ってきたのか、それをお聞かせください。

○**國吉真也配水管理課危機管理室長** お答えします。

本事業につきましては、令和元年度から２年度にかけて、先ほど申しましたように設計業務がありましたが、そのときは工事ではなくて設計業務でしたので、低い額となっております。その後、令和３年度から５年度にかけてまして工事を行った際には、北谷浄水場、16池ある活性炭地の活性炭を４池ずつ取り替えるということで、おおむね４億弱程度の工事費で推移していると。４池を取り替えるのに４億程度をかけて、同様に防衛省からも補助を頂いて行っております。

○**下地康教委員** 令和元年から５年度までですね、総事業費というのはどのぐらいになっていますか。

○**國吉真也配水管理課危機管理室長** 令和元年度から５年度に実施した北谷浄水場活性炭設備改良事業は、防衛省の民生安定化助成事業を活用しまして、総事業費が14億7000万、補助額が９億8000万円となっております。

以上です。

○**下地康教委員** それでは、この事業というのは令和元年度から始まっているんですけども、当初から防衛省の補助を適用して執行された事業という理解でよろしいですね。それで、総事業費が約14億、防衛省からの補助金が９億、これ大体３分の２が防衛省の補助という理解でよろしいですね。

○**國吉真也配水管理課危機管理室長** おっしゃっております。

○**下地康教委員** それとですね、この事業の目的は北谷浄水場の粒状活性炭のP F O S等の吸着効果についてということですけども、これ、このP F O Sの問題が発生したという認識は、皆さん方いつ頃から認識をしていますか。

○**國吉真也配水管理課危機管理室長** 企業局では、平成28年にこの北谷浄水場の水源にP F O Sが含まれているということで発表させていただきました。

○**下地康教委員** 平成28年度に、これは皆さん方の調査で混入しているという事実が分かったという理解でいいですか。

○**國吉真也配水管理課危機管理室長** お答えします。

企業局では、P F O S等を検査するために検査体制を整えまして、平成26年の２月には検査体制を確立しております。その後調査を進めまして、平成28年の１月にマスコミに公表をしたということになります。

○**下地康教委員** 平成28年にマスコミに公表した、つまり、このP F O Sの問題がはっきりと確認をさ

れているということですね。それで、令和元年から始まったんですけども、これ28、29、30、この約３年間、これに対してその対策が２年間、約３年間かかったというのは、これはどういう理由ですか。

○**石新実企業技監** 平成28年当時、発表した当時は、日本国内にP F O S等に関する水道水に関する規制というものがありませんでした。当時我々は、アメリカE P Aが定めていた、P F O Sに係る基準規制値200、暫定勧告値だったんですかね、200というものを目標に、水処理をやっているということで考えていたんですけども、当時検出される値というのはそれよりもずっと低い値でしたので、従来から企業局が導入しているトリハロメタン対策のための活性炭で十分対応できるということで、特別な対応というのはやっていなかったんですけども、その後アメリカの基準が厳しくなり、国内でも基準というものが定められるようになりまして、従来の対応では困難ということで防衛省に対して補助、支援を求めたというところであります。

○**下地康教委員** ちなみに、その基準が変わったというのはいつでしたか。

○**國吉真也配水管理課危機管理室長** P F O S及びP F O Aが水道水質基準における水質管理目標値の設定項目として、暫定目標値、１リットル当たり50ナノグラム以下となりましたのは、令和２年４月１日となります。

○**下地康教委員** これ令和２年に基準が変わっているんですけども、この事業が始まったのは少なくとも令和元年。基準が変わる前にこの事業が始まったということになると思うんですけども、これどういう意味で、基準が変わる前にこの事業がスタートしたのか。なぜそうなったのか。

○**國吉真也配水管理課危機管理室長** 企業局では、まず、先ほど言いましたとおり当時日本での基準がありませんでしたので、アメリカの基準、飲料水健康勧告値を参考に処理を行っておりました。その健康勧告値の改正がありまして、平成28年５月に200であったものが70ナノグラムパーリットルに変更になりました。その後、先ほど申しましたとおり、令和２年に国の暫定目標値ができたということになりますが、企業局では、その70を守るためにどうするかということで事業を行ってきたところです。

○**仲里全孝委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、下地康教委員から答弁の内容について再度確認があった。)

○**仲里全孝委員長** 再開いたします。

○石新実企業技監 企業局がマスコミに発表したのは、平成28年の1月になります。その当時は、アメリカの基準、P F O Sの200というものを目標に処理を行っていかうということにしていたんですけど、28年5月にE P Aの基準が改定されまして、P F O S及びP F O Aの合計値が70ナノグラムパーリットルということで、より厳しいものになりました。この時点でも日本の基準というのはありません。それを受けまして、企業局としましては、沖縄防衛局へ対策に関する補償について、平成28年6月30日に防衛局へ補償についての要請を行っております。より安心できる水を供給するために、北谷浄水場の活性炭の処理を強化したいという思いから要望を行ったものです。

日本においてもそれまで基準値というのはありませんでしたけれども、令和2年4月1日には、水質管理目標設定項目として暫定目標値が50ナノグラムパーリットルというのが制定されたというような時系列になっております。

○下地康教委員 しかし、よく防衛省の補助が取れましたね。日本の基準がまだ策定されていないときにですね。それは皆さん方はどういう思いで防衛省にお願いしたんですか。

○石新実企業技監 我々は平成28年1月18日のマスコミ発表の時点から、我々の水源から出ている、検出されているP F O S等というのは嘉手納基地内に原因があるという蓋然性が高いということで申し上げてきたところですが、そういったことを沖縄防衛局のほうには伝えながら、この活性炭の取替えについては水道水で負担するというのは県民の理解を得ることは難しい。そういうことから、国のほうで対応をしてもらえないかということで協議を重ねて、この補助につながったものと考えております。

○下地康教委員 そういう意味では、この事業というのは日本の基準が定まらない以前に、こういう環境の変化があったということを重要視して防衛局が補助を出したという意味では、僕は賢明な判断ではなかったかなというふうに思っています。それと、今回この改良事業においては、北谷浄水場という形になっていますけれども、そのほかにそういった改良事業の事業が進行しているのかどうか。適用している箇所はありますか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

北谷浄水場以外の浄水場では、今、P F O S等は検出されておりませんので、ほかの事業はP F O S等に関しては行っておりません。

○仲里全孝委員長 下地康教委員の質疑は終わりました。

以上で、企業局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入替)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

環境部長から、環境部関係決算事項の概要の説明を求めます。

○多良間一弘環境部長 よろしくお願ひいたします。

それでは、環境部の令和5年度一般会計決算の概要について、ただいま表示しました令和5年度歳入歳出決算説明資料環境部に基ついて御説明いたします。

まず初めに、歳入決算の状況につきまして御説明いたします。

ただいま表示しました1ページ目を御覧ください。

環境部所管の歳入は、6つの款からなっており、具体的には、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入、県債となっております。1行目の予算現額の(A)欄を御覧ください。

令和5年度の環境部所管の歳入の合計額は、予算現額(A)は17億820万8000円、調定額(B)は16億7732万8330円うち収入済額(C)は15億9372万7144円、不納欠損額(D)は0円であり、収入未済額(E)は8360万1186円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は95.0%となっております。

次に、(款)ごとの歳入について御説明いたします。

(款)使用料及び手数料は、予算現額3744万7000円に対し、収入済額は5130円であり、動物愛護管理センター等に係る土地使用料であります。

その3行下の(項)証紙収入につきましては、予算現額3744万3000円に対し、収入済額が0円となっておりますが、実際の収入済額は3564万1000円となっております。これについては、出納事務局において取りまとめて計上されることとなっております。

(款)国庫支出金は、予算現額13億1810万8000円に対し、収入済額は12億7680万8581円であり、主なものは、外来種対策事業や世界自然遺産保全・適正利用推進事業などに係る沖縄振興特別推進交付金及び海岸漂着物等地域対策推進事業に係る地域環境保全対策費補助金であります。

(款)財産収入は、予算現額1096万5000円に対し、収入済額は1096万4199円であり、その内容は、土地

貸付料、環境保全基金利子及び産業廃棄物税基金利子に係る財産運用収入であります。

ただいま表示しました、2 ページを御覧ください。

(款) 繰入金は、予算現額9791万6000円に対し、収入済額は9160万5132円であり、その内容は、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

(款) 諸収入は、予算現額1427万2000円に対し、調定額は9264万5288円、収入済額は904万4102円であります。

収入未済額が8360万1186円となっていますが、その内容は、産業廃棄物の不適正保管に係る行政代執行による撤去・処理を行ったことに対する求償費用の収入未済額であります。

(款) 県債のほうですけれども、予算現額2億2950万円に対し、収入済額は2億530万円であり、その内訳は、自然公園施設整備費及び電動車転換促進事業であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

ただいま表示しました、3 ページを御覧ください。

令和5年度の環境部所管の歳出は(款)衛生費からなっております。1行目の予算現額(A)欄を御覧ください。

予算現額(A)は37億1247万7000円、うち支出済額(B)は34億8602万3317円、翌年度への繰越額(C)は2600万円、不用額(D)は2億45万3683円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は、93.9%となっております。

次に、不用額2億45万3683円のうち、(目)で主なものについて御説明いたします。

不用額(D)欄の上から4行目になりますが、(目)環境衛生指導費の不用額4516万1057円は、主に産業廃棄物税基金積立金において、税込額が減となったことによる執行残であります。

下から2行目になりますが、(目)環境保全費の不用額4342万9625円は、主に電動車転換促進事業におけるEVバス及び充電設備導入補助金について、交付申請数が当初見込みよりも少なかったことによる執行残であります。

一番下の行になりますが、(目)自然保護費の不用額8866万8112円は、主に外来生物侵入防止事業費における埋立土砂搬入届出がなかったことによるものであります。

以上をもちまして、令和5年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願いたします。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに環境部関係決算事項に対する質疑を行います。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度の歳入歳出決算説明資料のほうから質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

その中の3ページですね。環境部の環境保全費と、そして自然の中の(項)の中の(目)ですね。自然保護の部分、12億7300万とあるんですけども、そういった予算の中で、今、私は大分環境部の予算が少ない、決算の説明を見ても大分少ないのではないかなと。しかし、少ない割には業務量も多いし、もっともっと予算をつけるべきではないかなと思っております。また、この環境問題というのは今社会の要望も強いものだと思っていてですね、本当に皆さんの頑張り以上の予算がついていないのではないかなと。思っている中で、この予算というのは全体的になんですけども、どうでしょうか、私は少ないと思っているんですけど、環境部としての認識はどういうふうに感じていますか。

○仲地健次環境政策課長 環境部の取組について答弁いたします。

県では、沖縄県環境基本条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画として、沖縄県環境基本計画を定めております。直近では、令和5年3月に計画改定を行っており、現行計画は第3次計画となっております。この計画において、沖縄県が目指す環

境像等を示しながら、7つの基本目標のもと、各種施策に取り組んでいるところです。環境部の予算につきましては、年度によって増減はあるものの増加傾向にあるというふうに認識しております。また、毎年度、県全体で限られた予算の中で必要な予算というのは確保されているものと認識しております。

○新垣光栄委員 そうですね。

今、沖縄県第3次環境基本計画の中で、皆さん執行をやっていると思うんですけども、計画を達成するようにですね——私は、本当にもう今、この計画の中でもいい計画だと思っておりますし、皆さんの頑張りも評価して敬意を表しますけども、本当にこの計画が完全に実施されるようにするためには、今、宿泊税の検討もなされていますので、そういった部分にも私はしっかり予算の使途について、皆さんのほうから手を挙げて予算要求等をやっていかなければならないのではないかなと思っているんですけど、その辺はどうでしょうか。

○仲地健次環境政策課長 お答えします。

観光目的税、宿泊税につきましては、文化観光スポーツ部によると観光地における環境等を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりなどの取組に活用することが想定されているとのことです。

また、これまでの観光関連団体、導入予定市町村との意見交換等において、税の使途、税額設定の在り方、県と市町村との税率、税の分配などが論点とされているとのことです。具体的な制度設計につきましては、文化観光スポーツ部が設置した観光目的税検討委員会の意見等を踏まえ決定されると聞いておりますので、環境部としましては今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ、今、私は観光宿泊税というのは私たちの自然を守ること、環境を守ることの目的が一番最優先されるべきだと思っておりますし、そういった中で、今、環境部のほうでは開発に関する申請等に対しては、もう申請で条件がそろえば開発はできるということを陳情要請の中でもお伺いしていますので、そういった外国の事例も踏まえて、ハワイであれば最短で25年、開発許可が下りるのは25年以上かかると言われております。

今回の新垣淑豊議員の、もうオーバーツーリズムの中で抑制するべきではないかなという、本議会での質問もあったように、もうそろそろ沖縄県もこの開発に関する申請で条件がそろえば開発できるというのを環境部の皆さんが先進地に職員を派遣して、

そういった勉強等をするべきではないかなと思っております。どうでしょうか。

○仲地健次環境政策課長 今、御提案のあった他国の事例等も含めて、他県の事例等も踏まえながら、様々な施策というのは検討していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 よろしく申し上げます。

次に、この主要施策の成果に関する報告書の中の9番と10番、緑化木の保全対策事業についてですね。今、デイゴ、アカギ等の病害虫について市町村に補助を行っているということなんですけれども、具体的にどういう補助を行って、どういう成果が出ているのかですね。成果と課題のほうには書いてあるんですけども、私は本当にこれが効果が出ているのかなと疑問に思うものですから、今、質疑をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○横田恵次郎環境再生課長 お答えいたします。

緑化木保全対策事業につきましては、地域で親しまれている、または名木等として保全を求められているデイゴ及びアカギについて、沖縄らしい良好な景観を図るため、市町村が実施する薬剤を用いた防除対策に対する補助及び本事業による防除対策の効果検証を民間に委託しております。そのうち、補助事業につきましては、令和5年度ではデイゴヒメコバチの防除を希望する19市町村に対し、989本のデイゴへの薬剤樹幹注入費用とアカギヒメヨコバイの防除を希望する6市町村に対し、598本のアカギへの薬剤樹幹打設費用合わせて3153万5000円の補助を行っております。

○新垣光栄委員 もう皆さんは薬剤の注入とかを行っているんですけど、土木は伐倒をしているんですよ。相反して、もう本当に根こそぎ強剪定したり、倒したりしていて、本当にもう今、景観が失われております。本当に、もう早期に対策を、薬剤を使って、早期であれば抑えられると思うんですけど、蔓延してから薬剤等も投入したり抜倒をしたりするともう抑え切れない。これでは、沖縄のせっかくつくった景観が守られないと思っておりますし、デイゴは沖縄県の県の花です。一切、県の花がないですね。咲いていない県って沖縄県ぐらいだと思っておりますよ。

そういった意味で、農林水産部、そして土木建築部と一緒にやっていく必要があるのではないかなと思っていますが、どうでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 緑化マトリックス組織

というものを設置しておりまして、その中で、農林ですとか、土木とか、そういった公園でのそういった関係者で情報交流等を図っているところでございます。

○新垣光栄委員 しっかりマトリックス組織も機能できるように、皆さんが主体的になって指導的な立場でやっていただきたいと思います。と思っています。

こちらもぜひ台湾とかシンガポール等に職員を派遣していただきたいと思いますけど、部長どうでしょうか。

○多良間一弘環境部長 先ほど、環境政策のほうからもありましたけれども、我々いろいろ環境政策の取組とか、いろいろそういうのを考えるに当たっては、他県の事例でありますとか、各国の事例とか、いろいろそういった情報収集に努めながら効果的な取組というのはどういうものがあるかという形で取り組んでおります。

委員が御指摘のとおり、こういった形で海外に職員を派遣するという部分が必要があれば、そういった部分についてはこの事例ごとに検討はしていきたいと思います。

○新垣光栄委員 ぜひ予算化して、よろしく願います。

そして、最後になりますけども、全島緑化県民運動推進事業、やはり県民の認識も必要だと思います。そういった意味で、街路樹とか緑化を推進して、維持管理している県民の皆さんには、もっともっと表彰していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 お答えいたします。

緑化のポスターを公募しておりまして、その表彰とかを行っております。

○仲里全孝委員長 新垣光栄委員の質疑は終わりました。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 では、私も初めての決算委員会ですので、よろしくお願いいたします。

主要施策の成果に関する報告書から幾つか取り上げたいと思います。主要施策ということで24事業、上がっておりますけれども、何点か確認をしたいと思います。時間に限りがありますので。

1つは、有機フッ素化合物残留実態調査事業、これは令和5年度の新規事業ということで、令和6年度までの期間の事業になっておりますけれども、この事業の概要と、それから、事業実施のこの令和5年の結果ですね、それをまず教えてください。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監 お答えしま

す。

有機フッ素化合物残留実態調査事業につきましては、県内のP F O S等の残留実態を把握するため、県内全市町村を対象とし、水質と土壌の調査を実施するものです。令和5年度の水質調査については、水質汚濁防止法の政令市である那覇市を除く40市町村で実施し、嘉手納町の比謝川を除き、39市町村全てでP F O S及びP F O Aの暫定指針値以下となっております。

土壌調査については、県内41市町村で実施し、全市町村でP F O S及びP F O Aが検出されております。土壌については、国において基準値が定められていないため、当該調査結果に対して安全性の評価はできない状況であります。県としましては、今年度も同調査を実施し、残留状況を把握することとしております。また、これらの調査結果を示しながら、国に対し、基準値の徹底及び汚染土壌の浄化方法の確立を求めていることとしております。

○糸数昌洋委員 ありがとうございます。

特にこの土壌調査なんですが、ほぼ全市町村で行ったということで、それで全市町村で検出されたという結果が出て。報道でも見ましたけれども、いわゆる調査地点の選定というものをどういうふうに行ったのかということと、あと調査地点の選定と、主にどういう場所で行われたのかということを確認したいと思います。多分、報道等では、場所の公表はなかったと思いますので、答えられる範囲でお願いいたします。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監 お答えします。

まず調査地点の選定についてですが、土壌については全41市町村で各1地点を調査しております。この選定する調査地点について、一般的な土地及び汚染の懸念がある土地という区分を設けて、市町村に候補地を推薦していただきまして、その上がってきた候補地のほうを市町村と調整した上で、県のほうで調査地点として決定しております。どのような地点かについてなんですけども、昨年度の調査の際に、この候補地の推薦をお願いした市町村のほうと公表方法については調整させていただいて、市町村名だけ公表する、あと、分析測定値について公表する。それ以上の地点の細かい情報については出さないということにさせていただきましたので、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

○糸数昌洋委員 いわゆるこれは実施項目自体がこの米軍基地から発生する諸問題の解決と駐留軍用地

の跡地利用という枠の中で予算措置をされて、全市町村で実施をしたと。そうしたら軍用地と関係ない場所での調査というのが結構あったと聞いておりますけれども、そういうところで検出をされてきたということで、その調査結果から見て、その辺の土壤汚染を含めた、この要因、原因というか、その分析というものはもう既にされているんですか。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監 今回のこの県内の残留実態のほうを把握することを目的として実施したんですけれども、米軍基地以外のところの市町村からも、全て検出されたというところについては、県としてもちょっと当初は想定していなかったというところがあります。

現在のところ、この土壤調査で検出されたP F O S等については、汚染原因のほうは特定できておりません。P F O Sのほうが2014年、P F O Aのほう2021年に国内での製造、輸入及び使用が禁止されておりますが、それ以前には撥水剤や食品包装剤、ワックス材等で幅広い用途に使われておりましたので、日常生活の中でも広く一般的に使用されてきたと承知しております。県としましては、今後令和5年度及び6年度の土壤調査でP F O S等が検出された原因について、土地の利用状況や地歴調査等を行って、汚染原因の特定につなげていきたいと考えております。

○糸数昌洋委員 ぜひ汚染原因の特定までつなげていくということです、よろしくお願いいたしますと思います。

場所によっては、先ほどおっしゃったように集中的に洗車をしていた場所とかね、そういうところ引がかかったという話もお聞きしたりはしていますので、ただ、やっぱり住民からすると、全く場所が特定されていない中で、何が原因だったのかというのが分からないというのは非常に不安を抱いているということもありますので、それについてはぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それと、令和6年の事業の、これは引き続き関連で今年度やっているかと思います。先ほどのお話で、汚染源の特定という話もありましたけど、この事業の進捗について教えてください。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監 令和6年度につきましては、令和5年度と同じ調査を、調査地点は異なる地点を決定しまして、調査を進めているところです。令和6年度調査については、8月のほうから検体採取を始めておまして、検体採取と、分析のほうを並行して進めているところであります。

○糸数昌洋委員 あと、最後ですけれども、この中で、国に対して環境基準値を設定すること等を求めていくとありますけれども、今その国の、水道水に対してこの間報道でもありましたけど、今年度、土壤汚染等の環境基準値の設定に向けた動向というのが分かれば教えてください。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監 県では令和元年の6月から国に対し、P F O S等に関する土壤基準値の設定を要請しております。また、毎年度、軍転協要請等においても基準値の設定等を求めているところでありまして、引き続き国に対して求めていきたいと考えております。国においては、土壤に関しましては、この令和5年の7月に土壤中のP F O S、P F O A及びP F H x Sの暫定の測定方法のほうを示されたところです。

また、環境省が設置しているP F A Sに対する総合戦略検討専門家会議のほうで令和5年7月に開催された第4回会議があるんですけれども、こちらの結果のほうでP F A Sに関する今後の対応の方向性というものが示されまして、この中で、土壤については自治体と連携して地域の実情に応じて知見の集積を進めていくことが望ましいというふうに記載されております。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時29分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

○糸数昌洋委員 引き続き質疑を行います。

重点施策事業名、電動車転換促進事業、72ページですね、E Vバス導入によるG X推進事業ということで、これも令和5年度の新規事業としてスタートしております。令和7年度までの事業ということで、まず、簡潔にこの事業内容と実績、特に執行率が37.6%ということで非常に低いということもありますので、その説明も含めてお願いしたいと思います。

○横田恵次郎環境再生課長 お答えいたします。

本事業は、地球温暖化対策における運輸部門の対策として、県内を運行する路線バス、観光バス等へのE Vバス導入を促進するため、国の補助金の交付を受けたバス事業者に対し、県の補助金を上乗せすることで、車両の導入、専用充電設備の設置を支援するものとなっております。執行率が低い理由といたしましては、E Vバス導入補助については、当初、バス事業者へのヒアリング等による需要調査を踏まえ、5台から9台の予算を計上しておりました。し

かし、国の交付決定を受けていたバス事業者2社がメーカー納期遅れから、期限内に車両調達できず、併せて、導入する充電設備についての導入を断念したことなどから、県への申請が至らなかったということが原因となっております。

○糸数昌洋委員 説明を見ると、国の補助事業の交付決定を受けたバス事業者が前提になるわけですね。この6437万円の当初予算額の、まず財源の内訳というのを教えてもらえますか。

○横田恵次郎環境再生課長 財源といたしましては、一般財源となっております。

○糸数昌洋委員 県への申請に至らなかった事例があったということなんですけども、これはあれですか、その年度内に調達ができなかったということで、この年度を越えて調達がその後できたのかどうかとか、この辺は分かりませんか。

○横田恵次郎環境再生課長 国の事業のほうが、正確に言うと2月までという形になっていましたので、そういうことで繰越しはできておりません。ただ、こういった繰越しができなかったということもございまして、課題として、年度内に、先ほども言いましたけれども車両を調達できずに補助申請を断念する事業者もあったことから、令和5年度は補助金交付後に車両を導入する必要があるところを、事業者が補助金等を活用しやすいように、令和6年4月以降に導入した車両については、今後、事後申請もできるように交付決定を改定することとしております。

○糸数昌洋委員 分かりました。

こういう要綱の改定等で、今後しっかり対応はしていくという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

では、すみません、続いて、あと1つ。国立自然史博物館誘致推進事業。継続事業になっておりますけれども、課題として挙げられている点ですね、県内の機運醸成を図っていくというところと、あと1点、国への働きかけを強化する必要があるということで課題が挙げられていますけれども、ここに対する取組というのがどうなっているのか伺いたしたいと思います。

○出井航自然保護課長 まず、機運醸成を図るための取組といたしまして、県内外でのシンポジウムの開催、それから、県内5圏域における企画展の開催、また、ラジオCMやSNS等を活用した情報発信、そういったものに取り組んでおります。また、国への働きかけといたしましては、知事があらゆる大臣

等に要請する機会を捉えまして、国立自然史博物館の誘致についても要請事項として入れ込んでおりまして、昨年度は5回、要請を行っております。

また、今年度に入ってからなんですけども、今年度につきましては、国会議員の方々11名、沖縄選出は12名いらっしゃるんですけども、ちょっと1名は日程の都合上、調整が取れなかったもので、11名につきまして、直接お時間を頂戴いたしまして、県の取組、それから、お互い意見交換などについて調整というか、そういう時間を設けていただいたところですよ。

○糸数昌洋委員 議会も議連を立ち上げて、ずっと一緒になって取り組んでいる事業ということで、今後またしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。この事業内容の中に、先ほど答弁でもありましたラジオとか、SNS等の発信ということもありました。テレビというところも書いていますけども、テレビによる広報というのは、実際はどうなっていますか。

○出井航自然保護課長 テレビは委託事業と別で、県の広報番組を活用して、うまんちゅひろばのほうで、国立自然史博物館に関する特集とか、そういったものを組んでいただきながら情報発信をしております。

○糸数昌洋委員 機運醸成を図るという観点でも、広く周知をしっかりと徹底していく必要があらうかと思しますので、特にやはりテレビというのは非常に有効なツールだと思いますので、もう少し活用を広げていってほしいなということ、これは要望したいと思います。

すみません、最後に、プラスチック問題対策普及啓発事業、これも令和5年からの新規事業ということになっておりますけれども、ちょっと何点か確認をさせてください。この事業の、まず最初に概要とこの実績について伺いたしたいと思います。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えします。

プラスチックは海洋に流出すると海洋汚染を引き起こすとともに、気候変動の一因となることから、その流出防止及び排出抑制に向けて世界的に取り組まれております。

本県においては、絶えず漂着する海洋プラスチックごみの回収処理対策を継続実施する一方で、県内にリサイクル業者が少ないことや、島嶼県であるため輸送コストが負担となって、プラスチックのリサイクルが進まない状況となっております。そのため、プラスチックの使用を減らし、循環利用を促進する

社会の実現に向けて、より一層取り組んでいくことが求められております。そのため、県では令和3年度にプラスチックごみの削減に向けた施策の推進を図るため、学識経験者等で構成するプラスチック問題に関する万国津梁会議を設置しており、2年間の議論を経て、令和5年3月に提言書として取りまとめていただいたところです。

本事業は、万国津梁会議の提言内容を具現化するとともに、令和4年度に施行されたプラスチック資源循環法に基づく、各主体の役割や具体的な取組、各種施策等を整理し、県民、事業者、行政の取組を後押しするよう、ガイドラインの策定を進めているところであります。

令和5年につきましては、このガイドラインの案を作成したということと、普及啓発として、ビーチクリーンの活動を利用した勉強会のような普及啓発活動等を行ったところとなっております。

○糸数昌洋委員 ありがとうございます。

非常に先駆的な取組で、また大事な取組でありますので、頑張っていただきたいなと思います。今、ガイドラインの案をつくられたというお話もありましたけれども、このガイドラインについてはこの令和6年で策定公表していくという方向でよろしいですか。

○與那嶺正人環境整備課長 ガイドラインの策定に向けて、令和5年度からこれまで、県内外の取組状況や県庁内各部署の取組状況の調査などを行っております。その結果を基に、今年度末までに策定することを目途に取り組んでいるところであります。

○糸数昌洋委員 あと最後に、大事なのは地域との連携、市町村等々の連携が非常に重要になるかと思うんですけれども、その市町村との連携というものをどういうふうに位置づけて、関わりを持たせていくのかということはどうなんでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長 ガイドラインにおいて、市町村は1事業者として、プラスチック削減に向けて取組を推進していただくとともに、住民に対する各種啓発活動に協力していただくよう位置づけることを検討しております。また、市町村は、自治事務として一般廃棄物の処理を担っていることから、プラスチックの分別収集の実施について検討が行われるよう、併せてガイドラインに位置づけるとともに、県としましても、必要な支援や助言を行っていくこととしております。

○糸数昌洋委員 大事な事業ですので、ぜひまたしっかりと頑張ってください。

終わります。

○仲里全孝委員長 糸数昌洋委員の質疑は終わりました。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 お願いいたします。

主要施策報告書の83ページのサンゴ礁保全・再生総合対策事業、こちらの1点を伺いたいと思います。令和4年度から始まって、これから事業だと思っておりますけれども、サンゴ礁保全の再生地域協議会の設立など、これからの取組が期待されるところでありますが、今後の展望について改めて伺えたらと思います。また、関係する、関連する、連携する機関などありましたら、お伺いしたいと思います。お答えできたらお願いします。

○出井航自然保護課長 こちらは協議会のほうを設置してサンゴ礁の保全活動の取組を推進しているところなんですけれども、そもそもなぜそういった協議会をつくるかということなんですけれども、まず、サンゴの保全・再生の取組というものは様々な場所でやられているんですけれども、やはりその取組を持続可能性のあるもの、持続可能なものとするためには、やはり地域がある程度主体的にその取組を普及し、その地域の理解を得ながら、保全したサンゴ、そういったものをまた生かすというようなことが必要になるというふうに考えています。

この事業の中では、今の県内、この事業の中では2地域ですね、伊良部島と平安座島の2か所で協議会のほうを設置したところです。協議会における様々な取組ですね、これはその取組の一つとしてサンゴの養殖なども行っているんですけれども、それ以外に、その地域でのサンゴを活用したイベントであるとか普及啓発活動、それから、関係者、例えば漁港を中心として漁港や市町村や、あるいは観光業者、ホテルとかですね、そういったものを一緒になって、例えば勉強会を開催するとか、そういうふうな取組を行っていただく、そういった母体として協議会を設置してもらって、その協議会が実施したいと思う取組を県のほうが側面から支援するという事業になっております。

ですので、引き続きこれら2か所については、この協議会の活動を支援していくということをやりながら、この支援をまた地域別の地域の団体とかもモデルケースとしてそれを見ていただいて、その数を、県が支援しなくても徐々に増えていくということを目指して、そういう事業を実施しているところです。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

既にほかに動き出している自治体というのは、まだこれからということでしょうか。

○出井航自然保護課長 この事業の前の事業で、例えば恩納村であるとか久米島町などの、そういう協議会の設置というものをまた支援しております。一応そういうふうにして既に過去から設置しているものを引き続き、今、直接的な支援というのはこの2か所なんですけれども、久米島、それから恩納村というのは、今、我々の手を離れている部分がありますけれども、ある程度主体的に動いてもらっているというようなところでございます。この事業実施期間の中で、またさらにそのモデルとなるような協議会の設置に向けて、引き続き今後実施していくということは考えております。

○瑞慶覧長風委員 この協議会の設立・運営に当たって、大学等の研究機関とも連携などはございますでしょうか。

○出井航自然保護課長 協議会の中に大学の機関が直接入るということはないんですけれども、例えばこの事業の全体の検討委員会、そういったところではその協議会の会長さんもその検討委員会の委員として出席していただいて、さらに、その場では大学とかの専門家の方々も一緒に同席して、検討会を開催するというようなことを年に2回程度実施しております。

です。その協議会で、技術的な、専門的な課題というものが出ればですね、当然、今この支援の中で実施している、我々の受託業者であるコンサルタントのほうも、ある程度のその技術的なノウハウを持ってるんですけれども、さらにその検討委員会の場では、本当にもう学術的な意見とかをもらえる場というのもありますので、そういった協議会の中における悩みとか生じた場合には、都度都度、解消できるようにしていきたいというふうに思っています。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

ぜひいろんな機関と連携して、人材育成の強化、取組の強化につなげていただきたいと思います。

ちょっと今年が沖縄本島、台風の接近がほぼないという中で、サンゴの白化現象もかなり進んでいるという報道も目にしておりますけれども、県で把握している今の白化状況についてお答えできましたらお願いいたします。

○出井航自然保護課長 県のほうで、今まとまって、全体の状況としてどうかというところまでは把握し

ておりません。ただ、いろんな専門家の方々が活動されている地域地域というのがスポット的にありまして、例えば久米島町であるとか、瀬底島とか、そういったところでどういった状況かというのは情報としていただいております。また、環境省の発表によりますと、西表石垣国立公園の石西礁湖において、9月上旬に調査しておりますけれども、その中では全体の調査地点における平均白化率が84%だということなことは聞いております。県としては、やはりこの白化の状況というのは、ちょっとできるだけ情報を収集したいと思っておりますので、引き続きそういった収集を行うとともに、今年度のこの事業の中で、この夏に発生した白化の状態というものを、衛星画像を使って、実際その画像の見た目で白化の割合がどれぐらいかとか、どの場所で白化が起きているかというようなことを解析したり、また、スポット的に3海域程度ですね、具体的に現地調査を行ったというようなことを行いながら、白化の情報の集約に努めていきたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員 これから白化の状況の把握に努めていただくと思うんですけれども、かなりひどい状況にあるという中で、サンゴ礁保全の再生の事業においても、これから、その被害状況と照らし合わせながら取組も加速させていくことになるのか、予算をしっかりとさらにつけていくようなことになるのか、そういった検討もされるのか、最後をお願いいたします。

○出井航自然保護課長 白化に関しましては、やはり今年度に限らず、従来からやはり問題意識は持っております。これは協議会の支援という、この事業での活動のお話をさせていただきましたけれども、それとは別に、調査研究の一環としてですね、白化に強いサンゴの種というものをちょっと選び出そうという、そういった調査研究のほうをやっております。実際、養殖とかという場で活用できるようなもので、そういう白化に比較的強いと思われるものがどういうものがあるかというのは、今、調査研究として実施しているところです。そういったものを、またそういう現場とかにまた生かしていけたらなというふうに思っています。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

子どもたち、学生の皆さんにもしっかりと連携しながら、人材育成にこれからも取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○仲里全孝委員長 瑞慶覧長風委員の質疑は終わり

ました。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 71ページの電動車転換促進事業、公用車E V転換促進事業ですね。事業の実績ですね、公用車E V転換事業新車購入リース予定車両52台を電動車に転換事業で、当初予算額2億3763万円で52台から56台となっておりますが、台数が多くなっていますが、予算額が2億3346万7000円と減額になっているんですが、これの説明をお願いいたします。

○横田恵次郎環境再生課長 お答えいたします。

公用車E V転換促進事業につきましては、令和5年度購入予定台数を52台として、当初予算として2億3763万円を計上しております。電動車の購入については、全て一般競争入札で実施しており、年度当初に実施した入札において、入札残が発生したことから、令和6年度転換対象車両のうち、前倒し購入が可能な車両を一般競争入札により追加購入したため、最終的には56台となっております。当初予算額と最終予算額の差額416万3000円につきましては、追加購入後の入札残として、2月議会で減額補正をしたものでございます。

○喜屋武力委員 この公用車全部がですね、E V自動車に全部替えるとしたら、あと何台ぐらい。また、金額としてはどれぐらいになるか分かりますか。

○横田恵次郎環境再生課長 この電動車転換事業につきましては、令和3年から令和7年までを集中期間として、電動車に転換することとしております。対象となる車両の基準について整備しまして、令和3年10月に沖縄県公用車における電動車導入方針を定めて、同計画に基づき事業を進めているところで

す。本計画においては使用年数13年以上かつ走行距離は10万キロ以上のもので、軽自動車とか、特殊車両を除くものを対象としておりまして、これまでに131台を導入しておりまして、令和6年度までに転換予定の現在46台と合わせると、178台の導入見込みとなっております。

県全体の対象となる車両につきましては、約600台ということになっております。

○喜屋武力委員 もし、この600台の車両を導入したときにですね、充電する施設設置はどのようになっているのか。

○横田恵次郎環境再生課長 充電につきましては、車両の導入に合わせて整備していくという形になっております。

○喜屋武力委員 この工事費に対しては、これは予

算計上されていますか。

○横田恵次郎環境再生課長 この事業においてですね、充電設備の工事費につきましても計上しています。ただ、令和5年度につきましては、整備状況と導入状況を鑑みて、令和5年度につきましては、充電設備の整備は見送ったという形になっております。

○喜屋武力委員 これだけの車の充電の設備を設置するのに対しては、庁舎内の電力で全部間に合うのか、それともまた余分にトランスとかそういったものを設置しなければいけないのか。この辺については考えていますかね。

○横田恵次郎環境再生課長 充電に伴って電力がどうなるのかという話かと思いますが、これにつきましては、充電の時間を夜間に充電するという形にしてですね、できるだけそういった問題が発生しないようにということで対応しております。

○喜屋武力委員 分かりました。

次に進みます。72ページの電動車転換促進事業の中で、E Vバス導入G X促進事業です。先ほども、同僚議員からもありましたので、少し補足して聞きたいと思います。県内の運行をする路線バス、観光バス等へのE Vバス導入を促進する国の補助事業の交付金を受けたバス事業者に対して、車両導入及び充電設備施設を支援する事業の執行率37.6%についての説明をお願いいたします。

○横田恵次郎環境再生課長 本事業ですが、地球温暖化対策における運輸部門の対策といたしまして、県内を運行する路線バス、観光バス等へのE Vバス導入を促進するため、国の補助事業の交付を受けたバス事業者に対し、県の補助金を上乗せすることで、車両の導入及び専用充電設備の設置を支援するものとなっております。執行率が低い理由といたしましては、E Vバス導入補助については、当初、バス事業者のヒアリングによる需要調査を踏まえてですね、5台から9台の予算を計上しておりました。しかし、国の交付決定を受けていたバス事業者2社がですね、メーカーの納入遅れから期限内に車両を調達できず、併せて導入する充電設備についての導入を断念したことから、経営の申請に至らなかったということで、執行率が37.6%という形になっております。

○喜屋武力委員 バス事業者からちょっと話を聞いたんですが、各事業所に充電設備がないとのことと断念したとの声も聞こえます。充電設備設置の多額の費用を用意するため、補助額はどれぐらいの金額を考えているのか。そして、バス会社などは、台数が多く利用するためにですね、金額が大きくなると

話がありました。それについては、どのようになっていますか。

○横田恵次郎環境再生課長 国の補助が、充電設備については設備品の100%もしくは2分の1または3分の1と、これは種類によって比率が分かれておりますけれども、工事費については100%補助となっております。沖縄県といたしましては、充電設備の設備費の2分の1または3分の1を上乗せするという形で実施しております。

○喜屋武力委員 2025年までですね、温室排気ガスをゼロにすることについては、国、県が力を入れて取り組まなければならないということも聞いていますが、県内を運行するバス会社だけでなく、タクシー、ハイヤー、レンタカー事業者に対しても同様に事業執行を考えるべきでないかと考えられますけれども、当局の考えを伺って終わります。

○横田恵次郎環境再生課長 令和6年度の事業といたしまして、商業用ですね、タクシーですとか、そういったものに対する補助というものを検討しているところございまして、交付要綱の策定に向けて、配慮しているところございます。

○仲里全孝委員長 喜屋武力委員の質疑は終わりました。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡の申出があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

休憩中に、大屋政善委員から、質疑時間の6分を下地康教委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おきます。

それでは質疑を行います。

下地康教委員。

○下地康教委員 この主要施策の成果に関する報告書ですけれども、これの71ページですかね。電動車転換促進事業というところでもありますけれども、これ公用車ですよね。ここで、沖縄県としては民間に関する対策というのはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○横田恵次郎環境再生課長 令和6年度に、県内の商用のレンタカーですか、バス、タクシーといったところにですね、購入とかの補助に関する事業の予算がありまして、その執行に向けて、現在、交付要綱の検討を行っているところございます。

○下地康教委員 民間に関しては令和6年度、今年

度から検討していると。その事業は、いつからいつまで実施する計画を立てているのでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 現時点では現年度、6年度限りとなっております。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から答弁の内容について確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

○下地康教委員 じゃ、民間に関しては令和6年度、これ単年度でその事業を実施するという理解でよろしいでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 現時点ではそうっております。

○下地康教委員 しかし、これ、民間に関しては、単年度というよりはもうちょっと長期的にプランを立ててその対策を取る必要があると思いますが、どう考えていますか。

○横田恵次郎環境再生課長 これにつきましては商工労働部とも協力しながらですね、引き続き次年度以降も、そういった事業が取り組めないかということで検討していきたいと考えております。

○下地康教委員 次に、72ページですね、バスに対するEV導入ということですのでけれども、これ当初予算と決算額がもう非常にかけ離れていますね。それで、決算額で548万5000円というふうにありますけれども、このバス、これ何台分でしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 小型EVバス1台と、それに伴う充電施設となっております。

○下地康教委員 結果的には、想定した台数が5台から9台というふうに伺っているんですけども、その中で1台しかできなかったということよろしいですか。

○横田恵次郎環境再生課長 そうなっております。

○下地康教委員 この事業というのは国の事業と併せてやるというふうにお聞きしているんですけども、これ、国の補助決定がないと県の補助が決まらないという考え方なのでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 そうなっております。

○下地康教委員 そうしたら、例えばバス会社が国に対する申請が遅くなった場合、県のその手続はできないというような状況が発生するということも考えられるのでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 今回の事業の、昨年度ですね、国の交付を受けた後、納入ができなかったということで取り下げたという課題がございます。そういった課題がございましたので、令和5年度は、

交付決定後に車両を導入する必要があったところをですね、事業者が補助金を活用しやすいように、令和6年4月以降に導入した車両について、事後申請もできるように補助金交付要綱の改定をすることとしております。

○下地康教委員　じゃ、一つの考え方なんですけども、現年度、例えば令和6年度に国に対する補助を申請をして、バス会社がですね。それで、申請して終わった後に、令和7年度に県の補助申請ができるというような流れもあり得るということですか。

○横田恵次郎環境再生課長　一応、今年度のものは今年度という形になります。令和7年度はまた令和7年度として予算を計上して、また別途、新たな予算として補助事業を行うという形になります。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から答弁内容について再度確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

○横田恵次郎環境再生課長　今回取り下げた2社の申請なんですけれども、国の事業が令和5年度までの事業となっておりまして、令和6年度に新たに申請ということができないという状況になっております。そのため、令和6年度に改めてその申請をしたということとやるということにはなっておりません。また、補助金の交付の決定としましては、実際に交付を受けた事業者に対して上乗せをするという形になっておりますので、繰り越してということができないということになっております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から答弁内容について再度確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

○横田恵次郎環境再生課長　対象にはならないということにしております。

○下地康教委員　そういう意味では、例えばバス会社等ですね、しっかりと国と県の補助を合わせてその事業を進めるということですから、これ、国の交付が受けられなかったら、県の交付も受けられないという話になるんでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　国の交付が受けられない場合は、県の交付も受けられないという形になります。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から答弁内容について再度確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

○横田恵次郎環境再生課長　令和6年度に交付決定を受けた事業者が、令和6年度内に県の上乗せの補助を申請した場合は、令和6年度内に補助をできます。また、令和7年度内に国の交付決定を受けた事業者が、新たに交付申請を行い、交付を受けた場合は県の上乗せの補助もできるという形になっております。

○下地康教委員　そういうことでしたら、要するに、国と県の交付申請が一致しなければならないということですので、それをやはりバス会社としっかりと協議を行って、国の交付を受ける、その交付の手続をですね、事前にしっかりと行わないと、皆さん方のほうも非常に大変だと思うので、今回ですね、これだけ予算が減額になったというところは非常に手続というか、それがですね、バス会社とあまりうまくいっていなかったのかなというところが見受けられますので、それをしっかりとやっていただきたいというふうに考えます。それと、不用が900万余り出ていますけれども、この不用というのはどういうふうになるんですかね。

○横田恵次郎環境再生課長　本事業につきましては、バス事業者等へのヒアリングによる需要調査を踏まえて5台から9台分を計上しておりましたが、国の交付決定を受けていたバス事業者2社が、メーカーの納期遅れから期限内に車両を調達できず、県への申請に至らなかったこともあり、2月補正で申請予定であった1事業者分と、別途新たに申請があった際に補助ができるようにですね、車両1台、専用充電施設設備1基分の予算を確保して減額補正したということになっております。最終的に、1事業者のみの申請となったために、追加申請用に確保していた分が不用となったという形になっております。

一般財源ですので、一般財源に戻るという形になります。

○下地康教委員　分かりました。

次は81ページですね。伊良部県立自然公園の見直し事業ですけれども、その事業の内容と目的を聞かせてください。

○出井航自然保護課長　県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るということを目的に、県の条例に基づき指定された地域でございます。伊良部県立自然公園につきましては、平成7年の9月に県立自然公園として指定をしております。

ただ、当該地域におきましては、平成7年の指定以降、伊良部大橋の開通、それから下地島空港の定

期便就航などに伴う社会基盤の整備や、近年の活発な経済活動に伴う宅地化などの開発が進むなど、自然公園を取り巻く自然的、それから社会的な条件が変化しているところです。そのため、本事業におきまして、伊良部県立自然公園における公園計画の見直しに必要な調査等を行うための経費ということで、こちらのほうを計上しております。

○下地康教委員 伊良部島はですね、今お聞きしましたように、伊良部大橋、それと下地島空港、それによる経済が活発化していました活動が、伊良部大橋を宮古島から渡って左側、要するに下地島に向けての道路、西側の海岸がですね、非常に宿泊施設が乱立をしています。そういう状況を踏まえて、いろいろと伊良部島の公園の見直しをするというような考えを担当部局は持っているのでしょうか。その辺をしっかりと聞きたいと思います。これ部長に聞きたいんですけども。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

公園法に基づくこの区域の指定というのは、今、説明のあったとおり、良好な景観というようなものを保全していく、保護していくというのが目的になっています。今、こういった土地利用の状況がいろいろ変遷していくに伴いまして、そういった景観の状況、自然状況も変わりますので、そういったものも踏まえながら、また地元の意向も踏まえながらこの計画を見直していくというようなことでございます。

○下地康教委員 それでは、この事業の計画期間が令和3年度から9年度まで、約7か年あるんですけれども、これの計画の総事業費、どのぐらい見込んでいるのか聞かせてください。

○出井航自然保護課長 現時点での総事業費といたしましては、1450万余りを見込んでいるところです。

○下地康教委員 調査期間が7年、これちょっと長いのかなというふうに思っています。それと、またその調査の費用が7年において1400万、これ事業費としてはあまり多くないのかなというふうに思っています、つまり、この見直しに関する期間と見直しに関する費用、これがちょっと反比例してるのかなというふうな感じがします。それで、この公園計画はいつ改定されて、いつ施行されるのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○出井航自然保護課長 公園計画をいつ見直すのかということについては、やはりこの調査の結果を踏まえて、いわゆる今の公園計画が適切なのかどうか、見直す必要があるのかどうかということで、例えば規制区分ですね、特別地域と普通地域とかご

ざいますけれども、そういったところの格上げ、格下げ、あるいは範囲の拡大、縮小などあります。そういったところを、調査結果をもとに一旦原案として作成いたしまして、その結果をもとにまた地元の市町村でありますとか、地元の住民を含む利害関係者、そういった方々と調整を踏まえてということになりますので、明確にいつということとはちょっと申し上げにくいところではございます。

ただ、こちらのほうの調査を終えた上で、そういう原案ですね、調整をできるような原案を作成するというで計画しています。

○下地康教委員 それとですね、今、宮古島市は伊良部地区において、都市計画区域を、網をかけようという検討をしています。その都市計画と、皆さん方のこの自然公園の調整というんですかね、その辺りはどうなっているんでしょうか。

○出井航自然保護課長 宮古島市の都市計画の見直しについて、これまで具体的な相談というものは受けておりませんので、その件について、宮古島市等の関係者と直接的な調整というのは行っておりません。ただ、いわゆる一般的な話として申し上げますと、自然公園法などを含む土地利用に関する上位計画として、国土利用計画法に基づき策定される土地利用基本計画などがございます。こういったところをですね、土地利用基本計画の中で、都市計画法や自然公園法などの土地利用関係の法律における計画の調整が図られるということにはなっております。その土地利用基本計画の望ましい運用を示した国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針というものがございすけれども、その中では自然公園の特別地域と、都市計画法に基づく市街化区域及び用途区域は重複しないことというふうにされております。

また、都市計画区域のうち、自然公園の普通地域においては、都市計画地域と重複はできるということにはなっておりますけれども、その場合も自然公園都市としての機能をできる限り維持するように調整しながら、都市的な利用を図ることになっております。

○下地康教委員 宮古島市は、伊良部地区において都市計画区域が指定されていないということで、社会資本の整備計画が貼りつくことがなかなか難しいという悩みを持っています、それで今、伊良部地域においては自然公園というふうに指定されていますので、この調整具合ですね、それをしっかりと連携を取りながら、今後進めていただきたいというふ

うに思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 以上で、環境部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

総括質疑については、昨日及び本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告いたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手のほど御発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 ほかに御提案はありませんか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

なお、決算調査報告書は、10月29日火曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆さんは、10月30日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 仲 里 全 孝

決算特別委員会記録（第 2 号）

開会の日時、場所

年月日 令和 6 年 10 月 30 日（水曜日）
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午前 11 時 18 分
場 所 第 7 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総括質疑の方法等について

出席委員

委員長	西 銘 啓史郎		
副委員長	玉 城 健一郎		
委員	宮 里 洋 史	新 垣 善 之	
	喜屋武 力	小 渡 良太郎	
	新 垣 淑 豊	仲 里 全 孝	
	仲 村 家 治	米 須 清一郎	
	幸 喜 愛	次呂久 成 崇	
	仲宗根 悟	高 橋 真	
	瀬 長 美佐雄	当 山 勝 利	
	大 田 守		

欠席委員

なし

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。

各常任委員長からの決算調査報告書につきまして、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットへ掲載しております。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑事項等について、事務局より説明）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 4 分休憩

午前 11 時 13 分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法等については、慎重に協議し

た結果、次のとおりとなりました。

タブレットに総括質疑の実施方法案というものがありますけれども、これが決定しましたので申し上げます。読み上げたいと思います。

まず、質疑項目については、総括質疑の全て。

当該質疑事項に対し出席を求める者は、知事、知事公室長、文化観光スポーツ部長、土木建築部長、警察本部長ということになっております。

質疑方法及び時間については、質疑時間は 40 分、各委員から質疑を一問一答方式で行って、会派ごとに、沖縄・自民党無所属の会が 17 分、ていーだ平和ネットが 6 分、おきなわ新風が 4 分、公明党が 3 分、日本共産党沖縄県議会議員団が 3 分、沖縄社会大衆党が 3 分、維新の会が 3 分となります。

実は先ほど理事会の中で、質疑の通告が 10 月 31 日の正午と、7 番に書いていますけれども、通告がなかった会派がある場合には、従来ですと 40 分が 37 分になったりと短縮されていたんですけれども、理事会の中でも、十分な議論をするためには再配分をしてはどうかという意見があって、結論として、通告がなかった会派の持ち分を通告のあった会派に質疑時間を改めて再配分することになりました。正午で一旦締め切りますけれども、正午の段階でもし質疑をしない会派があった場合は再配分をして再配分後の持ち時間に変更のあった会派の質疑者の質疑時間の報告期限は——仮に自民党が 17 分から 18 分に変更となったら、この 1 分はどなたに配分するかということ各会派で 10 月 31 日木曜日の 14 時までに時間の配分の報告をお願いしたいと思います。

次に 3 番、会派間の質疑時間の譲渡はできないということです。

それから、質疑順序は、多数会派順とする。

5 番、重複する質疑を避ける。

6 番、質疑通告書、様式 3 にのっとって可能な限り具体的に記載する。

質疑通告期限は、明日 10 月 31 日木曜日の正午といたします。

通告のなかった会派の再配分後の時間の配分等については 14 時としますので、御協力をよろしく願います。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、11月1日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 西 銘 啓史郎

令和6年第3回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第3号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年11月1日（金曜日）
開 会 午前10時0分
散 会 午後2時20分
場 所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県水道事業会計
乙第14号議案 未処分利益剰余金の処分について
- 2 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県一般会計決算
認定第1号 の認定について
- 3 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県農業改良資金
認定第2号 特別会計決算の認定について
- 4 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県小規模企業者
認定第3号 等設備導入資金特別会計決算の
認定について
- 5 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県中小企業振興
認定第4号 資金特別会計決算の認定について
- 6 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県下地島空港特
認定第5号 別会計決算の認定について
- 7 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県母子父子寡婦
認定第6号 福祉資金特別会計決算の認定に
ついて
- 8 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県所有者不明土
認定第7号 地管理特別会計決算の認定につ
いて
- 9 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善
認定第8号 資金特別会計決算の認定につ
いて
- 10 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県中央卸売市場
認定第9号 事業特別会計決算の認定につ
いて
- 11 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県林業・木材産
認定第10号 業改善資金特別会計決算の認定
について

- 12 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県中城湾港（新
認定第11号 港地区）臨海部土地造成事業特
別会計決算の認定について
- 13 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県宜野湾港整備
認定第12号 事業特別会計決算の認定につ
いて
- 14 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県国際物流拠点
認定第13号 産業集積地域那覇地区特別会計
決算の認定について
- 15 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県産業振興基金
認定第14号 特別会計決算の認定について
- 16 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県中城湾港（新
認定第15号 港地区）整備事業特別会計決算
の認定について
- 17 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県中城湾港マリ
認定第16号 ン・タウン特別会計決算の認定
について
- 18 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県駐車場事業特
認定第17号 別会計決算の認定について
- 19 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県中城湾港（泡
認定第18号 瀬地区）臨海部土地造成事業特
別会計決算の認定について
- 20 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県公債管理特別
認定第19号 会計決算の認定について
- 21 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県国民健康保険
認定第20号 事業特別会計決算の認定につ
いて
- 22 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県病院事業会計
認定第21号 決算の認定について
- 23 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県水道事業会計
認定第22号 決算の認定について
- 24 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県工業用水道事
認定第23号 業会計決算の認定について
- 25 令和6年第3回議会 令和5年度沖縄県流域下水道事

第3回議会 業会計決算の認定について
認定第24号

出席委員

委員長	西 銘 啓史郎		
副委員長	玉 城 健一郎		
委員	宮 里 洋 史	新 垣 善 之	
	喜屋武 力	小 渡 良太郎	
	新 垣 淑 豊	仲 里 全 孝	
	仲 村 家 治	米 須 清一郎	
	幸 喜 愛	次呂久 成 崇	
	仲宗根 悟	高 橋 真	
	瀬 長 美佐雄	当 山 勝 利	
	大 田 守		

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知 事	玉 城 デニー	
知 事 公 室 長	溜 政 仁	
総 務 部 長	宮 城 嗣 吉	
文化観光スポーツ部長	諸見里 真	
土 木 建 築 部 長	前 川 智 宏	
教 育 長	半 嶺 満	



○西銘啓史郎委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

令和6年第3回議会乙第14号議案の議決議案1件及び令和6年第3回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事、知事公室長、文化観光スポーツ部長、土木建築部長及び警察本部長の出席を求めています。

なお、総括質疑につきましては、タブレットで示しました10月30日の本委員会において決定したとおりとなっておりますので、御承知をお願いします。

それでは、これより直ちに総括質疑を行います。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 まず、私立学校の所管を含め教育部門を教育委員会に集約することについてですが、学校教育の振興という観点から、専門員のいない総務部ではなく教育委員会が所管するべきだと考えるんですが、見解を伺います。

○宮城嗣吉総務部長 私立学校の所管につきましては、学校教育法、私立学校法及び地方教育行政の組

織及び運営に関する法律により、都道府県知事が所管することとされております。

私立学校法では、私立学校が私人の寄附財産等の私的な財産、財源により設立される特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることで、私立学校の健全な発達が図られるものとされております。

これらのことを踏まえ、本県では、私立学校の建学の精神に基づく独自性や多様な教育をより一層推進させるためには、法令の規定のとおり、知事部局にて所管し、各私立学校の特色ある取組等に対し支援を行うことが重要であると考えております。

県としましては、私立学校の自主性を尊重し、健全な発展を図る観点から、引き続き知事部局において所管することが適当であると考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員 他府県では、この公私の区別をつけずに、しっかり一元化してやっているところもあるんですけども、あえて分ける意味、いま一度教えてください。財源以外にもあるのか。

○宮城嗣吉総務部長 全国におきましては、大阪府、秋田県、茨城県の3府県が教育委員会が所管していると把握しております。

一方で、青森県、岐阜県、長野県については、一旦、教育委員会に所管を移したものの、再び知事部局に所管を戻したと聞いておりまして、その主な理由につきましては、私立学校の独自性に基づく多様な教育の推進と、公立学校の協働と共創を図るためとしておりまして、私立学校の自主性を尊重するというふうに考えております。

○小渡良太郎委員 沖縄県もかつては教育委員会に一旦持たせたと、委員会で答弁が出ているんですけども、これは事実ですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から、沖縄県においては一貫して知事部局が所管しており、そのような答弁はしていないと思うとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 沖縄県、私立学校が非常に進学率も高いということで、公立学校も学ぶところが非常に多いというふうに考えます。

もう一つの質疑時間もありますから、これは要望とさせていただくんですけども、ぜひ公私の区別をつけずに集約をするという形で、検討をまずしていただきたいなというふうに思います。今までのこ

うだったから、これからもうではなくて、学校全体、今いろんな公立学校も問題を抱えていますから、その解決のヒントが私学にもあるかもしれませんので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

2番に行きます。

令和5年度に実施した学校給食実態調査や、市町村の意見聴取等が、令和6年5月24日発表の県給食費無償化方針決定に与えた影響について、この令和6年5月24日に知事から市町村半額負担を旨とする県の方針が発表されています。

この時期等を鑑みると、県の方針決定にはこの事業が大きな影響を及ぼすと推定されているんですが、事業のどの部分を根拠または背景として意思決定をされたか見解を伺います。

○半嶺満教育長 お答えします。

令和5年度は、学校給食費の支援の在り方について、課題を整理するため、学校給食費支援事業を実施しており、その内容として学校給食費やその他教育費に対する保護者の負担感などを把握するための実態調査や、市町村との意見交換、県外の先行事例調査を行っております。

実態調査結果によりますと、進学や部活動などで、中学生のいる世帯が教育費への負担感が大きいことが分かりました。

また、市町村との意見交換においては、事務負担が少ない制度にしてほしいなどの意見がありました。

それらを踏まえ、学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、中学生のいる世帯を対象に、学校給食費に対する支援を行うことといたしました。

また、補助率につきましては、県外の先行事例調査やこども医療費助成事業の支援方法等を参考に、2分の1としたところであります。

子どもたちの健全育成は、県と市町村の共通の課題であることから、学校給食の実施主体である市町村と県が協力し、学校給食費の無償化を進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○小渡良太郎委員 教育長の見解は委員会でも聞きました。

これは知事の公約でもありますから、知事の意味決定がどのようなものを背景としているのかというところを改めて知事に伺います。

教育長じゃないよ。

○半嶺満教育長 お答えします。

ただいま申し上げました学校給食費支援事業においては、その制度を設計する上で、その事業を基に

決定していきたいというふうに進めてまいりました。

その中で、この実態調査につきましては、非常に重きを置いているところではありますが、特にこの補助制度につきましては、やはりそのときに実施をしている先行事例、他県で実施している事例が一つありましたので、それに重きを置きまして、それを参考に2分の1としたところであります。

また、他の医療費助成事業の在り方についても参考にさせていただきました。

そのような事業の内容等を踏まえて、今回の県の方針を決定したところでございます。

○玉城デニー知事 ただいま教育長から答弁をしていただいたように、学校給食費や、その他教育費に対する保護者の負担感などを把握するために、まず実態調査を行っていただきました。

そして、市町村との意見交換——この場合には県が案を提案し、意見交換をしながら、県外の先行事例調査も行った上で、やはり中学生のいる家庭の負担感が大きいということで、まずは教育の無償化、学校給食費の無償化に向けて、2分の1相当額を県が負担することが妥当ではないかということで、教育委員会で取りまとめていただいたということでもあります。

○小渡良太郎委員 市町村が半額負担するという部分について教えてください。県が半額を持つ、じゃないです。

○半嶺満教育長 先ほども申し上げましたが、県の2分の1の根拠につきましては先行事例、それから医療費助成の支援方法等を参考にさせていただいたところであります。

また、重要な視点と捉えていることは、やはり、これは県と市町村の子どもたちの健全育成は重要な課題であるというふうに捉えておりまして、この学校給食の実施主体は市町村でございました。しっかりとその市町村と県が協力して、この給食費を進めていくことによって、支援にしっかりと厚みを持たせていくことにつながると思っておりまして、しっかりと協力して進めていくという視点から、まずは2分の1でスタートさせていただきたいというふうに考えたところでございます。

○小渡良太郎委員 この補助割合の決定に関して、県外の事例を参考にしたとあったんですけども、県外の事例は市町村との協議を経ずに、市町村に半額を出すという形だったんですか。それとも、しっかりと協議をした上で、半分半分という形になった

のか、どっちなのか教えてください。

○半嶺満教育長 令和5年に県外の実施調査を行いました。その時点で実施をしているのは千葉県でございました。その状況を確認したところ、その実施については県が主体となって、まず決定をしてスタートしたというふうに伺っております。

○小渡良太郎委員 市町村に半額を持たすというものの根拠を教えてくださいと言っているわけですから、先行事例にそれがあったのか、その先行事例はどのような形でそういう決定をしたのか。

○半嶺満教育長 この方針の決定につきましては、学校給食費無償化につきまして、現在、各市町村で様々な方法が取られているところであります。

県としましては、そのような市町村の取組状況、あるいは県外の事例、学校給食実態調査などを踏まえて、まずは県としての取組方針をしっかりと固めた上で市町村に提示をし、御意見を聞きながら、修正すべきところは修正するというスタンスで取り組んでまいりました。しっかりと方針を公表した段階で様々な意見がございましたので、修正すべきところは修正しながら、これまで進めてきたところであります。

今、制度設計に向けて、各市町村との調整、説明会を持ちながら、詰めの調整を行っているところでありますので、引き続きしっかりと市町村の意見を伺いながら制度設計も固めて、4月の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○小渡良太郎委員 じゃ、方針発表の時点では、市町村との協議も行っていない、そのいろんな先行事例も含めて、市町村の部分はあまり反映されていないということで理解していいですか。

○半嶺満教育長 令和5年度、8月に説明会を持ちましたが、その時点においては、県の方針としてもまだ定まっておらなかったもので、そういった制度上の話はなかなか踏み込むことができませんでした。その後の様々な調査を経て、我々県としての方針を固めて発表させていただきましたので、それまでに、この2分の1についての詳しい市町村との意見交換等を行っている状況でございます。

○小渡良太郎委員 じゃ、この方針発表とこの調査の内容というのは、あまり関係ないということで理解していいですか、その答弁だと。

○半嶺満教育長 実態調査は、我々非常に重きを置いておりますが、主にこの調査につきましては保護者の負担感等、その視点で調査をさせていただきました。

補助率等の制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、他県の実施事例、これは非常に重要な参考事例と考えておりますので、それをまず参考にして、また、ほかの医療制度等も参考にしながら、補助率の方針を立てさせていただいたところでございます。

○小渡良太郎委員 今の答弁を整理すると、調査に重きを置いているけど、意思決定については県外の事例を参考にしたという形でありました。

じゃ、何のための調査だったのかということの疑義は晴れないわけですし、そもそも、この市町村と協議をしないで方針を決定したということについては、知事、いつもおっしゃるんですけども、国に対して、沖縄県の独自性、沖縄県の地方の自主性云々とさんざん言うんですが、市町村に対して県は、その自主性を重んじずに一方的に方針を発表して、反響があったから変えるというようなやり方をしてきたというのが十分よく分かりました。

この発表については令和6年度の案件ですから、あくまで令和5年度決算の調査なのでここまでにとどめるんですけども、この令和5年度の調査もしっかり調査をして検討して、それを方針に反映させるというのが本来の在り方ですから、やはり今後しっかり徹底をしてやっていただきたいと、市町村の協議も含めてやっていただきたいと。

終わります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から、総括質疑の答弁者について、執行部へ配慮を求めた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

新垣善之委員。

○新垣善之委員 お願いします。

1、消防防災ヘリコプターの導入に係る知事の見解について。

沖縄県全体での広域的な消防防災ヘリ運用体制、昼夜問わずの早期実現と、迅速かつ効率的な防災活動を目指すための今後のプロセスはどうなっているのか。また、賛同を得られていない2市との合意形成に向けて、どのような取組が図られているのか、お願いします。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

消防防災ヘリの導入につきましては、現在、石垣市及びうるま市から2機体制にすることや、導入当初から夜間運航等について意見があり、承認いただけておりません。

2機体制や夜間運航等については、まず消防防災

ヘリの運航実績を積み上げながら、人員体制や予算等について、市町村及び消防本部と意見交換を重ね、段階的な拡大を検討していきたいと考えております。

2市につきましては、これまでも累次にわたり市長等と面談を行ってきたところであり、引き続き個別に説明する機会を設けるなど、丁寧な説明を行い、消防防災ヘリ導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣善之委員 続きます。

2点目、離島・過疎地域の問題解決について。

持続可能な発展と住民支援について、船員確保や交通コスト軽減、観光振興、移住促進、そしてデジタル技術活用による生活環境の向上など、各施策の効果を高めるためには、地域住民や事業者との連携強化が鍵となります。

これらの課題に対し、県として今後どのように支援や体制強化を図っていく方針でしょうか、お願いします。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

沖縄県では、離島振興計画や過疎計画に基づき、交通、生活コストの低減や、地域の資源、魅力を生かした産業振興、移住・定住の促進など、離島・過疎地域の問題解決に取り組んでおります。

これらの計画の策定に当たりましては、市町村や住民、関係団体からの意見聴取を行っているほか、離島・過疎地域の振興に関する施策の推進に当たっては、現地を訪問し、意見交換を行うなど、様々な機会を捉えて、住民や関係団体とも連携して取り組んでいるところです。

また、施策の推進や進捗の管理に当たりましては、副知事及び各部局長で構成する沖縄県離島過疎地域振興対策会議を開催し、各部局長の意見を取り入れるなど、全部局一丸となって施策を推進しております。

○西銘啓史郎委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 まず、水難事故に関する総括質疑を行います。

沖縄県から水難事故をなくす取組は、知事部局、県警本部にまたがるために、これまでの予算や対策などでは改善が見られておりません。

今後、水難事故を防止するためには、一元化した窓口としての担当を設置すべきだと考えるが、知事の見解をお伺いします。

○玉城デニー知事 沖縄県では現在、各部局がそれぞれの役割分担の下、連携協力して、各種水難事故

防止対策に取り組んでおります。

一元化した窓口担当の設置につきましては、各部局で実施している水難事故防止対策の取組状況や関係機関の意向を勘案するとともに、水上安全条例を所管する県警察との意見交換を行い、判断していきたいと考えております。

○仲村家治委員 関係部局と連携をしてというのがずっと答弁されているんですけども、これは数字が改善されていないということで、特に安全管理がなされていない自然海岸を総括して担当する部署を設けるべきだと思うんですけど、知事どうでしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

今、知事からもありましたように、知事部局の各部局でしっかり今取り組んでいて、県警察とも連携して取り組んでいるところです。

現在取り組んでいる各種取組の状況と実績、あと、当然、今言った水難事故件数、死者数の推移等を踏まえて、しっかり検証を行った上で、一元化した窓口の設置も含めて、効果的な対策について検討していきたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から、部長答弁は常任委員会で確認しており、総括質疑では総合的な対策を聞いているので、知事が答弁してほしいとの要望があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城デニー知事。

○玉城デニー知事 仲村委員には先ほども答弁をさせていただきましたが、水上安全条例を所管する県警察とも、各種の事業や水難事故防止対策の周知広報など、連携協力して現在も取り組んでおります。

なお、沖縄県としましては、引き続き各部局及び関係機関の役割分担の下、必要な予算を確保し、水難事故防止対策に全力で取り組んでまいりたいということでもあります。

○仲村家治委員 知事、去年は59名の方が亡くなっていて、令和4年度は40名、令和3年度は45名の方が亡くなっているんですよ。私はこの4年間ずっと水難事故の対策を全庁的にやらないといけないということを何度も何度も質問をしました。

文化観光スポーツ部は、今年度1億2000万円の予算をつけて今、巡視をしております。成果が出ております。ただ、限界があります。これに対して知事

が英断を下して、次年度は少なくともそれ相当の予算を確保して、この水難事故がゼロになるようにぜひやっていただきたいんですけど、知事、見解をお願いします。

○玉城デニー知事 沖縄県における水難事故の発生状況等を見ますと、契機となったその行為、場所、年代など、多種多様であります。ですから、水難事故発生の要因も様々であり、そこは関係機関と連携した面的な取組が重要であるということを、我々もしっかりと認識をしております。

ですから、今後、水難事故防止対策に取り組む関係機関としっかり意見交換を行い、それぞれの所管において、あるいは責任において、一元的に協力していくような、そういう体制も取りつつ、それぞれに具体的にまた策を講じていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○仲村家治委員 今回は決算特別委員会ですので、昨年度のものを審議しているんですけど、この4年間ずっと水難事故を減らすように対策してくれと言って、協議していますという話なんですけれども、その協議をいつまでに整えて、次年度に生かしていくつもりでしょうか。知事の答弁をお願いいたします。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

予算につきましては、昨年度から3倍の1億円と、来年度につきましても、今、それも2倍近く増やす方向で検討しているところです。

当然、この先、観光目的税が導入された暁には、その金額もまた増やして取り組んでいきたいというふうに考えております。

その辺の実績も見ながら、しっかりその取組の効果が効いているかどうか、その数字を確かめて、体制づくりについては在り方を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○仲村家治委員 ただいまの部長の答弁ですね、知事、それで間違いはないですか。

○玉城デニー知事 基本的には県の見解ですので、そのように答弁をさせていただいたとおりです。

○仲村家治委員 とにかく水難事故ゼロにするために、ぜひ取り組んでください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 沖縄ワシントン駐在の設立目的について伺います。

○玉城デニー知事 沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者でもある米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置しております。

○新垣淑豊委員 沖縄プリフェクチャーDCオフィスの設立の目的について伺います。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在は当初、税金が課されない非営利法人として登録することを検討しておりました。

手続を進める中で、ワシントンコア社を介し、事務所の法人登録のほか、ビザ申請、取得のプロセスにも精通した専門の弁護士が国務省及び内国歳入庁に問い合わせたところ、連邦議会議員や政府機関への働きかけなどのロビー活動のような政治的活動を行うため、株式会社が適当との回答があり、株式会社として法人を設立したところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 ワシントン駐在及び当該事務所は、沖縄県部等設置条例及び沖縄県行政組織規則のどこに定められているか、根拠を伺います。

○宮城嗣吉総務部長 ワシントン駐在は、沖縄県行政組織規則第254条の規定に基づき定められた沖縄県職員の駐在等に関する規程により、駐在として配置されております。行政組織としてのワシントン事務所の条例規則上の位置づけはございません。

以上です。

○新垣淑豊委員 ないんですね。違法じゃないですか。

○宮城嗣吉総務部長 職員の配置につきましては、先ほど申し上げましたとおり、沖縄県職員の駐在等に関する規程により、駐在として配置してございます。

○新垣淑豊委員 株式会社の設置についてはどうなっていますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から質疑内容の確認があり、新垣委員から、株式会社設置の根拠は何かとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 地方公共団体が出資することにつきましては、法律上、特段の禁止規定がないことから制限されておらず、公益上の有無の判断の下に出資することも可能であるというふうに考えてお

ります。

以上です。

○新垣淑豊委員 この出資した出資金、そしてもし株式があるのであれば、それは沖縄県が持っている財産目録に書かれていますか。

当たり前だよ、出資しているんだからね。

○溜政仁知事公室長 まず、出資金につきましては、県が委託事業者であるワシントンコア社に支払った平成27年度の委託料のうちから、ワシントン事務所の口座に払い込んでいるというところがございます。

また、ワシントン事務所の法人が発行した株式については、公有財産として登録がなされておりません。これまで登録を行っていなかった理由や米国の法制度との違いも含めて、今、確認を行っているというところがございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 事業委託のお金から出資金って出せるんですか。そうしたら、やりたい放題ですよ。沖縄県が事業費として支払った委託料、この中から、沖縄県100%株式会社を幾らでもつくれるからね、まさに裏金だよ、これ。

○溜政仁知事公室長 平成27年度のワシントン駐在の設置及び活動支援事業の委託につきましては、事務所の設置の支援、あるいはそのFARA登録についての支援というところがございます。

その中で、ワシントン事務所、ワシントン駐在についてどのような対応がいいかということを検討した結果、株式会社が適当ということになったということでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から、質疑の趣旨は委託料の中から株式会社設置に関しての出資金を出すことができるのかであるとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 一般的に委託料の部分につきましては、県が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることが効率的である事務事業について委託で支出するというところで、その委託の部分については、個々の経費を見ると、例えば人件費であったりとか、役務費であったりとか、場合によっては出資金があるのかもしれませんが、そういったもろもろの経費を包括する形の部分について委託料として支出することが可能となっております。

ただし、この委託料による出資につきましては、当時の委託業務全体像と、その考え方を確認する必要があると考えておりまして、関係部局間で確認しながら整理してまいりたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、委託料から出資金が出せるのかとの質疑に対する答弁になっていないので、再度答弁するよう指示があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 委託料の節につきましては、先ほど申し上げましたとおり、他の者に実施させるほうが効率的である事務事業について、委託できるということで、その経費の内容につきましては、様々な内容の部分について、包括的に委託料という節で支出することが可能でありまして、その経費の内容については制限はないというふうに理解しておりますが、その出資という部分につきましては、公益性の有無の判断の下ですね、出資がなされているというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 この子会社をつくるに当たって、庁内手続はどういったものが必要ですか。

○溜政仁知事公室長 繰り返しになりますが、今回登記していますワシントン事務所株式会社は、県職員が米国でロビー活動を適切に行うための駐在員を配置するに当たり、米国の制度の下、整合を図り、法人設立を受けたものであります。

そのため、米国駐在員の勤務場所としては、沖縄県ワシントン事務所の立ち上げ、運営支援に関する業務をまとめて委託をしているところがございます。

その際、本庁等での手続というのは、現在では確認をできていないというところがございます。委託として行っているというところで、その委託の手続は行っているんですけれども、株式会社の立ち上げ等について本庁等で手続を行ったということは現在、確認できておりません。

以上です。

○新垣淑豊委員 今の話ね、私が聞いたのは、どうやったらこの子会社ができるのかというのを聞いたんですけれども、ちょっとびっくりしましたよ。

そしたら、この会社を立ち上げるための起案は誰がして、誰が承認したんですか。

○溜政仁知事公室長 繰り返しになりますが、このワシントン事務所株式会社というものは、ワシントン駐在の活動支援の一環として行われたもので

ございます。

ですので、ワシントン事務所の立ち上げ、運営支援に関する業務をまとめて委託しておりますので、その中で進められたということでございます。

沖縄県事務決裁規程上は、海外で民間企業を設立する際の決裁権者というのは特に定められていないところです。

なお、株式の取得等に係る出資金の予算執行に係る決裁権は、1件1000万円以上は知事、100万円以上1000万円未満は統括監、100万円未満は課長というふうになっております。

以上です。

○新垣淑豊委員 規定がないことを勝手にやったということですか。

○溜政仁知事公室長 当該事業は、平成27年にワシントン駐在職員の拠点づくり、あるいはFARA登録などの活動支援を委託事業として執行伺いの決裁を経た上で、ワシントンコア社に委託しているというところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 この事務所ね、アメリカで登録されているはずなんです。それも営利企業で登録されているから、納税が発生するはずなんです。これどうなっていますか。

○溜政仁知事公室長 ワシントン事務所の収支については、米国政府に対し毎年申告を行っておりますが、同事務所に入る収入は全て経費として支払っており、利益としては残らないことから、毎年の申告の結果、課税されることはないということでございます。

○新垣淑豊委員 決算書の提出を僕は求めたんですけども、作成されていないということを聞いたんですけど、これは事実ですか。

○溜政仁知事公室長 米国の制度上、作成はしていないということでございました。

○新垣淑豊委員 決算書を作らないのに、納税できるんですか。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在に確認したところ、決算書等の添付等は必要がないということでございました。

○新垣淑豊委員 これはどうやったら、その納税額を決められるんですか。

○溜政仁知事公室長 納税申告書というものを作成して、その中で収支を説明しているということでございます。

○新垣淑豊委員 この会社、基本的に沖縄県が100%

出資していますけれども、議会への報告義務はないんですか。

○溜政仁知事公室長 ワシントン事務所の設置に要する経費については、先ほども申し上げましたけれども、平成27年度のワシントン駐在活動事業費で、委託費として予算措置はしていたというものです。

株式会社の設置については、地方自治法上は、議会への報告義務というものは特にはないというものでございますが、より丁寧な説明は必要だったのではないかなというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から、県が出資する法人に関する報告義務について、再度確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 すみません、先ほど委託料についての報告義務ということで答えさせていただいております。

失礼いたしました。

地方自治法第243条の3第2項においては、地方公共団体の長は県が出資している法人で、政令で定めるものについて、その経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないというふうに定められているところでございます。

失礼いたしました。

○西銘啓史郎委員長 先ほどの答弁の訂正ということではよろしいでしょうか。

義務はないという話になっていましたが。

○溜政仁知事公室長 はい、すみません。

訂正いたします。失礼いたしました。

○新垣淑豊委員 これまで我々に対して報告がなかったのはどういう理由ですか。

○溜政仁知事公室長 この株式会社につきましては、その委託料の中で支出しているという経緯もございまして、今回ですね、議会の報告につきましては、詳細を確認して調整の上、対応したいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 これね、我々議会をだましていたということです。我々議会だけじゃなくて、県民の皆さんに対して、こういった報告がなされていない。それが明らかになったんですね、今回。

次に行きましょうね。

この2024年1月1日より、ペーパーカンパニーなどを通してマネーロンダリング、テロ資金供与、脱税、その他の違法行為を行う者の取締りを支援する

ことを目的とした連邦企業透明化法が施行されたが、今回この法人はですね、当初の目的を私聞きましたよね。目的は聞いたけれども、これと全く違う法人と、このワシントン駐在は違うことになっているんですよ。

それで、L 1 ビザを出したということは、これはスパイと思われてもしょうがないとは思っているんだけど、この件についてどう思う、知事。

○溜政仁知事公室長 御指摘の法律について、詳細は把握していないところでございますが、ペーパーカンパニーというのは一般的に書類上だけ存在し、事業活動の実態がない法人を指すと承知しております。

ワシントン駐在は米国政府や連邦議会関係者等に対し、辺野古新基地建設問題、あるいはP F A S汚染問題などの沖縄の基地問題に関する精力的な働きかけを行っております。継続した事業活動を行っていることから、違法性はないものと承知しております。

○新垣淑豊委員 これ、職員が向こうに赴任する際の辞令書は、どのような内容になっていますか。

○宮城嗣吉総務部長 海外への職員配置については、地方公務員法第15条の2第1項第4号に基づく転任に該当するものであり、海外における業務を所管する所属課への異動と併せて、駐在を命ずる人事発令により行っております。

具体的には、副参事は、知事公室秘書課副参事に補する、知事公室秘書課勤務ワシントン駐在を命ずる。主幹は、知事公室基地対策課主幹に補する、知事公室基地対策課勤務ワシントン駐在を命ずるという辞令を発出しております。

○新垣淑豊委員 この株式会社の役職については、何かしら県からの辞令というのはあるんですか。

○溜政仁知事公室長 そのような辞令はございません。

○新垣淑豊委員 じゃ、駐在の人たちは、ペーパーカンパニー、この会社の役割と、この県の駐在の役割、どちらをもって活動していますか。

○溜政仁知事公室長 法人の代表者としまして、県職員をプレジデントと表記しておりますのは、県の役職名の英訳では米国で理解されない可能性もあることから、現地における一般的な組織の役職に合わせて表記をしたというところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から、質疑の趣旨を再

度説明した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 県職員として働いています。

○新垣淑豊委員 県職員としてやっているんだったら、今言うようにロビー活動できないんじゃないですか。

○溜政仁知事公室長 F A R A登録につきましては、その活動の中身等を説明した上で取得しておりますので、それに制約を受けるということはないというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 ちょっとビザの件を聞きますね。

L 1 ビザは国際企業間の転勤者のためのビザなんですけど、日本法人はどういう名前でどこにあるの。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在のビザの取得に当たり、沖縄県を海外の雇用主として申請しております。

以上です。

○新垣淑豊委員 すみません、もう今いろいろな話を聞きましたけど、知事、この内容は全部分かっていましたか。

あなた、このワシントン事務所、物すごい効果があるという話をしているけどね。

○玉城デニー知事 ワシントン駐在については、設置当初から、この株式会社の形態を取っていることについては、先日、事務方から報告を受けているところです。

○新垣淑豊委員 それまで知らなかったということですね。

○玉城デニー知事 はい、先日報告を受けております。

○新垣淑豊委員 これは、知事に対しての報告義務というのはないのですか。100%子会社。

○溜政仁知事公室長 株式会社につきましては、平成27年の委託の中で設置をしていて、その目的としてはF A R A登録等に関する手続の一環として行われているというふうに承知しているところでございます。ですので、現在、F A R A登録はできているところですので、この件について、詳細を知事等に説明を今までしていなかったということでございます。

○新垣淑豊委員 ワシントン駐在ね、これ、今の話を聞いただけでもかなりの問題がある。

これを次の期に残すなんて、僕らはあり得ないと思っていますからね。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 ワシントン駐在員活動事業について。

(1) 沖縄県で働いているということを文書などで証明した上で、ビザ申請を行ったのか伺う。

また、ビザ申請自体は、法的に適切に処理され、承認されたのか伺う。

○溜政仁知事公室長 ビザ申請に添付する書類において、沖縄県で働いていることを証明し、ビザを申請しているところでございます。

○仲里全孝委員 添付資料の内容を教えてください。内容だけでいいですよ。

○溜政仁知事公室長 当該職員の過去3年間の勤務実績等を記載して、申請をしているところでございます。

○仲里全孝委員 それは分かるんだけど、沖縄県で働いているというのを、今、別途資料で確認を取ったと言うんですけれども、誰が承認したんですか。

○溜政仁知事公室長 米国におきまして、委託先と連携して書類を作成し、その資料については、前事務所長がサインをしているということでございます。

○仲里全孝委員 前事務所長、所長というのはどこを指しているの。領事館の所長ですか。

○溜政仁知事公室長 書類につきましては、ワシントン駐在の所長でございます。

○仲里全孝委員 何でワシントンの駐在が、これ承認とか承認しないとかをするのか。

皆さんは、別途申請、ビザ申請のとき出しているって言っているでしょう。向こうはそれも目を通してあるんですよ。問題ないですよ。何で駐在員がこれを許可するのか。

○溜政仁知事公室長 失礼しました。

L1ビザの取得につきましては、まずは米国において、米国の中で申請をするということで……。

ワシントン事務所の中で書類を整理するという必要があるところから、ワシントン事務所長がサインをしているということでございます。

○仲里全孝委員 どの、領事館の所長がサインしているのか、公的機関の人がサインしているのか。

認めたというのを承認されて、私、通告しているのは、誰が承認したのって。

○溜政仁知事公室長 書類は前職の所長がサインをしております。それを移民局に提出をしているということでございます。

○仲里全孝委員 これね、皆さんが出しているの、私も中身を見ましたよ。ほぼ活動と一緒に、似ている

のは分かっています。

しかしね、「Masaru Kinjo Director General Executive Office of the Governor」とは誰ですか。この人、こんな権限があるんですか。誰ですか、この人。

○溜政仁知事公室長 金城賢は、当時の知事公室長でございます。

前公室長の名前で出されているのは雇用証明だというふうに考えております。

それで、このL1ビザの当初の取得に当たっては、まず米国の移民局に対してその申請書等を提出して、それが受理されると、移民局から通知書が発行されるということになります。さらに、その通知書が発行された後に、申請者本人が総領事館にビザの申請を行うという流れになるということでございます。

○仲里全孝委員 公室長、これ私は百も承知ですよ、こういう申請は。我々も副知事も一昨年アメリカへ行きましたよ、ビザを取りました。交流もしました、これ交流ビザ。

L1ビザって何ですか。L1ビザを取得して、政治活動ができるんですか。やっています。誰から許可をもらっているんですかと。アメリカ合衆国の誰も知らないですよ。L1ビザを持っているんだから。ここで申請すれば、これ申請許可は下りますよ。

活動内容はなんですか、活動内容。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在はFARA登録をしており、それに基づいてロビー活動を行っているということでございます。

○仲里全孝委員 そうすれば、職員2人は株式会社沖縄ワシントン事務所の職員ということですね。それでプレジデントで申請して取っているわけでしょう。

その内容も私は確認したんだけど、一切、米軍基地関係、基地から発生する事件・事故、そういうものは一切書いていないですよ。

だから、僕は虚偽じゃないのって言っている。申請そのものがおかしいんじゃないの。L1ビザを持っているのはこれはいいですよ、身分もチェックされて。問題は活動なんです、活動。

○溜政仁知事公室長 申請の際に、ワシントン事務所株式会社の目的は、沖縄県と米国の利害関係者とのコミュニケーションを促進し、地域社会との関係や沖縄の基地との関わり、沖縄と米軍の経済、文化関係など、地域の問題に関する理解と協力を深め、米国と沖縄の間のビジネスチャンスと国際貿易を促

進することですというふうに記載をされています。

○仲里全孝委員 交流がメインですよ。アメリカ合衆国との交流。経済もろもろ書いてあります、皆さん。基地問題を解決するというのはどこにも書いていないですよ。米軍基地のことを一切書いていない。

しかし、ロビー活動したり、皆さんが活動しているのはそうじゃないでしょう。今回の代表質問でもいろいろ皆さんの実績が出ていましたよ。目的は、基地問題解決に向けた目的がメインになっているんじゃないですか。駐在の配置も答弁しているよ。基地問題や県の政策を実現するため。一切、L1ビザには書いていない。こういう活動をするために皆さん、L1ビザを取っているって言うんですけど、これ的外れているんですよ。本当にアメリカ合衆国は皆さんの活動を把握していますか。

公室長、2年前に私も副知事もアメリカのワシントンDCに行って、環境問題で意見交換をしましたよ。副知事が、基地から発生するPFOS、いろいろもろもろ言っていました。回答しないですよ——私には権限ないですからと、そう回答していましたよ。

知事が公の文書をアメリカに送ったのを、私は拝見しました。8項目ぐらい全部基地問題をばんばん書いています。回答は一切これに触れていない。権限がないんですよ。

だから、L1ビザを取って、何をやっているんですかと、皆さん。交流だったら正しいですよ、これは。政治的活動をして、誰が承認しているんですかと。だから、これ虚偽に当たらないですか。私は本会議でも言ったでしょう。先ほども言ったスパイ活動に当たるよ、これは。

知事の答弁を伺います。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在におきましては、ロビー活動をするためにFARAの登録を行っております。

その活動内容については定期的に報告することになっておりまして、定期的に政府に対して報告を行っておりますので、米国政府もワシントン駐在の活動は承知をしているということでございます。

○西銘啓史郎委員長 玉城知事、全体を通しての答弁をお願いします。

○玉城デニー知事 これまでも本会議や委員会におきまして、質問には丁寧にお答えしてきたと承知をしております。

今般の法人登録については、やはりその事実関係

を確認し、米国の法律における考え方の違い等を、委託業者や現地の弁護士にも確認して整理をするよう指示をしているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 それでは、ワシントン駐在員活動事業について、私も質疑をさせていただきます。

(1) ワシントン駐在のために設立されたワシントン事務所株式会社について、議会への説明、報告に加え、地方自治法上、議会に対して果たすべき義務を履行してきていると考えているのか伺います。

○溜政仁知事公室長 ワシントン事務所の設置については、先ほど来答弁させていただいておりますが、平成27年度のワシントン駐在活動事業費で委託料として予算措置をしていたものでございます。

地方自治法上の議会への報告については、当該団体と県との財政的な関係などを、今、詳細を確認して調整した上で、また対応を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から、質疑に対しての答弁となっていないとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 今までワシントン事務所につきましては、議会への報告はなされていないところでございます。ですので、なぜそのような対応になったのかというのは、もう一度確認した上で、整理をしたいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から、報告義務が果たされているかどうかについて答弁するよう指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 先ほどから申し上げておいて恐縮なんですけれども、ワシントン事務所につきましては、議会への報告等がなされていない状況でございます。

そのため、海外での取扱い等も含めて整理した上で、検討したいというふうに考えております。

以上です。

○宮里洋史委員 できていないという答弁がございました。

この間、ワシントン事務所について、駐在と法人

というどちらも答弁があるんですけども、これどちらが正確ですか。教えてください。

○溜政仁知事公室長 沖縄県における身分としましては、駐在ということでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から、質疑の趣旨は答弁で法人と言ったり、駐在と言ったりしているが、どちらが正しいのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 県職員としての身分としては、駐在となります。

ただ、ワシントン駐在がワシントンにおいて活動するためには、何らかの法人として登録する必要があるということで、委託先とも相談した結果、ロビー活動のような政治的活動を行うためには株式会社が適当ということがあり、株式会社としての法人を設立したということでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 我々議会に対してはずっと駐在所と言っていました、行政機関と。アメリカにおいては、活動するために法人登録したと、今、答弁がありました。これ、虚偽以外でどのように捉えればいいんですか。私たち議会に対して、県民に対して、虚偽ですか、どうですか。

○溜政仁知事公室長 繰り返しで恐縮なんですけれども、ワシントン駐在におきましては、ワシントンにおいて目的を達成するために、当初の目的ですね、米国政府あるいは議会への働きかけ等を行うためにどのようにすべきかということを検討した結果、株式会社を設置することが適当ということになって設立しており、それでFARA登録等も行い、その業務内容等は米国政府にも報告をしているところでございます。ですので、虚偽に当たるという認識はございません。

○宮里洋史委員 今回、議会で仲里全孝議員が資料請求をして、法人というのが初めて分かって、先ほどの答弁でワシントン事務所に対しての正確な議会に対しての報告を行っていないと言ったにもかかわらず、ずっと駐在と言ってた。今回、法人って言った。これは偽りじゃなくて何ですかと聞いています。議会に対してですよ。ずっと言っていたのなら分かります、法人でやっていますと。1回も説明がないんですよ。報告義務はないって初めの答弁で言って

いました。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在におきましては、県の身分を持ったままワシントンにおりますので、ワシントン駐在という言い方が適当であろうということで、ワシントン駐在という表現を使っているところでございます。

○宮里洋史委員 先ほど、行政上ですよ、私たち説明をすべきだったけど、今まで報告がなかったと言っていました。その報告がない状態で8年間も予算執行していたのはよろしいんですか。法律違反じゃないですか。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在については、FARAの登録も行い、適正にロビー活動といたしますか、米国政府あるいは米国議会等への働きかけを行っております。それにつきましては、米国のほうにも報告をしているところでございます。

一方、ワシントン事務所としての設立について議会への報告等を行っていないことにつきましては、海外での設立等の状況も勘案して、少し整理をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○宮里洋史委員 次に行きます。

県がワシントン事務所株式会社に対して出資したことを証明するための詳細な説明についてお願いします。

○玉城デニー知事 ワシントン駐在については、設置当初から株式会社の形態を取っていることについて、先日、事務方から報告を受け、私からはそのような登録についての経緯、書類を取り寄せ、事実関係を確認し、米国の法律における考え方の違い等についても委託業者や現地の弁護士にも考え方を確認するようにと指示をさせていただいております。

○宮里洋史委員 これ、出資しているのは明らかですよ。間違いありませんよね。

○溜政仁知事公室長 はい。沖縄県が出資しているということになります。

○宮里洋史委員 出資という言葉は、資産を持っているという意味と一緒です。沖縄県の財産について、有価証券及び出資による権利の中に、先ほどの答弁でも中身がないと。

要するに、ワシントン事務所の株式が載っていないという答弁がありました。これ、10年近く、私たち議会に報告もなければ、県民にも報告がないわけですよ。これ、隠蔽じゃなくて何て言うんですか。

○溜政仁知事公室長 設立当時、十分な説明が行われていない、あるいは登録等が行われていないこと

については、先ほど言いましたが、海外での事例等も検討して整理をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から、質疑に対して答弁するよう指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 ワシントン事務所の設置に要する経費については、平成27年度のワシントン駐在活动事業の委託として措置しており、その委託としてやっているものですから、これまで特に報告をしてこなかったというところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 知事公室長、隠蔽ではないですかと聞いていますから、隠蔽ではないならないと言ってください。求めている答弁が違います。

○溜政仁知事公室長 設立当時、平成27年になるんですけれども、ワシントン駐在の活動を支援するために様々な検討をした中で、ワシントン事務所を株式会社にするということになったものでございます。

これについては、特にこれまで報告はしていないところでございますが、実際、ワシントン駐在については目的を持ってといいますか、米国政府あるいは米国議会に対してのロビー活動等を行うという目的に沿って活動しております。

ですので、特に隠蔽というふうには考えていないところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から、活動内容ではなく、設立以降ずっと財産に載っていないことについて聞いているとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 当時の委託の中で整理をさせていただいて、それについて資産として登録すべきかどうかというところを検討したかどうかというの整理をさせていただいて、報告させていただきたいというふうに考えております。

○宮城嗣吉総務部長 出資の経緯が、委託料の中で支出されたという経緯もあって、それがまた海外で設立された、日本でいうところの株式会社というところがありましたので、そういう意味で、これまで出資に関する権利であるとか、あるいは法人に対する経営状況の報告とか、そういったものがなされて

いなかったというふうに認識しておりますので、その経緯等を確認しながら、今後対応させていただければと思います。

○宮里洋史委員 この議会への報告義務があったけどできていなかったという答弁はもういただきました。これは公務員法、もしくは様々な法令に違反ではありませんか。懲戒処分、もしくは刑事責任を問われないか、伺います。

○宮城嗣吉総務部長 県職員、地方公務員には、法令を遵守する義務がございます。その義務に違反した場合には、一般論として、場合によっては懲戒の対象ということもありますけれども、今回、義務違反であったのかどうかということについても、それらの経緯等を含めながら確認すべきものというふうに考えております。

○宮里洋史委員 ビザ申請書類の中で、「Type of Business」、ビジネスとは営利目的ですね。として、「Japanese Government Agency Dealing with International relations and International trade」、これは日本語で言うと国際関係及び国際通商をつかさどる日本の政府機関ということで、表記が見られるんですが、これは、沖縄の駐在規程では、沖縄の基地問題に関する情報収集、情報発信等に関することと書かれておりますけれども、ワシントン駐在の任務と異なるのではないかと、伺います。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在の担当事務は、沖縄県職員の駐在等に関する規程により、沖縄の基地問題に関する情報収集、情報発信等に関することというふうに規定されております。

ワシントン駐在は、主に米国内でのロビー活動を行っておりますが、そのほか県産品のPRなど、幅広い活動を行っていることから、ビザの申請書類はそのような記載としているところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から、異ならないとの答弁かとの確認があり、知事公室長からそのとおりであるとの回答があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 おかしいですね。今まではいわゆるロビー活動、沖縄の基地問題を発信する一点張りで私たちに説明をしておりました。それをやっていると今まで話していましたけれども、県民に対する今までの説明と今の答弁、違うんじゃないですか。

また、このようないわゆるロビー活動は、ほかの自治体、都道府県にも理解を得られないようなやり方だと思います。そのようなやり方を今後も続けていく予定ですか、伺います。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在は、先ほど来説明しているとおり、米国内での米国政府、米国議会等へのロビー活動を主に行っているところですが、そのほか幅広く県産品のPR、あるいはその県人会等々の交流等、幅広い活動を行っているところでございます。今後とも、そのような活動は続けていきたいというふうに考えております。

他県についてどのように考えるかというのは、なかなかこちらから申し上げることは難しいところなんですけれども、我々はワシントン駐在の活動については、しっかり今までどおり進めていければというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時15分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 それでは、学校給食費に関する質問をいたします。

午前の質疑もありました、令和5年度の事業としての調査研究をし、また、今年度の検討も続いているというところですが、改めてお聞きしたいんですが、県として、学校給食費の支援に取り組むそもそもの目的について伺います。

○半嶺満教育長 お答えします。

県としましては、学校給食費の支援を行うことにより、教育費の負担が大きい子育て世帯の経済的負担を軽減し、沖縄の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支えることを目的としております。

○米須清一郎委員 そういう大きな目的がある中で、令和5年度には調査研究として、実態調査と先事例の調査をし、そこで得られたものを踏まえて今年度には検討、そして県としての案が出てきていて、市町村との調整も続いているということですが、本来の大きな目的である小学校も含めた完全無償化というところの、県民であったり、市町村であったり、多くの方が望む姿形というのがあります。令和5年度の調査で得たものを踏まえて、仮に、今の案になっている中学校分、そして2分の1の補助ということを、まだ調整中、検討中ということではあると思うんですが、その方向で進んだ場合の、市町村にとっ

ての財政的な影響というのをお聞きしたいと思えます。

○半嶺満教育長 学校給食費無償化の取組の第一歩としまして、県内41市町村全てに対して中学生の学校給食費の2分の1の補助を行うこととしております。また、そのことによりまして保護者の負担軽減につながると。また、市町村と協力した学校給食費無償化の取組の推進がなされるものというふうに考えております。

○米須清一郎委員 理解としては、本来目指したいところの形ではないけれども、現状から考えたときに、そこから比較すると、県が補助することによって結果的に市町村の財政にも寄与し、一番の目的である保護者の負担の軽減が拡充される、そういう理解でよろしいですか。

○半嶺満教育長 そのように理解しております。

○米須清一郎委員 やっていないことをやる上での大変さ、事務的な部分も含めて、そういうつくり出していく大変さというのがあり、関係する市町村のこともまず一番に考えないといけないでしょうし、ぜひ何とか、今できることをしっかりやるというところで頑張っていたきたいなと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 幸喜愛委員。

○幸喜愛委員 よろしく願いいたします。

私もワシントン駐在について質問させていただきます。

まず、設置の目的については、先ほどの答弁でもいただきましたので、2番の米国における要請活動、ロビー活動についてお伺いしたいと思います。

アメリカはロビー活動というのはとても活発に行われている国で、それが法的にも認められた活動というふうに認識しております。

沖縄県として初めてそのロビー活動——訪米し要請を行った活動は、いつ、どのような経緯で訪米活動に至ったか、教えてください。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

知事訪米につきましては、昭和60年に西銘知事が初めて訪米し、国務省、国防総省に対し、基地の整理縮小やキャンプシュワブ及びキャンプハンセンでの実弾演習の廃止等の要請を行っております。

沖縄県としては、基地の整理縮小をはじめとした沖縄の基地問題の解決については、基地の提供責任者である日本政府と、実際に基地を運用する米国政府との間で協議が行われる必要があると考えています。

しかし、在日米軍専用施設の多くが沖縄県に集中し、過重な基地負担となっており、基地から派生する様々な問題が絶えないことから、直接、米国政府に対し、基地の整理縮小や基地被害の実情を訴えるとともに、率直な意見交換をすることが必要であることから、知事訪米に至ったものというふうに考えております。

以上です。

○幸喜愛委員 ありがとうございます。

調べましたところ、1985年、昭和60年から39年間で15回の訪米があったというふうにお伺いしております。このように積み重ねがあったからこそ、平成27年のワシントン駐在の設立に至ったと理解しているところですよ。

駐在を設置してもなお、まだ問題が解決されないまま、私たちの要請活動が続いていることだと理解しているところですが、これにつきまして知事、今後、このワシントン駐在につきまして、どのような展開をしていきたいとお考えかをお伺いしたいと思います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

米国における要請活動、いわゆるロビー活動につきましては、一般的に米国政府や連邦議会関係者に対し、個人や団体が政治的影響を及ぼすことを目的として行う活動を示しております。

そして、その意義は、団体等が政治家や官僚などに対して直接働きかけることにあると考えられています。事実、私が訪米をしていた間にも、米国議会内でも様々な団体が、そういうロビー活動を行っている状況がかいま見られました。ロビー活動は、アメリカ国議会においては、非常に正当かつ妥当な活動になっているという印象を受けました。

しかし、この米国外の団体等がロビー活動を行うためには、外国代理人登録法、FARAに基づき事務所の所在地や駐在員の氏名をあらかじめ登録する必要もあります。ワシントン駐在につきましても、この法律に基づいて登録を行い、適法にロビー活動を行っているところであり、このロビー活動の連続性が、やはり着実に成果を出してきているということが確実に現れているであろうと受け止めております。

今後も、この沖縄の問題をしっかりと、米国もその責任の当事者であるということを様々な方々にその状況を説明し、相互理解をもって、国際社会の中で果たしうる責任、役割を全うしてまいりたいというふうに考えております。

○幸喜愛委員 ありがとうございます。

第1回の訪米から本日に至るまでの沖縄県、そして県民の思いがずっと連なっていると思いますので、ぜひ遂行をお願いしたいと思います。

ただし、午前中の答弁を伺っておりますと、手続上新たに分かったこと、また、不透明な部分があるというふうに感じられるようなことが多くありました。今後、指摘の部分についてしっかりと調査をしていただいて、議会に対して速やかに、より丁寧な説明をしていただくことが必要かと思います。これを強く要望したいと思います。これについて知事、いかがお考えでしょうか。

○玉城デニー知事 午前中も真摯に答弁をさせていただきましたが、やはりこの法人登録の方法等について、必要な書類を取り寄せ、事実関係をまず確認すること、そして、米国の法律における考え方の違いについても、きちんと整理をする必要があるだろうと思います。委託業者、現地の弁護士にもそのような法的な解釈をしっかりと整理をしていただきながら、できる限り我々もしっかりとそれを取りまとめ、誤解のないように報告をし、活動が続けられるようにしてまいりたいと思います。

○幸喜愛委員 ありがとうございました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 私もワシントン駐在についてをお聞きしたいなと思っておりましたけれども、午前中、それから今、幸喜委員のお話もありました。ひっくり返して、二、三だけ、ぜひ確認させてください。重複するのは避けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

この設置目的ですとか、ロビー活動をかなえるための設置形態そのものの確認はいたしました。このロビー活動というのは、アメリカ国内で活動するための条件といいましょうか、総務企画委員会では、初めて株式会社の登録をしないことにはロビー活動ができないんだというふうな説明でした。

そこで、こういう形態でしか活動ができないのか——非営利目的で設置したと思い込んでいたんですが、実はこういうふうなことでしか活動がかなわないんだというふうな説明を受けたんですが、その辺のところをもう一度詳しく説明願えませんか。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

ワシントン事務所の設置に当たりましては、専門の法律事務所、あるいは政府機関との調整をした結

果、株式会社の形態を取ることが適切という判断となったものでございます。その法人の登録やその後の手続については、全て現地の法令に基づき、適切に行ったものと考えております。また、ビザにつきましても、現地の専門弁護士の指導の下で、L1ビザが最も適しているとして、領事館とも調整の上、取得したというところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員 もちろんこの設置目的は、大きくは基地問題をどうにか解決をしてほしいということで、日本政府にも、アメリカ政府にも直接働きかける機関が欲しいんだと、設置がしたいんだということから始まっていると思うんです。

私自身も読谷に住んでいて、読谷飛行場の基地のありようですとか、訓練のありようというのをまざまざと見せつけられてきました。隣の嘉手納の空軍基地も、日常飛び交う訓練機に相当悩まされてきました。その一つでも解決してほしいという県民の、基地の周辺地域に住んでいる人たちの願いというのは、少しでも基地の負担が軽減できるならばというようなことで、県のほうにも非常に期待をかけているわけですね。

それがようやくワシントン事務所といいましょうか、アメリカに直接働きかける、そういった設置ができるんだと、非常に期待をして見守ってまいりました。昨今、いろんな形でアプローチがかなってきて、実績が積み上がってきたんだというようなことから考えれば、これからは基地の負担軽減について、もっと皆さんに頑張ってもらいたいと、その機関を通してできるのであればやってもらいたいというのが、基地周辺に住んでいる、これまで悩まされ続けていた私たちの皆さんにかける期待なんですよ。

それからすると、ぜひ頑張ってもらいたいと思うし、そのことについてぜひ、知事からもコメントをいただきたいなと思うんですが、そのことについてどうですか。

○玉城デニー知事 この間、沖縄における基地問題は、日米同盟の中において、沖縄県に過重な米軍基地の負担が非常に長い期間にわたり、しかもアメリカが国際社会の中で、いわゆる紛争や様々な戦争に関わっていくときには、必ず沖縄の米軍基地がその渦中で使われてきているということがあります。

そして今もなお、過重な騒音、水質などの環境汚染、事件・事故等を含めて、アメリカに対してしっかりと実情を伝えつつ、我々が日米同盟を安定的に運用するためには、あるいは維持するためには、ど

のような理解と協力が必要であるかということは、ワシントン駐在を含め、様々な形で発信をさせていただきました。

今後も、このワシントン事務所の活動ほか、様々な関係団体との連携を通して、沖縄のこの課題解決に向けた取組を前に進めてまいりたいと考えております。

○仲宗根悟委員 このアメリカでのロビー活動が非常に重要だと捉えているんですね、私自身も。ところが、その形態でしかかなわないと。米国の国務省からもそういうふうな指導の下でこしらえてきたんだというふうに私も認識しているんです。

ところが、国内の形態と、それから米国での形態の違いが生じてきているということからすると、多くの県民の皆さんは困惑しているのかなというふうに思うのは当然だと思うんですね。

知事は県民に対しての説明を十分になすべきだというふうに考えるんですけども、こういったことについては知事はどうお考えでしょうか。

○玉城デニー知事 繰り返しの答弁で大変恐縮ですが、やはりその法人登録についての必要な書類、それから事実関係を確認をさせていただき、米国の法律の違いについてもしっかりと整理をし、委託業者、現地の弁護士にも、さらに考え方を整理させていただきながら、ぜひ誤解のないように丁寧に説明を進めてまいりたいというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 以上です。

ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 高橋真委員。

○高橋真委員 それでは、総括質疑をさせていただきます。

ワシントンに設置したワシントン事務所に関し、沖縄県が100%出資して設立した株式会社、民間企業の設立を含めた、これまでの経緯についてであります。

まず、海外で民間企業である株式会社を設立する際の事務決裁規程上の決裁権者と、その所掌事務はどこの部署が取り扱うのか、お伺いいたします。

○溜政仁知事公室長 沖縄県事務決裁規程上、海外で株式会社を設立する際の決裁権者は定められておりません。株式の取得等に係る出資金の予算執行に係る決裁権者は、1件1000万円以上は知事、1件100万円以上1000万円未満は統括監、100万円未満は課長となっております。

なお、今回の出資は委託料の中から支出したものであることから、事務決裁規程に基づき統括監が予

算執行伺いを決裁しているところでございます。

また、担当する部署は法人設立の目的に応じて決まることとなります。

以上になります。

○高橋真委員 続けて、沖縄県内、国内で100%出資して株式会社を設置した事例はあるのか伺います。

○宮城嗣吉総務部長 県が沖縄県内及び国内において100%出資した株式会社につきましては、今この案件を除きましては、現時点でございません。

また、国内の自治体では、愛知県高浜市及び石川県加賀市において事例を確認しているところがございます。

以上です。

○高橋真委員 事例があるということは、沖縄県でも可能であると考えますが、行政のしかるべき手順、手続がどうだったのか。取扱実績がない初めての取扱いであれば慎重を期すべきだと考えますが、沖縄県でも全庁的に例規集などを見直しして、現在の株式会社設立が可能な体制にあるのかお伺いいたします。

○溜政仁知事公室長 地方公共団体が出資することについては、法律上特段の禁止規定がないことから制限されておらず、公益性の有無の判断の下に出資することも可能であると考えております。

ただ、今回のワシントン駐在、ワシントン事務所の件につきましては、これまでの経緯、例えば議会への報告等についてなされなかったこと等については、少し過去の状況も検討して、なぜこのような状況になったのかというのは整理をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から、質疑の趣旨を再度説明した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 株式会社を設置するにつきまして、それから、どれぐらいの割合にすべきかという部分につきましては、法人の設立目的であるとか、その会社と行政との役割とか、あるいは関係団体間の役割分担とか、そういった部分を総合的に判断しながら設立されるものでありまして、その設立に対して何らの制限というところはないので、今言う公益上の話であるとか、そういう関係団体との調整状況に応じて設立していくものだというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から、再度質疑の趣旨は株式会社設立が可能な体制かどうかであるとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 設立の行政目的に沿った形で、庁内の関係部署と連携しながら検討されていくというふうに考えています。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から、株式会社設立ができる体制かの確認があり、総務部長から必要に応じて可能であると考えたとの回答があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

高橋真委員。

○高橋真委員 今回は委託事業費の中で実施してきたというのであれば、その意思決定のプロセスと、予算支出根拠が分かる起案書、もしくは支出負担行為伺いなどは存在するのか、お伺いいたします。

そして、その決裁権者、もう一回教えてください。

○溜政仁知事公室長 今回の法人の設立等については、ワシントン駐在の活動支援の一環として委託をされた中で行われており、その委託につきましては、当時の統括監の決裁というふうになっております。

以上です。

○高橋真委員 では、その起案の中においては、法人設立まで明記されているものでしょうか。お伺いいたします。

○溜政仁知事公室長 その委託の業務の中では、事務所の設置の支援に関することということで記載をされておりまして、具体的にワシントン株式会社の設立ということは言及されていないところがございます。

○高橋真委員 これ、恣意的な拡大解釈だと感じるんですね。しっかりとそういう重大な法人を設立するというときには、起案を上げるべきだったのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○溜政仁知事公室長 御指摘のとおり、委託についてはワシントン駐在の活動目的を達成するために行われたということにはなっているんですけども、当時、会社を設立するとか、そういうものについての確認というのが十分になされたかというのは、ここは改めて確認をする必要があるかと思いますが、現時点ではその確認は取れておりませんので、そこは適切にやるべきではなかったかなというふうに考

えております。

○高橋真委員 支出負担行為におきましては、地方自治法第232条の3でしっかりと予算と法令の根拠に基づいて執行すべきだというふうにうたわれております。今回、これは法令違反には当たらないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○溜政仁知事公室長 先ほど来答弁させていただいておりますけれども、この委託の内容自体が事務所支援に関すること、あるいはFARAをはじめ、必要と判断される登録業務の支援というところがございしますので、違反というところまではいかないのではないかというふうに考えております。

○高橋真委員 では、委託事業の中で法人設立ができるという法的根拠はどういうものがあるのでしょうか。

○溜政仁知事公室長 委託料の中で法人設立を行うことができるというような法律的な根拠というのはないものと承知しております。

○高橋真委員 ルールが沖縄県の中でないからだと思います。

それでは、当該株式会社は、公社等外郭団体に位置づけられないか、お伺いいたします。

○宮城嗣吉総務部長 県では、公社等外郭団体の円滑な運営とか、適正な財政運営の管理を行う目的で、公社等指導監督要領を定めておりまして、その位置づけられる法人としましては、出資比率が4分の1以上であり、かつ、県が最大出資者となる法人等について位置づけることとしておりますが、今回、議論となっている法人については位置づけはありませんので、この設立の経緯、また外国で設立された法人というところの部分、それから事実上、県の行政目的を達成するために置かれた法人であるとか、そういう経緯を踏まえてどういった取扱いが適切なのかというのは検討していきたいと考えております。

○高橋真委員 海外法人であれば、こういった適応はされないものだと、そういうルールがあるんですか。

○宮城嗣吉総務部長 国内だから、海外だからということではございませんで、海外の事例が沖縄県ではないということですので、そういうことも含めて、位置づけることについて、今後、その経緯等も含めて検討させていただければと思っています。

○高橋真委員 これは地方自治法第243条の3第2項の規定に法令違反しているような嫌いがあります。そういうふうに指摘をさせていただきます。

では、この法人の存在について、監査のときにど

のように説明をしたのでしょうか。お伺いいたします。

○溜政仁知事公室長 当該事務については、委託の中で行われているものですので、委託料の監査は行われているということです。

○高橋真委員 この監査に対して、きちんと報告していなかったという疑義が残るんですけど、いかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

平成27年度のワシントン駐在員の設置及び活動支援事業の委託については、その委託事業として監査を受けております。その中で、事務所の設置の支援に関すること等の内容を説明しているところでございます。

ただ、法人設立については、その当時の監査には報告はされていないところでございますので、繰り返しになるんですけども、まずは海外で設立された法人の性格等を整理させていただいて、なぜそのような対応になったのかというのは少し検討させていただきたいというふうに考えております。

○高橋真委員 これは監査にきちんと説明していなかった疑義が残ります。

そして、この本件の法人設立については、行政手続上不備、もしくは瑕疵があると思われるんですが、見解はいかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 当該法人については、委託料の中で出資の支払い等が整理されており、瑕疵がなく、設立はされているというふうに理解しております。

○高橋真委員 今回、議会からの指摘でこのように議論をされていることについて非常に疑義が残りますし、しかも、ここに至って、具体的な説明ができないのは大変問題であると指摘をさせていただきます。

こういった見逃せないものがいっぱい出てきたわけですけど、知事、どのようにこういった、このワシントン事務所の法人設立の経緯も含めて、県民へ説明責任を果たすのか、その御見解をお伺いしたいと思います。

○玉城デニー知事 重複する答弁で大変申し訳ございませんが、現在、設立当初の書類やその経緯について、担当の弁護士等とも確認をさせていただきながら、どのような経緯が取られたかということについては我々も整理をしたいと思っています。

ただ、ワシントン事務所の設置に当たり、法律事務所や政府機関と調整した結果、株式会社の形態を取ることが適切との判断となり、法人の登録やその

後の手続は全て現地の法令に基づき適切に行っているという認識でございます。

引き続き不明な点については、さらに調査を進めてまいりたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

（休憩中に、高橋委員から、海外のルールが先行して本県のルールがない状態での行政事務手続についての県民への説明について聞いているとの補足説明があり、知事から、日本の法令と外国の法令をどのように比較するかについても専門家の意見を聞きながらしばらく調査のための時間をいただき、県民に丁寧に説明していきたいとの答弁があった。）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 学校給食無償化実現について伺います。

アンケートについては質疑されておりましたので、取り下げたいと思います。

次の、学校給食費の無償化を実現するんだと、知事公約でもありますし、取り組まれています、これをぜひ実現するという点での知事の決意について伺いたいと思います。

○玉城デニー知事 子どもたちの健やかな育ちを支えることは、いわゆる未来への投資という考えもあり、学校給食費への支援は重要であると考えております。

学校給食費の無償化につきましては、持続可能な制度となることを念頭に、その予算規模、その財源の在り方等を含め、どのような方法で導入が可能か検討を重ねてまいりました。

そして、その無償化の取組のまず第1弾として、県内41市町村全てに対して、中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助することとしており、今、市町村からも法的な整備を含めて、簡単な要綱整備を進めていただきたいというような意見もいただいておりますので、引き続き来年4月からの実施に向けて、意見交換を進めながら鋭意取組を進めていきたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 給食費無償化は、全国どこでも、小学生も中学生も、実施すべきだというのが保護者の多くの要望だと思います。その点で、国に対する実施を求めるという状況はどういう取組をされているのか伺います。

○玉城デニー知事 国におきましては、こども・子

育て政策の一環として、こども未来戦略方針、及び骨太の方針2024の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて課題を整理し具体的な方策を検討するというように言っております。

学校給食は、やはり次代を担う子どもたちを健やかに育むためには欠かせないものであり、子育て世帯の経済的負担を軽減することは重要であるという観点、認識から、県として、学校給食費の無償化への支援については、令和6年8月及び先月10月も国に対してその要請を行ったところであります。

引き続き市町村と連携しながら、学校給食費の無償化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、水難事故をなくす、全庁的に政策的な対応を求めるという点で伺います。

まず、ビーチ管理における安全対策強化に関して、沖縄ライフセービング協会から陳情がありました。決算審査の中でもとても重要な指摘だというふうに委員会としては受け止めておりますので、これに対する受け止め、見解について。

世界から選ばれる観光地を目指している沖縄県、そしてライフセービング協会の陳情の中でも、この沖縄県の青く美しい海の安全・安心を確立し、本県が国際的観光地として国内外から評価され発展することを望む、こういう立場からの陳情だということで、その点でやっぱり財政的にもかかる対応が必要かと思っておりますので、この観光目的税、それを有効活用する1部門として重要じゃないかなと思っておりますが、これについての見解を、併せて2点伺います。

○前川智宏土木建築部長 陳情者意見に対する見解という部分についてお答えをいたします。

一般社団法人沖縄ライフセービング協会から陳情がありました沖縄県管理海浜公園において、安全管理業務を仕様発注方式とすることにつきましては、当該安全管理業務以外の維持管理及び施設運營業務との連動や役割分担、発注方式などの課題があるため、関係部局とも連携しながら、今後どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えているところでございます。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 観光目的税の活用についてお答えいたします。

海の安全対策は、世界から選ばれる持続可能な観光地を目指す上で必要不可欠な取組だと考えております。

現在検討しております観光目的税（宿泊税）では、主に6項目の用途を考えておりますが、その中でも

安全・安心で快適な観光の実現として、海の安全などの取組は重要であると認識しております。

そのため県としては、観光目的税が導入された際には、海の安全対策に関する施策事業のさらなる強化・拡充に取り組んでまいります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ぜひよろしくお願いします。

次に、ワシントン駐在員活動事業の成果について。

まず1点目、駐在員のビザ取得やロビー活動ができる資格取得など、米国関係機関との協議等、適切に行われたのか。ワシントン沖縄事務所設置の目的を遂行する上で、改善の取組、どのような経緯で行われてきたのか伺います。

○溜政仁知事公室長 駐在員のビザ取得に当たっては、ワシントン駐在の活動がどのビザに適しているのか、専門の弁護士の指導の下検討した結果、L1ビザが適しているものとして領事館とも調整の上、取得しております。

また、連邦議会議員へ働きかけるために必要となるFARA登録につきましては、専門の弁護士や政府機関と調整した上で、ワシントン事務所を株式会社とした上でこれを登録したところでございます。

このように、ワシントン駐在員のビザ取得やロビー活動は、米国内の法制度にのっとって適切に行われているものというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 2点目、知事訪米等に果たしたこのワシントン駐在員の役割、その成果について伺います。

○溜政仁知事公室長 今回の訪米に際し、ワシントン駐在は日頃から培ってきた人脈を活用し、連邦議会議員や有識者等との面談に当たっての人選や、その面談の取付け、共和党系シンクタンクであるハドソン研究所での講演、民主党のプログレッシブ議員連盟定例会でのスピーチ、議員補佐官を集めたブリーフィングといった新たな取組の実現など、大きな役割を果たしております。

また、米国政府関係者や有識者、沖縄とゆかりのある方々などを100名以上集めた県主催による沖縄ナイトや、ワシントンD.C. 沖縄会及びニューヨーク沖縄県人会との懇親会において、多くの方々と交流し、ネットワークを強化できたことについては、ワシントン駐在が現地に根づいて活動しているからこそ可能であったと考えております。

沖縄県としては、米国内において沖縄の基地問題

に関するより一層の理解と協力を得るためには、ワシントン駐在が築いてきたネットワークの維持かつ拡充が非常に重要であると考えております。

以上になります。

○瀬長美佐雄委員 最後の質問にします。

3番と5番は取り下げます。

4番の米国議会、国連、米国団体、世界的活動団体・個人や、沖縄県系人らとの友好関係性の構築、理解者の増加と連携の発展の状況について伺います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

ワシントン駐在による米国政府や連邦議会関係者に対する継続的な働きかけに伴い、連邦議会議員補佐官との関わりも深まっています。

また、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合（APALA）は、昨年3月の私と幹部との面談後、沖縄への新たな基地建設の中止を指示する旨の声明を発表しております。

さらに、ジョージ・ワシントン大学などと連携した沖縄の基地問題や文化などの情報発信を行っております。

このほか、ワシントンD.C. 沖縄会やニューヨーク県人会など、北米沖縄県人会との交流やネットワークが強化できたことについても、ワシントン駐在が現地に根づいて活動している大きな成果の現れであると考えております。

今後も、ワシントン駐在は、継続して意見交換やネットワークを強化することが重要と考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしく申し上げます。

ワシントン駐在について、最初に挙げてありますワシントン駐在のビザ申請、それから、沖縄プリファクチャーDCオフィスインクの設立経緯については、これまでいろいろ議論があり、答弁されていますので、これに関連して確認させていただきたいんですが、まず、FARA登録はどこに帰属しているのでしょうか。つまり、事務所なのか、人なのか、伺います。

○溜政仁知事公室長 まずFARA登録についてなんですけれども、平成27年12月にワシントン事務所をFARA外国代理人登録に基づいて登録しております。その中で、登録確認以降は年に2回、6か月分の活動報告を行っており、駐在員の変更があった場合には、駐在員の変更の登録も行っているということなので、事務所とその駐在員、両方が登録さ

れているということになるかと考えております。

○当山勝利委員　じゃ、県の職員がビザ申請するときに、この申請した書類には、当然ワシントン事務所で働きますよというのを書かれていると思うんですが、確認させてください。

○溜政仁知事公室長　職員がビザを申請するときはワシントン事務所にいるということを申請しています。

○当山勝利委員　ということは、今の話だと、職員がワシントン事務所に行って、当然、事務所のほうでも職員が変わったら変わったという手続をして、基本的にはワシントン事務所にFARA登録されているので、そこをもってロビー活動ができるというふうな手続で、職員の皆さんはロビー活動をされているということで理解してよろしいでしょうか。

○溜政仁知事公室長　どのような形で設置、あとビザとの関係等については、1回整理をさせていただきたいと思うんですけれども、登録については、今後、ワシントン事務所で駐在するということを前提にビザの登録をされているというふうに承知しております。

○当山勝利委員　午前中の答弁からすると、FARA登録はワシントン事務所で登録されていますという答弁だったので、基本的にはワシントン事務所がFARA登録しているというふうに理解しています。

今の答弁だったら、職員がそこに行って、当然、ロビー活動をするけれども、事務所がきちんとFARA登録をしている、そこで職員も変わる、それもちょうと報告する、その上でロビー活動をしているということに関して、手続上の不具合があるとは私は思っていないんですよ。なので、そこを確認させていただきたかったです。

○溜政仁知事公室長　失礼いたしました。

FARA登録につきましては、先ほども説明したとおり、ワシントン事務所で登録をしております。

事務所の駐在員についても、変わるたびにこの報告を行っていて、適切に対応していると。それにつきましては、毎回、毎年政府に対して報告をしているということでございます。

○当山勝利委員　分かりました。ありがとうございます。

いろいろ議論がありました。中身の整理しなきゃいけないところはきちんと整理していただいて、またそれはきちんと報告してください。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長　以上で、知事等に対する総括

質疑を終結いたします。

説明の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

本委員会に付託された議案等に対する質疑は全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

これより、議案等の採決を行います。

まず初めに、令和6年第3回議会乙第14号議案令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、令和6年第3回議会乙第14号議案は可決されました。

次に、令和6年第3回議会認定第2号から同認定第24号までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、令和6年第3回議会認定第2号から同認定第24号までの決算23件は認定されました。

次に、令和6年第3回議会認定第1号令和5年度沖縄県一般会計決算の認定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員　ただいま議題となっております認定第1号令和5年度沖縄県一般会計決算の認定について、我々、沖縄自民党・無所属の会としては、ワシントン駐在員活動事業費について、総務企画委員会及び当委員会での質疑を通じ、駐在職員のビザの取得に係る一連の問題が明らかとなり、本事業費の支出の正当性を根底から覆す事態となっていることから、決算を不認定としたいと思いますので、挙手による採決を求めます。

○西銘啓史郎委員長　ほかに意見、討論等ありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 採決の仕方を決めてから、私は退場したいんですけども。

今回、いろんな意見、答弁等で質問が出たんですが、現地で法律に従ってやっているというものもありますし、ただ、行政手続上ちょっと不明な面もあります。まだまだこれはもう少し吟味しないといけないと思っているので、今回の決定がまた新年度予算にもどう関わってくるのか、これもあるので、維新の会は退場したいと思っております。

○西銘啓史郎委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、維新の会所属委員が退席）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより、令和6年第3回議会認定第1号を採決いたします。

本決算については、挙手により採決をいたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本決算は、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○西銘啓史郎委員長 挙手少数であります。

よって、令和6年第3回議会認定第1号は、認定することは否決されました。

休憩いたします。

（休憩中に、退席者入室）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでございました。

これをもって委員会を散会いたします。

決算特別委員会議案処理一覧表

認定番号	議案名	議決の結果
令和6年第3回議会乙第14号議案	令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全会一致決可

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決算名	議決の結果
令和6年第3回議会認定第1号	令和5年度沖縄県一般会計決算の認定について	少数認定
令和6年第3回議会認定第2号	令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	全会一致認定
令和6年第3回議会認定第3号	令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計算認定について	〃
令和6年第3回議会認定第4号	令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決 算 名	議 決 の 結 果
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 5 号	令和 5 年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	全会一致 認 定
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 6 号	令和 5 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 7 号	令和 5 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 8 号	令和 5 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 9 号	令和 5 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 10 号	令和 5 年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 11 号	令和 5 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 12 号	令和 5 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 13 号	令和 5 年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 14 号	令和 5 年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 15 号	令和 5 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 16 号	令和 5 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 17 号	令和 5 年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 18 号	令和 5 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 19 号	令和 5 年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	〃
令和 6 年 第 3 回 議会 認定 第 20 号	令和 5 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	〃

認 定 番 号	決 算 名	議 決 の 結 果
令 和 6 年 第 3 回 議 会 認 定 第 21 号	令 和 5 年 度 沖 縄 県 病 院 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て	全 会 一 致 認
令 和 6 年 第 3 回 議 会 認 定 第 22 号	令 和 5 年 度 沖 縄 県 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て	〃
令 和 6 年 第 3 回 議 会 認 定 第 23 号	令 和 5 年 度 沖 縄 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て	〃
令 和 6 年 第 3 回 議 会 認 定 第 24 号	令 和 5 年 度 沖 縄 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て	〃

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 西 銘 啓史郎

各常任委員長からの決算調査報告書

○総務企画委員会

令和6年10月29日	
決算特別委員長 西銘啓史郎 殿	
総務企画委員長 西銘啓史郎	
決 算 調 査 報 告 書	
10月9日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1	委員会における審査概要 別紙議事録（速報版）のとおり
2	知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙1のとおり
3	その他委員から特に申出のあった事項 なし

別紙1（総務企画委員会）

総 括 質 疑

- 1 私立学校の所管を含め教育部門を教育委員会に集約することについて（知事）

【速報版】10月24日 P 9～11、10月25日 P 41
（総括質疑の内容）

総務私学課は、補助を行うためだけの部署になっており、教育という面が感じられない。もっと積極的な私学振興を行うことで公立教育にもよい影響を与えると考える。私立学校の所管を含め教育部門を教育委員会に集約することについて知事に聞きたい。

- 2 ワシントン駐在のビザの申請手続及びオキナワオフィスインク設立の経緯について、知事からどのような指示をし、それに対しどのような報告があったかについて（知事）

【速報版】10月24日 P 44～48、10月25日 P 42～43

（総括質疑の内容）

ワシントン駐在のビザの取得や、県が100%出資している会社を設立する際の手続は適正なものだったのか。その経緯や権限について知事に聞きたい。

- 3 ワシントン駐在員活動事業に係る委託先であるワシントンコア社の内情と現地の専門弁護士について（知事）

【速報版】10月24日 P 49～53、10月25日 P 43
（総括質疑の内容）

ワシントンコア社がどのような経緯で、現地の専門弁護士を通してワシントン駐在のビザの申請・取得を行ったのか。当該弁護士はどういう専門分野の弁護士かについて知事に聞きたい。

- 4 消防防災ヘリコプターの導入に係る知事の見解について（知事）

【速報版】10月24日 P 54～58、10月25日 P 41～42

（総括質疑の内容）

消防防災ヘリコプター導入に係る協議がストップしている原因がどこにあるのかについて十分に理解していないと思われる。今後、現在の考え方を踏襲するのか、あるいは地域に合わせて見直すのかを知事に聞きたい。

- 5 離島・過疎地域の問題解決について（知事）

【速報版】10月25日 P 31～33、P 35～41、P 43
（総括質疑の内容）

離島・過疎地域の対策・問題解決には、企画部だけでは限界がある。総務部や知事公室などと連携した横断的な組織をつくることについて知事に聞きたい。

○経済労働委員会

令和6年10月29日	
決算特別委員長 西 銘 啓史郎 殿	
経済労働委員長 新 垣 淑 豊	
決 算 調 査 報 告 書	
10月9日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1	委員会における審査概要 別紙議事録（速報版）のとおり
2	知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙1のとおり
3	その他委員から特に申出のあった事項 なし

○文教厚生委員会

令和6年10月29日	
決算特別委員長 西 銘 啓史郎 殿	
文教厚生委員長 新 垣 新	
決 算 調 査 報 告 書	
10月9日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1	委員会における審査概要 別紙議事録（速報版）のとおり
2	知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙1のとおり
3	その他委員から特に申出のあった事項 なし

別紙1（経済労働委員会）

総 括 質 疑

- 1 沖縄から水難事故をなくす取組は複数の部局にまたがるため、全庁を挙げて政策的な対応を行うことについて（知事、知事公室長、文化観光スポーツ部長、土木建築部長及び警察本部長）

【速報版】10月25日 P54～57

（総括質疑の内容）

沖縄から水難事故をなくすための取組は、文化観光スポーツ部だけでは限界があり、安全管理に徹底して取り組むような専属的な部署も必要ではないかとの危機感を持つべきである。全庁を挙げて政策的に取り組む必要があるため、知事、あるいは、知事公室長、警察本部長、土木建築部長、文化観光スポーツ部長に対して政策的な見解を聞きたい。

別紙1（文教厚生委員会）

総 括 質 疑

- 1 令和5年度に実施した学校給食実態調査や市町村の意見聴取など本年5月に発表した県の学校給食費半額負担制度の決定までの経緯や背景について（知事）

【速報版】10月24日 P24～27、10月25日 P59～

60

（総括質疑の内容）

本年5月に県が発表した学校給食費半額負担の方針決定に当たり、令和5年度に実施された学校給食実態調査や市町村の意見聴取がどのような形で反映されたのかについて知事に聞きたい。

○土木環境委員会

令和6年10月29日

決算特別委員長
西 銘 啓史郎 殿

土木環境委員長
仲 里 全 孝

決 算 調 査 報 告 書

10月9日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における審査概要
別紙議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
なし
- 3 その他委員から特に申出のあった事項
なし